



TIPLo
台灣特許實務マニュアル
2011

I 目次・インデクス-リンク	2
II 本文	8
III 台湾特許関連手続きフローチャート	98
IV 2010 年度台湾特許法改正法案重点説明.....	107
V 台湾特許法現行法条文及び 2010 年度台湾特許法改正法案条文対照.....	124

台灣國際專利法律事務所

創立者 弁護士・弁理士 林敏生 (-1997)

所長 弁護士・弁理士 林志剛

事務所:

東京連絡所:

台湾 台北市

東京都新宿区新宿2-13-11

南京東路二段125号

ライオンズマンション

偉成大楼7楼

新宿御苑前 第二506号

Tel: 886-2-2507-2811

Tel: 81-3-3354-3033

Fax: 886-2-2508-3711

Fax: 81-3-3354-3010

TIPLo Attorneys-at-Law

Also Taiwan International Patent & Law Office

7Fl, No. 125, Nanking East Rd. Sec. 2,

Taipei, Taiwan

P.O.BOX 39-243

E-mail: tiplo@tiplo.com.tw

<http://www.tiplo.com.tw>

© 2011 TIPLo, All Rights Reserved.

I 目次・インデクス-リンク

II 本文	8
1 出願	8
1-1 特許の種類	8
1-1-1 専利申請(特許出願)の種類及びその定義	8
1-1-2 特許出願の単一性原則	8
1-2 実体審査上特許付与すべきでない状況	8
1-3 発明者／創作人	9
1-4 出願権者	9
1-4-1 出願権者の定義	9
1-4-1-1 雇用関係の下の特許出願権の帰属に関して	9
1-4-1-2 出資招聘関係の下の特許出願権の帰属について	9
1-4-2 出願権者に対する制限	10
1-4-3 本当の出願権者による出願日の遡及権	10
1-5 特許出願権の譲渡	10
1-5-1 特許出願権の譲渡	10
1-5-2 特許出願権の相続	11
1-6 出願権証明書	11
1-7 特許代理人による出願	12
1-7-1 特許代理人の委任について	12
1-7-2 特許代理人の資格の制限	12
1-7-3 委任状の仕様及び制限	12
1-7-4 委任状の提出期限	13
1-8 国籍又は法人の証明	13
1-8-1 国籍又は法人を証明する書類の提出指令	13
1-8-2 国籍又は法人証明の提出期限及びそのコピーのものに関する使用規定	13
1-9 特許出願	13
1-9-1 特許出願に必要な書類及びその記載内容に関して	13
1-9-2 出願書類の補正期限	15
1-10 明細書及び図面	16
1-10-1 明細書の記載内容及び提出期限	16
1-10-2 発明特許及び実用新案の明細書及び図面の記載内容及び作成要領	17
1-10-3 意匠の図説	18
1-11 出願の特許明細書及び図面、図説の補正、面接、実験、補充説明書、模型又は見本	19
1-12 分割出願	21
1-12-1 分割出願の概括規定	21
1-12-2 分割出願のできるタイミング	21
1-12-3 分割出願と実体審査請求	22
1-12-4 分割出願に必要な書類	22
1-13 微生物の寄託	22
1-13-1 生物材料及び生物材料の利用に係る発明特許の出願及び特許の許可	22
1-13-2 微生物関連特許出願の寄託に関して	22
1-13-2-1 特許出願に際しての微生物寄託の手続き規定	22
1-13-2-2 特許出願に際しての微生物寄託の判断基準--容易に入手することができる生物材料の認定基準	23
1-13-2-3 特許専務機関の指定した国内寄託機構	23
1-13-2-4 指定された寄託機構の守秘義務	23
1-13-2-5 寄託に受け入れられる生物材料の種類	23
1-13-2-6 生物材料の寄託のプロセス及び必要な書類	23
1-13-2-7 生物材料寄託の受理拒絶	24
1-13-2-8 寄託の生物材料の生存試験、生存証明書及び生物材料の保存	24

1-13-2-9	生物材料を補充提出する義務	24
1-13-2-10	生物材料寄託の取り下げ	24
1-13-2-11	寄託生物材料の資料補正と分譲	25
1-13-2-12	寄託生物材料である菌種サンプルの提供	25
1-14	国際優先権	25
1-14-1	優先権主張の基本要件	25
1-14-2	優先権主張の種類	26
1-14-4	優先権主張の期間	26
1-14-5	優先権を主張することが出来る出願人/譲受人の資格	26
1-14-6	優先権主張の基礎となる基礎出願として具備すべき条件	27
1-14-7	優先権証明書の提出期限	28
1-15	国内優先権	29
1-15-1	国内優先権主張の基本要件	29
1-15-2	国内優先権を主張できないもの	29
1-15-3	国内優先権の主張期間	29
1-16	出願日	29
1-16-1	出願日の確定	29
1-16-2	同一出願日に関する取り扱い	30
1-16-3	変更出願の出願日	30
1-16-4	分割出願の出願日	30
1-16-5	非特許出願権者による出願の出願日の援用	31
1-16-6	出願日の繰り下げ	31
1-17	出願の変更	31
1-17-1	異なる專利種類間の出願変更	31
1-17-2	同一專利種類間の出願変更	32
2	特許の要件	33
2-1	産業上の利用性	33
2-2	新規性	33
2-2-1	新規性の基本定義	33
2-2-2	先行技術	34
2-2-3	留意事項	34
2-2-4	新規性喪失の例外事項	34
2-2-5	新規性の擬制喪失	35
2-3	進歩性	36
2-3-1	進歩性の概念	36
2-3-2	容易に完成できることと容易に知ることができること	36
2-3-3	進歩性の審査原則	36
2-3-4	進歩性の補佐的判断要素 (secondary consideration)	36
2-4	創作性	38
2-4-1	創作性の概念	38
2-4-2	創作性の審査原則	38
3	審査	40
3-1	発明特許の審査	40
3-1-1	早期公開	40
3-1-2	実体審査	41
3-1-2-1	実体審査請求	41
3-1-2-2	発明特許出願の実体審査の請求期限	41
3-1-2-3	発明特許出願の実体審査の請求に対する注意事項	41
3-1-2-4	生物材料又は生物材料の利用に関する発明の特許出願の実体審査に関する特別規定	42
3-1-3	補償金の請求	43

3-1-3-1	公開後公告前の際の権利抵触行為を巡る補償金請求とその構成要件.....	43
3-1-3-2	補償金請求権消滅の時効.....	43
3-1-4	再審査.....	43
3-1-4-1	初審査-拒絶査定.....	43
3-1-4-2	再審査時の審査人員の指定.....	43
3-1-4-3	期限内答申の通知の義務.....	43
3-1-4-4	再審査-拒絶すべき事由.....	43
3-1-4-5	特許すべき査定.....	44
3-2	実用新案特許の審査.....	44
3-2-1	形式審査（方式審査）.....	44
3-2-2	形式審査の範囲.....	44
3-3	意匠の審査.....	45
3-3-1	職権による実体審査.....	45
3-4	審査官の指定、その義務及び回避すべき事項.....	45
3-5	出願の特許明細書及び図面、図説の補正、面接、実験、補充説明書、模型又は見本.....	45
3-5-1	審査中の案件に関する出願人が行える事項(例えば面接の請求、実験や見本の提示、又は意匠出願の図説の補充と補正など)及びそれらの行為を行える時点：.....	45
3-6	査定及び処分.....	51
3-6-1	特許許可の査定(発明、実用新案)或いは処分(意匠).....	51
3-6-2	初審拒絶の査定－発明、実用新案.....	51
3-6-3	再審査拒絶査定-特許、意匠.....	52
3-6-4	実用新案-拒絶査定の処分.....	52
3-7	査定公告.....	52
3-7-1	公告の繰り延べ.....	52
3-7-2	特許付与の公告.....	52
3-7-3	補正を許可した公告.....	52
3-7-4	その他の公告すべき事項.....	53
3-7-5	公告を拒絶する特許.....	53
3-7-6	再度公告しない案件.....	53
4	特許権.....	54
4-1	特許権の発生.....	54
4-2	特許権の維持.....	54
4-2-1	特許料、証書代の納付及びその期限.....	54
4-2-2	特許料納付期限満了後の追納.....	54
4-2-3	特許料の減免.....	54
4-2-4	特許料納付の委任.....	54
4-3	特許権の消滅.....	54
4-3-1	特許権消滅の事由.....	54
4-3-2	特許権放棄の制限.....	55
4-3-3	特許権消滅の公告.....	55
4-4	特許権の存続期間.....	55
4-4-1	特許権存続期間の計算.....	55
4-4-2	改正前に既に公告した特許出願の特許権存続期間の計算.....	55
4-4-3	特許権存続期間延長の制限.....	55
4-5	特許権の延長.....	55
4-5-1	特許権期間延長申請権利者.....	55
4-5-2	申請期間.....	55
4-5-3	特許期間延長請求できる権利対象.....	55
4-5-4	申請書の記載事項及び添付書類.....	56
4-5-5	特許権内容の実施に関して、中央主管機関の許可証の交付が必要で、その許可証交付の申請期間が、二年間以上かかった場合にのみ、権利期間延長の申請が可能.....	56
4-5-6	特許権権利期間延長申請の可能回数.....	56

4-5-7	特許権権利期間延長の計算方法と延長を認める権利期間の酌量基準	56
4-5-8	同一特許権に記載された実施に関して許可不要のクレームは期間延長の効果を受けられない	57
4-5-9	特許権延長出願の審査	57
4-5-10	特許権延長の無効審判	57
4-5-11	職権による延長を取消す特許権	57
4-6	特許権の更新	57
4-7	特許権範囲の認定	57
4-7-1	特許権範囲の認定に関して、台湾では「折衷解釈主義」を採用している。	57
4-7-2	特許請求の範囲の解釈は請求項に記載された全体の内容を根拠とすべきである。	58
4-7-3	特許請求の範囲の解釈に使用する証拠は、内部証拠と外部証拠を含む	58
4-7-4	特許請求の範囲の解釈時に一歩進んで運用できる「請求項差別化原則」	59
4-7-5	特許請求の範囲解釈時の優先順序	59
4-8	特許権の内容及び効力の制限	59
4-8-1	特許権の排他効力	59
4-8-2	特許権排他効力の例外	59
4-9	特許権の譲渡	60
4-9-1	特許権の譲渡	60
4-9-2	再発明または創作の特許権者と元発明または実用新案の特許権者、又は製造方法の特許権者と物の特許権者は協議により交互に実施許諾をすることができる。(専 78 四、108 新型準用)	61
4-9-3	特許権の実施許諾を出願し、事情があつて当事者が連署することができない場合、裁判所の刑事判決書で認定した事実を根拠としてはならず、もし民事判決の主文に先方が備案の連署をすべきと記載された時、強制執行法第一百三十条の規定により、当該判決書に基づきその備案を許可することができる。(経(71)技 42425 号)	61
4-9-4	中華民国籍の会社の代表者は会社法に基づき同時に会社を代表して自己と実施許諾をし、または同時に2つの会社を代表して実施許諾をしてはならない。もし株式会社である場合、監察人を代表者とすべきで、もし有限会社である場合、非業務執行の株主が連署すべきで、前記事項はすべて会社登記変更事項のカード正、裏面のコピーを提出すべきである。(審査基準)...	61
4-9-5	ライセンシーは特許権者が再び他人に実施許諾をしたことについて、改めて書面で特許所管機関に同意を表明した場合、連署とみなす。(経(70)技 25109 号)	61
4-9-6	特許権の他人への実施許諾登記を申請するときは、特許権者又は被許諾者が申請書を備えて、実施許諾契約(ライセンス契約)又は証明書類を提出しなければならない。許諾契約又は証明書類には、許諾された範囲、地域及び期間を明確に記載しなければならない。また他人への実施許諾の期間は特許権の存続期間に限る。(専施 42)	61
4-9-7	実施許諾を申請するときは、下記の書類を備えなければならない。	61
4-10	特許権の相続	61
4-11	特許権の質権設定	62
4-11-1	質権設定の制限	62
4-11-2	質権設定、変更または消滅登記に提出しなければならない書類	62
4-12	強制実施	62
4-12-1	強制実施の処分	63
4-12-2	強制実施の中止及び取消	64
4-13	特許権の実施許諾	65
4-14	特許証書	66
4-14-1	特許証書の交付及び明確に記載すべき事項	66
4-14-2	特許証書の再交付又は返還	66
4-15	特許原簿	67
4-16	特許番号の表示	67
5	無効審判	68
5-1	特許権の取消、無効審判請求	68
5-1-1	何人も特許権に対する無効審判請求を提起することができる情况	69

5-1-2	何人も実用新案権に対する無効審判請求を提起することができる情況	70
5-1-3	何人も意匠権に対する無効審判請求を提起することができる情況	71
5-1-4	非特許出願権者による特許権取得の無効審判請求	72
5-1-5	特許権存続期間延長の許可が、無効審判請求または職権により取消しとなる事情について	72
5-1-6	無効審判請求の時機及び必要書類	73
5-2	無効審判請求案の審査手続き	73
5-3	無効審判の審決	75
5-4	知的財産裁判所設立後の無効審判案件審理制度	75
5-4-1	知的財産裁判所の設立及び関係法令	75
5-4-2	無効審判証拠提出の新制度	75
5-4-3	無効審判制度の「対世効」及び民事訴訟における特許有効性認定の「相対効」	76
6	特許明細書及び図式、図説の訂正	80
6-1	訂正の時期	80
6-2	訂正の事項	80
6-3	訂正申請で提出すべき書類	80
6-4	実質拡大又は実質変更に関する判断基準	80
6-5	知的財産裁判所設立後の訂正	88
7	行政救済	89
7-1	行政救済を提起できる状況	89
7-2	訴願	89
7-3	行政訴訟	90
7-3-1	訴訟の種類	90
7-3-2	訴訟手続きの進行	90
7-3-2-1	起訴	90
7-3-2-2	訴訟費用	90
7-3-2-3	口頭弁論	90
7-3-2-4	新たな証拠の斟酌	90
7-3-2-5	適切な時期に新たな証拠を提出しない場合の失権効	91
7-3-2-6	技術審査官の参加	91
7-3-2-7	裁判見解不一致の防止	92
7-3-3	裁判	92
7-3-4	上訴	92
8	類似意匠	93
8-1	類似意匠の定義	93
8-2	類似意匠の成立要件（審査基準 3-6-3）	93
8-3	類似意匠登録出願に必要な書類	93
8-5	類似意匠の特徴	94
9	その他	95
9-1	政府料金の納付	95
9-2	政府料金の返還	95
9-3	ファイル閲覧	95
9-3-1	閲覧できる書類	95
9-3-2	ファイル閲覧の注意事項	96
9-4	指定期間の変更、遅延の処分原状回復	96
9-4-1	指定期間の変更	96
9-4-2	期間に遅れた場合の処分	96
9-4-3	原状回復	97

III	台灣特許関連手続きフローチャート	98
	表 1 台湾特許、意匠出願のプロセス	98
	表 1 A 台湾特許出願における早期公開及び実体審査請求のプロセス	99
	表 1 B 台湾実用新案出願のプロセス	100
	表 2 台湾特許査定及び登録査定から権利期間満了まで	101
	表 3 台湾特許行政救済	102
	表 4 台湾に於ける行政救済手続の流れ	103
	表 5 台湾特許無効審判	104
	表 6 台湾特許国内優先権（特許、実案）	105
	表 7 年金納付作業の流れ	106
IV	2010 年度台湾特許法改正法案重点説明	107
V	台湾特許法現行法条文及び 2010 年度台湾特許法改正法案条文対照	124

II 本文

1 出願

1-1 特許の種類

1-1-1 專利申請(特許出願)の種類及びその定義：

台湾では、発明特許と実用新案及び意匠に関する規定がまとめて専利法(特許法)に制定されている。それら三者は全て「専利(特許)」として取り扱われるが、発明といえば「発明特許」に特定してさすことになる。実用新案と意匠は法律上「創作」に該当して、「発明」と峻別されている。意匠は本意匠と類似意匠の二種類がある。それぞれの定義は次の通りである。

1 発明特許(発明専利)—発明特許とは自然法則を利用した技術的思想の創作をいう(専 21)

2 実用新案(新型専利)—実用新案とは、自然法則を利用した技術的思想の創作のうち、物品の形状、構造又は装置に関するものをいう。発明に対して、実用新案は創作として取り扱われる。(専 93)

3 意匠(新式様専利)—意匠とは物品の形状、模様若しくは色彩又はこれらの結合であって、視覚を通じて美感を起こさせる創作を指す。(専 109 一)

4 類似意匠(連合新式様専利)—類似意匠とは、同一の者がその本意匠に基づいて創作し、且つ当該意匠に類似するものを指す。(専 109 二)

1-1-2 特許出願の単一性原則

1. 特許出願は、各発明ごとにこれをしなければならない。

二以上の発明が、一つの広義的発明概念に属するものは、一つの出願にまとめてこれを行うことができる。(専 32、108 新型準用)

2. 意匠登録出願は意匠ごとにしなければならない。(専 119)

1-2 実体審査上特許付与すべきでない情況

1. 次に掲げる各号は、特許を受けることができない。(専 24)

一)動植物及び動植物の生産のための生物学的方法。但し、微生物学的な生産方法は、この限りでない。

二)人体又は動物の疾病の診断、治療又は外科手術の方法。

三)公の秩序、善良の風俗又は衛生を害するもの。

2. 公の秩序、善良の風俗、又は衛生を害する実用新案については、実用新案登録を受けることができない。(専 96)

3. 実用新案登録出願に係る考案は、形式審査(訳注：日本の方式審査)を経て次の各号に掲げる場合のいずれに該当するものと認めるときは、特許を付与しない処分しなければならない。(専 97)

一)物品の形状、構造又は装置に属しない。

二)前条規定に違反する。

三)第 108 条が準用する第 26 条第 1 項、第 4 項の形式(方式)の開示に関する規定に違反する。

四)第 108 条が準用する第 32 条規定に違反する。

五)説明書及び図面には必須事項が掲げられていない、又はその開示が明らかでない。

前項処分をする前に、期間を限定して意見の陳述又は明細書若しくは図面の補正をするよう出願人に通知しなければならない。

4. 次の各号に該当するものは意匠登録を受けることができない。(専 112)

一)純粋に機能的に設計された物品造形。

二)単なる芸術創作又は美術工芸品。

三)集積回路の回路配置及び電子回路の回路配置(レイアウト)。

四)物品が公共の秩序、善良の風俗、又は衛生を害するもの。

五)物品が党旗、国旗、国父の肖像、国の紋章、軍旗、印章、勲章と同一又は類似であるもの。

1-3 発明者／創作人

- 1 発明者または創作人はその発明又は創作を発明したものであって、自然人に限る。
- 2 特許出願権及び特許権が雇用者又は出資者に帰属するときは、発明者又は創作人は氏名表示権を享有する。(専 7)。
3. 発明者の氏名表示権が侵害を受けたときは、発明者氏名の表示、又はその他名誉回復に必要な処分を請求することができる。本条に定める請求権は、請求権者が行為及び賠償義務者を知ったときから2年間、行使しないときに消滅する。行為があったときから10年間を超えたときも、同様とする。(専 84、108 新型準用、129 新式様準用)。

1-4 出願権者

1-4-1 出願権者の定義

特許出願権者は、本条に別段の定めがある場合、又は契約で別途約定をした場合を除き、発明者、創作人又はその譲受人、相続人をいう。(専 5 二)。

1-4-1-1 雇用関係の下の特許出願権の帰属に関して

被用者(従業員)が職務により完成した発明、実用新案、又は意匠について：

- 1、その特許出願権及び特許権は使用者に属し、使用者は被用者に適当な報酬を支払わなければならない。但し、契約に別段の約定がある場合はその約定に従う。
- 2、上記の「職務上の発明」とは、実用新案、又は意匠が、被用者が雇用関係中の職務の遂行において完成された発明、実用新案、又は意匠を指す。

被用者が非職務上において完成した発明、実用新案、又は意匠について：

- 1、原則として、その特許出願権及び特許権は被用者に属する。
- 2、但し、上記の発明、実用新案、又は意匠が使用者（雇用主）の資源又は経験を利用したものであるときは、使用者が合理的報酬を支払ったうえで、当該事業において、その発明、実用新案、又は意匠を実施することができる。
- 3、被用者が非職務上において発明、実用新案、又は意匠を完成したときは、直ちに書面をもって使用者に通知しなければならない。必要がある場合は、創作の過程についても告知しなければならない。使用者が前項の書面通知が送達された日から6ヶ月以内に被用者に対して反対の表示をしなかったときは当該発明、実用新案、又は意匠を職務上の発明、実用新案、又は意匠として主張することができない。
- 4、上記の使用人と被用者の間に結ばれた契約であって、被用者がその発明、実用新案又は意匠による権益を享受できないようにしたものは、無効とする。(専 9)

1-4-1-2 出資招聘関係の下の特許出願権の帰属について

- 1、一方が出資し、他人を招聘して研究開発に従事させるときは、その特許出願権及び特許権の帰属は双方の契約の約定に従う。
- 2、契約に約定がない場合は、発明者又は創作人に属する。但し、出資者はその発明、実用新案、又は意匠を実施することができる。
- 3、前記の規定により、特許出願権及び特許権が使用者又は出資者に帰属するときは、発明者又は創作人は氏名表示権を享有する。

■報奨金及び補償金

「報奨金、補償金は給与・賞与に含める」という契約の合法性に関する論議。

【解説】

一般的に、被雇用者が雇用者に対して、職務上の発明の対価である「報酬」を請求するという案件

は、台湾には余りありません。台湾でよく生じている紛争は、被雇用者が先に自己の名義で特許を出願して特許権を取得した後、雇用者が当該特許は職務発明であると考え、専利法の規定に基づき、被雇用者に対して当該特許権の返還請求、或いは特許権及び特許出願権の帰属についての確認請求を行うというものです。

前記の「報酬」を、「研究発明奨金（和訳：研究発明賞与）」或いは給与に含めるとし、雇用者は別途給付しないという契約の有効性については、専利法第7条第1項において、「被雇用者が職務により完成した発明、実用新案、又は意匠（注：「専利」と総称する）について、その専利出願権及び専利権は使用者に属し、雇用者は被雇用者に適切な報酬を支払わなければならない。但し、契約に別段の約定がある場合はその約定に従う。」と規定されています。したがって、契約自由の原則に基づき、労働契約において、雇用者は適切な報酬を支払わなければならないという規定を排除する旨、別途約定することができます。

また、実務上、「研究開発職員」である被雇用者が、雇用者に給与の他、別途適切な報酬を支払うよう請求する権利を有するか否かという案件につき、台湾高等裁判所は次のように認定しています。被雇用者は、設計職務により、毎月7万円の給与を受領しており、これは適切な報酬であり、雇用者は別途給付する義務はない、との判断を示しました（台湾高等裁判所の93年度劳上易字第31号判決をご参照）。上記裁判所の見解は、おそらく本案件の被雇用者が研究開発のために雇用されたという背景と関係があると思われます。

1-4-2 出願権者に対する制限

1. 外国人の所属する国と中華民国とが共同で特許の保護に同一の国際条約に加盟していないとき、又は特許を相互に保護する条約、協定、若しくは団体、機関によって締結され、主務官庁の許可を受けた特許保護に関する相互協議がないとき、又は中華民国国民の特許出願を受理しないときは、その特許出願を不受理とすることができる。（専4）。
2. 特許所管機関の職員及び特許審査人員は、その在職期間内に相続による場合を除き、特許出願をすることができず、且つ直接か間接を問わず、特許に関わる如何なる権益も受けられない。（専15）

1-4-3 本当の出願権者による出願日の遡及権

出願権者でない者によって出願され特許を受けた発明について、特許出願権者がその出願の公告日から二年以内に無効審判を請求し、且つ審決で取消しが確定した日から60日以内に出願をしたときは、出願権者でない者の出願日を出願権者の出願日とする。（専34、108新型準用、129新式標準用）

1-5 特許出願権の譲渡

1-5-1 特許出願権の譲渡

1. 特許出願権を譲渡することができる。（専利法第6条）
2. 特許出願権を継承した者は、出願時に継承人の名義で特許出願をしておらず、又は出願後、特許所管機関に対して名義の変更を申請しなければ、これをもって第三者に対抗することができない。（専利法第14条）
3. 特許出願権が共有であるときは、各共有者は、他の共有者の同意を得なければ、その持分を他人に譲渡することができない。（専利法第13条）
4. 特許出願権の譲渡を申請する際、下記の書類を完備させなければならない。
 - (1)元の出願人或いは譲渡人により提出された申込書一部(元の出願人或いは譲渡人のサインや判子が必要である。ただし、委任代理人がいる場合、代理人のサインや判子だけでもよい)
 - (2)譲渡契約書の正本、或いは認証済みや出願人により宣誓されたコピー本一部。会社の合併によって特許出願権の承継を申請した場合は、合併の証明書を添付すべきである。
 - (3)譲渡人の代理人委任書(特許代理人を委任していない場合は不要である)
5. 特許出願権の譲渡を申請する場合の他の注意事項：

(1)代表者が会社と自分自身の両方を代表して譲渡行為を行う場合、または譲渡人と承継人の両者の代表者が同一人物である場合、その会社或いは譲渡人が署名すべき書類において、監査人(株式会社組織)或いは業務を執行しない株主(有限会社組織)の署名が必要であり、また、会社変更登録カードの正面、裏面のコピーも添付する必要がある。

(2)譲渡人の姓名や名称、判子、代理人は、特許所管機関のファイルに保存されたものと同一でなければならない。同一ではない場合は、変更料金新台幣ドル 300 元を納付して変更を行わなければならない。判子の変更を行う際、宣誓書と身分証明書或いは法人証明書のコピー本を合わせて添付すること。

(3)譲渡人の住所に変更がある場合、申込書にその変更の事実を明記し、且つ正確な住所を明細しなければならない。また、変更料金の納付は不要である。

(4)譲渡人の代理人に変更がある場合、申込書にその変更の事実を明記するだけでよく、変更を行う必要がない。

(5)類似意匠の譲渡は親案と同時に譲渡登録をしなければならない。その場合、申請書類と納付料金を別々に用意しなければならない。

1-5-2 特許出願権の相続

1. 特許出願権を相続することができる。(専利法第 6 条)

2. 特許出願権を相続した者は、出願時に相続人の名義で特許出願をしておらず、又は出願後、特許所管機関に対して名義の変更を申請しなければ、これをもって第三者に対抗することができない。(専利法第 14 条)

3. 特許出願権の相続を申請する際、下記の書類を完備させなければならない。

(1)申請書一部(相続人のサイン或いは判子が必要。代理人を委任した場合、代理人のサイン或いは判子のみでよい)

(2)全戸の戸籍謄本(本国国民)一部或いは他の相続証明書類(外国人)

(3)死亡証明書一部

(4)特許代理人を委任している場合、委任書を添付する必要があり、さらに、代理権限と住所を明記する必要がある。

(5)相続系統表一部

(6)申請料金

4. 特許出願権の相続を申請する場合、他の注意すべき事項：

(1)相続人は未成年の場合、その法定代理人または保護人の署名が必要となる。相続を放棄する場合は、裁判所から発行した相続放棄証明用書類を送付しなければならない。

(2)相続人が複数存在する場合、相続人全体で相続を届出ることが必要となる。その一人または一部の相続人が相続する場合、下記の書類を送付しなければならない：

(A)裁判所から発行した相続放棄証明用書類。

(B)遺言証書。

(C)相続人全体が署名した遺産分割議定書ならびに相続人全体の印章証明。

(3)発明人が死亡したと主張する者は、その相続人が署名した出願権証明書及び該相続人の相続証明書(遺書、法廷判決などの証明書類)。(審査基準)

(4)中華民国国内に住所或いは営業所を持たない者は、代理人に委任してから処理すべきである。

(5)関連意匠は、親案と同時に相続を届け出なければならない、それぞれの申請書類および納金を提出しなければならない。

1-6 出願権証明書

1. 出願権証明書とは出願人が当該発明又は創作の出願の権利を有することを証明する書類である(例えば、譲渡証明書又は承継証明書)。実務では、出願人と発明者または創作者は同一人物でない場合、出願権証明書を提出して出願の権利を有することを証明すべきである。(専 10、専 25、108 新型準用、専 116)

2. 出願人が発明人の署名拒否、病気、死亡や連絡不能などの事実上の問題によって発明人が署名した出願権証明書を取得できない場合は、代わりに保証書や関連証明書類を添付することができる。保証書の内容

には発明名称、特許出願権を取得する根拠と一切の法律上の責任を受ける声明を記載すること。関連証明書類というのは、出願人が自分の言葉を真実と証明できる証明書を指す。例えば：

- (1)発明人が病気のため書類の提出できないと主張する者は、該発明人の医療証明書。
- (2)発明人が死亡したことにより書類の提出できないと主張する者は、その相続人が提出した出願権証明書類及び当該相続人の相続証明書(遺書、法廷判決などの証明書類)。
- (3)雇用関係或いは職務発明を主張する者は、その雇用契約或いは職務発明の証明書類。

3.審査の実務案例上、同一の技術が外国に特許出願をしており、且つ発明人が同意の元に署名し、当該技術の特許出願権を出願人に譲渡し世界中の各国に出願し、中華民国への出願権を排除していない場合は、本案の出願人が出願権を取得したことを十分証明できるので、上記の発明人が署名した出願権証明書を取得できない場合とは違う。そのため、出願人は当該譲渡証明書類を提出すればよく、我国での出願権利を出願人へ譲渡した署名済み書類を提出する必要はない。(審査基準 1-1-7)

4.上記書類の提出期限について、知的財産局は四ヶ月を補正期間として出願人に通知する。期限内に提出できない場合、期限前に理由を述べて延期請求を行う必要があり、原則として知的財産局は二ヶ月の延期を与えてくれることとなり、即ち、出願日より6ヶ月以内に不備の書類を提出しなければならない。期限を過ぎても書類を提出しなかった場合、出願は無効とされる。但し、無効の処分が下される前に、書類を提出した場合、知的財産局は依然としてその書類を受理すべきである。(審査基準 1-1-3)

1-7 特許代理人による出願

1-7-1 特許代理人の委任について

1. 出願人は、特許出願及び特許に関する事項の処理について、代理人に委任して処理することができる。(専 11)
2. 中華民国国境内において、住所又は営業所がない者は、特許出願及び特許に関する事項の処理については、代理人に委任しなければならない。(専 11)
- 3.出願人は、特許代理人に委任したときは、代理の権限及び送達の住所を明記した委任状を添付しなければならない。(専施 8)
- 4.出願人は、代理人の権限を変更し又は代理人を交替するときは、文書をもって特許主務官庁に通知しないかぎり、特許主務官庁に効力を生じない。(専施 8)
5. 特許代理人が二人以上であるときは、そのいずれも単独で出願人を代理することができる。(専施 8)

1-7-2 特許代理人の資格の制限

1. 代理人は、法律に別段の定めがある場合を除き、専利師(弁理士)に限る。(専 11)
2. 専利師の資格及び管理は別途法律をもってこれを定める。法律が制定される前は代理人資格の取得、取り下げ、廃止及びその管理規則は主務官庁がこれを定める。(専 11)
3. 特許代理人の送達住所、印章に変更があったときは、特許主務官庁に変更の申請をしなければならない。(専施 8)

1-7-3 委任状の仕様及び制限

1. 委任状は知的財産局へ特許の出願及び関連業務を代理人に委任することを証明する書類であって、委任者と受任者の双方から署名又は捺印すべきであり、且つその代理権限を明確に記載すべきである。
2. 特許出願に関連する手続きを代理人に委任した案件について、代理人が権限内に提出した書類に出願人は捺印しなくてよいが、代理人の代理権限を委任状に明確に記載すべきである。

3. 出願人が法人である場合、その法人の代表者が委任状に署名又は捺印された場合、その後の手続きにおいて書類に署名又は捺印する必要があった時に同じ署名又は印鑑で行う必要がある。

4. 同一出願人の提出した包括委任状について住所又は代表者の変更がなければ使用期限の制限がない。その原本を知的財産局へ提出した後、後日この書類を使う必要があった場合、その原本のコピーを提出すればよいが、そのコピーのものに原本の出願番号及び提出日を明記すべきである。

5. 提出した委任状のコピーは原本と一致すると出願人が宣誓すれば、そのコピーのものを提出してよいこととなる。

1-7-4 委任状の提出期限

出願人は特許の出願手続き及びその関連の業務を代理人に委任する場合、出願と同時に委任状を提出すべきである。委任状の提出期限を延期することができるが、延長期間は出願日より6ヶ月を過ぎては行けない。

1-8 国籍又は法人の証明

1-8-1 国籍又は法人を証明する書類の提出指令

1. 特許主務官庁は、必要と認めるときは、出願人に身分証明書又は法人証明を提出すべき旨を通知することができる。(専施2)

2. 中国大陸の住民(香港及びマカオの住民を含む)が出願する際に、身分証明書又は法人証明を提出すべきである。(大陸地区人民在台申請專利及商標註冊作業要點7)

1-8-2 国籍又は法人証明の提出期限及びそのコピーのものに関する使用規定

1. 提出すべき証明書類は、原本又は正本でなければならないが原本又は正本について、当事者から原本又は正本と同一であることの疎明があったときは、コピーをもってこれに代えることができる。(専施4)

2. 国籍又は法人証明を知的財産局へ提出した後、同一出願人が再度同様な書類を使用する必要があった時、その原本のコピーを提出すればよいが、そのコピーのものには原本の出願番号及び提出日を記載すべきである。

3. 出願人は知的財産局からの指令を受けた際に当該国籍又は法人証明を提出すべきである。提出期限の延期請求は可能であるが、出願日より6ヶ月を超えては行けない。

1-9 特許出願

1-9-1 特許出願に必要な書類及びその記載内容に関して

1. 特許出願には特許出願権者が次の書類を備えて特許庁へ出願することができる。(専25、108新型準用、専116)

一)願書一部: 優先権を主張する場合、出願と同時に願書に優先権主張のことを記載しなければならない、且つ、その願書には優先権主張の番号、優先日及び出願国を記載すべきである。(専28、108新型準用、129新式様準用)。

二)出願権譲渡証明書一部: 出願権者は雇用主、譲受人又は相続人の場合、発明者または創作者の氏名を明記し、雇用、譲受又は相続の証明書類を添付しなければならない。

三)外国語明細書及び図面(又は意匠の図説)二部: この書類は外国語書面による出願の場合のみ、必要となる。

四)中国語明細書及び図面(意匠の場合は図説)三部。

五)委任状: 出願の手続きを特許代理人に委任した場合、又は書類の受け取りを第三者に指定した場合のみ、必要となる。

六)優先権証明書: 優先権主張の場合のみ、提出すべきである。(専28)

七)生物材料又はその利用に係る発明の特許出願に関し、出願人は遅くても出願日に当該生物材料を特許所管機関が指定する国内の寄託機構に寄託し、並びに出願書に寄託機構、寄託期日及び寄託番号を明記しなければならない。但し、当該生物材料はその属する技術の分野における通常の知識を有する者が容易に入手することのできるものであるときは、寄託を要しない。

出願人は出願日から3ヶ月内に寄託に関する証明書類を提出しなければならないが、期間が満了して提出がなかったときは、未寄託とみなす。

出願前にすでに特許所管機関が認可した国外の寄託機構に寄託しており、出願時にその事実を声明し、出願日より3ヶ月内に特許所管機関が指定する国内の寄託機構に寄託した証明書類及び国外における寄託機構が発行した証明書類を提出したものは、前記の制限を受けない。(専 30)

2. 意匠登録出願は意匠ごとにしなければならない。

意匠登録の出願には、意匠を施す物品を指定しなければならない。(専 119)

3. 特許出願権が共有に係るときは、共有者全員によって出願をしなければならない。

二人以上の者が共同して特許出願以外の特許関連手続をするときは、取り下げ若しくは放棄の申請、分割出願、出願変更、又は本法に別段の定めがあるものについて共同で連署するほか、その他の手続は各人が単独で行うことができる。但し、代表者に関する約定があるときはその約定に従う。(専 12)。

■特許出願時の留意点

■1 特許出願時の必要書類及び補完

申請時必要書類は、願書、明細書および必要な図面。その他、譲渡証書、台湾代理人への委任状、優先権証明書類、新規性喪失の例外適用を受けるための証明書等、また(必要な場合)微生物材料寄託証明書、法人・国籍証明書類等は補完が可能。

【解説】

台湾特許法第25条第3項により、願書、明細書及び必要な図面が完備した日が出願日と認定されることとなっていますので、出願の際に願書、明細書及び必要な図面を提出すれば、出願日を確保できます。その他の書類は補完できます。

1. 特許出願日とは、出願日を取得するために必要な書類を揃えて、出願日に智慧局に特許出願を行い、専利法所定の効果を生じる期日をいいます。その期日は、出願人が実際に出願の書類を提出した期日と同一とは限らず、つまり、出願日を取得するために必要な書類が欠落したか、それとも法定手続きに当該せず、補正することができる場合、当該出願日を繰り下げることがあります。

2. 専利法第25条第3項では、「特許出願は願書、明細書及び必要な図面が完備した日を特許出願日とする。」と規定されているので、特許出願後に、智慧局で先ず手続審査を行い、つまり前記三点の書類が規定により提出されたか否かを審査し、もし審査を通過した場合、特許出願の出願日を付与します。前記以外のその他の書類の補完は、原則上認められます。

3. しかしながら、出願人が、出願日を取得するほかに、その他の権利を主張しようとする場合、(例えば新規性優遇期間、優先権、生物材料寄託等)それぞれの関連規定によらなければなりません。説明は次の通りです。

(1) 新規性優遇期間：出願時に事実及び年、月、日を叙述し、且つ指定期間内に証明書類を付さなければならない。

(2) 優先権：特許出願と同時に声明を提出し、且つ願書に外国の出願日及び当該出願を受理した国を明確に記載しなければならないが、優先権証明書類を出願日より四ヶ月以内に提出しなければならない。

(3) 生物材料の寄託：原則上出願日の前に寄託を完了しなければならないが、出願前に外国で寄託したほか、出願時にその事実を声明し、出願日より三ヶ月以内に関連証明書類を付した場合も、寄託を完了したものと見なされる。

4. 前記3の他に、出願日に願書に併せて次に掲げる事項の声明をしなければならない。(専利法施行細則第14条)：

(1)発明の名称

- (2)発明者の氏名、国籍
- (3)出願人の氏名、国籍、住所・居所又は営業所。代表者がいるときは、代表者の氏名についても明記しなければならない
- (4)特許代理人に委任するものは、その氏名、事務所等。

■2 補完期限4ヶ月以内、更に2ヶ月の延長も可能

【解説】

優先権証明書の提出期限は出願日より4ヶ月であり、延期の請求は不可です。微生物材料寄託証明書の提出は、出願日より3ヶ月であり、延期は不可です。その他の補完書類の提出期限は出願日より4ヶ月であり、さらに2ヶ月延長できます。

■3 包括（一括）委任状による手続き

【解説】

委任状に関し、包括委任状による手続きは可能です。

■4 優先権証明書の翻訳

【解説】

通常優先権証明書の表紙のみを翻訳しますが、主務機関から求めがあった場合のみ全文翻訳を提出します。

■台湾中国間の優先権主張

知的財産保護協力協定により、両国間の優先権主張が可能となる見込み。

【解説】

2010年6月29日に調印された知的財産保護協力協定により台湾と中国の両方は相手の優先権主張を認めることが合意されました。台湾若しくは中国に2010年9月12日以降に出願された最初特許出願案件に基づいて、出願人は2010年11月22日以降台湾若しくは中国で特許出願の優先権を主張することが可能となります。

但し、台湾側は優先権主張の出願人の国籍に関して制限しないのに対して、中国では台湾国民に限定して台湾の最初出願に対する優先権の主張を認め、外国人の台湾最初出願に関しては優先権の基礎出願としての効力を認めないスタンスとなっている。（2010年11月22日現在）

1-9-2 出願書類の補正期限

1. 国際優先権を主張する者は出願日より4ヶ月以内に優先権証明書を提出しなければならない。（専 28、108 新型準用、129 新式様準用）
2. 外国語の明細書、図面にて出願する者は、知的財産局の指定した期限内に中国語訳文を提出しなければならない。（審査基準）
3. 出願人は発明者ではない場合、出願権証明書を知的財産局の指定期間内に提出しなければならない。（審査基準）
4. 代理人を委任した者は、知的財産局の指定した期限内に委任状を提出しなければならない。（審査基準）
5. 書類の提出期間は延期不可の「法定」期間に属する場合を除いて出願人は知的財産局の指定した期間内に理由を述べて延期申請することができる。指定期間の延期について原則として最長、出願日より6ヶ月を超えてはいけない。（専 6、審査基準）
6. 出願人が特許出願及びその他の手続について、法定若しくは指定の期間に遅れ、又は期限内に料金を納付しなかったときは、これを受理してはならない。但し、指定期間に遅れ、又は期限内に料金を納付しなかった場合において、処分前に補正をしたときは、なおこれを受理しなければならない。（専 17 一、専 9）

7. 出願人が天災又は自己の責めに帰すことのできない事由により、法定期間に遅れたときは、その原因が消滅した後 30 日以内に書面をもって理由を説明し、特許所管機関に原状の回復を請求することができる。但し、法定期間に遅れて 1 年を経過したときは、この限りでない。原状回復の請求とともに、期間内にすべきだった手続を追加して行わなければならない。(専 17 二、三、専施 10)

■ 専利法改正に伴う出願人への影響

【解説】

今回の改正法案は、出願人にとって手続きの面が大分緩和されました。その改正要点は次の通りです。

(1) 出願後の優先権の追加主張が可能

現行法では、優先権を主張する場合、出願時の願書に記載して宣告しなければなりません。出願後の追加出願は不可ですが、改正法案では、優先権日より 16 ヶ月以内であれば、出願後の追加主張は可能であると改正されました。

(2) 新規性喪失の例外規定の適用緩和

現行法では、政府主催又は政府の認可した展覧会での公開、実験又は研究による公開、出願人本人の意思に反する公開に限って新規性喪失の例外規定を適用することができますが、出願人自らによる一般の刊行物への公開は新規性喪失の例外規定を適用できないこととなっていますが、改正法案では、出願人自らによる刊行物への公開も新規性喪失の例外規定を適用できるようになりました。

(3) 発明者による譲渡証明書の提出不要

現行法では、出願人は雇用者、譲受人または承継人である場合、発明者による署名又は捺印済みの譲渡証明書を提出しなければならないこととなっています。今回の改正法案により、この譲渡証明書の提出は不要となりました。

(4) 自発補正時期の緩和。

現行法第 49 条により出願人の自発補正は、出願日（優先権主張の場合、優先日）より 15 ヶ月以内、審査意見通知書の応答期間内、実体審査請求と同時に、再審査請求と同時に、再審査理由書の提出期限内に限られていますが、今回の改正法案では、出願してから一回目の審査意見通知書が発行されるまで、いつでも自発補正を行うことができ、一回目の審査意見通知書を受けた後、通知書の応答期間内に限って自発補正を行うことができると改正されました。

(5) 分割出願手続きの時期の緩和。

現行法では、特許査定を受けるまでに、又は再審査拒絶査定を受けるまでに分割手続きを行わなければならないと、特許査定を受けてからももう分割できなくなりますが、改正法案では、初審の段階において特許査定を受けて 30 日以内に分割手続きを行うことができるように改正されました。

(6) 意匠出願における部分意匠制度の導入

現行法では、部分意匠の制度がなく、改正法案では、部分意匠の制度を導入しました。

1-10 明細書及び図面

1-10-1 明細書の記載内容及び提出期限

1 明細書及び図面は、発明の技術内容を記載するものである。

2 外国語の明細書にて出願し、出願日より 4 ヶ月以内に中国語翻訳文を提出することは可能である。4 ヶ月以内に中国語翻訳文を提出できない場合、理由を述べて 2 ヶ月間の延期を請求することができるが、中国語明細書の補正期間は、出願日より 6 ヶ月を超えてはいけないこととなる。(専 25、審査基準)

■ 中国語翻訳に関する問題

日本語明細書によって出願を提出し、所定期間内に中国語に翻訳する場合、その内容は直訳や内容の変わらない範囲での言い換えも可能。

【解説】

1. 特許法第 25 条第 3 項の規定により、「特許出願は申請書（出願願）、明細書及び必要な図面が完備した日を出願日とする。」ことになっており、また同条 4 項の規定により、「前項明細書及び必要な図面は外国語で提出され、特許所管機関の指定期間内に中国語の翻訳文を補正したときは、外国語で提出された日を出願日とする。指定期間内に補正されなかったときは、出願を受理しないものとする。但し、処分がなされる前に補正があったときは、補正の日を出願日とする。」ことになっています。

2. 前記条文からわかるように、特許明細書及び図面の範囲は出願日に定めたものを基準とすべきであり、出願日の後、補充、補正が許可されますが、出願時の原明細書又は図面に開示された範囲内に限り、始めて行うことができるもので、これは特許法第 49 条第 4 項の「前三項によりなされた補充・補正は原明細書又は図面の範囲を超えることができない」の立法趣旨です。

3. 中国語の翻訳について、直訳でなければいけないか、または言いかえることは許可されるかについては、要するに当該中国語の翻訳は、もとの出願日の日本語明細書に開示された範囲を変更したか否かということであり、即ち出願人は中国語の翻訳の提出により、実質上、補充、補正することはできず、且つ出願時の原明細書に開示された範囲を超えることもできないことになっています。

4. 言い換えれば、もし中国語の翻訳で前記の事情が発生しない場合、直訳方式または内容が変わらない範囲で言いかえることは許可されることになります。

1-10-2 発明特許及び実用新案の明細書及び図面の記載内容及び作成要領

1. 特許及び実用新案の明細書及び図面には次の事項を記載すべきである：(専 26、108 新型準用、専施 15、16、17)

- (1)特許または実用新案の名称。
- (2)特許または実用新案の要約。
- (3)特許または実用新案の説明。
- (4)クレーム(専施 15)

2. 特許または実用新案の名称はクレームの内容と合致すべきであって、関係のない文字を記入しないこと。

3. 特許又は実用新案の要約は、発明又は実用新案に開示される内容の概要を明確に述べなければならない、かつその解決しようとする課題、課題を解決するための技術的手段及び主な用途に限る。その文字数は原則として 250 文字を超えないものとする。化学式のあるものは、発明の特徴を最も示すことのできるものを掲げなければならない。特許または実用新案の要約は、商業的宣伝文句を記載してはならない。

4. 発明又は考案の説明は、次に掲げる事項を明確に述べなければならない。

- 一. 発明又は考案が属する技術分野。
- 二. 先行技術：出願人の知っている先行技術について記載し、また当該先行技術に関連する資料を添付することができる。
- 三. 発明又は考案の内容：発明又は考案が解決しようとする課題、課題を解決するための技術的手段及び先行技術と対照させた効果。
- 四. 実施方法：一以上の発明又は考案の実施方法について記載し、必要なときに実施例を加えて説明する。図面のあるものは、図面を参照して説明しなければならない。
- 五. 図面の簡単な説明：図面のあるものは、簡明な文字をもって図面の番号順序に従い図面及びその主な符号について説明しなければならない。

発明又は考案の説明は、前項各号に定める順序及び方式に基づいて記載し、かつ見出しを付け加えなければならない。但し、発明又は考案の性質はその他の方法によって表現されるほうが比較的明瞭である場合は、この限りでない。

発明特許は単一又は複数の核酸又はアミノ酸の配列を含むものであるときは、発明の説明のなかに特許主務官庁が定めた様式にそって単独でその配列表を記載しなければならない、またこれと一致した電子データを提出することができる。

生物材料に係る発明、又は生物材料を利用した発明の特許出願をするときは、当該生物材料の学名、菌学的特徴の関連資料及び必要な遺伝子地図を明確に記載しなければならない。

5. 発明又は考案の特許請求の範囲は、一項以上の独立項で表示することができ、その項数は、発明又は考案の内容に適合したものでなければならない、また、必要があるときは、一項以上の従属項を付加することができる。独立項、従属項は、その従属関係により順序を定めてアラビア数字で番号を付さなければならない。

独立項は、特許出願の対象及びその実施に必要な技術の特徴を明確に記述したものでなければならない。従属項は、その従属する項の番号及び特許出願の対象を明確に記述したものでなければならない。またその従属する請求項以外の技術的特徴についても明確に述べなければならない。従属項の解釈にあたって、その従属する請求項の全ての技術的特徴を含めてこれをしなければならない。

二以上に従属する多数項従属項は、これを選択式にしなければならない。

従属項は、先の独立項又は従属項にのみ従属することができる。但し、多数項従属項の間では直接又は間接を問わず、交互に従属することができない。

独立項又は従属項の文字記述は、一つの文でこれをしなければならない。その内容は単に明細書の行数、図面又は図面の符号を引用したものであってはならない。

特許請求の範囲は、化学式又は数学式を記載することができるが、挿し絵を付してはならない。

複数の技術的特徴が組み合わせられた発明について、その特許請求の範囲における技術的特徴は、ミーンズ・プラス・ファンクションクレーム又はステップ・プラス・ファンクションクレーム(means or step plus function language) によって表示することができる。特許請求の範囲の解釈にあたって、発明の説明のなかに述べられたその機能(ファンクション)に対応する構造、材料又は動作及びその均等な範囲を含めなければならない。

発明又は考案の独立項で二段式(two-parts form)で記載されたものは、前書きには特許出願の対象及び先行技術と共有する必要な技術的特徴が含まれていなければならない。特徴の部分においては、「…に於いて改良」その他これに類似する用語をもって先行技術の必要な技術的特徴と異なることを明確に述べなければならない。

独立項の解釈にあたって、特徴については、前書き部分に述べられた技術的特徴と対応したものでなければならない。

6. 図面について

発明又は考案の図面は、工業製図方法を参照して明晰に描き、それぞれの図面が三分の二までに縮小した場合でも図面中の各構成要素を鮮明に区別できるようにしなければならない。

図面は、図面番号及び符号を明確に注記しなければならない。必要な注記以外の説明的文字を記載してはならない。

図面は、図面番号の順序に従って配列し、かつ当該発明又は考案の技術的特徴を最も代表することのできる図面を代表図面に指定しなければならない。

■ サポート要件不足による追加補充、補正の条件と限度

【解説】

通常審査段階の応答で提出された追加の実施例については「サポート要件違反」として指摘されるものでなく、「サポート要件不足」として、審査段階で指摘される場合があります。

通常、出願の明細書は技術文献及び特許文献として、出願時に提出した明細書でその発明を明確且つ十分にその特許出願の発明を開示しなければならないもので、発明の説明及び図式の内容で特許請求の範囲で述べた特許出願の発明をサポートしなければなりません。

審査段階で発明の説明不足または開示不足故に、その属する技術分野における通常の知識を有するものが、その内容を理解して実施できないものは、専利法第26条第2項の規定により拒絶されることとなります。

通常「サポート要件不足」によって、特許付与の要件不足として指摘された場合、実施例の追加、補正は特許出願時に提出した明細書の補充、追加とすることはできないが、拒絶理由に回答するための理由書に添付して説明の根拠とすることはできます。それによって、その際提示された拒絶理由をクリアできるかは、やはり審査官の裁量によりますが、その追加された実施例がその後の審査段階で考慮されて、やや広い範囲の特許付与となった場合、対抗する業者が、その案件の特許審査の経過を調べて、追加した実施例によって付与された特許の無効を主張する無効審判を提起する可能性も生じます。

1-10-3 意匠の図説

意匠の図説(図面の説明書)には次の事項を記載すべきである：(専 117、専施 31、32、33)

(1) 意匠に係る物品の名称

意匠に係る物品の名称は、意匠が施される物品を明確に指定しなければならない。無関係な文字を付け加えることができない。それが物品の部品であるときは、何の物品の部品であるかを明確に記載しなければならない。

(2)創作の説明

意匠に係る創作の説明については、物品の用途及び意匠に係る物品の創作の特徴を明確に記載しなければならない。図面において掲げられる物品は、その材料の特性、機能調整又は使用状態の変化によって物品の造形を改変するに至らしめた場合、これについて簡単に説明しなければならない。

(3)図面の説明

意匠の図面にはそれぞれの名称が表示されていなければならない。また各図面の間に同一、対称その他の事由により省略されるものがあつたときは、図面の説明にこれを明記しなければならない。

(4)図面

意匠の図面は、立体図及び六面図(正面図、背面図、左側面図、右側面図、平面図、底面図)、又は二以上の立体図で表現されなければならない。意匠が連続的平面的なものである場合は、平面図及び単元構成図を用いて表現しなければならない。

前項意匠の図面については、その他これに補助するための図面を作成することができる。

図面は、工業製図の方法を参照して、墨線で描き、又は写真若しくはコンピュータでプリントアウトした図面で明晰に表現しなければならない。色彩を含む意匠については、その色彩を物品に施した使用状態(色彩と物品を組み合わせた状態)の図形を添付し、並びに指定された全ての色彩の工業色票番号を明確に述べ、又はカラーカードを揃えて提出しなければならない。

図面に掲載された内容には意匠出願の対象ではないものが含まれた場合は、参考図とすることを標示しなければならない。参考図がついているものは、必要があるときにこれを意匠の創作の説明のなかに説明しなければならない。

1-11 出願の特許明細書及び図面、図説の補正、面接、実験、補充説明書、模型又は見本

1. 特許出願中における明細書又は図面の補充若しくは補正を行える時点

特許主務官庁は特許出願の審査をするときに、期限を限定して明細書又は図面の補充・補正を出願人に通知することができる。(専 49)

出願人は発明特許出願の日から(優先権の主張があつた場合は、その起算日は優先権日である)15ヶ月以内に明細書又は図面の補充・補正をすることができ(中国語明細書に限り、外国語明細書には、補充・補正の問題が生じない)、15ヶ月後に明細書又は図面の補充・補正を申請する場合は、やはり元の出願通りに公開する。

出願人は発明特許出願の日から15ヶ月を経過した後に、次の各号の期日又は期間内に限って明細書又は図面の補充・補正をすることができる。

一)実体審査の請求と同時に。

二)出願人以外の者による実体審査の請求は出願について実体審査を行う旨の通知が送達された日から3ヶ月以内。

三)特許主務官庁が査定前に通知した意見書提出の期間内。

四)再審査の申請と同時に、又は再審査の理由書の追加提出ができる期間内。

前項の規定によりなされる補充・補正は出願時の元の明細書又は図面に開示された範囲を超えてはならない。

2. 実用新案の補正に関する特別規定

実用新案出願人が明細書や図面の補充・補正を申請した場合、出願日から2ヶ月以内でなければならない。上記の規定によりなされる補充・補正は出願時の元の明細書又は図面に開示された範囲を超えてはならない。(専 100、審査基準 1-5-2)

3. 意匠登録出願についての補充・補正は、審査中のいつでもなすことができる。(審査基準 1-5-3)

4. 発明特許と実用新案出願に関する補充または補正手続きの所要書類

発明特許出願又は実用新案登録出願は、本法の規定により明細書又は図面の補充・補正を申請する場合、申請書を備えると共に、次に掲げる書類を添付しなければならない。

一)補充・補正部分について線が引かれた明細書の補正ページ又は図面の補正ページ。

二)補充・補正部分について線が引かれていない明細書又は図面の取替えページ；もし補充・補正が行われたことにより、元の明細書又は図面のページの順序が不連続になった場合、補充・補正後の全文明細書又は全図面を添付しなければならない。(専施 28)

5. 意匠登録出願の補充又は補正手続きの所要書類

意匠登録出願は、本法の規定により書説の補充・補正を申請する場合、申請書を備えると共に、次に掲げる書類を添付しなければならない。

一) 補充・補正部分について線が引かれた図説の補正ページ。

二) 補充・補正部分について線が引かれていない全文図説。但し、図面を補充・補正する場合は、補充・補正後の全図面を添付しなければならない。(専施 35)

■改正法施行後の外国語書面の記載に基づく誤訳の補正

誤訳も外国語書面の記載に基づき補正可能となるが、出願の際の外国語書面が開示した範囲を超えてはならない。

【解説】

1. 現行専利法第 25 条第 3 項の規定では「特許出願は出願書、明細書及び必要な図面が完備した日を出願日とする。」のほかに、同条 4 項に「前項の明細書及び必要な図面は出願時に外国語で提出され、特許所管機関の指定期間内に中国語の翻訳文を補正したときは、外国語で提出された日を出願日とする。指定期間内に補正されなかったときは、出願を受理しないものとする。但し、処分がなされる前に補正があったときは、補正の日を出願日とする。」と規定されています。
2. 前記の現行条文から分るように、明細書及び図面の範囲は出願日当時に限定したものに準ずるべきであり、出願日の後に補充、修正が認められますが、出願日当時に元の明細書及び図面で開示した範囲に限定して、始めて行うことができます。このことは、専利法第 49 条第 4 項に「前三項によりなされる補充、修正はもとの明細書又は図面で開示した範囲を超えることができない」との立法趣旨にあたるものです。
3. 実際に法改正の前後を問わず、明細書及び図面の範囲は、出願日当時に限定したものに準ずるべきとの認定には差異がありません。しかしながら、誤訳の場合、どのように比較を行うべきかについては、改正後に修正及び訂正の基準が、現行法より緩和されていることから、ご指摘の改正草案第 44 条のほかに、改正理由に「誤訳があるか否かは、外国語書面を比較の対象とする」と明確に示されていることから、改正後に外国語書面の記載に基づく補正を行う方針になると言えます。

■審査段階における補正の比較

拒絶理由の通知

【解説】

現行法第 49 条には「補正は出願時の明細書及び図面に開示された範囲を超えてはいけない」と規定されています。この補正は初審査又は再審査にかかわらず、49 条の規定に合致すればよいこととなります。日本の最後の拒絶理由通知の際の補正のような制約はありません。

1. 初審査段階の補正との比較を行うと、台湾専利法第 46 条第 2 項において特別に「再審査を経て拒絶すべき事由があると認めるときは、査定前に期限を定めて意見書の提出を出願人に通知しなければならない。」と明文で規定されています。この規定は、出願人に対する手続の保障であり、智慧局が当該手続を怠った場合、法に違反する虞があります。実務上、前記の公式通知書は「再審査拒絶理由先行通知書」と称します。
2. 再審査段階において、もし特許を受けるべきではないとの審査結果が出た場合、拒絶するための引例及び拒絶理由を出願人に理解させ、これに基づいて答弁させなければならず、さもなければ裁判所は拒絶理由先行通知の手続きを怠ったものと見なされます。その他、もし再審査拒絶理由先行通知書に証拠が付されなくても、直ちに、特許を受けない理由の根拠とすることができません。
3. その他、かつての裁判所による判決によれば、再審査拒絶理由先行通知書に期限を定めて意見書の提出を通知するときは、書面によらなければならない、面接の通知をもってこの手続きに代えることができないと智慧局に明確に要求したことがあります。
4. 前記の再審査段階に関する手続規定を比較すると、初審査段階においてこのような厳格な規定を設けていませんが、実務上、争議を避けるために、智慧局はなおも類似の手続きを適用することがよくありますが、強制的なものではありません。

■明細書及び図面の補正

補正の審査における「発明に属する技術分野での通常の知識を有する者が、原明細書または図面に記載された事項から、直接かつ異存なしに知ることのできるもの」の具体的な内容

【解説】

1. 補正の審査については、特許法第 49 条の規定により、即ち当該補正は出願時の原明細書又は図面に開

示された範囲を超えることができないことになります。

2. 審査基準において、「原明細書又は図面に開示された範囲を超えるか否かの判断」については、即ち発明に属する技術分野での通常の知識を有する者が、原明細書または図面に記載された事項から、直接かつ異存なしに知ることができるか否かについて、判断することになります。

3. 詳しく言えば、もし発明に属する技術分野での通常の知識を有する者が、原明細書または図面に記載された事項から、補正後の明細書又は図面に開示された固有特定事項(specific matter)を明確に単独に包含するか(solely implies)または全体的に包含するか(collectively imply)を知ることができる場合(または疑いがない場合)、当該固有特定事項は直接かつ異存なしに知ることができるものと言います。

4. 例を挙げると、原特許請求の範囲に「AとBを反応させる」と記載されていて、もし原発明の説明に明確にCの存在の下でAとBを反応させるという技術特徴が記載された場合、Cの存在は発明で解決したい問題に関わるということになり、通常の知識を有する者が明確に既に説明書に含まれていると知ることができるので、特許請求の範囲を「Cの存在の下でAとBを反応させる」に補正することができることになります。

■補充、補正内容と出願時開示された元の範囲との関係

特許審査中に、出願人が補充、補正を申請した内容が出願時の元の明細書又は図面の範囲を超越する虞がある場合の処理

【解説】

特許法第49条第4項に依り、補充、補正は出願時の元明細書又は図面に開示された範囲を超越してはならないことになっています。また、同法第100条、第122条には実用新案、意匠について類似の規定があります。

もし出願者が行う補充、補正が出願時の元明細書又は図面に開示された範囲を超越している事情がある場合、当該補充、補正は容認されるべきではありません。(99年行専訴字第1号判決)。もし、知的財産局が誤って容認した場合、無効審判請求の法定事由の一つとなります(同法第67条第1項第1号)。

出願人に本事例の事情がある場合の可能な救済方法としては、明細書から関連先行技術を見つけ出し、行おうと考えている補充、補正を適切に先行技術中に追加記載すれば、当該補充、補正も先行技術の一部と見なされて容認される可能性があります。但し、そのようにすると当該補充、修正も自ずと本発明特許の範囲から排除されることになります。

1-12 分割出願

1-12-1 分割出願の概括規定

1. 特許出願に係る発明、実用新案又は意匠が、実質上二以上の発明、実用新案又は意匠であるときは、特許主務官庁の通知又は出願人の申請により、元の出願の再審査査定前に、分割出願することができる。分割出願を許可されたときは、元の出願の日を出願日とする。優先権があるときは、なお優先権を主張することができる。(専33、108実用新案準用、129意匠準用)

2. 分割出願を許可されたあとは、元の出願で完了した手続きについて審査を続行しなければならない。

1-12-2 分割出願のできるタイミング

1. 分割出願は、元の特許出願や元の意匠登録出願の再審査査定前に行われなければならない。実用新案の場合は、元の実用新案登録出願が処分される前に行われなければならない。(専33、108実用新案準用、129意匠準用)

2. 分割出願は、元の出願が特許主務官庁に係属する状態でなければ行うことができない。もし元の出願が撤回、放棄、不受理、初審拒絶査定書或いは公告決定の査定書が送達された場合、分割出願をすることができない。従って、出願の初審拒絶査定書が送達された場合、出願人は先ず再審査を申請し、出願を再審査段階に係属させてから始めて分割出願をすることができる。(審査基準2-7-1)

1-12-3 分割出願と実体審査請求

発明特許出願が初審拒絶査定される前に分割出願をした場合は、分割出願は実体審査を請求しなければならない。

1-12-4 分割出願に必要な書類

出願人は分割出願をするとき、次に掲げる書類を添付しなければならない。(専施 24,34)

一)理由を記述する申請書 1 部。

二)分割出願のそれぞれの明細書及び必要な図面(又は意匠の図説)各 1 式 2 部。

三)元の出願(分割出願前)と補正後における明細書及び必要な図面(又は意匠の図説)各 1 部。

四)その他の分割出願があるときは、その他の分割出願に係る明細書、必要な図面。

五)元の出願について優先権を主張するものは、元出願の優先権を証明する書類。

六)元の出願には本法第 22 条第 2 項又は第 94 条第 2 項の規定(新規性喪失の例外)を主張する事実がある場合は、その証明書類。

七)元の出願の出願権証明書。

八)政府料金。

元の出願について優先権を主張するものは、それぞれの分割出願の申請書に声明すると共に、元の出願の優先権を証明する書類のコピー 1 部。

なお、分割出願については、元の出願に係る特許(発明、実用新案、意匠を含めていう)の種類を変更してはならない。

■分割出願における親出願の優先権証明書の提出

■1 手続き方法

【解説】

分割出願をする時に、親出願の優先権証明の提出が必要です。台湾の実務により、同一出願人から複数の出願を行い、その複数の出願は同一の優先権を主張した場合、その複数の出願の中、1 件だけ優先権証明書の原本を提出すればそれでよく、その他の出願は提出された優先権証明書原本のコピーを提出し、且つ原本はどの案件に提出したかと公文書に述べればそれでよいことになります。分割出願の時、分割手続きを行う前に、特許主務機関へ親出願の優先権証明書のコピーの発行を請求し、その優先権証明書のコピーを入手した後、分割手続きと同時に提出します。

■2.他国特許主務機関との電子データ交換の可否

【解説】

現行法では、出願人から優先権証明書を提出しなければならないこととなっていますので、他国特許主務機関との電子データ交換の手続きはできません。

1-13 微生物の寄託

1-13-1 生物材料及び生物材料の利用に係る発明特許の出願及び特許の許可

概説：台湾特許法第 24 条によれば、一般の動物、植物自体及び動物、植物の主要生物学方法は、発明特許の対象になってはいけないことになる。但し微生物学の製造方法に関しては、例外的に発明特許を取得することが出来る。2010 年度台湾の国会に送呈された「専利法改正草案」では、動物、植物の新品種に対する特許対象物の制限が解除される予定だが、その法律の施行日は未だ定かではない。

1. 微生物学の生産方法に関しては例外的に発明特許を取得することが出来る。(専 24)

1-13-2 微生物関連特許出願の寄託に関して

1-13-2-1 特許出願に際しての微生物寄託の手続き規定

1. 一方、生物材料又は生物材料の利用に係る発明の特許出願に関し、出願人は遅くとも出願日に当該生物材料を特許主務官庁に指定された国内の寄託機構に寄託し、並びに出願書に寄託機構、寄託期日及び寄託番号を明記しなければならない。但し、当該生物材料のその属する技術の分野における通常の知識を有する者が容易に入手することのできるものであるときは、寄託を要しない。(専30一)

2. 出願人は出願日から起算して3ヶ月以内に寄託に関する証明書類を提出しなければならない。期限満了までに提出しないときは、未寄託とみなす。(専30二)
3. 出願前すでに特許主務官庁が認可した国外の寄託機構に寄託しており、出願時にその事実を表明し、かつ前項規定の期限内に特許主務官庁が指定した国内の寄託機構の寄託した証明書類及び国外における寄託機構の発行した証明書類を提出したものは、出願日に国内で寄託すべき遅延の制限を受けない。(専30三)
4. 生物材料寄託の受理の要件、種類、形式、数量、費用徴収の料率及びその他寄託の執行に係る方法については、特許主務官庁によってこれを定める。(専30四)

1-13-2-2 特許出願に際しての微生物寄託の判断基準---容易に入手することができる生物材料の認定基準
専利法第30条第1項の但し書の「当該生物材料はその属する技術の分野における通常の知識を有する者が容易に入手することのできるもの」で、寄託を要しない生物材料が、出願日前既に次の事情の一に該当するもの：

- 一)商業上大衆によって購入できる生物材料(例えばパン酵母菌、酒醸麹菌等)。
- 二)出願前既に公信力を有する寄託機関(例えば、国内の食品工業発展研究所又はブダペスト条約に基づいて、国際特許組織の指定した特許寄託機関等)、且つ自由に分譲されうる生物材料。
- 三)発明の説明の開示に基づいて、過度の実験を必要とせずに当業者によって作成して得られる生物材料。

1-13-2-3 特許専務機関の指定した国内寄託機構

經濟部指定の「食品工業発展研究所」(以下食研所と略称する)は、生物材料発明特許の国内寄託機構である(智法字第09418600030号公告)。

1-13-2-4 指定された寄託機構の守秘義務

食研所は、受理された寄託の生物材料及びその関連の情報に対し、守秘の義務を持ち、その受理された寄託の生物材料のサンプル及びその関連の情報を第三者に提供することはできない。(寄託方針15)

1-13-2-5 寄託に受け入れられる生物材料の種類

現在、食研所で寄託より受け入れられる生物材料は、細菌、放線菌、酵母菌、カビ、椎茸類、プラスミド、ファージ、ウイルス、動物細胞株、植物細胞株及びハイブリドーマなどを含む。(寄託方針3)

1-13-2-6 生物材料の寄託のプロセス及び必要な書類

1. 特許代理人の委任：国外の生物材料寄託の申請者は、寄託の手続きを国内の特許代理人に委任し、該代理人が関連事務の連絡人になり、更に特許の生物材料寄託の申請の委任状を提供する。
2. 初步審査：寄託する生物材料の基本資料を寄託申請書と共に、食研所に送って初步審査を行い、該生物材料の寄託が食研所で受け入れられること、及び必要な書類は既に纏めていることを確認する。
3. 輸入許可書：上記の審査により寄託が受けられることを確認した後、代理人は、生物材料の関連資料を我が国の関連主管単位(例えば、衛生署、商検局、農委会)に提出し、生物材料の輸入許可書の発行を申請する。
4. 生物材料のサンプルの輸入：輸入許可書を授与された後、国外の寄託申請者は、該輸入許可書に基づいて、規定された方式及び数量で該生物材料のサンプルを国内に輸入する。
5. 寄託証明書：食研所は、以下の書類、サンプル及び費用が到達された日を寄託日とし、更に「寄託証明書」を発行すると同時に、受理された該寄託に番号を付与する。
 - 一)寄託委任の申請書；
 - 二)寄託生物材料の培養及び保存方法を記載した基本資料；
 - 三)委任状：国外の寄託申請者が、特許代理人に生物材料の寄託の申請を委任する；
 - 四)輸入許可書のコピー；
 - 五)必要な数量の生物材料；
 - 六)関連の費用。

1-13-2-7 生物材料寄託の受理拒絶

次に掲げる事項のいずれかがあれば、寄託機構によってその受理を拒絶すべきとなる：(寄託方針 8)

- 一)寄託方針第 2 条の規定に従って寄託の請求を提出しない場合
 - 二)寄託方針第 4 ないし 7 条の規定に従って生物材料を適宜な形式や必要な数量で提出しない場合
 - 三)法令で定められ、制限された生物材料である場合。但し、許可を得たものはこれに拘束されない。
 - 四)生物材料は明らかに老化されて、汚染された場合、または科学的理由により、寄託できない場合。
- 寄託機構がその受理を拒絶する前に、拒絶理由を出願人に通知し、期限内に意見を陳述するチャンスを与えるべきである。

1-13-2-8 寄託の生物材料の生存試験、生存証明書及び生物材料の保存

1. 寄託機構は、寄託を受理した生物材料に対して、以下に掲げた時間に、生存試験を行うべきである：(寄託方針 10)

- 一)「寄託証明書」が発行された日から一ヶ月以内。
- 二)該生物材料が保管の理由により必要とみなされた時。
- 三)寄託者が寄託を請求する際。

2. 寄託機関は、生存試験を行うため、特定の培養材料が必須である場合、必要に応じて、寄託者に通知して提供する要求することもある。

規定に基づいて生存試験を行った結果、該生物材料の生存を証明することができない場合、寄託者は寄託機構に指定された期限内に、該生物材料に関する資料やその培養材料を補充すべきである。

寄託者が規定に従って補充しない場合、または、補充後に行われた生存試験によっても該生物材料の生存を証明することができない場合、寄託機構は寄託者及び特許主務機関に通知すべきである。(寄託方針 11)

3. 前項に従い、生存試験を行い、生存を確認した後、寄託請求者に「生存証明書」を発行すべきである。さらに、生存している生物材料を保存する。(寄託方針 12)

4. 特許主務機関が審査する必要を有するものと見なした場合、食品工業発展研究所に生存試験報告の提供を要求することが出来る。

5. 生物材料を寄託機関に寄託する期間は 30 年である。

前項期間が満了する前に、寄託機構が該生物材料の分譲請求を受理した場合、分譲請求を認めた日から、少なくともさらに 5 年保存すべきとする。

前二項で規定された寄託期間満了後に、寄託機関は寄託の生物材料を廃棄することができる。(寄託方針 13)

1-13-2-9 生物材料を補充提出する義務

寄託の生物材料が、既に生存確認を済ませたもので、後に生存していないことまたは他の状況を発見して、寄託機構から分譲者に提供することができなくなった場合、寄託機構からの通知が届いた日から 3 ヶ月以内に改めて寄託者によって該生物材料を提供すれば、原寄託の日を寄託日と見なすことができる。

寄託者は、該生物材料の性質またはその他の正当理由故に、前項期間以内に改めて提供することができない場合、寄託機構から延期の許可を得ることで、前項の期間は延期することができる。

寄託者が前二項の規定に基づき、改めて生物材料を提供した場合、その改めて提供した生物材料について、原寄託の生物材料と確実に同一であることを、宣誓供述書として提出する。

改めて提供した生物材料が、期限以内に寄託機構へ送達されない場合は、改めて寄託機構に送達された日を寄託日と見なす。

寄託者が第 1 項乃至第 3 項の規定に基づいて改めて生物材料を提供しない場合は、寄託機構によって特許主務機関へ通知すべきである。(寄託方針 20)

1-13-2-10 生物材料寄託の取り下げ

寄託者は、特許出願の審査決定前において、書面で食品工業発展研究所へ生物材料寄託を取り下げることができる。

前項の規定により寄託を取り下げた場合、寄託機関は、当該生物材料を焼却し、かつ、寄託者及び特許主務官庁に寄託の取り下げ証明を提出しなければならない。(寄託方針 14)

1-13-2-11 寄託生物材料の資料補正と分譲

1. 寄託期間において、寄託者が資料を補正した場合、書面で食品工業発展研究所へ申請すべきである。
2. 寄託した生物材料を分譲した場合、寄託者の署名した分譲証明書と必要な費用を備え、食品工業発展研究所へ新たな寄託証明書を申請しなければならない。

1-13-2-12 寄託生物材料である菌種サンプルの提供

1. 寄託機関は、次に掲げる者が請求したとき、寄託された生物材料を分譲しなければならない。(寄託方針 16)

一)特許主務官庁。

二)寄託者又は寄託者の承諾を得た者。

三)寄託方針第 17 条の規定により申請することのできる者。

寄託機関は、前項の規定により寄託者以外の者に分譲した後、当該分譲の事実を書面で寄託者に通知しなければならない。

寄託機関は、第 1 項の規定により分譲する場合、同時に寄託者から付与された当該生物材料の学名を提供しなければならない。

申請者が寄託機関に対し生物材料の培養又は保存の条件の提供を請求した場合、寄託機関は、提供しなければならない。

2. 研究又は実験の目的のため、寄託生物材料に関する発明を実施しようとする者が、次に掲げる事由のいずれかの一つである場合、寄託機関に当該生物材料の分譲を申請することができる。(寄託方針 17)

一)生物材料に関する発明の特許出願が 審査を経て公告されたとき。

二)専利法第 40 条第 1 項の規定により発明特許出願人からの通知を受けたとき。

三)特許出願が拒絶された後、専利法第 46 条の規定により再審査を請求し又は意見書を提出したとき。

前項の規定により取得した生物材料については、他者の利用に提供することができない。

第 1 項の規定により分譲を申請するときは、次に掲げる文書を提出しなければならない。

一)申請書

二)出願の審査公告、発明特許出願人の書面による通知又は特許主務官庁の拒絶査定書の photocopy

三)研究又は実験の目的のみに使用する旨の誓約書

四)当該生物材料を他人に提供しない旨の誓約書

3. 分譲の拒絶(寄託方針 18)

寄託機関は、第 16 条による請求に対し、請求者が専門の知識又は当該生物材料を処理する環境を有せず、環境、植物又は人畜の健康に危害又は脅威を与える場合、当該生物材料の分譲を拒絶することができる。

4. 第 16 条により病原性を有し、かつ環境に危害を与える生物材料を申請して取得した者は、それらを使用した後、生物材料をすぐに焼却し、かつ、寄託機関に通知をしなければならない(寄託方針 19)。

1-14 国際優先権

1-14-1 優先権主張の基本要件

1. 出願人が世界貿易機関の加盟国又は中華民国と相互に優先権を認めている外国において、法により最初に特許出願をし、且つ最初の特許出願の日から 12 ヶ月以内に同一の発明について、中華民国に特許出願をしたときは、優先権を主張することができる(専 27、108 新型準用、129 新式様準用)。

2. 優先権を主張するときは、特許出願と同時に声明を提出し、並びに願書に外国において出願をした日及び同出願が受理された国の国名を明記しなければならない。出願日より 4 ヶ月以内に優先権証明書を提出しなければならない(専 28、108 新型準用、129 新式様準用)

1-14-2 優先権主張の種類

1. 一般優先権：後願のクレームに記載されている発明が、全て1件の優先権基礎出願に掲載され、且つ、当該後願がその優先権基礎出願のみを優先権主張する場合、「一般優先権」と称する。
2. 複数優先権：後願のクレームに記載された複数の発明が、全て複数件の優先権基礎出願に掲載され、且つ、当該後願がこれらの優先権基礎出願に基づいて優先権を主張する場合、「複数優先権」と称する。
3. 部分優先権：後願のクレームに記載された複数の発明の中の一部が、既に1件又は複数件の優先権基礎出願に掲載され、且つ、当該後願がその優先権基礎出願に基づいて優先権を主張する場合、「部分優先権」と称する(審査基準 2-5-1)。

1-14-3 優先権の主張及び優先権証明書の提出タイミング並びにその資料の訂正(審査基準 2-5)

1. 出願と同時に優先権主張を宣告しなければ、優先権の主張は認められない。願書には優先権主張の基礎となる基礎出願の番号、出願日、出願国を記載する必要がある。
2. 願書に記載の上記事項について誤記があった場合、優先権証明書をもって訂正できる。

1-14-4 優先権主張の期間

1. 特許、実用新案：出願人が世界貿易機関の加盟国又は中華民国と相互に優先権を認めている外国において、法により最初に特許出願をし、且つ最初の特許出願の日から12ヶ月以内に同一の発明について、中華民国に特許出願をしたときは、優先権を主張することができる。(専 27)
2. 意匠：出願人が世界貿易機関の加盟国又は中華民国と相互に優先権を認めている外国において、法により最初に意匠出願をし、且つ最初の意匠出願の日から6ヶ月以内に同一の意匠について、中華民国に意匠出願をしたときは、優先権を主張することができる。実用新案出願から意匠出願へ出願変更したもののついて、その優先権の主張期間も6ヶ月である(専 129、[審査基準 2-5](#))。
3. 出願人が一出願について二以上の優先権を主張するときは、その優先権期間の起算日を最先の優先日の次の日とする(専 27)。
4. 互恵関係を持っている両国間の国民の主張した優先権の優先日は両国のそれぞれの公告発効日より後でなければならない。二以上の互恵関係を持っている国の国民に係わる優先権主張の優先日は互恵国の中に公告発効日が一番遅い日より後でなければならない([審査基準 2-5](#))。
5. WTO加盟国国民の主張した優先権の優先日は2001年1月1日よりのものに限る([審査基準 2-5](#))。
6. 優先権主張の期限日が土、日曜日又は休日である場合、優先権主張期限日は休み明けの最初日になる。

1-14-5 優先権を主張することが出来る出願人/譲受人の資格

1. WTO加盟国国民又は中華民国と相互に優先権を認める国の国民、又は上記2種類の国民ではないが、WTO加盟国または互恵国の領土内に住所又は営業所を設けたものに限って優先権主張の資格を有する。二以上の出願人の場合、いずれも上記の条件に合致しなければならない(専 27、[審査基準 2-5](#))。
2. 出願人は優先権主張の基礎出願の出願人と一致しない場合、台湾で出願する際に、出願権証明書類に発明者又は創作者から署名してもらえばそれだけでよく、優先権は出願権に付属するものであるゆえ、その優先権の主張は認められる。但し、後日、紛争があれば、台湾出願の出願人は責任を負うこととなる([審査基準 2-5](#))。
3. 優先権主張を伴う出願について、出願時の形式審査の段階で優先権主張の形式要件に合致するか否かを審査すべきである。形式審査が完了した後、出願権を承継したことにより出願人の名義が変更されても、

優先権の主張に影響しない。

■優先権の主張がある特許出願に於いて、出願後に譲渡がなされる場合、優先権の主張の効果が影響を受けることがある：

1 特許査定前に譲渡される場合；

(1) 出願権を譲受けるものが全員 WTO 加盟国の国民の場合、優先権主張の効果が影響はない。；

(2) 出願権を譲受ける者が優先権主張に関する互惠承認国若しくは WTO 加盟国の国民でない場合、その優先権の主張は受理されない。

2 特許査定後に譲渡される場合；

譲受けるものが互惠承認国若しくは WTO 加盟国の国民であるか否かと関係なく、優先権主張の有効性に影響がない。

1-14-6 優先権主張の基礎となる基礎出願として具備すべき条件

1. 台湾出願と優先権基礎出願は同一内容の特許、実用新案又は意匠出願でなければならない。台湾出願のクレームに記載した発明は優先権基礎出願の明細書又は図面に記載されていれば、同一内容の特許、実用新案又は意匠出願と認める (審査基準 2-5)。

2. 優先権主張の基礎となる基礎出願は WTO 加盟国または相互に優先権主張を承認した国において出願したものでなければならず、且つ、最初に出願したものでなければならない。その基礎出願は外国の法律に基づいて出願し、形式上法律上の要件を満たし、当該特許庁により受理され、出願日も確定できるものでよく、その後不受理、取下げ又は放棄されたか否かは問わない(審査基準 2-5)。

3. 所謂、最初に出願されものについて、米国の継続出願と米国、オーストラリアの仮出願を例として説明する(審査基準 2-5)。

(1)親出願、仮出願に掲載された技術内容は「最初に出願された」ものである。

(2)継続出願、正規出願に掲載された技術内容が親出願、仮出願の内容と同じであれば、「最初に出願された」ものでない。

(3)継続出願、正規出願に掲載された技術内容が親出願、仮出願に掲載された技術内容と異なる部分は「最初に出願された」ものである。

同一の WTO 会員国又は締結国において二回の出願をする場合、二回目の出願を行う出願の出願日当日又はその日の前に、一回目の出願を、既に取り下げたか、放棄又は不受理の処分を受け、且つ 1 回目の出願が未だ公衆の閲覧のために公開されておらず、且つ優先権主張の基礎出願として主張されたことがなく、しかも如何なる権利も派生していない(left rights outstanding)場合、当該二回目の出願は、「最初に出願された」発明であると見なされる(パリ条約第 4 条 C(4)をご参照)。

4. 優先権基礎出願は、WTO 加盟国又は締結国の国領域内において提出されたものである。また、WTO 加盟国の国民は、国際条約(例えば PCT 条約)又は地域条約(例えば EPC 条約)に基づいて出願を行う場合、その出願が各会員国の国内法律により正式の出願と認定されれば、その出願に基づく優先権の主張が可能である(パリ条約第 4 条 A 項第 2 号をご参照) (審査基準 2-5)。

■台湾・中国による知的財産権保護協力協定を利用した優先権の主張及び中国の秘密保持審査制度の影響

■台湾中国間の優先権主張

知的財産保護協力協定により、両国間の優先権主張が可能となる見込み。

【解説】

2010 年 6 月 29 日に調印された知的財産保護協力協定により台湾と中国の両方は相手の優先権主張を認めることが合意されました。台湾若しくは中国に 2010 年 9 月 12 日以降に出願された最初特許出願案件に基づいて、出願人は 2010 年 11 月 22 日以降台湾若しくは中国で特許出願の優先権を主張することが可能となります。

但し、台湾側は優先権主張の出願人の国籍に関して制限しないのに対して、中国では台湾国民に限定して台湾の最初出願に対する優先権の主張を認め、外国人の台湾最初出願に関しては優先権の基礎出願としての効力を認めないスタンスとなっている。(2010 年 11 月 22 日現在)

■日本企業が中国に研究所を設立し、そこで完成した発明について台湾で特許出願を行う際の注意点。

【解説】

中国改正特許法における秘密保持審査の日本企業に対する影響

中国専利法第 20 条により、中国で完成した発明を外国へ特許出願又は実用新案登録出願しようとする場合、事前に國務院の専利行政部門に申告し秘密審査をしてもらわなければなりません。この規定に違反する場合、外国へ出願した特許又は実用新案の中国対応出願は登録が拒絶されることとなります。

日本企業が中国で研究所を設立し、そこで完成した発明は中国専利法第 20 条に規定された「中国で完成した発明」の条件に合致しますので、同条の規定に従わなければなりません。即ち、当該発明を台湾で特許出願を行う前に中国の國務院の専利行政部門に秘密審査を請求し、審査の結果が下りてから台湾で特許出願を行わなければなりません。

補足説明

日本企業が中国で研究開発し、完成した技術については、中国専利法第 20 条及び実施細則第 8 条に基づき、まず、中国で秘密保持審査を申請しなければならず、さもなければ中国で行った特許出願が特許を受けることができなくなります。

秘密保持審査の申請後、中国における知識産権局が、もし当該発明は、**国家の安全又は重大な利益に関わる**可能性があるものと認めた場合、秘密保持審査の通知を行います。しかし、もし申請者が、申請した後、**四ヶ月以内に**前記の秘密保持審査通知書を受領しなかった場合、外国で特許出願をすることができません。また、申請者が、中国知識産権局による秘密保持審査通知書を受け取った後、秘密保持審査申請をした最も早い期日より**六ヶ月以内に**、秘密保持を必要とする決定を受けなければ、外国で特許出願をすることができます。

中国に申請した秘密保持の審査は、秘密保持を必要としない旨の通知書を受領するか、秘密保持を必要とする何らかの決定を受けなければならず、そうして始めてその他の国に特許出願をすることができます。台湾、中国の間では相互に優先権を認めていないため、その秘密保持審査期間が、技術保護の空白期になり、中国で完成した技術を同時に台湾においても特許出願しようとする日本企業にとっては、相当な影響を及ぼすこととなります。例えば、日本企業は、中国で研究開発した技術について 2010 年 2 月 1 日付で中国の知識産権局に特許出願を行うと同時に、秘密保持審査を申請し、中国の知識産権局より秘密保持を必要としない通知を受けた後、2010 年 6 月 1 日に台湾で特許出願を行っても、2010 年 5 月 1 日に既にその他の企業が、先に同一の技術をもって、台湾で特許出願を行ったときは、前記の中国で研究開発した特許の出願も、台湾で優先権を主張することができないので、先願原則に基づき、前記の日本企業が台湾で出願した 6 月 1 日の出願日は、その他の企業による 5 月 1 日の出願日より遅れることとなります。それ故、前記の秘密保持審査による影響を受けているのは、中国で研究所を設立した日本企業であることから、市場経済に基づいて考えれば、必ず中国で特許出願を行い、保護を受ける必要があります。このため、台湾、中国でもし相互に優先権を認めることができるのであれば、中国における日本企業にとっては、その研究開発の成果が両方で特許の保護を受けられることになり、万全を期すことができます。

中国専利法の改正に先立って、經濟部智慧局は既にこの規定が日本企業に及ぼした影響に鑑み、2009 年 11 月に中国で「台湾・中国の特許フォーラム」（兩岸專利論壇）を開催し、日本企業が直面している問題を取り上げたのに対して、その秘密保持の審査期間を短縮すると中国知識産権局からの初期段階での対応を得ることができました。

1-14-7 優先権証明書の提出期限

1. 出願人は出願日から四ヶ月以内に、前項当該国の政府が受理を証明した出願書類を提出しなければならない。前記期限内に提出しなかった場合、優先権を失う。(専 28、108 新型準用、129 新式様準用)
2. 出願人が天災又は自己の責めに帰すことのできない事由により、法定期間に遅れたときは、その原因が消滅した後 30 日以内に書面をもって理由を説明し、特許所管機関に原状の回復を請求することができる。但し、法定期間に遅れて 1 年を経過したときは、この限りでない。(専 17)
3. 同一出願人が複数の出願され、且つ同一の優先権を主張する場合、優先権証明書を 1 部提出してほかにコピーを提出すればそれでよいが、原本はどの案件に提出されたかを記載すべきである (審査基準 2-5-1)。

1-14-8 優先権主張を伴う出願の特許要件及び優先権主張の援用

1. 優先権を主張するとき、その特許要件の審査は優先日を基準とする(専 27、108 新型準用、129 新式様準用)。
2. 特許出願に係る発明が実質上二以上の発明であるときに、出願人の申請により分割出願をした場合、優先権があるときは、なお優先権を主張することができる(専 33、108 新型準用、129 新式様準用)。
3. 出願変更を行う場合、優先権は依然として主張できる。

1-15 国内優先権

1-15-1 国内優先権主張の基本要件

1. 出願人は中華民国で為した先の出願に係る発明又は実用新案に基づいて、再び特許出願を提出したときは、先の出願の明細書又は図面に記載された発明又は考案について優先権を主張することができる(専 29、108 新型準用)。
2. 優先権を主張するときは、特許の出願と同時に声明を提出し、かつ願書に先の出願の出願日及び出願番号を明記しなければならない(専 29、108 新型準用)。
3. 国内優先権を主張する出願人は、先の出願の出願人と同一人物でなければならない。先の出願人が複数いる場合、やはり全員が一致しなければならない、一致しないものがある場合、同時に譲渡手続きを行って先の出願と後の出願の出願人と一致させるべきである(審査基準 1-2-1)。
4. 先の出願はその出願日から 15 ヶ月を満了したときに取り下げたものとみなす。知的財産局はその見なし取下げの事を通知しない(専 29)。
5. 先の出願は出願がなされた日から 15 ヶ月を経過したときに優先権の主張を取り下げることができない(専 29)。

1-15-2 国内優先権を主張できないもの

1. 先の出願の出願日から 12 ヶ月を超えたもの。(専 29、108 新型準用)
2. 先の出願が国際優先権又は国内優先権を主張したもの。(専 29、108 新型準用)
3. 先の出願が分割出願また出願変更されたもの(専 29、108 新型準用)
4. 先の出願が既に初審の特許査定または特許査定を受けたもの。(専 29、108 新型準用)
5. 先の出願がすでに取り下げ、放棄また不受理の処分を受けたもの。(審査基準 1-2-1)
6. 意匠出願は国内優先権を主張してはならず、意匠出願を国内優先権の基礎出願として主張することもできない(審査基準 1-2-1)。

1-15-3 国内優先権の主張期間

1. 先の出願の出願日より 12 ヶ月以内。(専 29、108 新型準用)
2. 国内優先権を主張する場合、優先日は 2001 年 10 月 26 日より後のものでなければならない。(専 29、108 新型準用)

1-16 出願日

1-16-1 出願日の確定

1. 特許出願は出願書、明細書及び必要な図面が完備した日を出願日とする。明細書及び必要な図面を外国語で提出し、知的財産局の指定期間内に中国語の翻訳文を補正したときは、外国語で提出した日を出願日とする。指定期間内に補正されなかったときは、出願を受理しないものとする。但し、処分がなされる前に補正があったときは、補正の日を出願日とする(専 25 三、四、108 新型準用、116 三、四)。
2. 出願権者は雇用主、譲受人又は相続人の場合、発明者の氏名を明記し、雇用、譲受又は相続の証明書類を添付しなければならない(専 25 二、108 新型準用、116 二)。
3. 特許出願書類の送達について、(出願が)書面による場合は、書類又は物件が特許主務官庁に送達された日を基準としなければならない。但し、書留郵便で提出されたときは、差出日の消印に表示されている日付を基準とする(専 5)。

1-16-2 同一出願日に関する取り扱い

1. 同一の発明、実用新案又は意匠について二以上の出願があるときは、最も先に出願をした者に対してのみ登録を付与することができる。但し、後に出願をした者が主張する優先日が先の出願の出願日より先であるものは、この限りでない(専 31 一、108 新型準用、118 一)。
2. 出願日、優先日が同日である場合は、これを協議により定めるべき旨を出願人に通知しなければならない。協議が成立しないときは、いずれもその発明について特許を受けることができない(専 31 三、108 新型準用、118 三)。
3. 出願人が同一のものであるとき、期間を限定していずれかを選んで出願を決めることを出願人に通知しなければならない。期限が満了するまでに決めた結果を知的財産局へ報告しなかったときは、いずれもその発明について特許を受けることができない(専 31 二、108 新型準用、118 二)。
4. 同一の発明又は考案についてそれぞれ特許、実用新案登録の出願をするときは、前三項の規定を準用する(専 31 四、108 新型準用)。

■同一発明のその後願者に対する特許の拒絶

同日出願の複数出願案の拒絶がすべて確定した後、その先願の地位を認め、他の同一発明の後願者に権利を拒絶する。

【解説】

1. 特許出願案に対し特許を付与するか否かの審決については、台湾特許法第 44 条の規定によるべきであり、例えば、第 31 条の「先願主義」または第 23 条の「新規性の擬制喪失」に違反したものに対しては、共に特許を付与しないこととなります。
2. 第 31 条第 2 項の規定により、同日に出願した多数の出願案について、協議が成立しないときは、いずれも特許を付与しないこととなります。
3. しかしその他の同一発明の後願者にとって、どんな法律効果が発生するかについては、第 31 条第 2 項の規定に関わることとなります。即ち、同一発明について二つ以上の特許出願案があり、二つの特許出願の出願日、優先日が同日である場合は、第 31 条第 2 項の規定が適用されますが、もし出願日、優先日が同日ではない場合は、第 31 条第 1 項の規定が適用されることとなります。
4. 同一発明のその他の後願者には特許を付与しないことになっています。その理由として「先願主義」に基いており、第 31 条第 1 項「同一発明について二つ以上の特許出願案があるときは、最も先に出願をした者に対してのみ特許を付与することができる」の規定を拒絶の根拠とすべきです。

1-16-3 変更出願の出願日

特許又は意匠登録の出願をした後、これを変更して実用新案登録出願をし、又は実用新案登録を出願した後、これを変更して特許出願をするときは、元の出願の出願日をその変更出願の出願日とする。但し、元の出願の特許査定書、処分書の送達後、又は元の出願の拒絶査定書、処分書の送達の日から 60 日を経過した後は、変更することができない(専 102、114、115)。

1-16-4 分割出願の出願日

特許出願に係る発明が実質上二以上の発明であるときは、特許所管機関の通知又は出願人の申請により分割出願をすることができる。分割出願は、もとの出願の再審査の査定前に行わなければならない。分割出願を許可されたときは、もとの出願の日を出願日とする(専 33、108 新型準用、129 新式様準用)。

1-16-5 非特許出願権者による出願の出願日の援用

1. 出願権者でない者によって出願され特許を受けた発明について、特許出願権者がその出願の公告日から二年以内に無効審判を請求し、且つ審決で取消しが確定した日から 60 日以内に出願をしたときは、出願権者でない者の出願日を出願権者の出願日とする(専 34、108 新型準用、129 新式様準用)。
2. 前記の規定により特許出願をするものは、願書に元出願の明細書、必要な図面又は図説及び無効審判の決定書のコピーを添付して提出しなければならない(専施 25)。

1-16-6 出願日の繰り下げ

1. 明細書及び必要な図面を外国語で提出し、知的財産局の指定期間内に中国語の翻訳文を補正したときは、外国語で提出した日を出願日とする。指定期間内に補正されなかったときは、出願を受理しないものとする。但し、処分がなされる前に補正があったときは、補正の日を出願日とする(専 25 四、108 新型準用、116 四)。
2. 明細書に一部落丁があるか、又は図面若しくは図式に欠落している部分があるときは、補正がなされた日を出願日とする。但し、補正がなされた部分がすでに優先権を主張する先の出願(先願)に見られた場合は、元の出願日を出願日とする(専施 21)。

1-17 出願の変更

1-17-1 異なる專利種類間の出願変更

1. 発明特許出願←→実用新案登録出願

発明特許の出願をした後、これを変更して実用新案登録出願をするか、又は実用新案登録を出願した後、これを変更して発明特許出願をするときは、元の出願の出願日を変更出願の出願日とする。但し、元の出願の公告決定査定書、処分書が到達した後、又は元の出願の拒絶査定書、処分書が到達した日から 60 日を経過した後は、変更することができない(専 102)。

2. 実用新案登録出願←→意匠登録出願

実用新案登録を出願した後に、これを変更して意匠登録出願をするか、又は意匠登録を出願した後に、これを変更して実用新案登録出願をするときは、元の出願の出願日を変更出願の出願日とする。但し、元の出願の公告決定査定書、処分書が到達した後、又は元の出願の拒絶査定書、処分書が到達した日から 60 日を経過した後は、変更することができない(専 114、専 102)。

3. 発明特許出願→意匠登録出願

発明特許を出願した後に、これを変更して意匠登録出願をするときは、元の出願の出願日を変更出願の出願日とする。但し、元の出願の公告決定査定書が到達した後、又は元の出願の拒絶査定書が到達した日から 60 日を経過した後は、変更することができない(専 114)。

4. 変更出願と優先権主張の効果

新規出願時に、優先権の主張又は新規性喪失例外の主張があったものは、出願を変更した後でもその優先権の主張又は新規性喪失例外の主張を保留すると声明することができる。

5. 変更出願に対する行政上の番号の付け方

出願変更後の出願は、特許主務官庁が改めて出願番号を付与し、初審段階に戻って審査しなおさなければならない。

6. 変更出願手続きの所要書類

上記の変更出願をするとき、次に掲げる書類を添付しなければならない。

- 一)願書 1 部
- 二)特許明細書及び図面(図説)1 式 3 部
- 三)元出願及び修正後の明細書及び図面(図説)各 1 部
- 四)出願権証明書、委任状又は優先権証明書類、国籍又は法人証明などであるが、元出願に添付された書類を流用できる。
- 五)政府料金

7. 変更出願後の制限

もし元の出願が既に実体審査を施されてから、それを変更出願する場合、該変更出願を元の出願の種類に変更してはならない(審査基準)。

8. 変更出願と実体審査請求

発明特許出願に変更された出願に、実体審査を請求する必要があったとき、元の出願の出願日から 3 年以内に請求しなければならない。もし発明特許出願に変更された出願が、既に元の出願の出願日から 3 年を超えた場合、発明特許出願に変更した日から 30 日以内に実体審査を請求することができる(審査基準)。

1-17-2 同一專利種類間の出願変更

1. 独立の意匠 ↔ 類似意匠 (専 115)

独立の意匠登録を出願した後に、これを類似意匠の登録出願に変更するとき、又は類似意匠の登録出願をした後に、これを独立意匠の登録出願に変更するときは、元の出願の出願日を変更出願の出願日とする。但し、元の出願の公告決定査定書が到達した後、又は元の出願の拒絶査定書が到達した日から 60 日を経過した後は変更することができない。

2. 変更出願と優先権主張の効果

出願変更後の出願は、特許主務官庁が改めて出願番号を付与し、初審段階に戻って審査しなおさなければならない。新規出願時に、優先権の主張又は新規性喪失例外の主張があったものは、出願を変更した後でもその優先権の主張又は新規性喪失例外の主張を保留すると声明することができる(審査基準)。

3. 変更出願手続きの所要書類

上記の変更出願をするとき、次に掲げる書類を添付しなければならない。

- (1)願書 1 部
- (2)図説 1 式 3 部
- (3)元出願及び修正後の図説各 1 部(類似意匠登録出願から独立の意匠登録出願に変更するものは、不要)
- (4)出願権証明書、委任状又は優先権証明書類、国籍又は法人証明などであるが、元出願に添付された書類を流用できる。
- (5)政府料金

2 特許の要件

2-1 産業上の利用性

1. 産業上の利用性は特許要件の中で最も基本的な条件の一つとされている。台湾専利法第 22 条第 1 項、第 94 条第 1 項及び第 110 条第 1 項で、発明特許、実用新案及び意匠の基本的な特許要件として「産業上利用できる」という表現を各条文の冒頭から掲げている。もし出願する発明が産業上製造又は使用されるものであれば、その発明は産業上利用でき、産業上の利用性を有するものと認定する。その中で、製造又は使用されることとは、産業上技術特徴を有する技術手段を実施することを指し、即ち発明したものを製造し又は発明の方法を使用できることである。産業上の利用性を有する発明は、製品の製造や使用方法のみではなく、その発明が実際に利用でき、製造又は使用される可能性があるのであれば産業上の利用性に合致し、その発明が製造又は使用されたことを要求しない。ただし、理論的に実行できる発明が、実際明らかに製造又は使用できないのであれば、産業上の利用性も有しないことになる。例えばオゾン層の減少による紫外線の増加を防ぐため、紫外線を吸収するプラスチックフィルムで地球表面の全体を覆う方法が例である。

2. 特許出願した発明は産業上の利用性を有すべきで、もし産業上の利用性を有するかについて明確でない場合は、発明の説明に産業上利用できる方式を記載すべきである。審査の際に、特許出願した発明が製造又は使用できないと認定された場合は、その理由を明記し出願人に答弁するよう通知し、出願人が期限内に答弁しない又は答弁理由が成立しない場合、出願を拒絶する。

■特許要件の問題

ソフトウェア発明以外にも認められる機能的クレーム

【解説】

機能的クレームについて、ソフト発明以外には認められないということはありません。審査基準で記載されているように、「4.3 手段機能言語およびステップ機能言語に段落では、“一般的には、物の発明に対して、その構造や性質でクレームを限定し、方法の発明に対して、その条件やステップでクレームを限定すべきである。しかし、ある技術特徴が構造や性質、ステップで限定できない場合、或いは機能で限定することはより明確にする場合には、明細書において実験や操作を明確で十分に規定しており、その機能を直接かつ確実に検証できれば、機能で請求の範囲を限定することが許される。複数の技術特徴からなる発明は、その請求の範囲の技術特徴が、手段機能言語やステップ機能言語で示すことが許され、請求の範囲を解釈するとき、明細書の記載における対応する該当機能の構造、材料、動作およびその均等なる範囲を含めて考慮すべきである。」という前書き（実際、ソフトウェア発明に関する記載は第 2 段から）があります。この文によると、明白ではありませんが、手段機能言語は単にソフト発明に適用するのではなく、全般的な発明に適用できることとなります。

実際に、現在で弊所で扱っているケースの中で、機械分野の物でも、機能的クレームとして知恵財産法院に認められたケースが存在します。

2-2 新規性

2-2-1 新規性の基本定義

請求項に記載されている発明が先行技術の一部として構成されていない場合は、その発明に新規性を有すると称する。台湾専利法ではより具体的な特許新規性の条件について規定を置いている。（専 22、1）主に一、出願前、既に刊行物に記載されていない、又は公然実施されていないもの。又、二、出願前、公知になっていないもの、が原則上新規性を有する前提となっている。但しいくつかの例外的な状況も明文で規定されている。同条文は、

「発明が、次に掲げる事情があつて前項各号の場合に該当し、その事実が発生した日から六ヶ月以内に出願したものは、前項各号に制限されない。

- 一、研究または実験のために発表又は実施されたもの。
- 二、政府が主催又は認可した展覧会に陳列されたもの。

三.出願人の本意に反して漏えいされたもの。」と規定している。又上記の「一. 研究または実験のために発表又は実施されたもの。

二. 政府が主催又は認可した展覧会に陳列されたもの。」に関して出願人が主張する際は、出願時に年月日を記載してその事実を説明し、特許所管機関が指定した期間内に証明書類を提出しなければならない。2010年国会に上程された改正専利法では、新規性の制限について更に緩和する規定を追加している。

2-2-2 先行技術

1. 先行技術は出願日付の前に（出願当日を含まない）、あらゆる公衆が知ることのできる（available to the public）情報をすべて含むもので、世界中のどの場所、言語、形式に限らず、例えば書面、電子、インターネット、口語、陳列展示又は使用等に限らない。

2. 公衆に知られることは、先行技術が公衆によってその技術の実質的内容に接触可能となり、且つ知ることのできる状態に置かれていることを指す。秘密保持義務を持つ者に知られている保護すべき技術は、先行技術に属しない。但しその者が秘密保持の約束や許諾に違反し、その技術を漏洩し、その技術の実質内容が公衆に知られた時は、該当技術は先行技術の一部を構成したものとして認める。逆に、その技術が秘密保持状態にあり、公衆がその技術の実質内容に対して接触不可能、且つ知ることができない場合は、出願する前にその技術が存在し、且つ秘密保持義務を持つ者に知られていたとしても、先行技術に属さない。秘密保持義務は、明文規約の秘密保持義務を指すだけでなく、社会観念や商業習慣で秘密保持責任を負うべき秘密保持義務許諾をも含み、例えば会社に所属する社員は会社の事務に対し、通常は秘密保持の義務を有する。

2-2-3 留意事項

■ホームページを引証とする場合の注意事項：

ネットの性質は印刷刊行物と異なり、ネットで公開される情報が、すべて電子形式であり、モニターに出た情報の内容又は『公開時点に変更されたか否か』を判断し難いものである。それ故、もし、ネット上の情報を引証するとき、ウェブサイトの信用度に注意すべきであり、サイトでの情報内容又は『公開時点に対して疑問を抱いているとき』、当該ウェブサイトが発行した証明書を取得すべきである。もし、その真実性を確信できる証明書類が取得できないときは、ネット上の情報を引証することができない。

■特定者に交付する書類は公開刊行物に該当しない：

原告が提出した係争設計図が、もともと係争意匠と極めて類似しているが、係争設計図がコピーした私文書に過ぎず、競争入札に参加したこれらの関連会社も、原告が信用する特定会社であるなら、その設計図は未公開のものに該当し、不特定の第三者が知る由もないものである。それ故、原告が提出した設計図は、内部書類であり、「公開刊行物」に該当しないことから、意匠という「公開使用済み」の定義に当たらないものである。

■新規性の審査原則：

新規性の審査は、引証書類で公開された内容に準ずべきであり、形式上明確に記載された内容及び形式上記載されないが、実質上隠された内容を含む。また、引証書類の開示程度は、当該発明に属する技術分野で通常認識を有する者が、特許出願に係る発明を製造又は使用するに足るものでなければならない。

■意匠の新規性判断

（審査基準 3-3-2-2.4）

同一又は類似の意匠態様は四種あり、次のいずれかに該当するときは、新規性を有しない。

- (1)同一の物品に応用した同一の設計が、同一の意匠に属する。
- (2)同一の物品に応用した類似の設計が、類似の意匠に属する。
- (3)類似の物品に応用した同一の設計が、類似の意匠に属する。
- (4)類似の物品に応用した類似の設計が、類似の意匠に属する。

2-2-4 新規性喪失の例外事項

特許出願した発明が出願日の前に専利法第 22 条第 2 項各号の新規性喪失の例外事項のうちの一つがあり、そして出願する前に刊行物に見られ、公開使用されたか又は公衆に知られたものに対して、出願人が事実

発生の日付から六ヶ月以内に出願し、事実と相関する日付を明記し、且つ指定期間内に証明書を提出すれば、その事実に関わる技術が特許出願の発明の新規性を喪失させることはない。

新規性を喪失しない優遇を主張するのは、六ヶ月の優遇期間内に既に刊行物で見られ、公開使用されて又は公衆に知られた発明、つまり専利法第 22 条第 2 項に記載されている 1. 研究、実験の目的のため 2. 政府の開催又は認可の展覧会で展示された 3. 出願人の意に反して漏洩された発明は、すべて特許出願発明の新規性を喪失させる先行技術とは認めない。新規性喪失の例外を主張する優遇で生じる効果は優先権と異なり、優遇を主張することによって専利要件の基準日付に合致しているかどうかの判断に影響しない。従って、出願人の前記事実主張の公開日付から出願日付までに、若し他人が同じ発明を出願すれば、出願人の主張する新規性を喪失しない特例の効果は他人の出願が先出願である事実を排除することはできないため、先出願の原則により、新規性喪失の例外を主張する優遇された出願は特許を認められない。そして、他人による先出願も出願前既に同発明が公開された事実があるため、特許の付与も認められない。

出願人の主張する新規性喪失の例外について、若し他人がその例外の事項として公開された技術内容を転載する、例えば伝播媒体の報道行為などは、例外の効果に影響せず、特許出願の発明の新規性喪失とならない。但し、若し出願人が優遇期間内に特許出願した発明を自ら再度公開した場合、その再度公開が研究、実験のため或いは政府開催又は認可の展覧会に展示されたものを除いて、他の事情による再度公開はその発明の新規性喪失となる。尚、特許出願の発明が、他人の研究、実験のため或いは政府の開催又は認可の展覧会に展示されたか或いは該出願人の意に反して漏洩された発明と同一のものである場合は、新規性喪失の例外を主張することはできない。

注意すべきことは、新規性喪失の例外を主張できる期間は主張する事実が刊行物に見られ、公開使用されたか又は公衆に知られた次の日から六ヶ月以内であり、若しその他に優先権を主張しているのであれば、それぞれの相関の規定によって審査すべきである。

2-2-5 新規性の擬制喪失

先行技術は出願日付前のあらゆる公衆に知られる技術を含む。後出願の出願日付後に公開又は公告された先出願の発明や実用新案登録出願は原来先行技術の一部を構成しないものとされている。但し、専利法第 23 条は発明又は実用新案登録出願の添付された明細書又は図式に開示された内容を、法律擬制 (legal fiction) によって先行技術と見なし、後出願の請求項に記載された発明と先出願に添付された明細書、図式又は請求項 (以下、本節で明細書全文と称する) に開示された内容とが同一であれば、新規性の擬制喪失とする。

発明と実用新案は同じく自然法則を利用した技術思想の創作に属するもので、同じ技術内容でそれぞれ発明特許及び実用新案登録を出願するものであって、二つの特許権を付与する必要がない。但し、両者と意匠の視覚訴求を通しての創作とは異なるため、後出願の新規性の擬制喪失を審査する際、発明又は実用新案の先出願のみが引用文献となる。また、新規性の擬制喪失の概念は進歩性の審査に適用しない。

■刊行物での発表及びインターネット上での発表を、新規性喪失の例外対象とする際の問題点

【解説】

刊行物の発表及びインターネット上での発表は、上記特許法第 22 条第 2 号の三つの状況のいずれに合致すれば新規性喪失の例外を受けることができますが、この三つの状況のいずれにも合致しない場合、新規性喪失の例外規定を適用できないこととなります。

1. インターネット上の発表について、智慧財産局審査基準の関係記載では、インターネットの性質と書面刊行物とで異っており、インターネット上に公開された情報は全て電子形式なので、画面に出現する情報内容又は公開の時間点がかつて変更されたか否かについて判断し難いと認めています。よって、インターネット上の情報を引証する場合、ウェブサイトの信頼性に注意すべきで、インターネット上の情報内容若しくは公開の時間点について質疑があるとき、そのウェブサイトからの証明を取得しなければならず、もし証明書類が取得できずに、その真実性を確信することができないのであれば、その情報を引例とすることができません。

2. ほかに、上記の審査基準では、インターネット上の情報が変更され易いので、引証するとき、当該先行技術がその後、インターネットの管理者によって削除されたり、変更されたりするのを避けるため、ウェブページのフォーマットで当該先行技術の内容をプリントし、そのプリントアウトの上を取得した期日、ウェブサイトの URL および審査の出願番号等を注記しなければならないこととしています。

3. 以上を総合すると、インターネット上の発表を新規性喪失 (又は未喪失) の証明資料として引用しようとする場合、変造可能性の問題が存在しており、智慧財産局は往々にして厳格な基準で要求し、ウェブ

サイトから取得した証明の提出も要求するので、実務上において、インターネット上の発表内容を順調に新規性喪失の引証資料として使用することができないこととなっています。

2-3 進歩性

2-3-1 進歩性の概念

出願の発明と先行技術とに差異は存在するが、該発明の全体が該発明に所属する技術分野において通常の知識を有する者が出願する前の先行技術により容易に完成できる時は、該発明に進歩性を有しないと認められる。

2-3-2 容易に完成できることと容易に知ることができること

該発明に所属する技術分野において、通常の知識を有する者が引用文献で開示された一または複数の先行技術、並びに出願当時の通常知識を参酌し、先行技術を、転用、置換え、変更或は組合せ等の方式により、出願発明を完成できるものであれば、該発明は全体として容易に知ることのできることに属し、容易に完成できるものと認められる。容易に知ることができることは該発明の所属する技術分野において通常の知識を有する者が先行技術を基礎として、論理分析、推理或は実験を介して特許出願の発明を予期できることである。容易に知ることができることと容易に完成できることは同一の概念である。

2-3-3 進歩性の審査原則

進歩性の審査はそれぞれの請求項に記載された発明の全体を対象とすべきであり、即ち、該発明が解決しようとする問題、問題を解決する技術手段及び先行技術と対照する効果を一体的に考慮し、各項ずつ判断を行う。

2-3-4 進歩性の補佐的判断要素 (secondary consideration)

3.4.2.1 予期できない効果を有する発明

3.4.2.2 長期存在の問題を解決した発明

3.4.2.3 技術的偏見を克服した発明

3.4.2.4 商業的に成功を得られる発明

■進歩性に関する最近の事例

(1) 事例 1

智慧財産局が進歩性なしという理由で、「無効審判の請求が成立し、専利権を取消すべし」という処分結果を、智慧財産裁判所が無効審判の証拠は係争特許に進歩性がないことを証明できないという理由で、「訴願決定と原処分ともに取消すべし」と判決した事例 (99 行専訴 55 号判決書)。「連結棒構造」事件。

判決要旨：

被請求案件は、発明 I291914 号の「連結棒構造」に係る特許で、無効審判の証拠 2 は、公告番号 521684 号の「アダプター構造改良」に係る実用新案である。

原処分は、単に係争特許の請求項 1 と証拠 2 の棒体スリーブにリング状構造とバネとが設けられていることだけにより、すぐに係争特許の請求項 1 のバネ (16) と証拠 2 のバネ (50) とが対応するもので、且つ固定リング (50) と証拠 2 の位置決めスリーブ (60) とが対応するものと認定しているが、調べによると、原処分では、各部材の連結関係及び機能効果に言及していないし、且つ上記分析結果によれば、係争特許の請求項 1 の固定リング (50) と証拠 2 の位置決めスリーブ (60) とが、スライティングスリーブとの結合関係や機能効果などについては、別に相当なものではなく、バネの組立て位置も変更しており、棒体やスライティングスリーブの内部構造も同じではないので、被告 (智慧財産局) のなした対比方式は採用できない。且つ係争特許の請求項 1 には、棒体 (20) を挿入棒 (23) が入れ替え可能なものに特定しており、しかもスライティングスリーブ (30) と棒体 (20) の内部構造の変更により、バネ (40) の組立て位置の制限も変更されることは、確かに証拠 2 よりも連結棒の適応性が増加し、且つ組立ての手順を簡略化できる効果が得られるため、係争特許の請求項 1 はその属する技術分野における通常の知識を有する者が出願前の先行技術である証拠 2 を運用して容易に完成できるものではないので、進歩性がある。

(2) 事例 2

智慧財産局による「無効審判の請求不成立、専利権を維持すべし」という処分結果を、智慧財産裁判所が原告が提出した無効審判の証拠 5 と証拠 6 との組合せは、請求項 1~5 に進歩性がない」という理由で、「訴願決定と原処分ともに取消し、被告（智慧財産局）が M313375 号『アウターローター式モーターのステーター構造改良』の登録実用新案についての無効審判請求した事件について、無効審判が成立し、専利権を取消すべし」と判決した事例（99 行専訴 37 号判決書）。「アウターローター式モーターのステーター構造改良」事件。

判決要旨：

被請求案件は、公告番号 M313375 号の「アウターローター式モーターのステーター構造改良」に係る登録実用新案で、無効審判の証拠 5 と 6 は、公告番号 M313375 号の「アウターローター式モーターのステーターの改良構造」に係る実用新案と、公告番号 M243849 号の「家庭用 AC ファンモーター」に係る実用新案である。

但し、係争専利は、明らかに巻き線の単位数を減少することにより、前記「巻き線の材料を節約することで、コストダウンと省エネルギー」という効果を達成するもので、この効果は明らかに予期可能なもので、且つ巻き線の単位数を減少すれば回転トルクや風量もそれにつれて小さくなるので、これらのファンの効果が悪化する。よって、原告（無効審判請求人）は「係争専利と証拠 5 との対比に回帰してみると、係争専利は証拠 5 の 6 単位分の巻き線を 4 単位分まで減縮することで、一見して『巻き線の材料を節約する』や『コストダウン』などの効果があるように見えるが、相対的に、その回転トルクや風量及び消費する電流などは何れも証拠 5 よりも悪い。これは一体両面なこと、これを以って係争専利が証拠 5 と異なる部分は単に巻き線の単位数の選択に過ぎなく、何らかの新規的なところがないことをより一層確定できる。もっと重要なのは、係争専利は単に巻き線の単位数を減少することでは、そのもたらす効果も証拠 5 から予期できるものである・・・」などを主張しているが、その理由は採用できる。これに対し、被告（智慧財産局）は、係争専利の起動巻き線と運転巻き線の巻き方法は証拠 5 と異なると答弁し、且つ被告が 2010 年 6 月 30 日に本裁判所での準備手続きの際に、「回転磁界は異なる信号に接続しなければならなく、巻き線の巻き方式が異なるため、運転も異なってくる」と答弁しているが、調べによると、係争専利の明細書と図面から総合に判断すると、係争専利が強調している効果は、やはり主に巻き線の数量の変更によってもたらす効果であり、且つ被告も上記答弁論点は通常の知識を持っている者による推論であることを自ら承認していることから、被告は証拠を提出することによりその推論が本当であることを裏付けることができないため、その答弁は採用できない。よって、係争専利の請求項 1 は、モータの技術分野における通常の知識を持っている者が出願前の先行技術である証拠 5 と証拠 6 との組合せにより、明らかに容易に完成できるものであるため、進歩性がない。

(3) 事例 3

判決：知的財産裁判所 98 年行専訴字第 136 号

【事実】：

参加人はかつて 2003 年 4 月 4 日に被告に対して「影像表示アダプターのチップセット冷却素子」を特許出願し、被告即ち智慧局より第 92107693 号として審査を経て特許を許可され、次いで、特許第 1227824 号特許証書の発給を受けた。その後原告はそれが特許法第 22 条第 4 項の規定に違反するとして、無効審判を請求したが、被告による審査の結果、2009 年 5 月 15 日に（98）智専三 04087 字第 09820286930 号特許無効審判判決書を以って「無効審判不成立」の処分を下した。原告はこれを不服とし、訴願を提起したが棄却されたので、知的財産裁判所へ行政訴訟を提起した。

【裁判要旨】：

進歩性を審査する際は、複数の引例文書中の全部若しくは一部の技術内容の組合せ、又は一つの引例文書中の一部の技術内容の組合せ、若しくは引例文書中の技術内容とその他既に公開された先行技術内容の組合せを以って、特許請求の発明が容易に完成できるものなのかを判断することができる。**技術内容の組合せが、当該発明が属する技術分野に於いて通常の知識を有する者が容易に完成することができるかどうかを判断する際、引例文書が属する技術分野の関連性及び解決しようとする問題の共通性を考慮すべきである。もし、二つの引例文書が解決しようとする問題が同一又は近似していて、共通の技術内容があり、同時に共通の機能を発揮している場合、即ち引例文書の技術内容が、既に当該発明が属する技術分野に於いて通常の知識を有する者に、その開示された技術内容を組合せるよう促していることになるので、当該発明が属する技術分野に於いて通常の知識を有する者が容易に完成できるものとなる。**調べたところ、引例

1は電子素子の放熱問題を解決する冷却装置であり、その明細書第7欄6-22行に記載されている「本発明の最もよい実施例はコンピューターCPUであるが、本発明は如何なる冷却の固体装置が必要なものにも使用することができる。 . . . その述べられている固体装置の類型は制限を受けることなく、オーディオ、RFパワー増幅器、リモコン設備、自動サーバ機械増幅器、インバータ駆動器も可能であり. . . 」。そして、明細書第10欄47-50行に記載されている「熱橋(38)もサーモチューブとすることができ」に依れば、**引例2**の最終製品はモーターであるものの、しかし明細書第【0004】欄では「本発明の目的は一種の良好な冷却ができるインバータユニットを提供して、電子素子の熱劣化を抑制し、同時にモーターの熱影響を減らすことであり、なお且つ冷却構造がシンプルで、消費電力が小さいインバータユニットを有するモーターである」と記載されているので、**両者はいずれも電子素子の放熱問題を解決する冷却装置であり、引例1はそれが冷却に必要なインバータにも使用することができ、またサーモチューブを以って熱橋に代えるものであると開示しており、引例2もサーモチューブの設計を採用して、二つの放熱器を接続するスペースを節約している。よって、当該発明が属する技術分野に於いて通常の知識を有する者は上記の二つの引例を組み合わせる合理的な動機を有し、なお且つ係争特許の特許請求範囲第1項の全体技術特徴も、機能の増進を生じさせてはいない。従って、引例1及び2の組み合わせは係争特許請求の範囲第1項が進歩性を備えていないことを証明しているので、被告の弁論は採用することができない。**

■**実用新案における「当該技術分野の専門家が容易に完成させることができる」という判断**

【解説】

実用新案における「当該技術の専門家が容易に完成させることができる」という判断について、現在裁判所の実務では、確かに登録請求する実用新案と登録請求前の先行技術との差異の多寡を必然の依拠とはしておらず、また機能増進も必要としていません。しかし、特許制度はイノベーションの奨励及び産業技術発展促進の目的を持っています。よって、既知のモジュールを単純に組合せた新規性のない技術が特許権の保護を受けて他人による当該技術の産業発展を妨げる事態を回避する必要があります。もし登録請求する実用新案と登録請求前の先行技術の差異が微小で、組合せるべき先行技術も少なく、なお且つ当該組合せが既知の効果を生むのみで、その差異の技術特徴も完全に同一技術分野の先行技術文獻中に見られ、また、その属する技術分野において通常の知識を有する者がその登録請求する実用新案の解決しようとする技術問題に取り組む時に、得られる合理的に参考又は調査した資料で、その技術分野の専門家による当該先行技術の組合せを啓発するに足る場合、先行技術に既に組合せの理由が包含されていたとして、登録請求する実用新案にも進歩性がないと認定すべきだとされています（台北高等行政裁判所98年行專訴字第97号判決）（台北高等行政裁判所98年行專訴字第104号判決）。

2-4 創作性

2-4-1 創作性の概念

出願する意匠が先行技芸と異なるし類似しないが、該意匠の全体的なデザインが該意匠の属する技芸領域において通常知識を有する者なら出願前にその先行技芸に基づいて容易に考えつくことができるものは、該意匠に創作性がないという。創作性の審査対象は出願する意匠の全体的なデザインであり、意匠は技術思想の創作ではなく、その創作内容は物品自体ではないので、意匠に係る物品そのものについては創作性と言えるものがない。

2-4-2 創作性の審査原則

1. 意匠は視覚を通じて訴求する創作を保護し、その創作内容は物品外観のデザインであり、物品自体ではない。出願する意匠の実質内容は物品とデザインの結合から構成され、創作性の審査は図面に開示される点、線、面から構成される出願する意匠の全体的なデザインを対象とし、それが容易に考えつくことができるかどうかを判断すべきで、容易に考えついた意匠なら創作性がない。意匠に係る物品は、出願する意匠に係る物品と先行技芸物品との異同のみを考慮すれば良く、意匠に係る物品自体の創作性を考慮する必要がない。

2. 創作性の審査は出願する意匠の全体的なデザインを対象とすべきである。全体的なデザインを基本的な幾何線條又は平面等のデザイン要素に分解してから、該デザイン要素は既に先行技芸に見られるかどうかを確認することができないが、審査の過程で、全体的なデザインが視覚的に区分できる範囲で既に先行技芸又は周知デザインに開示されたかどうかを確認できると共に、全体的なデザインに対して

容易に考えついたかどうかを総合的に判断すべきである。一般の自動鉛筆を例とすれば、押圧芯部、クリップ取付けリング、クリップ、円柱状桿部、滑り止め指握り部、円錐状先部等は全て視覚的に区別できる範囲であるが、注意すべきことは、証明できる既の開示された先行技芸の引証資料が多ければ多いほど、通常（それらを組合わせた）全体的なデザインは容易に考えつきにくいと認定すべきである。

3 審査

3-1 発明特許の審査

3-1-1 早期公開

特許出願の公開

1. 特許所管機関が発明特許に係る出願の書類を受け取った後、審査を経て規定にそわないところがなく、且つ公開すべきでない事情がないと認めたときは、出願日又は優先日から 18 ヶ月を経過した後に当該出願を公開しなければならない。(専 36 一、36 四)
2. 15 ヶ月以内に優先権主張を取り下げたことによって、該優先権日が無効となった場合、該出願の早期公開は変更された後の一番早い優先権日或いは出願日の 18 ヶ月後に延長すべきである。但し、出願日の 15 ヶ月後に優先権の主張を取り下げた者について、一番早い優先権日の変更或いは優先権の有無に拘らず、その公開日は最初に主張した一番早い優先権日から 18 ヶ月後に維持する(審査基準 1-2-2)。
3. 特許所管機関は出願人の請求により、その出願を繰り上げて公開することができる。(専 36 二)
4. 特許出願が次に掲げる各号の一に該当するときは、公開をしない。
 - 一. 出願日から 15 ヶ月内に取り下げられたとき。
 - 二. 国防機密その他国家安全の機密に関わる時。
 - 三. 公の秩序又は善良な風俗を害するとき。(審査基準 1-2-2)
5. 出願人は発明特許出願の日から 15 ヶ月以内に明細書又は図面の補充・補正をすることができ、15 ヶ月後に明細書又は図面の補充・補正を申請する場合は、元の出願通りに公開する。(専 49 二)
6. 特許主務官庁が発明に係る特許出願を公開するときは、次に掲げる事項を公開しなければならない。
 - 一. 出願番号
 - 二. 公開番号
 - 三. 公開日
 - 四. 国際特許分類
 - 五. 出願日
 - 六. 発明の名称
 - 七. 発明者の氏名
 - 八. 出願人の氏名又は名称、住所・居所又は営業所。
 - 九. 特許代理人に委任したときは、その氏名。
 - 十. 発明の要約。
 - 十一. 当該発明の技術特徴を最も代表できる図面。
 - 十二. 本法第 27 条第 1 項の優先権を主張する各最初の特許出願の国、出願番号及び出願日
 - 十三. 本法第 29 条第 1 項の優先権を主張する各出願の番号及び出願日。
 - 十四. 実体審査の申請の有無
 - 十五. 補充・修正(補正)の申請の有無
7. 公開公報の発行した出願についてだれでも明細書又は図面の閲覧、コピーを請求することができる。(専 54 二)
8. 発明特許出願が公開された後、特許出願人でない者による商業上の実施があったときは、特許所管機関は請求によりこれを優先して審査することができる(専 39 一)。

■公開公報における繰上げ掲載

公開公報への繰上げ掲載の請求時期と繰上げ可能期間

【解説】

台湾特許法の規定により特許出願は出願日（優先権を主張した場合、優先日）より18ヶ月を経過した後、公開公報に掲載されることとなります。その公開を通常の公開より更に早めようと申請をすることは可能です。出願時から申請することは可能ですが、特許庁の公開公報の作業は中国語明細書を特許庁へ提出してから行いますので、中国語明細書を特許庁へ提出する時に申請することをお勧めいたします。中国語明細書は既に提出した場合、申請してから約2ヶ月で公開公報に掲載されます。

1. 台湾専利法第36条第1項及び第2項に基づき、特許出願の書類は、出願日より十八ヶ月を経過した後、当該出願を公開しなければならないと規定されているほか、智慧局は出願人の請求により、その出願を繰り上げて公開することができます。

2. 又、智慧局が出版した早期公開Q&Aにおいて、出願人が、迅速に実施、製造、販売ができるほか、早期公開により権利の保護を受けられることなどの酌量から、出願人が、その出願の早期公開を申請することができるという記載があります。しかしながら、早期公開の行政作業時間が約三ヶ月掛かるので、早期公開の申請は、出願した翌日より（もし優先権を主張する場合、最も早い優先日の翌日とする。）起算して十五ヶ月以内に行わなければならない、当該十五ヶ月の期限を超えた場合、智慧局も既に公開の準備作業に着手しており、近々公開されるので、早期公開の申請を受理しないこととなります。

3-1-2 実体審査

3-1-2-1 実体審査請求

1. 発明特許に関しては、出願人が実態審査請求を提出する場合に限ってのみ、主務官庁が実体審査を行う。実体審査請求が提起されなければ、実体審査は行われない。

2. 発明特許及び意匠特許出願のみについて実体審査を行う。実用新案は実体審査を行わない。(審査基準2-2-3)

3-1-2-2 発明特許出願の実体審査の請求期限

1. 特許出願がなされた日から3年以内である(専利法第37条の第1項)。

2. 分割出願：

1) 元出願(親出願)の出願日より3年を超えたものは、分割出願の日から30日以内に実体審査を請求することができる(専利法第37条の第2項)。

2) 元出願(親出願)の出願日より3年未満前に分割出願したものは3年満期前に実体審査を請求する。(特許法第37条)

3. 発明特許出願に変更したもの：

1) 出願日より3年を超えたものは、変更出願の日から30日以内に実体審査を請求する。(特許法第37条)

2) 出願日より3年未満で変更出願をしたものは、3年以内に実体審査を請求する。(特許法第37条)

4. 再審査の段階で分割出願又は特許出願に変更されたものは、出願人による実体審査を請求する必要はなく、分割出願又は特許出願に変更されたものに対して自動的に実体審査を行う。

3-1-2-3 発明特許出願の実体審査の請求に対する注意事項

1. 出願日より3年を超えて実体審査を請求しなかったときは、当該特許出願は、取り下げたものとみなされる。(特許法第37条の第4項)

2. 該発明特許出願の出願人自体のほか、出願人以外の者も該発明特許出願の実体審査を請求することができる。(特許法第37条の第1項)

3. 発明特許出願に審査請求の事実があったことを特許公報に掲載しなければならない。(特許法第37条の第4項)

4. 実体審査を請求した後は、取り下げることができない。(特許法第 37 条の第 3 項)

3-1-2-4 生物材料又は生物材料の利用に関する発明の特許出願の実体審査に関する特別規定

1. 発明特許出願の出願人が実体審査を請求するとき、寄託機構から発行された生存証明を提出しなければならない。(特許法第 38 条の第 4 項)

2. 発明特許の出願人以外の者が実体審査を請求したときは、特許所管機関によって 3 ヶ月以内に生存証明を提出するよう特許出願人に通知しなければならない。(特許法第 38 条)

■審査手続

加速審査で出願登録後に、提出されていた対応外国の登録クレームが無効になった場合の影響。

【解説】

影響を受けることはありません。加速審査はあくまでも台湾出願の外国対応出願の登録により台湾出願の審査を早めるものであり、実体審査を経て審査結果を出しますので、加速審査において登録になった後に加速審査において提出された対応外国出願の登録クレームが無効になった場合も、その台湾出願の登録件が影響を受けることはありません。

【解説】

台湾特許庁は特許出願の審査待ち時間を短縮するために 2009 年 1 月 1 日より 1 年間を試行期間として加速審査制度を導入し、試行の効果を鑑みてよりよく出願人に利用してもえるよう、2010 年 1 月 1 日より申請に必要な条件を更に緩和して正式施行することとしました。この新しく施行される加速審査制度を利用すれば、6 ヶ月ないし 9 ヶ月で審査結果を出願人に送付することができます。

加速審査請求する場合、次の三つの条件のいずれかに合致すれば加速審査を請求することができます。

(a) 台湾出願の外国対応出願が特許査定を受けた場合、加速審査を請求することができる。

この場合、次の書類を提出する必要があります。

(1) 外国対応出願の特許公報及びクレームの中文訳、または特許査定を受けて公告されていない場合、特許査定書のコピー、クレーム及びクレームの中文訳。

(2) 外国対応出願が審査中の場合、受けた審査意見通知書及びサーチレポート。これらの書類が中国文または英文でない場合、中文の訳文を提出すべき。

(3) 台湾特許出願のクレームと外国対応出願のクレームの相違点説明。

(4) 外国対応出願が審査中で、引例が審査官に提示され、その引例が特許文献ではない場合、その特許文献のコピーを提出すべき。

この場合は書類完備の日から 6 ヶ月以内に審査結果通知が発行されます。

(b) 台湾出願の外国対応出願がまだ特許査定を受けていないが、米国、日本またはヨーロッパ特許庁からオフィスアクションを受けた場合、加速審査を請求することができる。

この場合、次の書類を必要とします。

(1) 日本、米国又はヨーロッパ特許庁の発行したオフィスアクションの審査対象となるクレーム及びクレームの中文訳。

(2) そのオフィスアクションのコピー及びサーチレポートのコピー、これらの書類が英文でない場合、その中文訳を提出すべき。

(3) 当該対応外国出願のクレームと台湾出願のクレームの相違点説明。

(4) そのオフィスアクション又はサーチレポートに新規性又は進歩性がないコメントが含まれる場合、答弁の理由を提出すべき。

(5) オフィスアクションに提示された引例が特許文献でない場合、その引例のコピーを提出すべき。

この場合は書類完備の日から 9 ヶ月以内に審査結果通知が発行されます。

(c) 出願人による商業上の実施行為がある場合、加速審査を請求することができる。

この場合、次の書類を必要とします。

(1) 出願人が商業上の実施を行うために、早期に特許性の有無を確定したい場合、その商業上の実施に該当する証明資料、例えば、契約書、カタログなどを提出すること。

この場合は書類完備の日から9ヶ月以内に審査結果通知が発行されます。
実際の効果について、特許庁の統計データによれば、2009年1月から2010年9月まで計2070件あまりの加速審査請求案件があり、平均67.5日間で審査結果が発行されたとのことです。
ご留意いただきたいのは、PPHと違って、審査着手されても加速審査請求できることです。台湾出願のクレームを加速審査請求に提示された対応外国出願のクレームと一致するように補正する場合、その旨を加速審査請求の時に公文書に記載します。審査官がその要望に応じて電話で出願人に補正指令を出し、出願人はこの職権による補正指令に従ってクレームを対応外国出願と同一クレームに補正することができます。

3-1-3 補償金の請求

3-1-3-1 公開後公告前の子の権利抵触行為を巡る補償金請求とその構成要件

発明特許出願の出願人が出願公開後、書面をもって発明特許の内容を通知したにもかかわらず、通知を受けた後、公告がなされる前にその発明の商業上の実施を継続していた者に対し、発明特許出願の公告後、適當の補償金を請求することができる。(專40)

1. 発明特許の出願人がかつて出願公開後、書面をもって発明特許の出願内容を通知したことがある場合、通知後から、公告がなされる前にかけてのその発明の商業上の実施を継続していた者に対し、発明特許出願の公告後、適當の補償金を請求することができる。

2. 発明特許の出願が既に公開されたことを明らかに知りながら、公告前に当該発明の商業上の実施を継続していた者に対しても、補償金を請求することができる。

3-1-3-2 補償金請求権消滅の時効

補償金の請求権は、公告の日より起算して二年以内に行使しなければ、消滅する。

3-1-4 再審査

3-1-4-1 初審査-拒絶査定

1. 特許、意匠出願人は、拒絶査定に対して不服があるときは、査定書が送達された日から60日以内に理由書を備えて再審査を申請することができる。(專第46条第一項、第129条の新式様に準用する)

2. 登録を受けようとする実用新案について、形式審査を経て第97条規定に該当すると認めるときは、理由を示した処分書を作成して、出願人又はその代理人に送達しなければならない。(專第98条)

3-1-4-2 再審査時の審査人員の指定

再審査のときに、特許所管機関は原審査に関与しなかった特許審査人員を指定して審査に当たらせ、査定書を作成しなければならない。当該再審査の査定書は、出願人に送達しなければならない(專第47条、第129条の新式様に準用する)

3-1-4-3 期限内答申の通知の義務

再審査を経て拒絶理由が認められる場合、拒絶決定を下す前に、必ず出願人に特定の期限内に答申するようにと通知しなければならない。(專46、II、129新式様準用)

3-1-4-4 再審査-拒絶すべき事由

1. 再審査を経て拒絶すべき事由があると認めるときは、査定前に期限を定めて意見書の提出を出願人に通知しなければならない。(專第46条二、第129条の新式様に準用する)

2. 再審査を経て拒絶査定に対して不服があるときは、査定書が送達された日から30日以内に法に基づいて不服審判を提出することができる。(訴第1条、訴第14条第1項)

3-1-4-5 特許すべき査定

1. 特許出願に係る発明について、審査を経て特許を拒絶すべき理由がないと認めるときは、特許をすべき査定をし、特許請求の範囲及び図面を公告しなければならない。(専第 45 条)
2. 登録を受けようとする実用新案について、形式審査を経て第 97 条に規定する登録拒否事由に該当しないと認めるときは、実用新案登録を認め、かつ実用新案請求の範囲及び図面を公告しなければならない。(専第 99 条)
3. 出願した意匠を審査して、拒絶の理由がないと認めるときは、意匠を付与して図面を公告しなければならない。(専第 121 条)

3-2 実用新案特許の審査

3-2-1 形式審査（方式審査）

登録を受けようとする実用新案について、形式審査を経て第 97 条の規定に該当すると認めるときは、理由を示した処分書を作成して、出願人又はその代理人に送達しなければならない。

3-2-2 形式審査の範囲

実用新案登録出願に係る考案は、形式審査（訳注：日本の方式審査）を経て次の各号に掲げる場合のいずれに該当するものと認めるときは、特許を付与しない処分にしなければならない。処分をする前に、期間を限定して意見の陳述又は明細書若しくは図面の補正をするよう出願人に通知しなければならない。

- 一、物品の形状、構造又は装置に属しないとき。
- 二、前条規定に違反するとき。
- 三、第 108 条が準用する第 26 条第 1 項、第 4 項の形式（方式）の開示に関する規定に違反するとき。
- 四、第 108 条が準用する第 32 条規定に違反するとき。
- 五、明細書及び図面には必須事項が掲げられていないか、又はその開示が明らかでないとき。

■特殊出願

二重出願制度の採用時期

【解説】

ひとつの発明が創作に対して特許と実用新案両方の出願を同時（同一の日）に行う二重出願方式は、実務上、出願人が自らの特許技術のレベルを考量した後、十分に把握できない時があるので、次第に発展した出願方式です。現在では実用新案登録以前、特許査定がされようとする時、特許庁（台湾知的財産局＝智慧局）は出願人に発明特許もしくは実用新案登録の両者から一者だけを選択するよう命じることになる。（専利法第 31 条第 4 項）出願人が特許査定を望む場合、実用新案登録を放棄しなければならない。実用新案が放棄された場合、当該権利は最初から存在しないと見なされる。実用新案が既に登録された後に、同創作にかかって発明特許出願が為されていることが発見した場合、択一する余地がないため、発明特許の査定が不可能になるというのが通説である。

一方、実用新案登録の後でも、出願人に二者択一の選択肢が与えられることが可能という見解をとる場合、出願人が発明特許の方を選択して実用新案登録を放棄することになれば、実用新案登録に基づいて、第三者に対する無断実施の補償金請求権にどのような影響が生じるか。

その場合、実用新案存続中に第三者に対する保障請求権の行使は、権利基礎が遡及的に消滅してしまうことになるので、権利行使の根拠が欠如する状況が起き得る。

一方、発明特許の早期公開があり、出願人が書面でその出願にかかる発明の内容を無断に実施する第三者に対して、発明の内容を知らせることがある場合、当該出願が後日査定公告を受けるとき、当該特許権利者が無断実施の第三者に対して適切な保証金を請求することができる。但し、この補償金の請求根拠は、特許出願の早期公開が前提条件となるので、早くとも出願日（若しくは優先権日）より 18 ヶ月経過した時点になるので、実用新案登録の時期をカバーできない状況がよく考えられる。（専利法第 40 条）

3-3 意匠の審査

3-3-1 職権による実体審査

意匠の特許出願の実体審査は、出願人による実体審査を請求する必要はなく、出願後、特許所管機関は自動的に実体審査を行う。(審査基準 2-2-3)

3-3-2 再審査

意匠特許出願人が、拒絶査定結果に対して不服する場合、当該査定書が送達された日から 60 日以内に、理由を付して再審査を申し立てることが出来る。

3-4 審査官の指定、その義務及び回避すべき事項

1. 特許所管機関は、発明特許出願の実体審査について、特許審査人員を指定して審査させなければならない。

特許審査人員の資格は法律でこれを定める。(専 35、新型 108 準用、新式様 129 準用)

2. 特許所管機関の職員及び特許審査人員は、職務上知り得た、又は所持する特許に係る発明、実用新案若しくは意匠、又は出願人の事業上の秘密について秘密保持の義務を有す。(専 16)

3. 特許審査人員が次の各号の一に該当するときは、自ら回避しなければならない。(専 42、新型 108 準用、新式様 129 準用)

一. 本人又はその配偶者が当該出願の出願人、代理人、代理人の共同事業者、又は代理人と雇用関係を有する者であるとき。

二. 現在は当該出願の出願人若しくはその代理人の四親等内の血族若しくは三親等内の姻族であるとき。

三. 本人又はその配偶者が当該特許出願について、出願人と共同権利者、共同義務者又は返済義務者の関係にあるとき。

四. 現在は当該特許出願について出願人の法定代理人、家長若しくは家族であり、又はかつてそうであったとき。

五. 現在は当該出願の出願人の訴訟代理人又は補佐人であり、又はかつてそうであったとき。

六. 現在は当該出願の証人、鑑定人、異議申立人、又は無効審判の請求人であり、又はかつてそうであったとき。

特許審査人員に回避すべき事由がありながら、回避しなかったときは、特許所管機関は職権で又は請求により、同審査人員の爲した処分を取り消した後、別途適当な処分をすることができる。

3-5 出願の特許明細書及び図面、図説の補正、面接、実験、補充説明書、模型又は見本

3-5-1 審査中の案件に関する出願人が行える事項(例えば面接の請求、実験や見本の提示、又は意匠出願の図説の補充と補正など)及びそれらの行為を行える時点：

特許所管機構は特許出願、意匠登録出願の審査をするときに、請求又はその職権により、期間を限定して次の各号をすべき旨を出願人に通知することができる。(専 48、専 122、専施 29)

一) 特許所管機構に出向いて面接を受けること。

二) 必要な実験(特許出願に限る)を行い、模型又は見本を補足すること。(*特許所管機構は必要ときに現場に出向いて、又は場所を指定して検証を行うことができる)

三) 図説を補充・補正する(意匠登録出願に限るが、本号により、なされる補充・補正は出願当時の原図説に開示された範囲を超えてはならない)

四) 特許所管機構からの面接、実験、模型若しくは見本の追加提出又は明細書、図面若しくは図説の補充・補正に関する通知について、期間が満了しても応じない又は通知の内容通りに処理しなかったときは、特許所管機構は現有の資料に基づいて審査を続行することができる。(専施 29)

■ 出願人が台湾で権利取得する上での留意点 (明細書の記載、審査官面接等)

【解説】

出願人の自発補正は特許法 49 条により、出願日(優先権主張の場合、優先日)より 15 ヶ月以内、審査意見通知書の応答期間内、実体審査請求と同時に、再審査請求と同時に、再審査理由書の提出期限内に限る。

て認められ、これらの期間以外に自発補正をしたくても法律の制限で認められないこととなっていますが、2010年6月から特許主務機関は新しい制度を導入し、この制度により上記補正可能な期間以外の時期に自発補正を行いたい場合、補正を行いたい旨の公文書の特許主務機関へ提出し、審査官はその要望に応じて電話にて出願人に補正してよとの職権による補正指令を出し、出願人はこの電話による補正指令に従って補正を提出することができるようになりました。即ち、自発補正の手続きについて実務では大分緩和されました。

分割出願について特許査定または再審査拒絶査定が出されるまでに分割手続きを行うことができ、特許査定を受けた後、または再審査拒絶査定を受けた後、分割手続きを行うことができないこととなっています。

(化学・医薬・微生物特許)

(1) 数値限定について

特許請求の範囲における数値での限定について、次の表現は許されません。

- * 「以上」(或いは少なくとも・・・) : 下限のみを表示していることになる。
- * 「多くても」(或い・・・以下) : 単に上限のみを表示している。
- * 「0～0.036%重量」 : 0%によってその成分の存在がなくなる表示となる。
- * 「およそ・・・」 : その発明と従来技術との区別ができなくなる。
- * 「約・・・、約・・・」 : その範囲を確実に特定することができないので、従来技術と区別がつかない。

*特許請求の範囲で、「低温」、「重圧」、「し難い」、「厚い」、「薄い」、「強い」、「弱い」で表現することは、特許請求の範囲を不明確にさせるおそれがある。

(2) 実施例の補充について

通常台湾で出願した特許は、日本またはその他の国で出願した出願を、優先権として主張しているもので、その審査は優先権を主張した、出願時に提出された明細書のみに基づくものとなります。

従って、審査段階で、さらに実施例を明細書に追加補充することは許されません。特に審査段階で提出する応答書に添付して、追加の実施例で審査官の審査に応答、説明することはできますが、それによって拒絶理由をクリアできるかは、審査官の裁量に依ります。特に補充された実施例によって、特許付与の範囲を特定、拡張することも、ほとんど許されません。

(3) 審査段階で、拒絶理由をクリアするために、所有の実験データを補充して説明することは可能ですが、審査官にすべて採択されるかは、一概に言えません。その実験データが出願前既に完成されたものであれば、その証拠を合せて提出し、採択してもらうよう取り計ることも一策です。

(機械・意匠)

台湾の特許明細書の記載には「符号の説明」という項目が要求されますが、一部の日本出願人からの和文明明細書には、この「符号の説明」の項目がないか、又は符号の説明が不足で、智慧財産局の審査官に補足を要求されるケースがありますので、和文明明細書を作成する際に、事前に十分な「符号の説明」を記載しておいた方がよいです。

また、専利法施行細則第20条第2項では、「図面には図号及びエレメントの符号を註明すべき、必要な注記を除いて、その他の説明文字を記載してならない」という規定があるため、智慧財産局の一部の審査官は、図面に記載されている説明文字について厳しく規制しているため、もし、図面には既にエレメントの符号が標記されている場合、そのエレメントについての説明文字の標記を削除した方がよいです。

(電気・電子・半導体)

(1) 出願時に提出する明細書は原文として、英文と和文などが扱えますが、これらの原文明明細書は、さらに中国文に翻訳するので、内容はなるべく言語を統一させるほうが、翻訳者も容易に対処できます。

(2) また、コンピュータソフトウェアの基準の改正により、もともと出願標的として使えなかった、「プログラム」、「システム」などは、基準の配布により、標的として扱えることになりましたので、今後、「プログラム」などの標的を記録媒体に変更しなくても、問題にはならないこととなります。

■明細書作成の留意点

- 1 中国語への翻訳時に誤りやすい単語、フレーズ、表現

【解説】				
	和文／原文	誤訳文	正しい訳文	説明
3-1	金属製導管中を、自由表面を有するようにしながら溶融ガラスを水平方向に流し、	將金屬製導管構成為具有自由表面之方式朝水平方向流動溶融玻璃（誤譯）	使熔融玻璃以一面具有自由表面之方式朝水平方向流動於金屬製導管中、	"を"の数が多く出る場合、中国文の意味が明確に叙述できない。
3-1	互いに結合してヘテロ原子を有してもよい単環または多環の基を形成してもよく	形成具有互相結合之雜原子亦可的單環或多環之基亦可	互相結合形成具有雜原子亦可的單環或多環之基亦可	"してもよい"の数が多く出る場合、中国文の意味が明確に叙述できない。
3-1	前記導電炉形成部のパターンに対応するパターンに従って	按照對應於前述導電电路形成部的圖	按照對應於前述導電电路形成部圖案的圖案	一つの段落に名詞が幾つも重複されている場合、中国文の意味が明確に叙述できない。
3-1	ポリカーボネート有機溶液と水性洗浄液とが有機相と水相との二相分離した実質的な界面を形成しないように、	聚碳酸酯有機溶液與水性洗浄液分離為有機相與水相之二相、可實質不形成界面	可實質不形成聚碳酸酯有機溶液與水性洗浄液分離為有機相與水相之二相的界面	"と"の数が多く出る場合、意味が明確に叙述できない
3-1	…勘合・固定されてなる…	…核對、固定…	…嵌合…	常用な用語ではない場合、その用語の真意が解読できない。
	含フッ素橋かけ環構造を有する重合体 (f ^m) の重合により形成された繰り返し単位 (F ^U) を含む重合体 (F) と、ヒドロキシ基、カルボキシ基、スルホン酸基、スルホンアミド基、アミノ基またはリン酸基を有する重合体化合物 (b ^m) の重合により形成された繰り返し単位 (B ^U) を含む重合体 (B) とを含む、アルカリ溶解性のイマージョンリソグラフィ用レジスト保護膜組成物。	一種鹼溶解性之浸漬式微影術用光阻保護膜組成物、其特徵為含有聚合物(B)、該聚合物(B)含有、聚合物(F)：含有具有含氟交聯環構造之聚合性化合物(f ^m)之聚合所形成之重覆單位(F ^U)、與重覆單位(B ^U)：由具有羰基、羧基、硼酸基、磺醯醯胺基、胺基或磷酸基之聚合性化合物(b ^m)之聚合所形成者。	一種鹼溶解性之浸漬式微影術用光阻保護膜組成物、其特徵為含有聚合物(F)、羰基、羧基、硼酸基、磺醯醯胺基及聚合物(B)、該聚合物(F)為含有具有含氟交聯環構造之聚合性化合物(f ^m)所聚合形成之重覆單位(F ^U)所形成、該聚合物(B)為含有具有胺基或磷酸基之聚合性化合物(b ^m)所聚合形成之重覆單位(B ^U)所形成。	"含有"の数が多く出る場合、中国文の意味が明確に叙述できない。
3-1	更に(E)..基を有する.. (E1) と... (E2) と.. を含有する...を含有する	其更含有(E) 含具有.. 基之... (E1) 及... (E2) 之... .	其更含有含(E)具有..基之... (E1) 及... (E2) 之... .	"含有"の数が多く出る場合、中国文の意味が明確に叙述できない
3-1	前記第一の接続端子と対向配置されるとともに電氣的に接続された第二の接続端子を有する第二の回路部材	具有與第一連接端子對向配置、且與第一連接端子電連接之具有第二連接端子之第二电路構件	具有與第一連接端子對向配置、且與第一連接端子電連接之第二連接端子之第二电路構件	装置、部品の関連性の表現が濃縮すぎて簡略すぎる場合、構成内容の説明が曖昧不明になる。

ポイント：

叙述が長すぎて、区切りがない、助詞（例えば、含有、を、になど）の数が3個以上である場合、フレーズの意味の判断が間違いやすくなり、形容詞が沢山（2、3個以上）ある場合、中国文に表現するのが難しくなります（例えば、性能が優しく、... 良いなもの）。

間違いやすい用語				
	日本文 / 英文	誤訳文	正しい訳文	説明
3-2	スルホラン	礬	環丁礬	容易に混同される専門用語
3-2	塩基性	鹽基性	鹼性	容易に混同される専門用語
3-2	トレンチ溝	電纜溝	配線溝	該分野の専門用語

ポイント：
 常用でない用語且つ専門常用でない用語（例えば、ホスファイト（ホスフィット）、ホスフェート（ホスホネート、ホスホナート）、専門分野の装置、常用語の略語（例えば、レジスト分野のMEEF、ELなど）、カタカナで表現されている薬名、装置名、会社名などについては英語で後付けした方が、正確性を向上させることができます。

・指摘されても問題のない態様の例

和文	訳文	客先よりの訂正案
二価フェノール	二價酚	二元酚
～より	選自由	選自
～である	係為	係
～からなる	所構成	由~~~構成
環状部分に～	於…環状部分	在…環状部分
少なくとも一つを含む	為，含有～所選～一種	含有選出之至少一種物質
得られた～	所得到之	得到之
配合して	搭配	配合
さらに～	再	進一步
水酸基価	羥價	羥值
の組合せ	組合	之組合
下記一般式～で示され	下述以一般式～	以下述一般式
示し	係表示	係為
選ばれる	由~~所選出之	由~~選出之
100℃における	100℃的	100℃下之

意見：
 翻訳者の習慣は人によってそれぞれ異なり、また、台湾と中国大陸の文法および用語もやや異なっているため、一部指摘されても、補正しなくてもよい用語、またはフレーズもあります。

日本語からの翻訳時に誤りやすい単語、フレーズ、表現について

- 例えば、千鳥形になったフランジに・・・、この「千鳥形」というのは、台湾人の翻訳者にとって理解しにくい場合が多い。
- 例えば、記録媒体に格納されたレシピに従って・・・、この「レシピ」というのは、台湾人の翻訳者にとって理解しにくい場合が多い。
- 例えば、「回転」と「回動」の意味を正確に理解しにくい場合が多い。
- 例えば、「フレーム」、「フィールド」などの技術分野により、意味が違う用語など。
- 通常のカタカナ辞典に掲載されないカタカナ外来語について、その原語を付記してほしい。

	原文	正確	間違い
前記マスクパターンがブロック…のミクロドメインのパターンである	ブロック	嵌段	塊状
シリコン基板	シリコン	矽	聚矽氧
付勢手段	付勢	彈推	供勢
オフセット印刷法	オフセット印刷法	平版印刷法	偏移印刷法
蝶番 によって活動自在	蝶番	鉸鏈	樞鈕

■2 専門用語（テクニカルターム）を翻訳する際の問題点【解説】

専門用語（テクニカルターム）について、

1) 台湾人の翻訳者にとって意味が判りにくい用語例：

「渡設」、「屈設」、「画設」、「橋設」、「形設」、「定設」、「別設」、「固設」、「遊着」、「硲着」、「橋架」、「載架」、「遊架」、「潜通」、「曲成」、「欠成」、「係回」、「協働」、「段差」、「付勢」、「賦勢」、「螺接」、「密目」、「粗目」、「枢結」、「当接」、「係止」、「歩留」、「自在」、「重架」、「重層」、「圧下」、「介在」、「介装」、「保持」、「冠着」、「周設」、「仮設」、「封止」、「衝止」、「衝合」、「拘束」、「拘持」、「挟持」、「掛合」、「成形」、「成型」、「懸架」、「摺動」、「摺接」、「挿脱」、「齒合」、「摺持」、「被包」、「被覆」、「積重」、「巻回」、「巻架」、「巻張」、「着座」、「着接」、「締結」、「締着」、「繋着」、「緊締」、「勾配」、「バラツキ」、「テーパー」。

■3 翻訳精度確保の為に日本出願人が留意すべき点

【解説】

1 冗長な文章の問題

原文を適切に区切って理解できる文章に翻訳することが大事です。原文は適切な長さのほうが理想的。

台湾専利法第 26 条第三項には、「特許請求の範囲は特許を受けようとする発明を明確に、請求項ごとに簡潔に記載し、かつ発明の説明及び図面によって根拠付けされたものでなければならない。」と記載されているため、読者が必要とする情報に最速で達するために、同じことを表現できるなら、短く明白な方式を選ぶべきです。例えば、日本語明細書にはよく見られる「Aは、Bを有すCを含む」の記載について、この場合中国語で、「AはCを含み、CはさらにBを有する」と訳せば結構です。

なお、翻訳者が日本文の冗長表現を簡潔にする過程では、原文にある情報を欠いたり、原意を誤解したりしてはなりません。図面を参照しながら、明細書の内容の真意を理解して、冗長な内容を簡潔な二つ以上の文章に分割し、適切な接続詞で間をつなぐことが必要です。

2 直訳と意識の問題

日本語の文法構造を維持する必要はなく、自然で明瞭な中国語を主眼にして訳すことが大事です。

台湾専利法第 26 条において、「前条の明細書には、発明の名称、発明の説明、要約及び特許請求範囲を明確に記載しなければならない。発明の説明は、その発明の属する技術分野における通常の知識を有する者がその内容を理解し、それに基づいて実施をすることができるように明確かつ十分に示されなければならない。特許請求の範囲は特許を受けようとする発明を明確に、請求項ごとに簡潔に記載し、かつ発明の説明及び図面によって根拠付けされたものでなければならない。発明の説明、特許請求範囲及び図面の開示方法は、本法施行細則の定めるところによる。」と規定されているため、日本語明細書を中国語明細書に翻訳する場合に、中国語の文法正確性と流暢さを確保し、独自に作成した語句や意味不明な語法を避ける必要があり、科学用語の訳語については、台湾国立編訳館の採択した訳語があるときは、その訳語を基準にしなければなりません。しかし、多く翻訳者は日本語明細書を中国語明細書に翻訳する際に、日本語明細書に記載された内容を忠実に再現するため、自然な中国語を無視してそのまま中国語に直訳してしまうことがあります。この場合に審査官は、発明の属する技術分野における通常の知識を有する者がその出来上がった中国語明細書の内容を理解することができないという理由で、その出願を拒絶します。

3 曖昧な表現の問題

台湾向けの明細書のクレームでは、曖昧な用語を避けるべきです。

請求項に記載されている曖昧な用語例えば「ほぼ等しい」、「略平坦」、「同等以上」を明確な数値に基づいて表現しないと出願できないと指摘されるケースが多いです。一方、台湾専利審査基準 2-1-29 にも「請求項で数値を特定するのに使われる用語、単なる最小値、最大値、又は 0 を含むこと、若しくは 100%の数値を特定する場合、例えば、「...より大きい」、「...より小さい」、「少なくとも...」、「最大...」、「...以上」、「...以下」、「0~...%」又はその類似用語を使用したら、特許請求の範囲が不明確となる場合が多い。」と述べています。

確かにこのような「ほぼ等しい」、「同等以上」などの用語を使用した場合、その大きさを計って比べる基準は具体的に何を指しているのか？しかも、「略平坦」というのは、3次元に関しているので、その平坦度をどう計って比べるのかという問題があります。よって、なるべく請求項からこのような曖昧な用語の記載を排除すべきです。ただし、この種の用語が特殊な技術分野で明確な意味を有する場合、

又は該発明の属する技術分野における通常の知識を有する者が発明の詳細な説明を基礎としてその範囲を理解でき、且つ特許請求の範囲が不明確になる可能性がない場合のみ、この種の用語による表現が認められます。

4 カタカナ用語の問題

訳者は常にカタカナに警戒する必要があります。把握できないカタカナがあれば、原文明細書作成者に聞くべきです。

日本語明細書には、同じ意味を持つカタカナと漢字例えば「カーペット」と「絨毯」、「海綿」と「スポンジ」、「側壁」と「サイドウォール」などが同時に存在することがよくあります。中国語では上記のような名詞が全く同じなので、翻訳者にとって二つの違う中国語にて同じ意味を持つカタカナと漢字を区別して表現することは非常に困難であり、その代わりに、独自に作成した語彙や本来の意味に近い語彙を使用し、その結果、語彙の選択を誤ったことにより、情報を変えてしまう恐れが大きくなります。

上記のような用語は、日本語においても違う表現がないと思いますが、明細書作成者は、該類語彙を使用する必要があると思う場合、その目的を翻訳者に十分に分かるように補充説明すべきです。

また、日本語明細書に難しくて分からないカタカナ用語例えば「キャッシュ(Kish graphite)」或は誤解しやすいカタカナ用語例えば「リスト (Wrist)」と「リスト (List)」などがある場合、該用語の後ろに括弧をつけて、その中に英文を記述すべきです。

他には、数字の「一」をカタカナの長音と誤解して誤訳になってしまうこともあります。例えば、「モーター体型」が「モータ体型」に相当する意味不明の中国語に翻訳されます。

5 符号や縮語（簡略表現）の問題；業界専門用語の留意

日本語の符号をそのまま中国語明細書に移植する必要はありません。

中国語明細書には、日本語明細書に使用される符号をそのまま転用したものも多く見られます。ただし、日本語に使用される符号と中国語に使用される符号が異なるので注意が必要です。

台湾專利施行細則第 18 条第 6 項に規定されている「独立項又は従属項の文字記述は、一つの文でこれを行なわなければならない。その内容は単に明細書の行数、図面又は図面の符号を引用したものであってはならない。」によれば、各請求項ごとに、最後に打つ句点（。）が一つしか付けられないことが分かり、上記句点以外、点（、）、コロン（:）、セミコロン（;）を使っても文章を適当に区切ることが可能です。

日本語の請求項には、「及び／又」という表現方式がよく記載され、このような表現方式が中国語本や雑誌にもよく見られるが、台湾特許審査では、このような表現方式が明確ではないと認められているため、請求項には「及び／又」を記載しないほうが良いです。

なお、日本語では、複合語（二語以上の単語で一つの意味を構成する用語）をカタカナ書きした際、「・」（中点）を使い、例としては「ソース・ドレイン領域」、「小型・薄型」があります。中国語では、「・」（中点）が音訳の名字と名前とを区別したい際しか使われていないので、日本語明細書に「・」（中点）が存在する場合、中国語でそのまま直訳するのではなく、該（中点）を使うべきか否かを判断する必要があります。

業界では当たり前の専門的な用語や表現の使用については、誤解を招かないように、注釈や説明をつけたほうが安心です。例えば「千鳥状排列」や「勾玉状」など、業界のベテランにとっては当然の用語でも、翻訳する際は慣れない場合がよくあるので、やはりより丁寧に注釈や説明をつけておいたほうが無難です。

6. 「前記」と「該」の使い分け

クレームに書く構成要件のうち、新しく出る名詞と既に出た名詞を区別するために、英語では不定冠詞と定冠詞を使いますが、日本語では、「前記」の有無で区別することになります。この「前記」と同じような意味で用いられるものとして、「該」もあります。しかし、「前記」は、既に前に出ているものであり、「該」は、直前に出ているものであるというように使い分けたほうが良く、中国語においても同じだと思われれます。

7 漢字や送り仮名の変換ミスの問題

自動変換ミスによる問題の回避

中国語の文字入力もピンイン（拼音）方式や注音符號方式の普及と共に、自動変換ミスがよく見られ

るようになりました。一方、日本語の文字入力自動変換機能は大変発達していますが、既に定着していますが、時折変換ミスがそのまま紙面に残って送信されてしまうこともあります。作成者自身でさえ復元することが出来ない、意味不可解で奇妙な変換ミスも時々目にしますが、このような著しい問題はむしろ注意を引くので誤解を招かなくて済みます。特に同音語が多い日本語の漢字表現の場合、間違っても特に違和感がない用語がそのままチェックから漏れて、文章の意味を微妙にミスガイドすることがあります。例えば「減少」と「現象」、「現像」と「原像」、「良好」と「両行」、「注記」「中期」等々、前後の文章から判断が付かない表記ミスの問題がたまに起きます。自動変換ミスを回避する工夫も重要ですが、文献を解読する時に文章の方向性と合理性を適宜に意識して行うことも大事だと考えられます。

8 明細書のハードコピーは密集する印字スタイルを避けるべき

適切な行間と字の間隔、及び読みやすいフォントのサイズが読み手の負担を軽減し、ミスの発生をより防止します。

英文字の特許明細書の一行以上空く行間間隔と固まらない文字間隔と比べて、日本語特許明細書の文面は一段と固まって文字が密集している印象が強いです。行間が殆どなく、原稿を区切ったり注記を書き入れたりするスペースの余裕が殆どありません。それが明細書全般ばかりでなく、大事なクレームですら高密度の印字スタイルが支配的です。このような書面がファックス送信で届くと、その原稿が読みづらいほど画像が荒れるわけではありませんが、作業する際は比較的不便で読み間違いのリスクを感じます。電子ファイルがあれば別ですが、ハードコピーの書式印字スタイルはなるべく行間を 1~2 行ほど空けて、文字間隔は標準で、サイズは 12~14 号程度の大きさに調整したほうが翻訳者の作業の精度向上に寄与できるかと思われま。

■ 審査に関する規定及びデータ

■ 1 審査官面接の申し込みと制約

【解説】

審査官面接の申し込みは、書面にて行わなければならない、直接電話で行うことはできません。審査官面接に出席する人員は、身分証明書を持参しなければなりません。身分証明書を持参せず、即時に補正しない場合、審査官はその面接を取り消すことができます。

■ 2 再審査請求料

【解説】

特許出願の再審査請求料は初審査の審査請求と異なり、一律台湾ドル 8000 です。

■ 3 再審査請求及び訴願成功率に関するデータ

【解説】

特許出願及び意匠出願における拒絶査定に対する再審査請求の登録率は約 90% であり、訴願の成功率は 26% です。

3-6 査定及び処分

3-6-1 特許許可の査定(発明、実用新案)或いは処分(意匠)

1. 特許の出願は、審査を経て拒絶すべき事情がないものは、特許主務官庁がそれを許可し、査定書(発明、実用新案の場合)或いは処分書(意匠の場合)を作成し、出願人やその代理人に送付する。査定書は特許審査人員による署名がなければならない。(専 43、129 新式様準用、専 45、99、121)

2. 特許主務官庁は、元の意匠登録出願が登録査定を受けてはじめて連合意匠登録出願を許可することができる。(専施 36)

3-6-2 初審拒絶の査定—発明、実用新案

1. 発明、実用新案の出願が審査を経て拒絶査定としたものは、特許主務官庁がその理由を査定書に記載してその出願人や代理人に送付しなければならない。査定書は特許審査人員による署名がなければならない。(専 43、129 新式様準用、専 45、99、121)

2. 発明、実用新案の出願人は、拒絶査定に対して不服があるときは、査定書が送達された日から 60 日以内に理由書を備えて再審査を申請することができる。(専 46 一、129 新式様準用)

3-6-3 再審査拒絶査定-特許、意匠

1. 特許、意匠出願人が再審査を申請するときに、特許所管機関は原審査に関与しなかった特許審査人員を指定して審査に当たらせ、査定書を作成しなければならない。前項再審査の査定書は、出願人に送達しなければならない。(専利法第 47、129 条新式様準用)

2. 再審査を経て拒絶すべき事由があると認めるときは、特許所管機関は、査定前に期限を定めて意見書の提出を出願人に通知しなければならない。(専利法第 46 条第 2 項、129 条新式様準用)

3. 特許、意匠出願人は、特許所管機関による拒絶査定に対して不服があるときは、査定書が送達された日から 30 日以内に行政救済を申請することができる。(訴願法第 1 条及び第 14 条第 1 項)

3-6-4 実用新案-拒絶査定の場合

1. 実用新案登録出願に係る考案は、形式審査を経て実用新案登録を受けることができない事由があると認めるときは、特許所管機関は、期間を限定して意見の陳述又は明細書若しくは図面の補正をするよう出願人に通知しなければならない。(専利法第 97 条第 2 項)

2. 実用新案登録出願人は、前記意見の陳述又は明細書若しくは図面の補正を行っても、特許所管機関は依然として実用新案登録を受けることができない事由があると認めるときは、理由を示した処分書を作成して、出願人又はその代理人に送達しなければならない。

3. 実用新案出願人は、処分書の処分に不服があるときは、この処分書が到達する日の翌日から 30 日以内に、法令に基づいて行政救済を提出することができる。

3-7 査定公告

3-7-1 公告の繰り延べ

特許出願人は、特許の公告を繰り延べる必要がある場合、証書代及び第一年分の特許料を納付する時に理由を明確に記載した申請書を備えて、特許主務官庁に公告の繰り延べを申請しなければならない。申請に係る繰り延べ期間は三ヶ月を超えてはならない。(専施 56)

3-7-2 特許付与の公告

1. 出願人は査定書又は処分書が送達された日から 3 ヶ月以内に証書代及び第一年分の特許料を納付したあと、特許主務官庁は特許請求の範囲及び図式または図面を公告しなければならない。(専 45、51、99、101、113、121)

2. 公告された出願について、何人もその査定書、明細書、図面及びすべてのファイル資料の閲覧、抄録、撮影又はコピーを申請することができる。但し、特許所管機関が法律の規定により秘密を保持しなければならないものについては、この限りでない。(専 45 二、108 新型準用、129 新式様準用)

3-7-3 補正を許可した公告

1. 補正請求で許可した特許の明細書及び図面又は図面説明は、特許所管機関は補正を許可した後、その事由を特許公報に掲載しなければならない。(専 64 三、108 新型準用、127 二)

2. 明細書、図面又は図面説明が補正を経て公告されたものは、出願日に遡り効力が発生する。(専 64 四、108 新型準用、127 三)

3-7-4 その他の公告すべき事項

特許所管機関は、発明、実用新案、意匠に係る特許権の付与、変更、延長、譲渡、信託、実施許諾、特許の実施、取消、消滅、質権の設定その他公告すべき事項を特許公報に掲載しなければならない(専 74、108 新型準用、129 新式様準用)。

3-7-5 公告を拒絶する特許

発明、実用新案が審査を経て国家の安全に影響するおそれがあるときは、その明細書を国防部又は国家安全関係機関に提示して意見を諮問し、秘密保持の必要があると認められるときは、当該発明を公告しないで出願書類に封をして保存し、閲覧に供給しない。(専 50、108 新型準用)

3-7-6 再度公告しない案件

出願権者でない者によって出願され特許を受けた特許について、特許出願権者がその出願の公告日から二年以内に無効審判を請求し、且つ審決で取消しが確定した日から 60 日以内に出願をしたときは、出願権者でない者の出願日を出願権者の出願日とする。前項により出願したときは、これを再び公告しない。(専 34、108 新型準用、129 新式様準用)

4 特許権

4-1 特許権の発生

発明、実用新案、意匠出願について特許付与の査定を受けたときは、出願人は査定書又は処分書が送達された日から3ヶ月以内に証書代及び第一年目の特許料を納付してはじめて公告がなされ、公告の日から特許権を与え、証書を交付する。期限内に納付しないときは、公告されず、その意匠権は初めから存在しなかったものとする。(専 51、101、113)

4-2 特許権の維持

4-2-1 特許料、証書代の納付及びその期限

1. 特許を付与されたときは、特許権者は証書代及び特許料を納付しなければならない。特許の延長、更新を許可されたときは、延長又は更新の期間内においても、なお特許料を納付しなければならない。出願の手数料、証書代及び特許料の金額は主務官庁がこれを定める。(専80、108新型準用、129新式様準用)

2. 付与された特許の特許料は、公告の日から起算する。第一年の特許料は、第51条第1項の規定により納付しなければならない。第二年以降の各年分の特許料は期限満了までに納付しなければならない。前項特許料は、数年分を一括して納付することができ、特許料の調整があったときは、その差額の追納を要しない。(専81、108新型準用、129新式様準用)

3. 前条でいう「期限満了までに」とは、当年の開始前、例えば、特許権取得後、第二年は2005年1月1日よりとする場合、第二年の特許料は2004年12月31日までに納付しなければならない。残りの部分は類推する。

4-2-2 特許料納付期限満了後の追納

特許権者は、納付すべき第二年以降の特許料を納付すべき期間内に納付しなかったとき、期間満了の日から6ヶ月以内に追納することができる。但し、その特許料は所定料金の倍額を納付しなければならない。(専 82、108 新型準用、129 新式様準用)。

4-2-3 特許料の減免

特許権者は自然人、学校又は中小企業であるときは、特許所管機関に特許料の減免を申請することができる。その減免条件、年限、金額その他従うべき事項についての規定は、主務官庁がこれを定める。(専 83、108 新型準用、129 新式様準用)

4-2-4 特許料納付の委任

1. 特許料は、特許権者本人又は法により委任を受けた者に限り、始めて納付することはない。民法の委任規定により他人に納付を代行させたり、委任を受けずに代行したりすることは、差し支えない。(経(72)技08082号)

2. 数人又は数人の代理人が一つの特許権及び一人の特許権者に対して、それぞれ特許料を納付したときは、特許権者でない者が納付した特許料を返還する。

3. 数人又は数人の代理人は一つの特許権に対してそれぞれ特許料を納付したときは、納付が遅れた者に特許料を返還する。

4-3 特許権の消滅

4-3-1 特許権消滅の事由

次に掲げる場合の一に該当するときは、特許権は当然消滅する。(専 66、108 新型に準用、129 新式様に準用)

一) 特許権の存続期間が満了したときは、その満了の次の日から消滅する。

二) 特許権は、特許権者が死亡し、相続人であることを主張する者がいないときは、民法第1185条の規定に

より国庫に帰属する日から消滅する。

三) 第二年以降の特許料は追納期間が満了するまでに納付されなかったときは、原納付期間が満了する日の次の日から消滅する。但し、第 17 条第 2 項の規定により原状に回復したものはこの限りでない。

四) 特許権者が権利の放棄をするときは、書面にその旨が表示された日から消滅する。

4-3-2 特許権放棄の制限

特許権者は、実施権者又は質権者の同意を得ないで、特許権を放棄することができない。(専 65、108 新型に準用、129 新式様に準用)

4-3-3 特許権消滅の公告

特許所管機関は、特許権の消滅を特許公報に掲載しなければならない。(専 74、108 新型に準用、129 新式様に準用)

4-4 特許権の存続期間

4-4-1 特許権存続期間の計算

1. 特許権の存続期間は、出願日から起算して20年をもって満了する。(専51三)

2. 実用新案権の存続期間は出願日から起算して10年をもって満了する。(専101三)

3. 意匠権の存続期間は、出願日より起算して12年をもって満了する。類似意匠の存続期間は本意匠の存続期間と同時に満了する。(専113三)

4-4-2 改正前に既に公告した特許出願の特許権存続期間の計算

中華民国 83 年(1994 年)1 月 21 日の本法改正施行前に査定公告された特許出願の存続期間は、改正施行前の規定を適用する。但し、世界貿易機関協定が中華民国管轄区域内で発効した日に、特許権が存続しているときは、その存続期間は改正施行後の規定を適用する。

中華民国 92(2003)年 1 月 3 日の本法改正施行前に査定公告された実用新案出願の存続期間は改正施行前の規定を適用する。

意匠出願に関し、世界貿易機関協定が中華民国管轄区域内で発効した日に、意匠権が存続しているときは、その存続期間は中華民国 86 年(1997 年)5 月 7 日の本法改正施行後の規定を適用する。(専 134)

4-4-3 特許権存続期間延長の制限

1994 年 1 月 23 日以前に提出された出願は、第 52 条の規定により、存続期間の延長登録を申請することができない。(専 132)

4-5 特許権の延長

4-5-1 特許権期間延長申請権利者

元来の特許権者若しくは特許主務官庁に権利を譲渡されたものでなければ、特許権期間延長の申請が出来ない。複数の権利人が共有する場合、全員の共同署名が必要である。実施許諾権者自身は、特許権者の代わりに特許権延長の申請が出来ない。

4-5-2 申請期間

特許期間延長請求をするときは、証明書類を添付して、第 1 回許可証を取得した日から 3 ヶ月以内に特許所管機関に出願書を提出しなければならない。但し、特許権存続期間満了前 6 ヶ月以内にこれを行うことができない。(専利法第 52 条 2 項)

4-5-3 特許期間延長請求できる権利対象

医薬品、農薬品、又はその製造方法に係る特許権の実施について、その他の法律の規定により、許可証を取得する必要がある場合において、その取得に出願の公告後二年以上の期間を要するときに限って、特許権者が特許権期間の延長請求を提起することが出来る。

專利法第 132 条によると、当該権利は 1994 年 1 月 23 日付け現行專利法公布施行以降に提出された出願でなければ効力を有しない。

又、特許権権利期間の延長請求は、特許権者は一回限りで特許権を 2 年～5 年間延長することを出願することしかができない。但し、延長を許可する期間は中央目的事業の主務官庁より許可証を取得するのに要した期間を超えることができない。許可証の取得期間が 5 年間を超える場合でも、その延長期間は 5 年間に限る。

4-5-4 申請書の記載事項及び添付書類

「専利権期間延長核定弁法」（以下「核定弁法」と称する）第 3 条第 1 項によって、特許権権利期間延長の申請には、下記の事項を申請書に明記した上、特許権者若しくはその代理人の署名または捺印を付して行う必要がある。

1. 特許番号
2. 発明の名称
3. 特許権者の氏名及びその住所、居所；それが法人の場合、その名称、事務所住所及びその代表者氏名
4. 特許権権利期間延長申請の理由及び延長期間
5. 第一回目の許可証を取得した期日
6. 申請書の提出された年月日

又、申請時は法律によって取得された許可証の写し及び許可を申請したことを証明する本国若しくは外国の証明書類一式二部を添付する必要がある。

(1) 特許期間延長を申請する特許権が医薬品若しくはその製造方法の場合、その許可証の写しの他、中央目的事業主務官庁の発行した下記の書類を提出する必要がある。

- a. 国内に於ける臨床試験期間及びその開始と終了の期日を証明する文献。
- b. 国内において検査実験登録審査の期間及びその開始と終了の期日を証明する文献。

外国の試験期間に基づいて特許権利期間延長を申請する場合、特許権者は前記の文献書類の他、同時に特許物の生産国の主務官庁が交付した臨床試験の開始と終了を証明する証明書類も提示する必要がある。

国内臨床試験の開始と終了の期日を証明する書類は、台湾「衛生署」より発行された、特許権利期間延長の申請人又はその登録された許諾者に対して、国内にて臨床試験を実施することを許可する旨の書類の発行期日、及び爾後に当該臨床試験報告の提出要請に対して同意する旨の許可を出した期日を指す。

前記の「生産国」は、当該医薬品を製造した国又は臨床試験を実施した国を広義的に含める。

(2) 特許権利期間延長申請の対象権利が農薬品またはその製造方法の特許権の場合、その申請に際して、許可証の写しの他、下記の書類も提示する必要がある。

- a. 中央目的事業主管機関がフィールドテストの実施を許可した旨の書類。
- b. 中央目的事業主管機関が登記を受理する旨を示す決定の書類。

外国に於ける試験期間に基づいて特許権利期間延長を申請する場合、権利者は、前記の文献の他、生産国関連主管機関が交付した各項目の試験期間の開始と終了の期日及び許可された延長期間を証明する書類も付する必要がある。

4-5-5 特許権内容の実施に関して、中央主管機関の許可証の交付が必要で、その許可証交付の申請期間が、二年間以上かかった場合にのみ、権利期間延長の申請が可能

医薬品、農薬品、又はその製造方法に係る特許権の実施について、その権利が公告された後に、薬事法、農業管理法などの規定によって、中央主管機関が交付する許可証がないと、特許権の内容を実施することが出来ない場合がある。これらの法律の規定により、特許権請求項範囲の内容を実施するのに、許可証を取得する必要がある場合において、その取得に出願の公告後二年以上の期間を要するときに限って、特許権者が特許権利期間の延長請求を提起することが出来る。

4-5-6 特許権権利期間延長申請の可能回数

同一の特許権に対して、一回のみの特許権権利期間の延長の申請が可能である。

4-5-7 特許権権利期間延長の計算方法と延長を認める権利期間の酌量基準

延長申請が可能期間は、特許権公告後に、実施許可が未だ下されていないために権利内容の実施が不能である時期の開始に合わせて計算する。特許公告後に、長期間が経過してから初めて許可証の申請が為された場合、同申請がされるまでの間は許可証申請所要期間に算入されない。

許可証が交付された日にその期間の計算が終了する。その期間は最低2年間に達しないと特許権期間延長の申請が出来ない。延長される期間が、たとえ実際許可が下りるまで5年間を超えた場合でも、最高5年までしか認められない。2年から5年間の期間で、許可証申請にかかった実際の期間を超えないように、特許権権利期間の延長が付与される。主務官庁は、特許権期間延長の申請に対して、延長期間の決定にあたり、国民の健康に対する影響を考慮し、かつ中央目的事業主務官庁とともに決定方法を定めなければならない。

4-5-8 同一特許権に記載された実施に関して許可不要のクレームは期間延長の効果を受けられない

同一特許権に含まれるクレームでも、その実施に関して中央主管機関の許可が必要でないものについては、権利期間の延長の効果は及ばない。

4-5-9 特許権延長出願の審査：

特許所管機関は、特許権の延長登録出願について、特許審査人員を指定して審査させたうえ、査定書を作成し、特許権者又はその代理人に送達しなければならない。(専 53)

4-5-10 特許権延長の無効審判：

1. 何人も許可された特許権の存続期間の延長について、次に掲げる場合の一に該当すると認めるときは、証拠を添付して、特許所管機関に対して無効審判を請求することができる。(専 54 一、二)
 - 一) 発明特許の実施について許可証を取得する必要がないとき。
 - 二) 特許権者又は実施権者が許可証を取得していないとき。
 - 三) 延長を許可された期間が実施できなかった期間を超えているとき。
 - 四) 特許権存続期間延長登録の出願人は特許権者でないとき。
 - 五) 特許権が共有であって、共有者全員の名義による出願ではないとき。
 - 六) 許可証の取得において承認された外国での試験期間に基づいて特許権の延長登録を出願した場合において、許可された期間がその他国の特許主務官庁の許可した期間を超えたとき。
 - 七) 許可証取得に要する期間が2年未満のとき。

2. 延長される特許権に対する無効審判の審決が確定したときは、延長を許可された期間は初めから存在しなかったものとみなす。但し、第1項第3号、第6号の規定違反に関する無効審判の審決が確定したときは、当該超過期間について、延長されなかったものとみなす。(専 54 二)

4-5-11 職権による延長を取消す特許権：

特許所管機関は第54条第1項各号の一に該当すると認めるときは、職権により延長した特許権の期間を取消することができる。

特許権の延長を取消すべき旨の審決が確定したときは、その許可された延長期間は初めから存在しなかったものとみなす。但し、第54条第1項第3号、第6号の規定に違反する場合において、取消すべき旨の決定が確定したときは、当該超過した期間について、延長されなかったものとみなす。(専 55)

4-6 特許権の更新

特許権更新の請求及び明記すべき事項：

特許権者が中華民国と外国の間に発生した戦争により損失を受けたときは、特許権の存続期間を一回限りで5年～10年更新することを出願することができる。但し、交戦国の国民に属する特許権は更新を出願することができない。(専 63)

4-7 特許権範囲の認定

4-7-1 特許権範囲の認定に関して、台湾では「折衷解釈主義」を採用している。

1. 特許権、実用新案権の範囲は、明細書に記載された特許請求の範囲を基準とする。特許請求の範囲を解釈するにあたり、発明説明及び図面を参酌することができる。(専 56、106)

2. 意匠権の範囲は図面を基準とし、創作説明書を参酌することができる。(専 123)

■特許請求範囲の解釈について、審査と訴訟段階で異なった採択をする原則

【解説】

審査段階では最も広範囲な合理的解釈を採択する原則：

特許審査段階で、仮に一請求項の文字、用語について明細書で支持できる状況下で二つ以上のほぼ合理的な解釈がある場合、明細書と一致している最も広範囲な合理的解釈を採択すべきであり、即ち全てを考慮した後に、最も広範囲な調査範囲を採択すべきです。特許審査の主な目的は特許請求範囲を精確、明確、正確及び曖昧でないものにすることであり、この方法を採用することにより請求項範囲の不確定性を行政手続きから可能な限り排除することができます。なぜなら、出願人は審査手続きの中でその特許請求範囲を修正する機会及び義務があり、これによりその特許請求する発明の境界線を明確且つ精確に定義することができる他、公衆にもより明確に当該特許の範囲を知らせることができるからです。

訴訟段階では客観的な解釈を採択する原則：

一度特許を受け、特許請求範囲の文義が固定されると、訴訟段階で特許を受けた文義を解釈して特許請求範囲の文義を確定する為に、裁判所は特許請求のこれまでのファイル及びその他当該請求目的の関連事項を決定するのに役立つ関連事項に依存しなければなりません。特許請求範囲は社会大衆が一特許権保護範囲を判断する主要な依拠であり、一定程度の対外公示目的と効果を有しています。従って、特許請求範囲の文義を解釈する際、社会大衆が信頼できる客観的解釈を採択しなければなりません。

■特許権範囲の認定原則—折衷解釈主義

特許権範囲の認定は、学説上「中心限定主義」、「周辺限定主義」及び「折衷解釈主義」がある。

所謂「中心限定主義」とは、特許権が保護する客体が当該特許原理の基本的核心であり、たとえそれが特許請求の文義中で具体的に表現されていなくても、それに付された詳細な明細書、図面等の記載又は標示する事物の参酌により保護を受けるといふものです。

所謂「周辺限定主義」とは、請求特許が受ける保護範囲について、特許請求の範囲を最大限度とし、特許請求範囲の事項に記載されていないものは保護を受けないといふものです。

我国専利法は「折衷解釈主義」（第 56 条第 3 項）です。即ち特許権が付与する保護範囲は、特許請求範囲の文義により決定され、明細書の記載及び図面は特許請求範囲を解釈する際に使用するべきであるとされています。我国の現在の裁判所実務見解も同様です（知的財産裁判所 2008.11.27 九十七年度民專上字第 8 号民事判決）。

「折衷解釈主義」を用いて特許権範囲を解釈する際、以下の三要点に準じます。

- 1 特許請求範囲の内容を基準とし、特許請求範囲に記載されていない事項は、保護の範囲とならない。特許範囲解釈の際は、文字の意義に限らず、周辺限定主義の厳格な字義解釈を採用しない。
2. 特許請求範囲解釈の際、明細書及び図面は従属的なものであり、特許請求範囲の記載を解釈の内容としなければならない。
3. 特許請求範囲の専門技術的含意の確認は、特許請求から維持過程中的の出願人及び知的財産局間の特許出願書類を参酌することができる。更に、先行技術について、進歩性及び新規性の判断要件とするもの以外は均等論原則の適用を制限する。

発明説明及び図面は特許請求範囲解釈の参考とすることができ、またそうするべきですが、特許請求範囲こそが特許権を定義する根本的依拠です。従って、発明説明及び図面は特許請求範囲中の既存限定条件

（文字、用語）を補助的に解釈するのに用いることが出来るのみであり、発明説明及び図面中の限定条件を特許請求範囲に読み込むことはできず、また、発明説明及び図面の内容を通して特許請求範囲に記載された限定条件を増加又は減少させることもできません（知的財産裁判所 2008.03.19 九十七年度民專訴字第 6 号民事判決）

4-7-2 特許請求の範囲の解釈は請求項に記載された全体の内容を根拠とすべきである。

例えば、特許請求の範囲に数個の技術特徴を記載したときは、その一部の技術特徴に限定してその特許権範囲を認定することができない（知的財産裁判所 2008.03.19 九十七年度民專訴字第 6 号民事判決）。また、ジブソタイプ（前置き部分と特徴部分をいう）記載の請求項については、特徴部分と前置き部分に記載された技術特徴を結合し、その特許権の範囲を認定する。（特許侵害鑑定要点）

4-7-3 特許請求の範囲の解釈に使用する証拠は、内部証拠と外部証拠を含む

1. 「内部証拠」：請求項の文字、発明説明、図面及び出願の従来ファイルをいう。いわゆる従来ファイルとは、特許出願から、特許権の保護に至る迄の過程における、出願時の元説明書以外の書類、例えば、出願、無効審判又は行政救済段階の補充、補正、訂正書類、応答（申復）書、答弁書、理由書などをいう。

2. 「外部証拠」：内部証拠以外のその他の証拠をいい、例えば、創作者によるその他の論文著作物、その他の特許、関連する先願（例えば、追加出願の親出願、優先権主張の先願）、専門家証人の見解、当該発明に属する技術分野で通常認識を有する者の観点、権威著作物、辞典、専門辞典、参考書、教科書等である。（知的財産裁判所 2010.06.10 九十八年度民專上字第 42 号民事判決）

3. 内部証拠と外部証拠の適用順序について、先ず内部証拠を使用して、特許請求の範囲を解釈し、特許請求の範囲をはっきりと明確するに足りる場合は、外部証拠の使用を必要としない。もし内部証拠が不十分である場合、始めて外部証拠を以って解釈する。もし、内部証拠と外部証拠の特許請求の範囲の解釈について、矛盾があったり、一致しなかったりした場合、内部証拠を優先的に適用する。

4-7-4 特許請求の範囲の解釈時に一歩進んで運用できる「請求項差別化原則」

つまり、特別な限定事由を除き、番号が異なる請求項は個別で独立した権利範囲を有する。それ故、特許請求の範囲を解釈するにあたり、当該請求項に使用された文字を判断するほか、当該請求項に使用されていないが、その他の請求項に使用されている文字にも注意しなければならない。（知的財産裁判所 2009.06.29 九十八年度民專訴字第 29 号民事判決）

4-7-5 特許請求の範囲解釈時の優先順序

特許請求の範囲の文字、発明説明及び図面、出願の従来ファイル、外部証拠の順序で行われる。

4-8 特許権の内容及び効力の制限

4-8-1 特許権の排他効力

1. 物の特許権者は、本法に別段の定めがある場合を除き、他人がその同意を得ないでその物を製造し、販売の申し出をし、販売し、使用し又はこれらの目的のために輸入することを排除する権利を専有する。方法の特許権者は、本法に別段の定めがある場合を除き、他人がその同意を得ないでその方法を使用し、及びその方法によって直接製造された物品の使用、販売の申し出、販売又はこれらの目的のための輸入をすることを排除する権利を専有する。（専 56）

2. 実用新案権者は、本法に別段の定めがある場合を除き、他人がその同意を得ないで当該実用新案に係る物品の製造、販売のための申出、販売、使用又は上記目的のための輸入をする行為を排除する権利を専有する。（専106）

3. 意匠権者は意匠を施すことを指定した物品について、本法に別段の定めがある場合を除き、他人がその同意を得ないで、当該意匠に係る物品及びそれに類似した物品を製造し、販売の申し出をし、販売し、使用し、若しくは上記目的のために輸入する行為を排除する権利を専有する。（専123）

4-8-2 特許権排他効力の例外

特許権、実用新案権、意匠権の効力は次の各号に及ばない。（専 57、108 新型準用、125）

- 一. 研究、教学、又は実験のため、その発明、実用新案、意匠を実施し、営利行為に属しないもの。
- 二. 出願前（*優先権を主張したものは、優先日の前をいう）、既に国内で実施されていたもの、又は既に必要な準備を完了したもの。（*客観的に行為者が当該発明を実施するために、実施前に完成すべきであると認定に足りる予備行為をいう）。但し、出願前 6 ヶ月以内に特許出願人よりその製造方法を知悉し、並びに特許出願人がその特許権を留保する旨の表明があったときはこの限りでない。
- 三. 出願前（*優先権を主張したものは、優先日の前をいう）既に国内に存在していた物。
- 四. 単に国境を通過するに過ぎない交通機関又はその装置。
- 五. 特許出願権者でない者が受けた特許権が特許権者の無効審判請求により取り消されたときは、その実施権者が無効審判請求前に善意で国内で実施し、又は既に必要な準備を完了したもの。
- 六. 特許権者が製造し、又はその同意を得て製造された特許物品の販売後、当該物品を使用し、又は再販売

したもの。上記の製造、販売行為は国内に限らない。

前項第2号及び第5号の使用者は、その既存の事業内(*出願又は無効審判請求前の事業規模をいう)に限り利用を継続することができる。第6号の販売できる区域(*契約書の約定によらなければならない、契約書に約定がなかったり、その内容が不明確であったりしたものは、当事者の真意、取引慣習又は取引に関するその他の客観的な事実を探求すべきである)は、裁判所が事実に基づいてこれを認定する。

第1項第5号の実施権者は当該特許権が無効審判により取り消された後も、なお実施を継続するときは、特許権者の書面通知を受け取った日から、特許権者に対して合理的な実施料を支払わなければならない。

二種類以上の医薬品を混合して製造した医薬品若しくは方法は、その特許権の効力は医師の処方箋又は処方箋により調剤される医薬品に及ばない。(専58)

4-9 特許権の譲渡

4-9-1 特許権の譲渡

1. 特許権は譲渡することができる。(専 6)
2. 特許権者はその特許権を譲渡するときは、特許所管機関に登録しなければ、第三者に対抗することができない。(専 59、108 新型に準用、専 126))
3. 類似意匠に係る権利は単独で譲渡することができない。(専 126)
4. 特許権が共有であるときは、共有者全員の同意を得なければ、その持分を他人に譲渡することができない。但し、契約に別の約定があるときは、その約定に従う。(専 61、専 62、108 新型に準用、129 新式様に準用)
5. 特許権譲渡登記について証書の書換えを申請するときは、元特許権者又は譲受人が申請書及び特許証書を備えて譲渡契約又は譲渡に関する証明書類とともに特許所管機関に提出しなければならない。特許所管機関は前項譲渡を許可した後、譲渡事項を特許公報に掲載し、並びに特許原簿に登録しなければならない。(専 74、75、108 新型に準用、129 新式様に準用、専施 40、53)
6. 特許権の譲渡について、契約には次の事由の一に該当する約定があつて、これにより不正競争が生じたときは、その約定は無効とする。(専 60、108 新型に準用、129 新式様に準用)
 - 一)譲受人に対し、特定の物品、又は譲渡人が提供する方法を使用することを禁止又は制限するもの。
 - 二)譲受人に対し、譲渡人より特許による保護を受けない製品又は原料の購入を要求するもの。
7. 特許権譲渡を申請するときは、次の書類を提出しなければならない。(専施 40)
 - 一)申請書一部。元特許権者又は譲受人が提出する。(元特許権者又は譲受人が署名又は捺印しなければならない、代理人を委任する場合、代理人だけが署名又は捺印することができる)
 - 二)譲渡契約書正本、又は公認証済み又は申請者が誓約した譲渡契約書コピー一部。会社が合併・買収により特許権登記の承継について証書の書換えを申請するときは、合併・買収に関する証明書類を提出しなければならない。
 - 三)譲受人からの代理人への委任状(特許代理人を委託しない場合、提出の必要がない)。
 - 四)特許証書。特許証書が滅失、遺失又は毀損により使用することができなくなったとき、特許権者は書面をもって理由を明確に述べて再交付又は書換えを申請しなければならない。毀損の場合は、元の証書を返還しなければならない。(専施 48)
 - 五)申請費。
8. 特許権譲渡を申請するときのその他注意すべき事項：
 - 一)代表者が同時に会社と自己を代表して譲渡するか、又は譲渡人と譲受人双方の代表者が同一の場合、その会社又は譲渡人が署名すべき書類には、監察人(株式会社)又は業務を執行しない株主(有限会社)が連署し、会社変更登記事項書正面、裏面のコピーを添付しなければならない。
 - 二)譲渡人の姓名又は名称、印鑑、代理人は特許所管機構のファイルの記録と同一であるべきで、もし異なる場合、変更料金 300 元を納付して変更の手続きを行わなければならない。印鑑を変更する場合、誓約書

及び身分証明又は法人証明書類のコピーを添付しなければならない。

三)譲渡人住所の変更がある場合、申請書に変更を明記し、正確な住所を記載しなければならないが、変更料金を納付する必要はない。

四)譲渡人の代表者に変更がある場合、申請書に変更事実を明記すればよく、別途に変更手続きを行う必要はない。

五)類似意匠に係る権利は本意匠と同時に譲渡及び登記を行うべきで、それぞれ申請書類を提出し、政府料金を納付しなければならない。

4-9-2 再発明または創作の特許権者と元発明または実用新案の特許権者、又は製造方法の特許権者と物の特許権者は協議により交互に実施許諾をすることができる。(専 78 四、108 新型準用)

4-9-3 特許権の実施許諾を出願し、事情があって当事者が連署することができない場合、裁判所の刑事判決書で認定した事実を根拠としてはならず、もし民事判決の主文に先方が備案の連署をすべきと記載された時、強制執行法第一百三十条の規定により、当該判決書に基づきその備案を許可することができる。(経(71)技 42425 号)

4-9-4 中華民国籍の会社の代表者は会社法に基づき同時に会社を代表して自己と実施許諾をし、または同時に 2 つの会社を代表して実施許諾をしてはならない。もし株式会社である場合、監察人を代表者とすべきで、もし有限会社である場合、非業務執行の株主が連署すべきで、前記事項はすべて会社登記変更事項のカード正、裏面のコピーを提出すべきである。(審査基準)

4-9-5 ライセンシーは特許権者が再び他人に実施許諾をしたことについて、改めて書面で特許所管機関に同意を表明した場合、連署とみなす。(経(70)技 25109 号)

4-9-6 特許権の他人への実施許諾登記を申請するときは、特許権者又は被許諾者が申請書を備えて、実施許諾契約(ライセンス契約)又は証明書類を提出しなければならない。許諾契約又は証明書類には、許諾された範囲、地域及び期間を明確に記載しなければならない。また他人への実施許諾の期間は特許権の存続期間に限る。(専施 42)

4-9-7 実施許諾を申請するときは、下記の書類を備えなければならない。

- 一)申請書一部。
- 二)実施許諾契約または証明書類の正本一部。
- 三)申請費。
- 四)申請を特許代理人に委託した場合委任状を提出すべきである。

4-10 特許権の相続

1. 特許権は相続することができる。(専 6)

2. 特許権の相続登記について特許証書の書換えを申請するときは、申請書に死亡と相続に関する証明書類及び特許証書を添付して提出しなければならない。(専施 44)

3. 特許権の相続を申請するときは、次の書類を提出しなければならない。

- 一)申請書一部(相続人が署名又は捺印しなければならない。代理人を委任した場合、代理人だけが署名又は捺印することができる)。
- 二)全世帯の戸籍謄本(本国人)一部又はその他相続証明書類(外国人)。
- 三)死亡証明書一部。
- 四)特許権の相続を申請するときに、その特許証書が滅失、遺失又は毀損により使用することができなくなったときは、特許権者は書面をもって理由を明確に述べて再交付又は書換えを申請しなければならない。毀損の場合は、元の証書を返還しなければならない。(専施 48)
- 五)特許代理人を委任した場合、委任状を添付し、代理人の権限及び送達住所を明記しなければならない。(既に添付済み又は特許代理人を委任しない場合、添付は不要)。
- 六)相続システム表一部(書式自由)。
- 七)申請費用。

4. 特許権の相続を申請するときは、次の事項を注意しなければならない。

一)相続人が未成年の場合、法定代理人又は監護人が連署しなければならない。相続を放棄する場合、裁判所発行の相続放棄の証明書類を添付しなければならない。

二)相続人が数人である場合、相続人全員が共同で相続を申請しなければならない。その中の一人又は数人で相続する場合、次の書類の一を添付しなければならない。

a)裁判所発行の相続放棄の証明書類。

b)公証済み遺言状。

c)相続人全員が署名した遺産分割協議書、及び相続人全員の印鑑証明。

三)中華民国の国境内に住所又は営業所がない場合は、代理人を委任して申請しなければならない。

四)類似意匠は本意匠と同時に相続を申請し、並びにそれぞれ申請書類及び政府料金を納付しなければならない。

4-11 特許権の質権設定

4-11-1 質権設定の制限

1. 特許出願権は質権の目的とすることができない。(専6)

2. 特許権を目的として質権を設定したものは、契約で別段の定めがある場合を除き、質権者は当該特許権を実施することができない。(専6)

3. 特許権の各共有者は他の共有者の同意を得なければ、その持分を目的として質権を設定することができない。(専62、108新型準用、129新式様準用)

4. 特許権の質権設定は、特許所管機関に登録しなければ、第三者に対抗することができない。(専 59、108 新型準用、126)

4-11-2 質権設定、変更または消滅登記に提出しなければならない書類

特許権の質権設定、変更または消滅登記を申請するときは、特許権者又は質権者が申請書及び特許証書を備えて、次に掲げる書類とともに提出しなければならない。(専施 43)

一)特許権の質権設定登記の場合は、その質権設定契約(契約には、発明、考案の名称又は意匠に係る物品の名称、特許証書の番号、債権額を明確に記載しなければならない、質権の設定期間は特許権の存続期間に限る)、及び特許証書。特許主務官庁がその関連事項を特許証書及び特許原簿に付け加えて記入しなければならない。

二)質権変更登記の場合は、その変更に関する証明書類。

三)質権消滅登記の場合は、その債権が弁償された証明書類又は各当事者が質権設定の抹消に同意したことについての証明書類。

4-12 強制実施

■ 今回の専利法改正で「間接侵害」規定の導入が見送られた理由

【解説】

特許権の間接侵害制度は今回の特許法改正草案に採択されない

間接侵害の規定を専利改正法に盛り込むために、長い時間をかけて各界から意見を聞いた結果、知的財産局はいきなり今回の専利法改正案に盛り込まない方針を示しました。最初から間接侵害規定を盛り込む方向で検討してきましたが、なぜ急ブレーキをかけたのか？その理由として挙げられたのは、知財産裁判所が開設されて一年しか経たず、わが国産業が転換期を迎えている上、制度導入初期に適用上の疑念により権利濫用或いは濫訴の状況が生じるのを避けるため、知財産裁判所で事例判決の蓄積を待って更に立法の必要性を検討するのが望ましいということです。とはいえ、間接侵害関連規定を特許法に明確に規定するのは世界の主流となり、輸出依存の台湾産業にとって、もっと注意を払わなければならないと、知的財産局は今回の特許法改正案に間接侵害規定を盛り込まない方針を示したニュースリリースで述べました。

補足説明

知的財産局は今回の特許法改正草案に「特許権の間接侵害」規定を追加することを計画していましたが、複数回の公聴会ならび国際検討会を経て、国内の産業界、司法実務界ならび学界の意見を幅広く聴取し、わが国の産業発展および全体の法制環境による影響を評価した結果、今回の特許法改正草案に織り込まないことを初歩的に決定しました。

特許権の間接侵害制度の設計は、そもそも、特許権の侵害が各国の特許法の規定において、侵害者による特許全部の必要な技術特徴の実施を要件としています。よって、発明特許の重要部分の実施だけでも、実質上他人の特許権侵害となりますが、特許権の間接侵害行為に関する規定がない現時点では規制することができなく、構成要件がよりゆるやかな民法規定によって規制するだけです。さらに、一部の間接侵害事例の適用においても明確でない問題があります。よって、知的財産局は米国、日本、ドイツ、韓国など各国の特許法を参照し、特許法に特許権の間接侵害規定を織り込むことを計画していましたが、

このため、知的財産局内部では一年あまりの討論を経て、わが国の特許法における特許権の間接侵害行為に関する規制の初歩的なドラフトを提出し、2008年10月から2009年5月までに2回の公聴会のほか、2009年5月には司法裁判実務に携わる各級の裁判所の裁判官と座談会を開きました。又、特許権の間接侵害改正草案の完全化を図り、特許権に対する完全なる保護と国内の産業発展の目標を兼ねて、米国、日本およびドイツの学者および司法実務界の経験豊富者を招いて、2009年7月15、16日に「特許権の間接侵害に関する国際検討会」を開き、各国の特許権の間接侵害行為に関する規定および実施経験の紹介ほか、わが国の特許法改正草案の内容について、わが国の学者、知的財産権裁判所、裁判官、弁護士、弁理士および司法実務界と幅広く意見を交換しました。

各国の特許権の間接侵害制度は、この期間の討論を通じて各界ともさらなる理解が得られたと思います。このテーマについて知的財産局が国内の産業界、司法実務界および学界と多数回にわたり接触し、幅広く交流ならび意見を交換した結果、知的財産権裁判所が設立され、わが国の産業形態も転換段階にあり、制度の導入初期の適用上疑問が生じることによる権利の濫用または濫訴の状況を避けるため、知的財産権裁判所にて実務例をより多く蓄積した上、立法の必要性を改めて評価することがふさわしいではないかと、今回の特許法改正草案に特許権の間接侵害制度を織り込まないことを決定しました。しかし、特許権の間接侵害規定を特許法で明確に規制することは多くの国家の立法の流れであり、製品輸出指向のわが国の産業にとって、特に注意すべき課題です。今回の特許法改正草案でこのテーマが提出された機会をもって、各国における特許権の間接侵害に関する規定への注意を喚起するものです。

4-12-1 強制実施の処分

1. 国家の緊急事態に対応し、若しくは公益を増進するための非営利目的の使用又は出願者が合理的商業条件を提示したにもかかわらず、相当期間内に実施許諾について協議が達成できなかった場合、特許所管機関は請求により、当該出願者に特許権の強制実施を許可することができる。その実施は国内市場の需要に供給することを主としなければならない。但し、半導体技術に係る特許について強制実施許諾を出願するときは公益の増進を目的とする非営利的使用に限る。(専76一)
2. 特許権者が競争制限又は不正競争により受けた裁判所の判決又は行政院公平交易委員会の処分が確定したときは、前項の事由がない場合であっても、特許所管機関は請求により、当該出願者に特許権の強制実施を許可することができる。(専76二)
3. 再発明の特許権者と元発明の特許権者、又は製造方法の特許権者と物の特許権者は協議により交互に実施許諾をすることができない場合において、第七十六条の規定により強制実施許諾を出願することができる。但し、再発明又は製造方法の発明に表現された技術については、元発明又は物の発明より、相当な経済的意義を有する重要な技術上の改良に限って、強制実施を請求することができる(専78五)。再発明の特許権者又は製造方法の特許権者が取得した強制実施権は、その特許権と共に譲渡し、信託し、相続し、実施を許諾し又は質権の設定をしなければならない。(専78六)
4. 特許所管機関が強制実施の請求書を受理した後、当該請求書の副本をその請求に係る特許権者に送達し、3ヶ月以内に答弁をさせなければならない。期限が満了して答弁をしなかったときは、直ちにこれを処理することができる。(専76三)
5. 特許権の強制実施は他人が同一の発明に係る特許権について実施権を取得することを妨げない。(専76)

四)

6. 強制実施権者は特許権者に適当な補償金を支払わなければならない。争議があるときは、特許所管機関がこれを裁定する。(専76五)

7. 強制実施権は強制実施に関する営業と共に移転し、譲渡し、信託し、相続し、許諾し又は質権の設定をしなければならない。(専76六)

8. 発明特許権の強制実施許諾を申請するものは、申請書に詳細な実施計画書、強制実施許諾を申請する理由及びその関連書類を添付して特許所管機関に提出しなければならない。(専施46一)

■ 権利行使の準備

【解説】

権利行使を行う前に準備しなければならない事項は、通常、以下の通りです。

(1) 侵害に関する証拠収集を行います。これには、権利侵害製品の購入及び当該領収書、関連製品の広告・カタログ・規格書等の取得、権利侵害製品の情報が掲載されているウェブページについての証拠収集(例えば、公証人にウェブページ内容につき事実実験公正証書の作成を依頼する)が含まれます。

(2) 権利の侵害について、特許事務所に対比分析を依頼するか、或いは第三者に鑑定報告書の作成を委託します。

(3) 先行技術の検索及び特許の有効性についての評価を行います。必要があるときは、訴訟において権利侵害者より特許無効抗弁を提起されることを回避するため、特許請求の範囲について知的財産局に適切な訂正(減縮)を申請します。

(4) 警告状の発送は、提訴して権利を主張するための必須要件ではありませんが、そのメリットは、「通知」の効果が得られると言う点です。即ち、訴訟において、侵害者が警告状を受領した後、主観上、侵害者には権利侵害の故意或いは過失があったと主張することができるということです。また、ある状況においては(例えば、侵害者が国内の小規模メーカーである場合)、侵害者は警告状を受領した後に、侵害行為の停止、あるいは和解の意思を表明することもあり、それにより訴訟提起にかかるコスト及び時間を抑えることもできます。

(5) 警告状の発送について、特に注意しなければならない点は以下二点です。

(5-1) もし主張する権利が形式審査により取得した実用新案権である場合、「専利法(特許、実用新案、意匠法の総称)」第104条の規定により、まず知的財産局に「新型専利技術報告(和訳:実用新案技術評価書)」を請求し、警告時に当該「新型専利技術報告」を提示するのが望ましいです。さもなければ、もし当該実用新案権がその後に取り消された場合、権利者は、取消し前に実用新案権の行使により他人に与えた損害につき、賠償責任を負わなければならない(専利法第105条)。

(5-2) 警告状の発送先が侵害者の取引相手方である場合には、公平取引法に違反していると相手方から指摘されるというリスクを回避するため、公平取引委員会が頒布する「行政院公平取引委員会の事業者による著作権、商標権及び特許権の侵害に関わる警告状の送付案件に対する処理原則」に注意しなければなりません。

4-12-2 強制実施の中止及び取消

1. 強制実施の原因が消滅したときは、特許所管機関は請求により強制実施を廃止することができる。(専76七)

2. 専利法第76条規定により特許の強制実施権を取得した者が強制実施の目的に反したときは、特許所管機関は特許権者の請求又はその職権によりその強制実施を廃止することができる。(専77)

3. 発明特許権の強制実施許諾の廃止を申請するときは、廃止の申請に係る事由を明確に記載した申請書に証明書類を添付して提出しなければならない。(専施46二)

■ 訴訟の考え方や賠償額に対する台湾内外の企業間の差異

【解説】

当事者が台湾企業であるか外国企業であるかによって、知的財産裁判所が侵害訴訟の審理時において差別

待遇或いは異なる対応を採るということはありませんので、台湾内外の企業で、訴訟に対する考え方、賠償額等に顕著な差異はありません。しかしながら、提訴のコストの観点から、慎重に検討されることがあります。

■ 当該外国企業が台湾において事務所或いは営業所を有さず、相当価値の資産も有しない場合、裁判所は、民事訴訟法第 96 条規定により、被告の申立てに基づき、決定を以って原告に訴訟費用の担保を供託するよう命じます。

(2) 訴訟上の関連文書資料について、理解及び討論のため、当該外国企業が熟知する言語に翻訳しなければならないことがあります。

■ 技術審査官参加の効果

技術審査官の参加後の、「鑑定書」「実験報告書」等専門的な証拠の提出数の変化や効果

【解説】

技術審査官の主な仕事には、以下のものが含まれます。

■ 出廷：原則として、裁判官が出頭しなくてよいと明示した場合を除き、準備手続及び口頭弁論を含む、全ての期日に出席しなければなりません。

(2) 「技術分析報告」の提出或いは口頭による報告：原則として、各案件においていずれも書面による報告書を作成しなければなりません。口頭による報告については各裁判官により決定されます。

(3) 現場における証拠保全：各裁判官の指示に基づいて行われます。

知的財産裁判所は、特許侵害訴訟において、ほぼ例外なく技術分野について支援する技術審査官一名を指定しています。技術審査官は、両当事者が訴訟上で提出した主張及び証拠に基づき、「技術報告」を作成します。当該「技術報告」の内容については、通常、特許が無効であるか否か、及び侵害被疑製品が特許請求の範囲に含まれるか否かという二つの部分に大きく分けられます。当該「技術報告」は、裁判官による技術分野における争点の認定及び判断に対して、決定的な影響力を有するものとされています。

このように、技術審査官が訴訟に関与する制度が導入されてから、当事者が第三者に「鑑定報告書」を委託することや、或いは裁判官により指定された鑑定機関が鑑定を行うという状況は、以前に比べるとかなり減少しています。当事者が自ら特許対比分析意見を提出したり、或いは専門家証人を召喚して法廷にて説明させるよう申立てることがよくあります。また、技術審査官が法廷にて当事者或いは専門家証人に対して直接質問することもできます。但し、以下の点について注意しなければなりません。即ち、技術審査官の意見は、当事者の証拠方法に代えることはできないため（知的財産案件審理細則第 18 条）、当事者は、なお訴訟においてその立証責任を果たさなければならないことから、必要があるときは（例えば、特殊な機器或いは設備を利用して、始めて侵害被疑物品が特許請求の範囲に含まれるか否かを分析することができる場合）、原告はなお「実験報告書」を提出するか、或いは鑑定により立証する方法を以って権利侵害を証明することを考慮しなければならないという点です。

実務において、知的財産裁判所が技術審査官を指定して関与させた案件数の統計につき、2008 年は 136 件、2009 年は 386 件と増加しています。その他裁判所において技術審査官が関与した案件数は、2008 年は 27 件、2009 年は 54 件と増加しています。上記統計数値を年別でまとめると、2008 年の技術審査官関与案件数 163 件の内、民事訴訟は 109 件、行政訴訟は 49 件、刑事訴訟は 5 件です。2009 年の技術審査官関与案件数 440 件の内、民事訴訟は 286 件、行政訴訟は 149 件、刑事訴訟は 5 件です。このことから、知的財産裁判所等の裁判所が知的財産関連案件を処理するとき、技術審査官の協力を求める傾向が年々高くなっているという傾向が見られます。

■ パテントロールに対する対策と有効性

【解説】

現在、台湾においてパテントロールに対して特許侵害訴訟を提起された事例はありません。しかしながら、企業内部で適切に特許に関する過去の先行技術についての検索、特許権侵害回避のデザインアラウンド、及び特許侵害分析を行うと同時に、積極的に特許出願を行うことが、企業自身の利益を保護するための最善策であると考えられます。

4-13 特許権の実施許諾

1. 他人の発明又は実用新案もしくは創作を利用して特許権を獲得したものは、もとの特許権者の同意を得なければ、その発明を実施することができない。(専78二、108新型準用)

2. 製造方法の特許権者がその製造方法により製造した物が、他人の特許に係るものであるときは、当の他人の同意を得なければ、当該発明を実施することができない。(専 78 三)
3. 再発明または創作の特許権者と元発明または実用新案の特許権者、又は製造方法の特許権者と物の特許権者は協議により交互に実施許諾をすることができる。(専 78 四、108 新型準用)
4. 特許権の実施許諾を出願し、事情があつて当事者が連署することができない場合、裁判所の刑事判決書で認定した事実を根拠としてはならず、もし民事判決の主文に先方が備案の連署をすべきと記載された時、強制執行法第一百三十条の規定により、当該判決書に基づきその備案を許可することができる。(經(71)技 42425 号)
5. 中華民国籍の会社の代表者は会社法に基づき同時に会社を代表して自己と実施許諾をし、または同時に 2 つの会社を代表して実施許諾をしてはならない。もし株式会社である場合、監察人を代表者とすべきで、もし有限会社である場合、非業務執行の株主が連署すべきで、前記事項はすべて会社登記変更事項のカード正、裏面のコピーを提出すべきである。(審査基準)
6. ライセンシーは特許権者が再び他人に実施許諾をしたことについて、改めて書面で特許所管機関に同意を表明した場合、連署とみなす。(經(70)技 25109 号)

4-14 特許証書

4-14-1 特許証書の交付及び明確に記載すべき事項

1. 特許付与の査定を受けた発明、実用新案、意匠は、出願人は査定書又は処分書送達後 3 ヶ月以内に、証書代及び第一年目の特許料を納付してはじめて公告がなされ、且つ公告の日から特許権を与え、期限内に納付しなかったものは公告せず、その特許権は初めから存在しなかったものとする。(専 51、専 101、専 113)
2. 特許出願人は、特許の公告を繰り延べる必要があるときは、証書代及び第一年分の特許料を納付する時に繰り延べの公告及びその理由を明確に記載した申請書を備えて、申請しなければならない。申請に係る繰り延べ期間は三ヶ月を超えてはならない。(専施 56)
3. 特許証書に次に掲げる事項を明確に記載しなければならない。
 - 一)特許名称。
 - 二)特許権者の氏名又は名称。
 - 三)発明者又は創作者の氏名。
 - 四)特許権番号。
 - 五)特許権存続期間。
 - 六)証書交付の年、月、日。
 - 七)類似意匠権を付与するときは、元の意匠証書にこれを付け加えて記入しなければならない。(専施 36)
 - 八)特許期間更新の許可期日。(専 63)
 - 九)特許期間延長の許可期日。(専 52)
 - 十)特許権質権の設定、変更又は消滅。(専施 43)

4-14-2 特許証書の再交付又は返還：

1. 特許証書を滅失、遺失又は毀損により使用することができなくなったときは、特許権者は書面をもって理由を明確に述べて再交付又は書換えを申請しなければならない。毀損の場合は、元の証書を返還しなければならない。(専施 48)
2. 特許権、実用新案権、意匠権は特許所管機関に対する無効審判請求を経てその特許権を取消したときは、期間を定めて証書を返還させなければならない。返還されなかったときは、証書を取消す旨の公告をしなければならない。(専 67、専 107、専 128)

4-15 特許原簿

特許原簿の備え置き及び記載すべき事項：

1. 特許所管機関は特許原簿を備え置き、特許付与、特許権の異動及び法令所定の事項をすべて記載しなければならない。前項の特許原簿は電子方式によってこれをし、国民の閲覧、抄録、撮影若しくはコピーに供することができる。(専 75、108 新型準用、129 新式様準用)
2. 特許原簿には、次に掲げる事項を明確に記載しなければならない。(専施 53)
 - 一) 発明、実用新案の名称、又は意匠に係る物品の名称。
 - 二) 特許権の存続期間。
 - 三) 特許権者の氏名又は名称、国籍、住所・居所又は営業所。
 - 四) 特許代理人に委任したときは、その氏名及び事務所。
 - 五) 出願日及び出願番号。
 - 六) 本法第 27 条第 1 項の優先権を主張する最初の特許出願がなされた国、その番号及び出願日。
 - 七) 本法第 29 条第 1 項の優先権を主張する各出願の番号及び出願日。
 - 八) 公告日及び特許証書の番号。
 - 九) 類似意匠出願の出願日及び公告日。
 - 十) 特許権の譲渡又は相続登記の年月日及び譲受人、相続人の氏名又は名称。
 - 十一) 特許権の信託、抹消又は帰属登記の年月日及び委託者、受託者の氏名又は名称。
 - 十二) 被許諾者(実施権者)の氏名又は名称及び許諾登記の年月日。
 - 十三) 特許権質権の設定、変更又は消滅登記の年月日及び質権者の氏名又は名称。
 - 十四) 強制実施権者の氏名又は名称、国籍、住所・居所又は営業所、及びそれを許可又は廃止した年月日。
 - 十五) 証書再交付の事由及び年月日。
 - 十六) 特許権存続期間の延長又は更新及びそれを許可した年月日。
 - 十七) 特許権の消滅又は取り消しの事由及びその年月日。
 - 十八) 寄託機構の名称、寄託日及び番号。
 - 十九) 特許に関連するその他の権利及び法令に定めた全ての事項。

4-16 特許番号の表示

1. 特許権者は特許に係る物品又はその包装に特許証書の番号を表示しなければならず、また実施権者又は強制実施権者にも番号の表示を要求することができる。表示をしなかった者は損害賠償を請求することができない。但し、権利侵害者が特許に関わる物品であることを知っていて、又はそれを知り得ることを証明するに足りる事実があるときはこの限りでない。(専 79、108 新型準用、129 新式様準用)
2. 本法第 79 条に定める特許証書番号の付加表示は、特許権が消滅し又は取り消しが確定した後においてはこれをしてはならない。(専施 47)

5 無効審判

5-1 特許権の取消、無効審判請求

■ 特許出願に関する IPO への情報提供に関して

台湾における、他人の特許出願に対する情報提供制度とその手続き及び運用状況

【解説】

台湾では、特許出願手続きに関する情報提供の制度は法律の明文規定の根拠がありませんが、出願人以外の第三者から当該出願に違反事項があるとの情報を審査官に提供したい場合、審査官は大概それを拒否することはありません。

通常先行技術などの刊行物の情報を提出しますが、審査官が情報内容を把握できるように説明書を添付することも考えられます。また、ダミーで情報提供を行うことはできますが、従来では提供者の氏名を出さずに匿名で情報を提供した場合その書類は受理されない恐れがあります。但し、特許庁（IPO）としては、提供者の氏名を出さずに匿名にて情報を提供した場合その書類も受理されるが、なるべく名義を出した方が望ましいとされています。名義を出す場合、資料の返還の請求と提供された資料の秘密扱いの請求ができるメリットがあります。

1、台湾の専利法（特許法）においては、日本又は米国のように、直接「情報提供」と規定した制度がありませんが、行政手続法第 168～173 条においては、国民は政府に対して、「陳情」することができる規定があります。

2、しかし、行政手続法第 168 条に基づき、「国民は行政改革に関する提案、行政法令の照会、行政上過失の告発又は行政上の権益維持について、主務機関に陳情することができる。」と規定されていることから、現在台湾において前記の規定に基づき、智慧局に対する陳情の方法をもって、日本の「情報提供」に類似した目的を達成することができます。

3、また、前記行政手続法の関連規定により、陳情は書面又は口頭で行うことができます。

智慧局は国民による陳情に対して、担当者を指定して迅速且つ確実に処理しなければなりません。その法律効果については、智慧局が陳情に理由があると認めたとき、「適切な措置を取らなければならない」としています。それに陳情の重要な内容が明確でなかったり、疑義があると認めたときは、「陳情者に補充の通知をすることができます」。

4、但し、前記規定において、行政機関（例えば智慧局である場合）が国民の陳情に関して、どのように処理すべきかを厳格に規定しておらず、例えば「適切な措置を取らなければならない」とは、智慧局は明確にどのように判断すべきかそれとも同局に対するどんな拘束力があるかのような規定を設けていないことから、「審査官の裁量による」ことは、実務の現状とはかなり一致することになります。

5、提示の手続き（情報提供の形式、送付先、出願人に対する連絡の要求、提出の時期に関する制限、提出の方法等）については、台湾では明確に規定を設けていません。原則上、誰でもその情報を提供することができるほか、時期に関しても制限がなく、提出方法は口頭又は書面でもできます。但し、陳情の資料は審査のとき必ず参酌されるとは限らず、それは審査官の裁量権によるものです。

6、陳情が採用されるコツがあるかについては、一般的に言えば、陳情者が、係争特許出願の担当審査官を知り得たときに、更に自発的に連絡すれば、提供される情報が採択され、陳情の内容が参酌される確率がより向上すると思われれます。

7、匿名で陳情又は情報提供を行うことが可能かどうかについては、行政手続法において明確に禁止されていませんが、同法第 173 条に基づき、国民による陳情には、もし真正の氏名又は住所が示されていないときは、「処理しないことができる」としています。それ故、実務上の経験から、もし匿名で行われたときは、智慧局は処理しない傾向になると判断されます。IPOによれば、匿名の情報提供は受理しない処分はしないが、その場合、情報提供者は自分の情報を他人が閲覧することを禁止する旨の要求が出来なく、又自分の提供した資料の返還を請求することも出来ないという取り扱い上の違いがあるとしています。

5-1-1 何人も特許権に対する無効審判請求を提起することができる情況

もし特許権者の所属国家は中華民國の国民の特許出願を受理せず、または特許権を取得した発明について、次の各条の一に該当するときは、何人も証拠を添付して特許所管機関に対して無効審判の請求をすることができる。特許所管機関は無効審判請求又は職権によりその特許権を取消し、並びに期間を限定して証書を返還させなければならず、返還されなかったときは、証書を取消す旨の公告をしなければならない。：
(專 67)

一) 專利法第二十一条：

發明は、自然法則を利用した技術的思想の創作をいう。

二) 專利法第二十二條：

① 産業上利用することができる發明は、次の各号に掲げる場合に該当するものを除き、本法により特許を受けることができる。：

a) 出願前、既に刊行物に記載され、又は公然実施をされたもの。

b) 出願前、公知になったもの。

② 發明は、次に掲げる事情があつて前項各号の場合に該当し、その事實が発生した日から六ヶ月以内に出願したものは、前項各号に制限されない。：

a) 研究または実験のために発表又は実施されたもの。

b) 政府が主催又は認可した展覧会に陳列されたもの。

c) 出願人の本意に反して漏えいされたもの。

③ 出願人が前項第 1 号、第 2 号の事情を主張するときは、出願時に年月日を記載してその事實を説明し、特許所管機関が指定した期間内に証明書類を提出しなければならない。

④ 發明は第 1 項に掲げた場合のいずれにも該当しないが、その發明の属する技術分野における通常の知識を有する者が出願前の既存技術に基いて容易に完成することができたときは、本法により特許を受けることができない。

三) 專利法第二十三條：

特許出願に係る發明は、出願が先になされ、公開若しくは公告がこの出願より後になった發明又は実用新案出願に添付された明細書若しくは図面に明記された内容と同じであるときは、特許を受けることができない。但し、その出願人は先になされた發明又は実用新案出願の出願人と同一の者であるときはこの限りでない。

四) 專利法第二十四條：

① 次に掲げる各号は、特許を受けることができない。：

a) 動植物及び動植物の生産のための生物学的方法。但し、微生物学的な生産方法は、この限りでない。

b) 人体又は動物の疾病の診断、治療又は外科手術の方法。

c) 公の秩序、善良の風俗又は衛生を害するもの。

五) 專利法第二十六條：

① 專利法第二十五条の明細書には、發明の名称、發明の説明、要約及び特許請求範囲を明確に記載しなければならない。

② 發明の説明は、その發明の属する技術分野における通常の知識を有する者がその内容を理解し、それに基づいて実施をすることができるように明確かつ十分に示されなければならない。

③ 特許請求の範囲は特許を受けようとする發明を明確に、請求項ごとに簡潔に記載し、かつ發明の説明及び図面によって根拠付けされたものでなければならない。

④ 發明の説明、特許請求範囲及び図面の開示方法は、本法施行細則の定めるところによる。

六) 專利法第三十一條：

① 同一の發明について二以上の特許出願があるときは、最も先に出願をした者に対してのみ發明特許を付与することができる。但し、後に出願をした者が主張する優先日は先の出願の出願日より先であるものは、この限りでない。

② 前項の出願日、優先日が同日である場合は、これを協議により定めるべき旨を出願人に通知しなければならない。協議が成立しないときは、いずれもその發明について特許を受けることができない。出願人が

同一のものであるとき、期間を限定していずれかを選んで出願をすることを出願人に通知しなければならない。期限が満了するまでにしなかったときは、いずれもその発明について特許を受けることができない。

③各出願人が協議をするときは、特許所管機関は相当の期間を指定して協議の結果を報告するよう出願人に通知しなければならない。期限が満了するまでに報告をしなかったときは、協議不成立とみなす。

④同一の発明又は考案についてそれぞれ特許、実用新案登録の出願をするときは、前三項規定を準用する。

七) 専利法第四十九条第四項：

本条第一至三項規定によりなされる補充・修正はもとの明細書又は図面の範囲を超えることができない。

5-1-2 何人も実用新案権に対する無効審判請求を提起することができる情況

もし特許権者の所属国家は中華民國の国民の特許出願を受理せず、または特許権を取得した実用新案について、次の各条の一に該当するときは、何人も証拠を添付して特許所管機関に対して無効審判の請求をすることができる。特許所管機関は無効審判請求又は職権によりその実用新案権を取消し、並びに期間を限定して証書を返還させなければならず、返還されなかったときは、証書を取消す旨の公告をしなければならない：(專 107)

一) 専利法第九十三条：

実用新案とは、自然法則を利用した技術的思想の創作のうち、物品の形状、構造又は装置に関するものをいう。

二) 専利法第九十四条：

①産業上利用することのできる実用新案であって、次に掲げる事項の一に該当しないものは、本法により出願し、実用新案登録を受けることができる：

a) 出願前に既に刊行物に記載され、又は公然実施をされたもの。

b) 出願前に既に公知になったもの。

②実用新案は下記の事由により前項に掲げる各号の場合に該当し、またその事実が発生した日から6ヶ月以内に出願をするときは、前項各号に規定する制限を受けない：

a) 研究、実験のためであった場合。

b) 政府が主催し又は認可した展覧会に陳列した場合。

c) 出願人の本意に反して漏えいされた場合。

③出願人が前項第1号、第2号の事由を主張するときは、出願時に事実を年月日を記して疎明し、かつ特許所管機関が指定した期間内に証明書類を提出しなければならない。

④実用新案は第1項に掲げる事由がない場合であっても、その属する技術分野における通常の知識を有する者が出願前の先行技術に基づいて、容易に完成することができたときは、本法により出願し実用新案登録を受けることができない。

三) 専利法第九十五条：

出願がなされようとする実用新案は、出願が先で公開又は公告がその出願より後の発明又は実用新案に係る出願に添付された明細書又は図面に記載された内容と一致したときは、実用新案権を取得することができない。但し、その出願人は、先に出願がなされた発明又は実用新案登録出願の出願人と同一人物であるときは、この限りでない。

四) 専利法第九十六条：

公の秩序、善良の風俗、又は衛生を害する実用新案については、実用新案登録を受けることができない。

五) 専利法第一百条第二項：

本条第一項による補正は、出願時の原明細書又は図面に掲げられた範囲を超えてはならない。

六) 専利法第一百八条準用第二十六条。

①専利法第二十五条(新型準用)の明細書には、発明の名称、発明の説明、要約及び特許請求範囲を明確に記載しなければならない。

②実用新案の説明は、その発明の属する技術分野における通常の知識を有する者がその内容を理解し、それに基づいて実施をすることができるように明確かつ十分に示されなければならない。

③特許請求の範囲は特許を受けようとする発明を明確に、請求項ごとに簡潔に記載し、かつ発明の説明及

び図面によって根拠付けされたものでなければならない。

④ 実用新案の説明、特許請求範囲及び図面の開示方法は、本法施行細則の定めるところによる。

七) 専利法第一百八条準用第三十一条：

① 同一の実用新案について二以上の特許出願があるときは、最も先に出願をした者に対してのみ実用新案を付与することができる。但し、後に出願をした者が主張する優先日は先の出願の出願日より先であるものは、この限りでない。

② 前項の出願日、優先日が同日である場合は、これを協議により定めるべき旨を出願人に通知しなければならない。協議が成立しないときは、いずれもその実用新案について特許を受けることができない。出願人が同一のものであるとき、期間を限定していずれかを選んで出願をすることを出願人に通知しなければならない。期限が満了するまでに特許を申請しなかったときは、いずれもその実用新案について特許を受けることができない。

③ 各出願人が協議をするときは、特許所管機関は相当の期間を指定して協議の結果を報告するよう出願人に通知しなければならない。期限が満了するまでに報告をしなかったときは、協議不成立とみなす。

④ 同一の発明又は考案についてそれぞれ特許、実用新案登録の出願をするときは、前三項規定を準用する。

5-1-3 何人も意匠権に対する無効審判請求を提起することができる情況

もし特許権者の所属国家は中華民國の国民の特許出願を受理せず、または特許権を取得した意匠について、次の各条の一に該当するときは、何人も証拠を添付して特許所管機関に対して無効審判の請求をすることができる。特許所管機関は無効審判請求又は職権によりその実用新案権を取消し、並びに期間を限定して証書を返還させなければならない、返還されなかったときは、証書を取消す旨の公告をしなければならない：(專 128)

一) 専利法第一百九条：

① 意匠とは物品の形状、模様若しくは色彩又はこれらの結合であつて、視覚を通じて美感を起させる創作を指す。

② 類似意匠とは、同一の者がその本意匠に基づいて創作し、且つ当該意匠に類似するものを指す。

二) 専利法第一百十条：

① 産業上利用できる意匠であつて、次に掲げる場合の一に該当しないものは、本法により出願をして意匠登録を受けることができる：

a) 出願前に同一又は類似の意匠がすでに刊行物に掲載され、又は公然実施されたもの。

b) 出願前に公知になったもの。

② 意匠であつて、下記事情の一つがあることにより、前項各号の事情が生じた場合、その事実が発生した日から6ヵ月以内に出願したものは、前項各号規定の制限を受けない。：

a) 政府が主催し又は認可した展覧会に陳列されたもの。

b) 出願人の本意に反して漏洩されたもの。

③ 出願人が前項第1号の事情を主張するときは、出願時に事実及びその年、月、日を明記し、特許所管機関が指定した期間内に証明書類を添付しなければならない。

④ 意匠は、第1項の事情がない場合であっても、その属する技芸分野における通常の知識を有する者が出願前の以前の技芸により容易に考え付いたものであるときは、本法により出願をして意匠登録を受けることができない。

⑤ 同一の者が類似の意匠について登録出願をするときは、類似意匠の登録出願をしなければならない、第1項及び前項規定の制限を受けない。但し、本意匠の登録出願前にすでに類似意匠と同一又は類似の意匠が刊行物に掲載され、公然実施され又は公知になったときは、本法により類似意匠の出願をし、意匠登録を受けることができない。

⑥ 同一の者は類似意匠に類似する意匠について類似意匠の出願をし、登録を受けることができない。

三) 専利法第一百十一条：

意匠登録出願に係る意匠が、出願がこれより先で、公告がこれより後の意匠登録出願に添付された図面説明の内容と同一、又は類似であるときは、意匠登録を受けることができない。但し、その出願人と先に出願した意匠登録出願の出願人が同一の者であるときはこの限りでない。

四) 専利法第一百十二条：

次の各号に該当するものは意匠登録を受けることができない：

- 一、純粹に機能的に設計された物品造形。
- 二、単なる芸術創作又は美術工芸品。
- 三、集積回路の回路配置及び電子回路の回路配置(レイアウト)。
- 四、物品が公共の秩序、善良の風俗、又は衛生を害するもの。
- 五、物品が党旗、国旗、国父の肖像、国の紋章、軍旗、印章、勳章と同一又は類似であるもの。

五) 専利法第一百十七条：

- ① 専利法第一百十六条の図面説明書は意匠に係る物品の名称、創作説明、図面説明及び図面を記載しなければならない。
- ② 図面説明書は、当該意匠の属する技芸分野における通常の知識を有する者がその内容を理解し、それに基づいて実施することができるように明確で十分に示されていなければならない。
- ③ 意匠の図面説明方法は本法の施行細則で定める。

六) 専利法第一百十八条：

- ① 同一又は類似の意匠について二以上の意匠登録出願があったときは、最先の意匠登録出願人のみはその意匠について意匠登録を受けることができる。但し、後から出願した者が主張する優先権日が先に出願した者の出願日より早いときはこの限りでない。
- ② 前項の出願日、優先権日が同日であるときは、協議のうえ決めるように出願人に通知しなければならない。協議が成立しないときは、いずれも意匠登録を受けることができない。その出願人が同一人物であるときは、期限を定めて択一出願することを出願人に通知し、期限内に択一出願しなかったときは、いずれも意匠登録を受けることができない。
- ③ 各出願人が協議をするとき、特許所管機関は相当の期間を指定して協議結果を届け出る旨を出願人に通知しなければならない。期限内に届出がないときは、協議が成立しなかったものとみなす。

七) 専利法第一百二十二条第三項：

本条第1項第3号の補充、修正は、出願時の原図面説明の範囲を越えてはならない。

5-1-4 非特許出願権者による特許権取得の無効審判請求

1. 特許出願権が共有であるとき、共有者全員の名義により出願すべきである。当該規定に違反したとき、**利害関係者は証拠を添付して、特許所管機関に対して無効審判の請求をすることができる。**(専 67、107、128)
2. 取得した**特許、実用新案、意匠**について、もし当該権利の特許権者が特許出願権者ではないと認定したとき、**利害関係者は証拠を添付して、特許所管機関に対して無効審判の請求をすることができる。**(専 67、107、128)
3. 出願権者でない者によって出願され特許を受けた発明について、特許出願権者がその出願の公告日から二年以内に無効審判を請求し、且つ審決で取消しが確定した日から60日以内に出願をしたときは、出願権者でない者の出願日を出願権者の出願日とする。(専 34 一、108 新型準用、129 新式様準用)
4. 特許出願権者が前項規定により特許出願するときは、願書に元出願の明細書、必要な図面又は図面説明及び無効審判の審決書のコピーを添付して提出しなければならない。(専施 25)

5-1-5 特許権存続期間延長の許可が、無効審判請求または職権により取消しとなる事情について

許可された特許権存続期間の延長について、次に掲げる場合の一に該当すると認めるときは、**何人も証拠を添付して、特許所管機関に対して無効審判を請求することができる。**(専 54、55)

- 一、特許の実施について許可証を取得する必要がないとき。
- 二、特許権者又は実施権者が許可証を取得していないとき。
- 三、延長を許可された期間が実施することができなかった期間を越えているとき。
- 四、特許権存続期間延長登録の出願人が特許権者でないとき。
- 五、特許権が共有であって、共有者全員の名義による出願ではないとき。
- 六、許可証の取得において承認された外国での試験期間に基づいて特許権の延長登録を出願した場合におい

て、許可された期間がその外国の特許所管機関の許可した期間を超えたとき。

七. 許可証取得に要する期間が2年未満のとき。

延長される特許権に対する無効審判の審決または取消しが確定したとき、延長を許可された期間は初めから存在しなかったものとみなす。但し、前項第3号、第6号の規定違反に関する無効審判の審決または取消しが確定したときは、当該超過期間について、延長されなかったものとみなす。

5-1-6 無効審判請求の時機及び必要書類

1. 無効審判の請求人は特許権者の証書受領後に無効審判を請求することができる。(経(75)訴 54414号決定書)

2. 利害関係者が特許権の取消しにより回復されるべき法律上の利益があるときは、特許権の存続期間満了後、又は当然消滅後においても、無効審判を請求することができる。(専 68、108 新型準用、129 新式様準用)

3. 無効審判の請求人による理由及び証拠の補足は、無効審判の請求がなされた日から1ヶ月以内にこれを行わなければならない。但し、無効審判審決前に提出されたものについては、なおこれを斟酌しなければならない。(専 67 三、108 新型準用、129 新式様準用)

4. 無効審判請求には下記を揃えなければならない。:

申請書一式四部(無効審判請求人が署名または捺印すべき。代理人に委任するときは、代理人による署名または捺印のみでよく、無効審判の被請求案件番号及び特許証書番号、被請求案件名称、被請求人の氏名、国籍、住居所(もし法人であれば、その名称、営業所及びその代表者氏名)、請求人氏名、国籍、住居所(もし法人であれば、その名称、営業所及びその代表者氏名)、理由及び証拠、及び無効審判請求期日を明記すること。

特許代理人に委託するときは、委任状を添付するべき。

申請費用

5. 提出証拠が書証である場合、原本を添付し、更に複製本三部を提出するべきである。もし、無効審判請求の書証について原本を添付できず写しとする場合、それが(一)公証又は認証を経て原本と相違がないと認められたもの(二)外国の関係機関により原本と相違がないと認証証明されたもの(三)国内図書館のものより印刷され、保存機関より捺印証明されたもの(四)輸出許可証、輸出入申告書等であれば、原本の真实性を有する。(専利局(71)台專字 125608 号)

6. 提出した書証が外国文字である場合、特許所管機関は申請又は職権により請求人に全部又はその要点部分の中国語訳を提出するよう通知することができる。

7. 無効審判請求理由提出後に再度補充する場合、当該補充理由が新事実、新理由の提出ではなく、元の提出理由の説明であるものは受理することができる。(71 訴 006677 第 6930947 号案例)それが証拠の補強であるものも同様である。

5-2 無効審判請求案の審査手続き

1. 特許所管機関は無効審判請求書を受け取った後、請求書の副本を特許権利者またはその代理人に送達しなければならない。権利者は副本が送達された日から1ヶ月以内に答弁をしなければならない。先に理由を説明して延期を認められた場合を除き、期間が満了するまでに答弁をしなかったものについては、直接審査を行う。(専 69、108 新型準用、129 新式様準用)

2. 無効審判請求案が手続き上の不一致により不受理とされたり、又は請求人が自ら無効審判請求を取下げても、その添付された無効審判請求理由証拠が十分であるものについては、特許所管機関はやはり職権に基づき処理するべきである。

3. 特許無効審判請求に関して審査を行う時、特許所管機関は元の出願審査に関わっていない審査委員を指定して審査に当たらせるべきである。(専 70、108 新型準用、129 新式様準用)

4. 特許所管機関が無効審判の審査を行うときは、その職権又は請求により期間を限定して特許権者に次の各号の行為をするよう通知することができる。：(専71一、108新型準用、129新式様準用)

- 一. 特許所管機関に出向いて面接を受けること。
- 二. 必要な実験を行い、模型又はサンプルを補充提出すること。
- 三. 第64条第1項及び第2項に依り、補正をすること。

前項第2号の実験、模型又はサンプルの補充提出について、特許所管機関は必要なときに現場又は指定場所へ赴き、検証を実施することができる。(専71二、108新型準用、129新式様準用)

前項第三号規定による特許明細書又は図面の補正があったとき、特許所管機関は無効審判請求人に通知しなければならない。(専71三、108新型準用、129新式様準用)

■ 証拠補充

【解説】

- 審査基準の記載では、無効審判請求は処分権主義が採用されており、即ち無効審判請求範囲の決定、無効審判請求の開始、無効審判請求の撤回は、いずれも無効審判請求人が決めるものです。従って、無効審判請求は知的財産局が審決を下す前の段階において、無効審判請求の当事者が述べた理由及び添付された証拠を審査の根拠とすべきであり、無効審判請求人がもし補充証拠を提出するのであれば、当然許可しない理由がないこととなります。
- 2. しかし訴願段階において、その制度設計は知的財産局の上級機関、即ち経済部が知的財産局の行政処分（無効審判請求の審決）に違法または不当な部分があるか否かについて審査するので、原則上、補充証拠の提出が許可されないこととなります。しかし実務の見解では、もし無効審判請求人が本来提出した証拠に対し、更に補強するための証拠（実務上では「補強証拠」と言う）を提出する場合、許可しない理由がないこととなります。即ち、もとの無効審判請求手続きに提出した争点を変更しないという前提の下に、「補強証拠」を提出する場合は、許可されるものと考えられます。
- 3. また伝統的な行政訴訟段階においては、本来の制度設計がより厳格なので、行政処分（無効審判請求の審決）に違法な部分があるか否かについて審査するのみであるので、補充証拠提出に対する審査は、より厳格になります。
- 4. 知的財産裁判所の設置後、及び知的財産案件審理法の通過後、当該法第33条第1項規定により、特許権の取消しに関する行政訴訟中、同一の取消理由について提出した新たな証拠につき、知的財産裁判所は依然として斟酌しなければならないことになっています。従って、現行実務上、行政訴訟段階において無効審判請求の補充理由の提出について、審査が緩和されており、補充証拠のみではなく、新たな証拠までも、同一の取消理由の前提で提出した新たな証拠である場合、行政訴訟段階において提出することができると認められています。

■ 応答期限の延長

【解説】

現在実務上、応答期限の延長が認められており、原則上、いずれも一ヶ月です。

■ 複数の無効審判請求の訂正審査原則

事例：甲は、乙の製造した撮影機が、その特許権 X 請求項第一項を侵害したと主張し、民事訴訟を提起した。乙は、特許権 X の請求項第一項（a 部材 + b 部材 + c 部材）が新規性を有しないと抗弁し、それぞれ N01、N02 及び N03 の無効審判請求を行った。

知的財産局（IPO）は N01 の無効審判請求を審査したところ、「無効審判の成立を認め、特許権を取消すべきである」との審決を下した。甲は N02 の無効審判請求に対して、その特許請求範囲第 1 項を（a 部材 + b 部材）に訂正しました。民事裁判所ではどのように判断すべきか？ IPO はどのように審決すべきか？ N01 無効審判請求の行政訴訟を取り扱う裁判所ではどのように判断を下すべきか？

【解説】

無効審判成立との知的財産局による審決が下された後にした訂正については、行政処分の存続力に鑑み、もし審理が行われた場合、当該無効審判の成立を認めた行政処分の基礎事実に変更を余儀なくされることとなります。（特許査定許可・公告された元の請求範囲に基づき無効審判請求の成立を認め、特許権を取消すべきであると審決した事実が変更される危惧がある）。それ故、実務上、N02 無効審判の特許請求範

困訂正は受理されるべきではないとの見解が多数です。

【98 年行專訴字第 38 号】

本件の係争特許は、審査を経て、無効審判の成立を認め、その特許権を取消すべきであるとされ、既に一定の法律効果が発生したため、もし、被告がその訂正申請を受理し、査定公告し、申請日に遡り、効力を生ずる場合、元の無効審判に対する審決の法的安定性に影響を及ぼすことになり、たとえ当該審決がなお行政救済手続きにおいて未確定であっても、不受理とされるべきです。

5-3 無効審判の審決

1. 特許所管機関が無効審判に関して審査を行うときは、もとの出願審査に関わっていない審査人員を指定して審査、審決書作成に当たらせ、審査員の記名の上、無効審判の審決書を特許権者及び請求人に送達しなければならない。(専 43、70、108 新型準用、129 新式様準用)
2. 無効審判の審決に不服がある場合、審決書送達の翌日より三十日以内に、法に則り行政救済を提起することができる。(訴 1、14 一)
3. 無効審判が審査を経て不成立と確定した場合、何人も同一事実及び同一証拠を以って再び無効審判を請求することはできない。(専 67 四、108 新型準用、129 新式様準用)
4. 特許権が取消された後に、下記事情の一がある場合は、取消しが確定したものとする。(専 73、108 新型準用、129 新式様準用)
 - 一. 法に基づく行政救済を提起しない場合。
 - 二. 行政救済を提起し、棄却の決定が確定した場合。
 特許権の取消しが確定したとき、特許権の効力は始めから存在しなかったものと見なす。

■ 無効審判制度

一般的な審決と訴願の所要時間

【解説】

1. 知的財産局の統計では、無効審判請求案件は審決までに、一般的に約二、三年かかりますが、個別出願案件の状況では、五年に達したものもあります。
2. 願決定が下されるまでに約半年～一年かかります。

5-4 知的財産裁判所設立後の無効審判案件審理制度

5-4-1 知的財産裁判所の設立及び関係法令

我国の知的財産裁判所は 2008 年 7 月 1 日に正式に設立され、運営を開始し、「知的財産案件審理法」（以下「審理法」と称する）が同日から実施された。司法院も次々に「知的財産審理細則」（以下「審理細則」と称する）をはじめ、20 余りの関係法律を制定した。

5-4-2 無効審判証拠提出の新制度

我国過去の特許無効審判制度において、告発人は遅くとも審決前に証拠を提出しなければならず、訴願、行政訴訟段階になると新たな証拠の提出ができなくなる。但し、審理法第 33 条により「商標登録の取消し、廃止、或いは専利権（発明特許権、実用新案権、意匠権を含む）の取消しに関する行政訴訟中、当事者が口頭弁論終了前に、同一の取消し又は廃止理由について提出した新たな証拠につき、知的財産裁判所は依然として斟酌しなければならない。知的財産主務機関は、前項の新たな証拠について答弁書を提出し、この新たな証拠に関する他方当事者の主張に理由があるか否かを表明しなければならない。」と明文で規定されている。

■ 民事訴訟における特許有効性に関する抗弁証拠の提出

一審判決後に二審で提出された新証拠がその主張の参考証拠になり得る可能性

事例：被告が一審において特許が取消されるべき事由に該当すると抗弁したほか、引例 A を提出したが、裁判所では、特許がなお有効であると認定し、被告に対する不利な判決を言い渡した。被告は上訴手続き

において、新証拠（引例 B）を提出し、特許が取消されるべき事由に該当すると証明するための引例 B の提出について、原告は失権効が生ずると主張することができるか否か？

【解説】

民事訴訟法第 196 条で「攻撃又は防御の方法は、特別の定めがある場合を除き、訴訟進行の程度によって、口頭弁論の終結に至るまで適当な時期に提出しなければならない。（2）当事者が訴訟を遅延させる目的を以って、又は重大な過失によって時機に遅れて提出した攻撃若しくは防御の方法は、訴訟の終結に支障を生ずることがあるとき、裁判所は却下することができる。攻撃又は防御の方法の趣旨が不明瞭で、陳述を命じても必要な陳述をしないときもまた同じである。」と規定されています。また、第二審手続きに関して、同法第 447 条第 1 項本文にも「当事者は新たな攻撃又は防御の方法を提出することができない。」と明文が規定されています。一方、知的財産案件審理細則第 33 条第 2 項に、「知的財産権が取消され、又は廃止されるべき攻撃若しくは防御の方法に関して、第一審において主張又は抗弁しなかったり、準備手続が行われた事件が準備手続において主張又は抗弁が行われなかったりしたものは、法律に別段の規定がある場合を除き、上訴審又は準備手続後に行われた口頭弁論において、いずれも主張又は抗弁することができない。」と規定されています。

上記条文の立法趣旨は、現行の民事訴訟法において双方当事者が訴訟対策のために、遅滞として攻撃又は防御の方法を提出せずに、上訴の審理段階に至って、始めて提出したのものに対して、もし制限もなく当事者の主張をすべて認めた場合、他方当事者が不意打ちを受け、裁判所の訴訟経済に損害を及ぼすこと等を避けるのが目的です。それ故、原則的に、当事者は二審で提出した新証拠について、もし裁判所により、訴訟を遅延させる意図があったり、重大な過失によって時機に遅れて提出した攻撃若しくは防御の方法であり、訴訟の終結に支障を生じせしめたりするものに該当すると認定されたとき、一定条件の下で、当該新証拠が失権効を適用することになります（知的財産案件審理細則第 33 条第 2 項）。

その一方、当事者が二審における新証拠の提出については、情状を問わず、完全に当事者による主張の可能性を否認した場合、訴訟手続きの不公平につながることもあり得るので、民事訴訟法第 447 条第 1 項但書において例外として、当事者が新たな攻撃又は防御の方法を提出することができる幾つかの事由を設けており、つまり「一、第一審裁判所が法令違背のために、提出できなくなったとき。二、事実が第一審裁判所の口頭弁論終結後に発生したとき。三、第一審で既に攻撃又は防御の方法を補充として提出したとき。四、事実は裁判所では既に明らかにし、又はその職務上既に知り又は職権により証拠調査を行うべきであるとき。五、他の当事者の責に帰せられない事由に該当し、第一審に提出できなくなったとき。六、その提出を許可しないと明らかに公平を失うとき。」としています。

我が国の裁判所では、実務上、同一の見解を持っています。つまり行政訴訟において有効性があると判断時に使用する証拠が、民事第一審で提出されなくても、民事第二審で提出することができます。さもなければ、公平を失うことが明らかです。それ故、民事訴訟法第 447 条第 1 項に掲げる各号の規定については、審理細則第 33 条第 2 項でいう「法律に別段の規定がある」という例外規定に該当します。つまり、「法律に別段の規定がある」として、新たな攻撃又は防御の方法を提出することができます。民事訴訟法第 447 条第 1 項に掲げる各号の規定は、前記審理細則でいう「法律に別段の規定がある」という例外規定に該当します（「98 年民專上字第 15 号」）。

5-4-3 無効審判制度の「対世効」及び民事訴訟における特許有効性認定の「相対効」

審理法が施行された後、民事訴訟事件の裁判官は直接特許権有効性を認定すべきことになった。審理法第 16 条により「当事者が知的財産権に取消し、廃止すべき理由があると主張又は抗弁する場合、裁判所はその主張又は抗弁の理由の有無につき自ら判断しなければならない。民事訴訟法、行政訴訟法、商標法、専利法（※日本の特許法、実用新案法、意匠法に相当）、植物品種及種苗法（植物及び種苗法）、又はその他の法律の訴訟手続き停止に関する規定を適用しない。」と明文で規定されている。但し、民事訴訟における特許有効性の認定は「相対効」だけを有し、即ち個別案件において効力を有し、何人でも他人の特許権を取消す効果の獲得を希望する場合、知的財産局に無効審判を請求しなければならないので、無効審判の処分だけが「対世効」を有する。

■ 権利有効性判断の問題

争点：知的財産案件審理法公布施行後の、裁判所の権利有効性に対する自らの判断及びその拘束力。

【解説】

知的財産案件審理法第16条の規定によれば「当事者が知的財産権に取消し、廃止の理由があると主張又は抗弁する場合、裁判所はその主張又は抗弁の理由の有無につき自ら判断しなければならない。民事訴訟法、行政訴訟法、商標法、専利法（※日本の特許法、実用新案法、意匠法に相当）、植物品種及種苗法（植物及び種苗法）、又はその他の法律の訴訟手続停止に関する規定を適用しない。」となっています。よって従来、民事権利侵害訴訟中に当事者が特許有効性を争議し、特に無効審判請求が同時に係属した場合、往々にして裁判所が先ず審判を停止して訴訟が長期間に及ぶような状況があったが、現在は既に大幅に減少しています。また、上記第16条の規定は同法第30条に依り、民、刑事訴訟のいずれでも適用されます。

特許有効性判断の効力は、同法第16条第2項の規定で「裁判所が取消し、廃止すべき理由があると認めるとき、知的財産権者は、当該民事訴訟において、相手方に権利を主張することができない。」となっています。つまり、裁判所による係争民事権利侵害訴訟中の特許有効性についての認定は、当該案件に於いて特許権者を拘束する効力を有するものであり、即ち「個別案件拘束力」です。

疑問なのは、上記裁判所による特許有効性についての認定が、特許権者の第三者に対する権利侵害主張の後案でもその効力を有するのか、即ち所謂「争点効」なのか？ということです。これについては、知的財産案件審理細則第34条で「知的財産民事訴訟の確定判決において、知的財産権を取消し、廃止すべき理由につき既に実質的な判断がなされている場合、同一の知的財産権を取消し、廃止すべきかに関するその他の訴訟事件について、同一の当事者が同一の基礎事実につき、確定判決の判断趣旨に反する趣旨又は抗弁を成した場合、裁判所は原確定判決が明らかに法令に違反しているか否か、判断結果に影響するに足る新たな訴訟資料を提出しているか、及び信義則等の状況を斟酌して認定しなければならない。」と規定されています。つまり、当該規定には既に相当な「争点効」の色あいがあり、特許権者は任意に前案中の特許権効力に違反する主張を再び提出することができません。

裁判所による個別案件中の特許有効性に関する認定が、いったい知的財産局による無効審判請求手続に対しどのような効力を有するのか？については、実質的にその効力が存在するものの、特許権利侵害訴訟と無効審判請求手続は二つの別な手続であり、なお且つ特許権の対世的な認定はやはり知的財産局の職権に属するものだと考えています。よって、実務上ではやはり少数ですが裁判所が無効の判断をしたにもかかわらず、知的財産局がそれを有効とする即ち無効審判請求不成立の認定をする状況が発生しています。

特許の民事及び行政訴訟中、もし権利有効性の判断について意見が分かれた場合、再審の事由を構成するかについては、以下の二つの事例があります。：

1. 特許民事権利侵害訴訟で係争特許が無効であると認定されたので、権利侵害を構成しないと、特許権者の敗訴が判決された。その後、係争特許について行政訴訟手続を経て無効審判不成立との判決が確定したが、ならば特許権者は民事確定判決に対し再審を申立てることができるか？

これについては、特許主務機関による特許権有効の査定という行政処分を終始存在に基づき、民事訴訟法第496条第1項第11号の再審事由を構成しないこととされました。

2. 特許民事権利侵害訴訟で係争特許が有効であると認定され、権利侵害を構成するとして特許権者の勝訴が判決された。その後、係争特許について行政訴訟手続を経て取消しが確定したが、被告は民事確定判決に対し再審を申立てることができるか？

これについては、特許権有効の査定という行政処分が既に取消されたので、確かに再審事由を構成しません。

最後に、訴訟手続中の特許有効性の争議について、双方当事者に対して主張の制限が設けられているか？という問題ですが、例えば行政訴訟を経て確定した事実及び証拠は民事権利侵害訴訟に於いて再び主張できるのかという問題があります。これに関しては知的財産案件審理細則第28条第2項の規定「知的財産権を取消し、廃止すべき理由の有無に関する同一事実及び証拠は、行政訴訟手続により無効審判請求又は審判不成立の確定、審判申立ての法定期限の超過、若しくはその他法により行政訴訟手続において主張できない事由があると認定された場合、知的財産民事訴訟手続において、再度主張することができない。」を参考とすることができます。従って、行政訴訟で既に確定した事実及び証拠を、民事訴訟で別途主張することはできません。

■ 特許権侵害訴訟における特許有効性の判断

侵害訴訟と無効審判との特許有効性判断に関する齟齬発生防止措置

【解説】

2008年7月1日以降、特許侵害民事訴訟事件の内、被告が、原告の主張する特許権に取消し或いは廃止とすべき原因があることを主張或いは抗弁した場合、無効審判の審決或いは行政訴訟の判決の確定を待たずに、知的財産案件審理法第16条の規定により、裁判所は自ら判断しなければなりません。したがって、現在、審決或いは行政訴訟判決の結果が出るのを待つために、民事訴訟手続を停止するとの決定を下すことができません。また、知的財産裁判所の統計によると、2008年7月1日から2010年8月31日までに、知的財産裁判所が自ら有効性について判断した案件は199件あります。

この他、上記規定により、民事裁判所は、知的財産権の無効を直接宣言するということはありません。民事裁判所による特許無効の判断とは、単に当該訴訟の当事者においてのみ相対効が生じるだけであり、特許権者がその他訴訟においてその権利を主張することを阻止するものではありません。知的財産局は、当該特許権の有効性に関する争議について、特許無効審判手続の中で異なる認定を行うことができ、上記民事訴訟の拘束を受けません。

しかしながら、民事裁判所が特許の有効性につき正確な判断をし、或いは特許有効性の判断についての衝突を回避するため、知的財産案件審理法において以下のような規定を定めています。

(1) 裁判所が、係争特許に取消されるべき原因があるかについて判断するため、必要なときに、決定を以って知的財産局に訴訟に参加するよう命じることができます（知的財産案件審理法第17条規定をご参照）。

(2) 特許侵害民事訴訟係属中において、当事者が既に特許無効審判に対して行政訴訟手続を提起している場合、裁判所は、係争特許の取消されるべき原因の有無を判断するため、行政訴訟の進捗状況を斟酌して訴訟期日を指定し、並びに審理計画を策定します（知的財産案件審理細則第30条）。

(3) 特許権に取消されるべき原因があるか否かに関する**同一の事実及び証拠**が、もし行政訴訟手続により無効審判不成立と認定され確定した場合、或いは既に審判請求の法定期間を過ぎている場合、或いはその他法により行政訴訟手続において主張することができない事由がある場合は、民事訴訟手続において主張することはできません（知的財産案件審理細則第28条第2項規定をご参照）。

この他、実務上では所謂「争点効」の制度が適宜に援用されています。即ち、裁判所が前の案件の中で特許の有効性について認定した場合、その効力は、特許権者と第三者との後の案件においても、ある程度認められています。例えば、知的財産案件審理細則第34条において、「知的財産民事訴訟の確定判決は、知的財産権に取消し、廃止されるべき原因があるということにつき、既に実質判断がなされている場合、同一の知的財産権が取消し、廃止されるべきか否かに関してその他訴訟事件において、同一の当事者が、同一の基礎事実について、確定判決の判断趣旨と異なる主張或いは抗弁をしているときは、裁判所は、原確定判決に明らかな法令違反があるか、判断結果に影響を与えるに足る新たな訴訟資料が提示されたか、及び信義則等の事情を斟酌して認定しなければならない。」と規定しています。当該規定は、「争点効」の性質を有しており、特許権者は前案における特許権に関する効力に相反する如何なる主張も提起することができません。また、侵害訴訟と無効審判における特許の有効性に関する判断により生じる齟齬を防止することにも役立つと考えられます。

■ 侵害訴訟と無効審判で特許有効性判断に関する齟齬が発生した場合の救済制度

【解説】

特許に関する侵害訴訟と無効審判手続において、権利の有効性についての判断が異なる時、その救済制度は、再審手続（民事訴訟法第496条第11号規定をご参照）により行われます。即ち、「判決の基礎となった民事、刑事、行政訴訟の判決及びその他裁判或いは行政処分が、その後の確定裁判又は行政処分によって既に変更されたとき」、当事者は、再審の訴によって確定の終局判決に対して不服を申立てることができます。再審事由にあたるか否かについて、以下二つのケースがあります。

(1) もし特許権侵害民事訴訟において、係争特許が無効であり、権利侵害にあたらぬと認定され、特許権者の敗訴との判決が言渡され、その後係争特許が行政訴訟手続を通して、無効審判請求の不成立との判決が下されて確定した場合、特許権者は、民事確定判決に対して再審を申立てることができるのか？という点については、特許主務機関により特許権有効と査定された行政処分が終始存在しているため、民事訴訟法第496条第11号の再審事由に該当しないと考えられます。

(2) 特許権侵害民事訴訟において係争特許が有効であり、且つ権利侵害にあたらぬと認定され、特許権者の

勝訴との判決が言渡され、その後、係争特許が行政訴訟手続を通して、取消との判決が下されて確定した場合、被告は、民事確定判決に対して再審を申立てることができるのか？という点については、特許権有効との査定した行政処分が、事後に既に取消されているため、被告も、民事確定判決に対して再審を申立てることができます。

■ 知的財産裁判所と普通裁判所の選択

日本企業が訴訟当事者となる場合、どちらを選択すべか

【解説】

現在、知的財産権に関連する民事訴訟事件について、知的財産裁判所は「優先管轄」ですが、「専属管轄」であるとは明文で規定されていません（知的財産案件審理法第7条）。したがって、原告は普通地方裁判所に提訴することもできます。しかしながら、もし被告が訴訟において当該地方裁判所を管轄裁判所とすることに同意しないと表明した場合は、地方裁判所は事件を知的財産裁判所に移送します。

被告が当該地方裁判所を管轄裁判所とすることに同意したという状況において、日本企業が原告となる時、以下事情を考慮して普通裁判所に提訴するという選択をすることがよく見られます。

(1) 審級利益の確保：

現在、知的財産裁判所の裁判官の人数が少ないため、民事事件の第一審及び第二審が同一の裁判所において審理が行われています。したがって、知的財産裁判所の民事一審判決の結果は、知的財産裁判所の民事二審判決においても維持されることが通常であり、当事者の審級利益が奪われているのも同然とされています。したがって、地方裁判所に提訴した場合、第二審から知的財産裁判所による審理が始まるので、審級利益が確保できます。しかしながら、2011年1月1日より、知的財産裁判所の民事事件の第一審は当該裁判所の裁判官三名によって審理され（現在在職研修が行われており、**2011年中に正式に任命されることとなります。**）、その他の裁判官は専ら民事第二審案件を審理することになることから、当事者の審級利益を適切に保障することができるようになります。

(2) 審理期間の延長：

知的財産裁判所が知的財産事件を審理する際、集中審理を強化し、並びに当事者による書状提出或いは攻撃防御方法のための期間を制限しています。したがって、原告が完全な書面・理由を準備するには時間が足りないおそれがあります。一般的に、地方裁判所裁判官の知的財産案件審理に関する経験は、知的財産裁判所の裁判官と比較すると少なく、且つその他担当する案件量も多いという状況から、知的財産案件に関する審理の期間が延長され、或いは原告が書状を準備するための十分な時間を提供される可能性があります。

(3) 技術審査官の「技術報告」が当事者の閲覧のため公開されることがある：

技術審査官が普通地方裁判所の案件を支援する時、毎回出頭して参加する時間があるとは限らず、書面報告により裁判所に意見を提供することが多いです。知的財産裁判所の裁判官と比較して知的財産事件の審理経験が少ないことから、技術審査官によって作成された「技術報告」を理解できない可能性があり、また技術審査官と討論する能力があるとは限りません。したがって、当事者が技術問題について十分な攻撃防御を行うことができるように、普通裁判所の裁判官は、当事者に技術審査官が作成した「技術報告」を閲覧させて、意見を陳述させるということもあります。

しかしながら、注意しなければならないのは、日本企業は、上記理由に基づいて普通地方裁判所への提訴を選択することができるものの、一般的には、知的財産裁判所の裁判官は、知的財産案件の専門性及び審理経験について普通裁判所の裁判官より豊富であうえ、更に**2011年1月**より知的財産裁判所は民事一審事件を3名の一審担当裁判官に担当**させることによるので**、審級利益の問題もある程度解決されるでしょう。そのため、本案訴訟について、特殊な事情がない限り、知的財産裁判所への提訴を勧めます。

この他、提訴の際に原告が管轄裁判所を選択することになることから、日本企業が被告である時は、原則として、受身の状態に置かれることになります。各案件でのご要望に応じて、裁判所による迅速な判断をご希望される場合、知的財産裁判所による審理を建議致します。日本企業が地方裁判所の管轄地域内にあり、且つ裁判所における十分な審理期間を希望する場合は、原告が地方裁判所において提訴すれば、当該地方裁判所による審理に同意することができます。

6 特許明細書及び図式、図説の訂正

6-1 訂正の時期

特許明細書若しくは図面の訂正を申請できる時期は：

1. 発明特許の出願は特許権を取得した後、特許権者が自主的に訂正を申請する。
2. 発明特許の出願に他人が無効審判請求を提起した場合、特許権者は答弁の提出と同時に訂正を申請するか、若しくは特許所管機関が特許権者に期限内に訂正するよう通知する。
3. 特許所管機関は職権によって発明特許権の審査を取消した場合、特許権者が答弁の提出と同時に訂正を申請するか、若しくは特許所管機関が特許権者に期限内に訂正するよう通知する。

6-2 訂正の事項

特許出願の説明書及び図面又は図面説明訂正の制限：

1. 特許、実用新案権者に下記の事情の一があるとき、特許所管機関に説明書又は図面の訂正を申請することができる。：

- 一. 特許請求範囲の減縮。
- 二. 誤記事項の訂正。
- 三. 不明瞭な記載の釈明。

前項の訂正は、出願時の元の明細書又は図面に掲示された範囲を超えることができず、また特許請求範囲を実質的に拡大、又は変更することもできない。(専 64 一、二、108 新型準用)

2. 意匠権者は、意匠の図面説明について、誤記又は不明瞭な事項のみ特許所管機関に訂正を申請することができる。(専 127)

3. 前二項の訂正について、特許所管機関は訂正を許可した後、その事由を特許公報に掲載しなければならない。明細書、図面又は図面説明は訂正、公告された後、出願日に遡って効力を生じる。(専 64 三、四、108 新型準用、専 127 二、三)

4. 特許、実用新案、意匠権者は、実施権者又は質権者の承諾を得ずには、前述第一又は二項訂正の申請をしてはならない。(専 65、108 新型準用、129 新式様準用)

6-3 訂正申請で提出すべき書類

訂正の申請は、下記書類を提出しなければならない。(専施 45、49)

- 一. 申請書(訂正理由説明)一部
- 二. 明細書、図面又は図面説明訂正ページ(訂正部分に線を引いて注記すべき)各一式二部
- 三. 明細書、図面又は図面説明の差換えページ(訂正後の線引きがないもの)一式三部
- 四. 申請費用

6-4 実質拡大又は実質変更に関する判断基準

明細書(請求項を含む)または図面の訂正によって請求項の解釈について元公告の請求項と異なる時は、請求項の実質的拡大または変更となる場合がある。例えば請求項に記載された技術特徴をより広汎の意義の用語に改めて、または請求項の限定条件を減少し、または請求項の請求対象の増加、または特許付与前既に削除または放棄された技術内容を発明の説明に戻した時、すべて特許請求の範囲の拡大となる。さらに請求項に記載された技術特徴を反対の意味の用語に置き換え、または請求項の技術特徴を実質的に異なる意味に変更し、または請求項の請求対象を変更し、または訂正前と異なる発明の産業技術分野及び発明の解決されるべき課題となった場合は、すべて特許請求の範囲の実質的変更となる。

次に挙げられる訂正は、その訂正の結果、元特許公告の請求の範囲を実質的拡大または変更した例である。

(1) 請求の一部の技術特徴を削除

例えば、素子、構造、成分、工程、操作条件、反応条件等一部の技術特徴を削除、または、たとえ削除した部分が効果、用途等の事項であっても、特許公告の請求項に記載された事項は、特許権者がその出願の発明の必要な技術特徴を限定するものであるため、たとえ削除された一部の技術特徴の請求項が元の明細

書または図面で開示された範囲を逸脱していなくても、やはり限定条件を減少した結果特許請求の範囲の拡大となる。

(2) 請求項の下位概念の技術特徴を上位概念の技術特徴に訂正たとえその上位概念の技術が元の明細書及び図面で記載しているもので、訂正した結果、形式上元の明細書または図面で開示された範囲を超越していないが、上位概念の技術特徴の含まれる意味はやはり原来より広いので、請求の範囲の拡大となる。

(3) 請求項の上位概念の技術を発明の説明で開示された下位概念の技術特徴に訂正し、その下位概念の技術特徴は「元発明の説明で明確に記載され、且つ発明の説明で支持されるもの」に属さない。

例えば、請求項に記載された「有機酸」を下位概念の技術特徴の「蟻酸」または「酢酸」に訂正した場合、発明の説明で既に明確に下位概念の技術特徴である「蟻酸」または「酢酸」が記載されて居り、発明の説明で支持されるものでなければ、その訂正は特許請求の範囲の実質的変更となる。

(4) 特許請求の範囲に包含されないが、発明の説明または図面で既にその他の技術特徴または技術手段が開示されていることで、特許公告の請求の範囲に付加し、また別の一の請求項とした場合。

既に発明の説明または図面で開示されているが、請求項自体に含まれていない技術特徴または技術手段について新規性、進歩性を有するかまたは大衆に知られる技術であるかに係わらず、元公告の請求項に付加またはもう一つの請求項にした場合、形式上元請求項に追加条件でさらに限定しているように見られるが、やはり原来の素子、成分、工程の結合関係及び元公告の発明の性質または機能を変更することになり、特許請求の範囲の実質的変更となる。

(5) 発明の説明で既に開示されているが、請求の範囲に含まれていない实施方式（または実施例）を請求項に追加し、または新たな請求項を設けた場合、特許公告の特許請求の範囲の実質的拡大となる。

(6) 択一記載形式（またはマーカッシュ形式）の請求項について、発明の説明中で記載された一の選択事項を追加する。

(7) 発明の説明で既に記載されているが、但し特許請求の範囲で記載された出願特許の発明の技術内容または実施例に属さないもので、元公告の特許請求の範囲の技術特徴を置き換えた時。

(8) 請求項の発明の範疇を変更する。

(9) 特許請求の範囲の幾つかの異なる技術特徴を別の新しい組合せに変更し、または方法発明の手段工程の順序を変更する。

(10) 特定用途の請求項をその他の用途にも適用できる請求項に訂正する。

(11) 特許請求の範囲で記載された数値範囲を拡大する。

(12) 特許請求の範囲で記載された数値範囲を減縮し、該数値範囲がたとえ元の明細書または図面で記載されていても、減縮の結果その代表される意味と元請求の範囲の解釈が異なることになる。

(13) 請求項の全項数を増加する（但し、若し、2、3、1の（9）の情況に属するもので、引用または従属の一部の請求項を削減し、分項して、その残りの請求項を記載した時は例外的に請求項の全項数の増加を許す）。

(14) 新しい請求項の追加

(15) 公告前削除された請求項を復原する。

(16) 付属項の従属関係を変更または引用記載形式の独立項の引用関係を変更することによって、請求項の有する原来の技術特徴の結合関係が変更され、または方法発明の工程順序の変更となったもの。

(17) 請求項の技術特徴の構造、材料または動作を、機能を生じる手段機能用語または工程機能用語の表示に訂正する。

このような訂正の結果、その特許請求の範囲を釈明する時、発明の説明で記載された均等範囲が引用されることになり、特許請求の範囲の実質的拡大となる。

(18) 特許請求の範囲の技術特徴を手段機能用語または工程機能用語の表示から構造、材料または動作に訂正する。

後者は元請求の範囲で明確に記載されたものに属せず、特許請求の範囲の実質的変更となる。

(19) 特許請求の範囲は訂正されていないが、発明の説明または図面を訂正した結果、たとえ出願時の元明細書または図面で開示された範囲を逸脱していないが、特許請求の範囲の解釈と原来の公告された特許請求の範囲の含まれる意味が異なることになる。

(20) 化学組成物発明の請求項が原来、封鎖式接続用語で記載しているものを開放式接続用語に訂正した場合。

(21) 誤記事項の訂正によって特許請求の範囲が実質的拡大または変更となったもの。

例えば：元公告の特許請求の範囲に“Aは側鎖を有するオレフィン基”との記載があり、特許権者は“Aは側鎖を有してもよいオレフィン基”の誤記事項であると主張しているが、元の明細書または図面の内容から明らかな間違いまたは條理に違反する不合理な処がないので、訂正後その含まれる意味は原未より広

泣となり、実質的に元特許請求の範囲を拡大したことになるので、訂正は容認されない、若し、特許権者の主張している元の明細書で記載された「公枝」が「分枝」の誤記事項であることが、元の明細書または図面の内容から、その原乗の意味は「分枝」であり、且つ「分枝」が唯一の釈明となる場合、「公枝」と記載されたことは明らかな間違いで意味のない用語であることを認め、その訂正はクレームの実質的拡大または変更とならないため、訂正を容認する。

例えば、元公告の特許請求の範囲にあるオプチカル・ファイバー材料に「-0.3%の屈折率」を有ると記載され、発明の説明で「-0.3%以上の屈折率」が記載されていることで、特許権者は公告された特許請求の範囲の数値は誤記事項であると主張しているが、しかし、元の明細書または図面の内容として、クレームで記載された「-0.3%の屈折率」に明らかな間違い又は不条理の処が見られず、訂正後その含まれる意味はより広汎となるので、元特許請求範囲の実質的拡大となることで訂正は却下される。

■ 誤記が問題になった裁判例

【解説】

一、下記表番号 03 の「90 判 6593 号判決」は、1994 年 1 月 21 日修正公布の専利法を適用して取得した特許に対する無効審判についての判決なので、当該特許の訂正申請は 1994 年 1 月 21 日修正公布の専利法第 67 条第 1 項の規定に基づいて申請したものです。但し、当該専利法第 67 条第 1 項に規定されている訂正が申請できる事項は「一、特許請求範囲が広すぎる。二、誤記の事項。三、不明瞭な記載」の 3 項目だけで、「誤記の事項」がありません。ところが、前記番号 03 の「90 判 6593 号判決」では、参加人による訂正申請について、主に中国語発明名称の「誤記」と明細書の誤記の所、および、より明確するための一部部材名称の参照符号の追加であり、実質の変更でないことから、現専利法第 67 条第 1 項第 2、3 号に該当するとして、被告が訂正を認めた旨の記載があります。つまりわが国は特許の実務において、特許の専門的な用語についてはあまり厳密ではありません。

二、下記表番号 11 の「88 判 3690 号判決」は、1994 年 1 月 21 日修正公布の専利法を適用して出願した特許出願案件についての判決なので、当該特許の補正申請は 1994 年 1 月 21 日修正公布の専利法第 44 条第 1 項第 3 号「明細書又は図面の補充若しくは補正」の規定に基づいて補正申請したものである。だが、同条第 4 項に前記第 1 項第 3 号による補充若しくは補正は出願の実質を変更してはならない、という規定があるが、出願の補充若しくは補正について、異議や無効審判請求のように特定事項がないと訂正ができないという制限がありません。そのため、前記番号 11 の判決では、原告が明細書において Perchloroethylene を「過氯乙炔」に誤記した部分を「全氯乙炔」(パークロルエチレン)に補正したところ、被告が当該補正は実体の変更でないことを認め、訂正を許可する旨の記載がありました。

三、本題で検索した関連裁判の要約は、以下の通り。

番号	01
裁判所	台北高等行政裁判所
裁判番号	90.訴 4025
裁判種類	判決
裁判事由	特許出願
判決主文	原告の訴えを棄却
誤記と関連する判決内容	原告が特許請求の範囲で誤記した「苯基縮水甘油」を「苯甘胺醇(フェニルグリシノール)」に補正し、写し間違えた「スー2-胺基環成醇」を「スー2-胺基環戊醇(アミノマイクロペタノール)」に補正したが、被告機関の通知内容により、補正すべき部分を補正しなかったため、裁判所は、特許請求の範囲が広すぎて新規性の要件に該当しないと認定し、原処分を維持すべきだとして、原告の訴えを棄却した。
主旨要約	裁判所は、「苯甘胺醇(フェニルグリシノール)」を「苯基縮水甘油」に誤記し、その補正が許可されるか否かについて意見を表明しなかったが、判決の要旨では、たとえ補正が許可されても、被告機関の通知内容により、補正すべき部分を補正しなかったため、やはり特許を許可することができないという意味が含まれているようである。

番号	02
裁判所	台北高等行政裁判所
裁判番号	90.訴 5048
裁判種類	判決

裁判事由	特許出願
判決主文	原告の訴えを棄却
誤訳と関連する判決内容	係争案件の出願は因子Ⅷのウィルス失活部分の分離方法であり、出願の重点が「生物的活性がある」及び「ウィルス失活」の因子であるが、原告は「活性化されない」を「活性化の欠如」に誤訳し、更にその技術内容を明確に釈明することができず、当然重大な過失があり専利法第二十二條第三項の規定に該当しない。また被告は、係争特許について特許明細書で実験データによりその効能を証明せず、この案件に確かに進歩性があると証明できないことを理由として、裁判所は、進歩性の要件に該当しないと認定し、原処分を維持すべきだとし、原告の訴えを棄却した。
主旨要約	当該誤訳が重大な過失であり、補正を許可しないという意味が含まれている。且つ事実上、係争案件に進歩性がないと認定し、係争案件は特許明細書で実験データによりその効能を証明せず、係争案件に確かに進歩性があることを証明できなかったため、誤訳補正の可否とは直接の関係がない。
番号	03
裁判所	台北高等行政裁判所
裁判番号	90.訴 6593
裁判種類	判決
裁判事由	特許無効審判請求
判決主文	原告の訴えを棄却
誤訳と関連する判決内容	被告は、参加人（即ち特許権者）が訂正を請求した部分について、主に中国語の発明名称の誤訳及び明細書の誤記部分を訂正し、且つ一部の部材の参照符号を添付し、それを明確にし、実質的な部分を変更していないので、現専利法第六十七條第一項第二、三号の規定に該当すると認定し、訂正を許可した。 裁判所は、被告及び参加人が訂正前の特許請求の範囲請求項に記載された「双針板チャックと刃摺動ベース」が誤訳、誤記の名称であることを既に説明したと認定した。また、係争案件の訂正前の特許出願明細書の「五、発明説明」欄を見たところ、これと同一の名称がないが、対応する部材があり、即ち「摺動ユニット 132」、「刃ユニット 132」、「切断機構 132」、「摺動可能にユニット 132 に取付け」、「針板 129」であり（原処分一ファイル第二四一頁を参照）、参加人はその後本来の特許請求の範囲請求項の「取付け具を 1 セットの双針板チャックと刃摺動ベース」を「摺動ユニットには、針ベースと摺動可能な刃が取付けられ、円筒座マシンの座周囲を維持する」に訂正し、その後再び「摺動ユニット 132 は、その上に針板 129 と移動可能な刃が取付けられ、円筒座マシンの小座周囲のサイズを維持する」に訂正し、本来の特許出願明細書の説明範囲を超えておらず、元の出願の実質的な内容を変更していないことが証明でき、明細書に実施に必要な事項が記載されていないという問題もなく、または必要のない事項が記載されたという問題もないと認定した。従って、被告が係争案件が許可された時の専利法第一條、第二條規定の要件に該当するとして、本件の無効審判不成立の処分を下したことは、正確であるとして、原告の訴えを棄却した。
主旨要約	この判決により、裁判所は特許主務官庁の認定を認め、係争案件の特許出願に関する中国語の発明名称の誤訳、明細書の誤記部分、及び添付された一部の部材の参照符号について、それを明確にし、不明な記載を釈明したこと等は、実質的な部分を変更していないとして、訂正を許可した。
番号	04
裁判所	台北高等行政裁判所
裁判番号	91.訴 3697
裁判種類	判決
裁判事由	特許無効審判請求
判決主文	原告の訴えを棄却
誤訳と関連する判決内容	裁判所は参加人（即ち特許権者）が指摘した「引例 1 に掲示された内容が、『うねりの位相は、格納インフォメーションのコンポーネットにより表現されている』であり、原告が誤訳した『うねりの軌道位相により格納インフォメーションのコンポーネットを表現できる』の

	意味ではないことを認定した。従って、該コンポーネントはデジタル位置信号ではないとの主張を認めた。よって、原告の論点は事実と反している。
主旨要約	この誤訳は、原告が引証資料で誤訳したことを指し、原告が誤訳を訂正したのではない。また原告のこの項の誤訳は、むしろ原告の論点が事実と反していると裁判所に認定させることになった。
番号	05
裁判所	台北高等行政裁判所
裁判番号	93.訴 3489
裁判種類	判決
裁判事由	実用新案異議
判決主文	原告の訴えを棄却
誤訳と関連する判決内容	引例の一部の中国語訳文で送風機 7 が直流ファンに誤訳され、それが係争案件の直流モータと引証案の交流モータが同一の技術領域であると被告に誤認させ、結果として引例に対して係争案件には進歩性がないと不当に認定されたと原告が主張した。 裁判所は前記訳文での「直流ファン」のドイツ語が「Ventilator」であり、ドイツ語の意味では、ファンまたは送風機に翻訳しても、どちらも錯誤がないと認定している。また調べたところ、当該特許公報第 1 頁の特許要旨では、電熱温風設備、ヘアドライヤー等装置に「Ventilator」または「Geblaese」7 があるものは、当該「Geblase」について、ドイツ語の意味では送風機であり、且つ調べたところ、引例に記載された技術特徴は、即ち交流電源を転換し、直流電源を使用する部材の使用に供したものであるため、参加人（即ち無効審判請求者）が引例第 1 図の部材 7 を直流ファンに翻訳したことに錯誤はない。
主旨要約	この誤訳は、原告が無効審判請求の証拠に誤訳があると主張したが、裁判所が誤訳がないと認定したものであり、出願で誤訳を訂正するものとは関係がない。
番号	06
裁判所	台北高等行政裁判所
裁判番号	94 訴 2860
裁判種類	判決
裁判事由	特許出願
判決主文	原告の訴えを棄却
誤訳と関連する判決内容	被告が特許請求の範囲の付属項の単なる文字上の誤訳のみに依拠し、その実質的な内容を審査せず、当事者の真意も探求せず、本件の特許を受ける可能性を無視し、特許を許可しない処分を下したことは、中華民國特許制度が目指す確実実行の精神と一致しておらず、その処分も違法であるので、取消すべきであると原告が主張した。 裁判所は、被告は明確に補正すべき事項を原告に告知し、合法的に原告の補正権利を保障しており、原告自らの怠慢で失権したことを他人の責に帰すことが困難であると認定している。
主旨要約	本件で裁判所は、被告が明確に補正すべき事項を原告に告知したのに、原告が査定前に誤訳の部分についての補正を提出しなかったため、原告の失権は他人の責に帰すのが困難であると認定している。
番号	07
裁判所	台北高等行政裁判所
裁判番号	95.訴 2012
裁判種類	判決
裁判事由	特許出願
判決主文	原告の訴えを棄却
誤訳と関連する判決内容	本件が訂正を許可されるか否かの法律基準について、明細書原文の誤訳部分が実質的に許可された特許に影響するかを見るべきであると原告が主張した。 裁判所の認定では、もし原告が係争特許公告の内容に疑義がある場合、公告で係争特許範囲が確定されるのを阻止するために、公告後 3 ヶ月以内の期限満了前に被告に疑義を提出し、

	<p>疑義のある部分の処理を請求することができ、且つ処理記録を残すべきであるが、被告はそうせずに、係争特許の公告期限が満了になり、特許証書発行後に、始めて係争特許範囲に写し間違いまたは誤訳の事情があるとして、本来の「既に公告で確定した係争特許範囲」に対する実質的な内容の訂正を請求したが、単なる誤記、写し間違いまたは誤訳で比較するものではないとした。更に、原告の申請は前記請求項の一部の技術特徴を削除したので、実質的に本来の許可された公告第 24 項の特許請求の範囲を拡大し、これも「実質的に本来の許可された公告の特許請求の範囲を拡大または変更するもの」であり、共に専利法第 64 条第 1 項各号の規定に該当せず、単なる誤記、写し間違いまたは誤訳ではないので、許可する理由がないとした。</p>
主旨要約	<p>本件は公告で特許が許可され、且つ特許証書取得後、始めて写し間違い、誤訳を理由とし、申請で前記請求項の一部の技術特徴を削除したので、実質的に本来の許可された特許請求の範囲を拡大しており、単なる誤記、写し間違いまたは誤訳ではないので、訂正が許可されなかった。</p>
番号	08
裁判所	台北高等行政裁判所
裁判番号	96.訴 1184
裁判種類	判決
裁判事由	特許無効審判請求
判決主文	訴願決定取消
誤訳と関連する判決内容	<p>原告は、無効審判請求の証拠である日本特許特開案第【0016】段最末行の日本語の原文について、被告及び本件訴訟参加人が誤訳したので、これについて被告の実質的な説明にも錯誤があると主張した。</p> <p>裁判所は原告が主張した訴願法第 65 条「訴願受理機関は訴願人、参加人の請求または必要な時、職権により人員を派遣して指定期日に指定場所で口頭弁論を行うことを訴願人、参加人またはその代表者、訴願代理人、補佐人及び原行政処分機関に通知することができる。」の規定に被告（經濟部）が違反し、訴願決定に手続上の瑕疵があると認定した。また、「先に手続き、後から実体へ」の審理原則により、本件双方の実体に関する主張について審理の必要がないことを理由とし、判決で訴願決定を取消した。</p>
主旨要約	<p>この誤訳については、原告が参加人による無効審判請求の証拠の誤訳を指摘したものであり、原告が誤訳を訂正するものではない。</p>
番号	09
裁判所	台北高等行政裁判所
裁判番号	97 訴 1697
裁判種類	判決
裁判事由	特許無効審判請求
判決主文	原告の訴えを棄却
誤訳と関連する判決内容	<p>参加人（特許権者）は、原告が無効審判請求の理由において、引例 3 の「optical slide-module」を「光学スライド・モジュール」に誤訳している（本来は「光学スライドガラス・モジュール」が正しい）と主張した。</p> <p>裁判所は、原告より提示された証拠では、係争の出願に進歩性がないことを裏付けるに不十分であることと認めた。よって、無効審判請求不成立の原処分および申し立ての審決は維持されるべきである。他の引例、たとえば、引例 2、引例 3、引例 4、引例 5 および引例 1 に対する補充証拠は、各付属項についての説明であり、「USB インターフェースモジュール」が「接続口モジュール」の実施例に対する引例であり、本件係争の重点ではなく、当該部分の認定は本件の進歩性に影響するものではない。</p>
主旨要約	<p>ここでいう誤訳とは、原告が引例 3 の「optical slide-module」を「光学スライドガラス・モジュール」に誤訳したことを参加人が指摘したものである。</p>
番号	10
裁判所	最高行政裁判所

裁判番号	85 判 447
裁判種類	判決
裁判事由	特許出願
判決主文	再審の訴えを棄却
誤訳と関連する判決内容	<p>再審被告は、再審査拒絶理由先行通知書でも言及したとしており、また再審原告も答弁書で「Rが2, 3-ジヒドロ〔1, 4〕ベンゾオクタヒドロキシ」であると指摘していたが、訴願理由書で初めて「Rが2, 3-ジヒドロ〔1, 4〕ベンゾジオキサン」であり、その前は誤訳であったと説明した。よって、再審原告の代理人の誤認による責任は免れない。さらに、特許法施行細則第 14 条「特許出願の提出書類はすべて国語を使用する」により、再審被告は中国語明細書によって審理していることが説明されている。一方、「原本の添付」は参考用に過ぎない。原審被告に出願案件の中国語と英語明細書の一致性を照合する義務はない。従って、再審原告が認定した実例と元の特許請求範囲修正版に記載されたRの「: : : 基」とは関係がないので間違いはなく、すなわち、前述の「誤訳」は代理人の誤認によるものであり、その「認定」自体に不適切なところはない。さらに、当該認定は本願の拒絶査定理由を構成する唯一または主な理由ではない。</p> <p>裁判所の認定では専利法施行細則第 14 条第 2 項「特許出願の提出書類が外国語のとき、原本を添える」との規定があるが、一方、同条第 1 項では「提出書類はすべて中国語を用いる」と規定されているので、審査は中国語書類に依拠すべきであることが明らかであるとされた。再審被告の審査官による審査が再審原告より提出された中国語書類に基づいていたことは、法的に理があり、再審原告は中国語書類に間違いあり、添付された原文を斟酌されていない証拠物だと主張することができない。</p>
主旨要約	<p>本件は再審原告が訴願の段階で初めて誤訳を説明し、かつ審査は中国語によるものなので、原審原告がもともと誤訳されたものを斟酌されていない証拠物として、再審の訴えを提起することはできない。</p>
番号	11
裁判所	最高行政裁判所
裁判番号	88 判 3690
裁判種類	判決
裁判事由	特許出願
判決主文	原告の訴えを棄却
誤訳と関連する判決内容	<p>原告は中国語版明細書において、Perchloroethylene を過氯乙炔に誤訳し、全氯乙炔(パークロルエチレン)に補正すべきであったとした。そして、被告が審査した結果、実質的に変更はないことを認めた。</p> <p>しかし、被告は係争案件に産業上の利用性がないことを認め、裁判所も被告の原処分において、係争案件が産業上の利用性を有しないことに間違いはないことと認めている。</p> <p>よって、原告の訴えを棄却する。</p>
主旨要約	<p>原告が明細書において、Perchloroethylene を「過氯乙炔」に誤訳し、補正申請により、全氯乙炔(パークロルエチレン)に訂正したことについて、被告が当該補正は実体の変更でないことを認め、訂正を許可した。</p>
番号	12
裁判所	最高行政裁判所
裁判番号	93 判 422
裁判種類	判決
裁判事由	特許出願
判決主文	上訴を棄却
誤訳と関連する判決内容	<p>上告人(特許出願人)が提出した理由補正書において、「…本発明による因子 VIII の活性は乏しいため、より清潔な因子 VIII 製剤が必要な患者に投与できる…」のところに誤訳があった。すなわち、「活性は乏しい」の原文である「lack of activation」を「非活性化」に訳したほうが妥当である。</p> <p>被上告人(特許主務機関)がすでに「活性は乏しい」の原文が「lack of activation」であると</p>

	認めていたので、裁判所は誤記または不明瞭なところはないと認定した。よって上告人（特許出願人）に補正を要求する必要もない。
主旨要約	本件は、上告人（特許出願人）より誤訳を主張したが、裁判所は被上告人（特許主務機関）にはすでに誤記または不明瞭なところがなく、上告人に補正を要求する必要はないと認めた。
番号	13
裁判所	最高行政裁判所
裁判番号	97 裁 257
裁判種類	裁定
裁判事由	特許出願
判決主文	上告を棄却
誤訳と関連する判決内容	最高行政裁判所の認定は次のとおりである。原判決において、「少なくとも1重量%共重合可能架橋モノマー」とし、実は「少なくとも0.1重量%共重合可能架橋モノマー」だったという誤記・誤訳について、被上訴人がこの主張を斟酌しておらず、係争の特許請求範囲の実質上の拡大についての見解も説明していないことから、判決に理由不備の違法性がある云々と主張したことは、原審の証拠の取捨、事実認定の職権行使に関わる不当があると指摘しただけであり、原審で論断されことについても論断しておらず、または原審の論断が論理と経験法則に反し、法令規範趣旨の誤解に該当すると論断しているが、原判決にどのような法規の不適用があるのか、法規の適用が不当であるか、又は行政訴訟法第243条第2項に掲げる各号の事由について具体的に表明しなかったため、原審の判決がどう法令に違反したかについて具体的に指摘しておらず、以上の説明から、その上告は適法ではなく、棄却すべきである。
主旨要約	本件において、上告人（特許出願人）は、誤記・誤訳について、高等行政裁判所の判決で審理されなかったため、その誤記・誤訳事項の補正申請が、特許主務機関で審査されたとき、訂正を許可されなかったことはあきらかだと主張した。
番号	14
裁判所	最高行政裁判所
裁判番号	97 判 873
裁判種類	判決
裁判事由	特許出願
判決主文	上告を棄却
誤訳と関連する判決内容	上告人は、係争案件の特許請求範囲請求項5の付属項の標的を「ピストンポンプアセンブリ」に誤訳したことについて、被上告人が被従属項第1項の独立項の標的「ピストン・内室アセンブリ」と「標的が一致していない」としたことは、裁量権濫用の行使に当たると主張した。 裁判所の認定は次のとおりである。被上告人が特許再審査案件の拒絶理由先行通知書において、「本願（係争案件）特許請求範囲第5項の付属項の標的と被従属項の標的（すなわち第1項）が一致していない」…と記載して、やはり上告人はこの点をもって、改正特許法第32条発明の単一性規定に符合していないことを推定できる。従って、上告人は被上告人の拒絶理由先行通知書の答弁期間内に明細書または図面の補足、補正ができたのに、被上告人が出願の答弁、補正又は分割の機会を与えなかったと主張し、それは行政程序法(行政手続法)第102条に抵触し、法律優位原則の違反になる云々と主張したことは、採用の余地がない。
主旨要約	本件において、上告人（特許出願人）は被上告人（特許主務機関）が付属項と被従属項の「標的が一致していない」ことを明らかに知っていながら、誤訳を補正する機会を与えてくれなかったことは、裁量権の濫用に当たることと主張している。 それに対して、裁判所は被上告人は通知書にて、すでに両者の「標的が一致していない」と指摘したので、上告人は自主的に補正すべきであり、被上告人が答弁、訂正または分割の機会を与えてくれなかったとは主張できない、と認めた。

6-5 知的財産裁判所設立後の訂正

1. 訴願及び行政訴訟段階になると、訂正の申請が許可されない

特許明細書若しくは図面の訂正は特許所管機関に申請すべきで、且つ特許所管機関が無効審判請求を審査するとき、特許権者は専利法第 64 条第 1 項及び第 2 項の規定によって訂正することができ、特許所管機関が告発人に訂正に関することを通知すべきである。これは第 64 条、第 71 条第 3 号、第 3 項、第 108 号の規定で明かになっている。そのため、特許権者は特許所管機関が無効審判請求を審査するとき、適時に特許所管機関に訂正を申請し、無効審判が審決された後の訴願、行政訴訟段階になると、特許権者が訂正を申請することはできなくなり、さもなければ原告が自分にとって不利な事項を繰り返して訂正し、無効審判訴訟の早期確定ができなくなる。（98 年行專訴字第 96 号）

2. 特許権侵害の民事訴訟において、当事者が特許権に取消すべき原因が有ることを主張したり、抗弁したり、且つ特許権者が既に知的財産主務機関に特許範囲の訂正を申請した場合、裁判所ではどう処理すべきか：

もし訂正の申請が明らかに許可されるべきでなく、又は訂正が許可された後の請求範囲も権利の侵害を構成しない場合、裁判所で直接本件を審理して裁判することができる。さもなければ訂正手続の進行程度を斟酌し、並びに双方の意見を聴取した後、適当な期日を指定すべきである。但し、出願範囲の訂正が許可された後、係争特許に取消すべき理由がある場合、裁判所は訂正申請を斟酌する必要がなく、本件を裁判することができる。（98 年民專上字第 42 号）

7 行政救済

7-1 行政救済を提起できる状況

1. 再審査拒絶査定又は無効審判の審決に不服である場合、拒絶査定書または無効審判の審決書を受けた日より30日以内に行政救済を提起できる。(訴願法1、14一)
2. 出願手続の不適法、又は出願人不適格が原因で受理されず、又は却下されたものは、直ちに法により行政救済を提起することができる。(専46、129新式様準用)
3. 裁判所は、発明特許に係る訴訟案件を処理するために専門の知財裁判所を設け、又は専門の担当者を指定してこれを行うことができる。(専92、108新型準用、129新式様準用)

7-2 訴願

1. 訴願人は訴願理由書をもって元の処分官庁を経由して訴願委員会へ訴願を提起する。(訴願法58一)
2. 元の行政官庁は訴願の請求に対して、先に行政処分の適切であるか否かを審査し、訴願理由は正しいと認定した場合、みずから元の処分を取り消し適切な行政処分を下し、同時に訴願委員会へ報告する。そうでない場合、元の行政官庁は至急にその訴願理由書を訴願委員会へ送付しなければならない。(訴願法第58二、三、四)
3. 訴願の決定は元の処分を取り消す場合、その訴願決定書にその事実、理由を明確に記載しなければならない。

■智慧財産裁判所が訴願決定に対する行政訴訟を管轄するにあたっての変化 実質的に認められる新証拠の提出、及び經濟部の訴願決定における変化の有無

【解説】

知的財産案件審理法第33条において、「専利権の取消しに関する行政訴訟に関しては、当事者が口頭弁論終結前に取消し若しくは廃止に関する同一の理由に関して新たに提出する証拠については、知的財産裁判所はなおこれを参酌しなければならない。」と規定されています。したがって、知的財産裁判所が管轄する訴願決定に関する行政訴訟については、実質上、新たな証拠の提出が既に認められています。このような変化が經濟部の訴願決定に対してどのような影響を与えているかについて、以下の通りご説明します。

(1) 後の段階である行政訴訟において新たな証拠の提出を既に認められていることから、もし訴願段階において、当事者が提出した証拠が新たな証拠に該当するかということや、当該新たな証拠が採用されるかということ等につき、經濟部が従来の厳格な審査基準をなお堅持したとしても、実益がないことは明らかです。したがって、經濟部による訴願決定の段階においても、過去に比べて基準がかなり緩和されています。

(2) しかしながら、行政訴訟における段階と比較すると、訴願段階には、上記知的財産案件審理法第33条に類似した規定がないことから、訴訟戦略として、訴願段階において新たな証拠を提出した後、經濟部に採択されるよう積極的に求めることはせず、その主戦場を後の段階である行政訴訟に定める当事者も存在します。

実務上、知的財産裁判所が2008年7月に設立されて以来、2007年、2008年、2009年において知的財産局の特許査定及び訴願決定(通常、訴願決定は知的財産局の査定を維持することが多い)が行政訴訟において取消された割合は、2007年は4.53%、2008年は9.48%、2009年は19.67%と年々高くなっています。新たな証拠の提出が認められたことが取消率上昇の原因の一つではありますが、一般的に、他の原因も関係していると考えられます。例えば、知的財産裁判所による「進歩性」及び「新規性」に関する判断基準と知的財産局が採用する基準は全く同一という訳ではありません。これは、知的財産裁判所の98年度行専訴字第89号、99年度行専訴字第32号(以上新規性関連判決)、98年度行専訴字第99号、99年度行専訴字第55号(以上進歩性関連判決)等の判決を参考とすることができます。上記案件において、同一案件の先行技術に対する証拠が、特許が新規性或いは進歩性を有していないということを証明するに足るものかどうかにつき、知的財産裁判所と知的財産局は、いずれも異なる評価と認定結果を下しています。

7-3 行政訴訟

7-3-1 訴訟の種類

1. 取消訴訟

単純に行政機関に対し、不利な行政処分の取消しを請求する場合、取消訴訟を提起すべきである。

2. 義務付けの訴え

もし行政機関に対し不利な行政処分を取消すよう請求する外、更に行政機関に自己に有利な行政処分をするよう求める場合は、併せて義務付けの訴えを提起しなければならない。

3. 確認訴訟

行政処分無効の確認、及び公法上の関係の成立又は不成立を確認する訴訟

7-3-2 訴訟手続きの進行

7-3-2-1 起訴

1. 訴願決定書送達より 2 ヶ月以内に、訴状を知的財産裁判所に提出すべきである。

2. 訴状には下記事項を明記すべきである。

- 一 当事者
- 二 起訴の声明
- 三 訴訟目的及びその原因事実

訴状には、手続適用に関する事項、証拠方法及びその他口頭弁論に備えた事項を記載するのが望ましい。訴願手続を経ている場合は、決定書を添付する。

7-3-2-2 訴訟費用

案件ごとに NT\$4000 を徴収する。

7-3-2-3 口頭弁論

行政訴訟は口頭弁論主義を採用しており、裁判官は口頭弁論を経ない場合、裁判してはならない。

7-3-2-4 新たな証拠の斟酌

特許権取消し（即ち無効審判請求）の行政訴訟中、告発人は口頭弁論終了前に、同一の取消し又は廃止理由について新たな証拠を提出することができるが、口頭弁論終了前の適切な時期に提出しなければならない。

■行政訴訟階段に提出した無効審判の新証拠の疑義解明

「同一の取消理由」の意味するもの

【解説】

問：無効審判手続きにおいて提出した引例 A の請求項第 1 項が新規性を有しないと主張した。審査を経て、無効審判を不成立とされ、訴願も却下された。行政訴訟中に引例 A を放棄し、改めて引例 B を以って、請求項第 1 項が新規性を有しないと主張した場合、なおもその提出は同一の取消理由に該当しますか？

→はい、同一の取消理由に該当します。

問：無効審判手続きにおいて、引例 A と引例 B を結合し、提出し、請求項第 1 項が新規性を有しないと主張しました。審査を経て無効審判を不成立とされ、訴願も却下された。行政訴訟に改めて引例 C と引例 D を結合し、請求項第 1 項が新規性を有しないと主張した場合、なおもその提出は同一の取消理由に該当しますか？

→いいえ、同一の取消理由に該当しません。

7-3-2-5 適切な時期に新たな証拠を提出しない場合の失権効

知的財産案件審理法第 33 条の規定では、告発人が口頭弁論終了前に、同一の取消し又は廃止理由について提出した新たな証拠につき、知的財産裁判所は依然として斟酌しなければならないことになっている。しかし知的財産案件審理細則第 40 条第 1 項の規定では、提出した新たな証拠につき、当事者が訴訟の遅延を意図するか、又は重大な過失により、訴訟進行程度に基づき、口頭弁論終結前の適切な時期に新たな証拠を提出せず、訴訟の終結を妨げた場合、裁判所は行政訴訟法第 132 条の規定を準用した民事訴訟法第 196 条第 2 項の規定により却下することができることになっている。従って、告発人がなぜ準備手続時または適切な時期に提出できないのかという正当な理由を疎明しない限り、適切な時期に提出しない新たな証拠は却下され、失権となる。

7-3-2-6 技術審査官の参加

1. 知的財産裁判所が設立された後、技術審査官を配置した。知的財産財産裁判所組織法第 15 条の規定では、公務員資格を持っている技術審査官は裁判官の命令を受け、審理案件の技術判断、技術資料の収集・分析及び技術に関わる意見を提供し、法により訴訟手続きに参加することになっている。

2. 技術審査官は裁判官をサポートする人員で、その裁判所に陳述したことは証拠資料ではなく、当事者はその主張した事実についてやはり立証責任を負うべきで、技術審査官の陳述を証拠として引用してはならず、当事者尋問も受けない。

3. 知的財産案件審理細則第 16 条第 1 項の規定では、裁判長又は受命裁判官は技術審査官にその業務執行の成果につき、報告書を作成するよう命ずることができることになっているが、当該報告書は審理細則第 16 条第 2 項規定により、事実認定の証拠資料としてはならず、また非公開で、当事者も閲覧を請求することができない。

■技術審査官の参加が特許訴訟に与える影響

【解説】

技術審査官は知的財産裁判所（智慧財産法院）に設置されていますが、その他の裁判所は特許案件を審理する時に、必要があると認定した場合、書簡で知的財産裁判所の技術審査官室に協力を求めることができます。

技術審査官室の受理案件数の分析：

案件係属機関	2008 年	2009 年
知的財産裁判所	136 件(83%)	386 件 (88%)
その他の裁判所	27 件(17%)	54 件 (12%)
総計	163 件(100%)	440 件 (100%)

技術審査官室が受理した案件訴訟類別の分析：

訴訟類別	2008 年 163 件	2009 年 440 件
民事訴訟	109 件(67%)	286 件 (65%)
行政訴訟	49 件(30%)	149 件 (34%)
刑事訴訟	5 件(3%)	5 件 (1%)

しかし技術審査官は証人ではなく、鑑定人でもないもので、突然証人または鑑定人に変更される可能性がなく、その意見について当事者が裁判所で詰問したり、弁論したりすることがないのに、如何に錯誤があるか否かについて明確に裁判所に認知させることができるのか、また当事者に信用させることができるのか？について、知的財産案件審理法第 8 条の規定では、「裁判所の既知の特殊な専門的知識は、当事者に弁論の機会を与えてから、始めて裁判の基準とすることができる。審判長または受命裁判官は事件の法律関係について、当事者に争点を説諭すべきで、適切な時にその法的見解を表明し、心証を開示することもできる。」としています。しかし、技術審査官が裁判官に与える影響は極めて大きく、裁判官はその意見を信

用し易く、裁判官は必ずしも技術審査官の意見が「裁判所の既知の特殊な専門的知識」になると認知するわけでもなく、また当事者はこの部分について、実際に判決理由から必ずしも発見できるわけがなく、たとえ発見しても、論争することは困難です。どのようにして技術審査官の意見に対し、法廷で当事者が詰問したり、弁論したりする機会を設けるのが、恐らく今後知的財産裁判所の成功の鍵となると思われます。

7-3-2-7 裁判見解不一致の防止

審理細則第31条の規定では、「知的財産民事訴訟において、当事者が知的財産権は取消し又は廃止すべきだと主張又は抗弁し、裁判の結果に影響を及ぼした場合、裁判所は当事者の挙証及び職権により入手した資料を判断しなければならない。但し、当該紛争が専門知識又は法律原則にかかわり、知的財産主務機関の意思表示が必要である場合、本法第17条第1項の規定により、知的財産主務機関に訴訟への参加を命じることができる。

知的財産主務機関が前項の規定により訴訟に参加した場合、知的財産権を取消し又は廃止すべき理由の有無のみにつき、独立して攻防方法を提出することができる。」ことになっている。

7-3-3 裁判

自らによる判決

行政裁判所が原処分及び原決定を取り消し、且つ自ら判決する。

元の処分機関に差し戻し、改めて処分を下す。

行政裁判所は原処分及び原決定を取り消すのみであり、自らは判決せず、原処分機関に差し戻し、改めて処分を下す。現在ほとんどこの状況である。

7-3-4 上訴

1. 知的財産裁判所の判決に不服の場合、判決送達後二十日の不変期間内に最高行政裁判所に上訴することができる。

2. 上訴理由が知的財産裁判所の裁判が法令に違背する場合に限る。

8 類似意匠

8-1 類似意匠の定義

類似意匠とは、同一の者がその本意匠に基づいて創作し、且つ当該意匠に類似するものを指す。(専 109)

8-2 類似意匠の成立要件 (審査基準 3-6-3)

1. 連合意匠は、同一人はその本意匠の創作に沿い且つ構成が類似するものである。必ず意匠の定義に合う以外、連合意匠とその従属する本意匠は必ず類似でなければならない。

2. 類似する意匠は

(1)類似する物品の相同なデザインへの應用

(2)相同な物品の類似するデザインへの應用

(3)類似する物品の類似するデザインへの應用の三つの態様を含む。1の態様以外、2、3の態様の連合意匠はその従属する本意匠の新規特徴を沿用して本意匠の構成と類似することにより、本意匠専利権との類似する範囲を確認する。

3.そのため、連合意匠の専利要件を審査する時に、本意匠の出願日から連合意匠の出願日までの間に、既に刊行物に掲載され、既に公然使用され、既に公衆に知られ又は既に意匠専利のデザインに出願されるいずれの理由は、全て該連合意匠の新規性、擬制新規性と先願主義を拒絶審定する根拠とすることができないし、連合意匠の専利要件の判断も本意匠の出願日と基準日とするが、連合意匠の創作性を審査する必要がない。

4.次に掲げる場合の一つに該当するものは、連合意匠専利を受けることができない。

(1)出願する連合意匠は本意匠と完全に相同で、即ち物品は相同で且つデザインも相同であるもの (専 109 二)

(2)出願する連合意匠は本意匠と類似しない、即ち物品は相同ではないし類似しない、又はデザインは相同でないし類似しないもの (専 109 二)

(3)連合意匠と相同又は類似する意匠は本意匠の出願日の前に既に刊行物に掲載され、既に公然使用され又は既に公衆に知られるもの (専 110 五)

(4)連合意匠と相同又は類似する意匠は既に本意匠の出願日の前に開示される意匠出願があるもの、即ち先に出願され出願後に公告される意匠出願があるもの (専 111)

(5)連合意匠と相同又は類似する意匠は本意匠の出願日の前に既に出願した意匠専利があるもの (専 118 一)

8-3 類似意匠登録出願に必要な書類

類似意匠登録出願をするとき、次に掲げる書類を添付しなければならない。

一)願書 1 部(本意匠の出願番号を明記すること)(専施 36 一)

二)図説 1 式 2 部(本意匠の出願番号を明記すること)(専施 36 一)

三)本意匠の図説 1 部(専施 36 一)

四)政府料金

8-4 類似意匠と独立意匠との間の互いの出願変更(査定書到達日から 60 日以内)(専 115)

1. 独立の意匠登録を出願した後に、これを類似意匠の登録出願に変更する場合は、もし元の出願の査定書到達の日から 60 日以内に出願を変更するものであれば、元の出願の出願日を変更出願の出願日とする。但し、元の出願の公告決定査定書が到達した後、又は元の出願の拒絶査定書が到達した日から 60 日を経過した後は変更出願をすることができない。(専 115)

2. 類似意匠登録を出願した後に、これを独立の意匠登録出願に変更する場合は、もし元の出願の査定書到達の日から 60 日以内に出願を変更するものであれば、元の出願の出願日を変更出願の出願日とする。但し、元の出願の公告決定査定書が到達した後、又は元の出願の拒絶査定書が到達した日から 60 日を経過した後は変更出願をすることができない。(専 115)

3. 元の出願に優先権の主張があったものは、出願変更の出願でも当該優先権の主張をすることができるが、出願変更時にそれを声明しなければならない。
4. 出願変更後の案件について、特許主務官庁は改めて新しい出願番号を付与しなければならない。
5. 出願変更後の出願案件について、初審段階に戻って審査しなければならない。

(審査基準 3-6-2)

第三篇：意匠専利実体審査／第六章 特殊の出願／2. 出願の変更

2.3 出願変更の効果

- (1)改請案は元の出願の出願日を出願日とすることができる。
- (2)元の出願の優先権を主張するものは、改請案も優先権を主張ことができ、その専利要件の審査は、該優先権日を基準日とすべきである。
- (3)元の出願は新規性の猶予期間を主張するものは、改請案も新規性の猶予期間を主張することができる。

2.4 審査の注意事項

- (1)出願変更を申請する時に、申請書と図面説明書以外、元の出願資料を沿用することができるが、もし、改請案の図面は元の出願と異なる時に、関係図面を補充すべきである。
- (2)改請案は元の出願が主張する優先権を主張するものは、優先権の証明資料を再提出する必要がないが、やはり明記すべきである。
- (3)改請案は元の出願が主張する新規性の猶予期間を主張するものは、猶予期間の証明資料を再提出する必要がないが、やはり明記すべきである。

8-5 類似意匠の特徴

1. 類似意匠登録出願と本意匠の出願人は同一でなければならない。
2. 特許主務官庁は、本意匠の意匠登録出願が公告決定と査定されてから、始めて類似意匠登録出願を公告決定と査定することができる。(専施 36 二)
3. 類似意匠権を付与するときは、元意匠(本意匠)証書にこれを付けて記入しなければならない。(専施 36 二)
4. 本意匠権が取消され、又は消滅したときは、類似意匠に係る意匠権も共に取消され、又は消滅する。(専 124 二)
5. 類似意匠は特許維持年金を納める必要がない。(審査基準 1-4-4)
6. 類似意匠に係る意匠権は単独で譲渡、信託、実施許諾、又は質権の設定をすることができない。(専 126)

(審査基準 1-4-4)

関連意匠特許を出願するとき、許可された場合、新たに特許証書を発行することはなく、原意匠特許証書にこれを付け加えて記入することとなる。特許年費をさらに納付する必要もない。

1. 連合意匠の専利権は本意匠の専利権に従属しなければならず、単独で権利を主張することがいけない、且つ類似する範囲に及ばない(専 124 一)、即ちその専利権の範囲は単に相同の意匠に限る。
2. 連合意匠の専利権の期間は公告日から、本意匠の専利権の期限までである。
3. 本意匠の専利権は取り下げされ又は消滅されたものは、その連合意匠の専利権も同時に取り下げされ又は消滅される(専 124 二)。

9 その他

9-1 政府料金の納付

1. 特許に係る各出願に関し、出願人は出願時に、出願手数料を納付しなければならない。特許を付与された者は、特許権者は証書代及び特許料を納付しなければならない。特許の延長、更新を許可されたときは、延長又は更新の期間内においても、なお特許料を納付しなければならない。出願の手数料、証書代及び特許料の金額は主務官庁がこれを定める。(専 80、108 新型準用、129 新式様準用)

2. 特許料は公告の日から起算する。第一年の特許料は、第 51 条第 1 項の規定により納付しなければならない。第二年以上の各年分の特許料は期限満了までに納付しなければならない。(専 81、108 新型準用、129 新式様準用)

3. 特許料は、数年分を一括して納付することができ、特許料の調整があったときは、その差額の追納を要しない。第二年以上の特許料は、納付すべき期間内に納付をしなかったものは、期間満了の日から 6 ヶ月以内に追納することができる。但し、その特許料は所定料金の倍額を納付しなければならない。(専利 82、108 新型準用、129 新式様準用)

4. 特許権者は自然人、学校又は中小企業であるときは、特許所管機関に特許料の減免を出願することができる。減免の条件、年限、金額その他従うべき規則は、主管官庁がこれを定める。(専 83、108 新型準用、129 新式様準用)

5. 出願人が特許出願及びその他の手続について、法定若しくは指定の期間に遅れ、又は期限内に料金を納付しなかったときは、これを受理してはならない。但し、指定期間に遅れ、又は期限内に料金を納付しなかった場合において、処分前に補正をしたときは、なおこれを受理しなければならない。出願人が天災又は自己の責めに帰すことのできない事由により、法定期間に遅れたときは、その原因が消滅した後 30 日以内に書面をもって理由を説明し、特許所管機関に原状の回復を請求することができる。但し、法定期間に遅れて 1 年を経過したときは、この限りでない。原状回復の請求とともに、期間内にすべきだった手続を追加して行わなければならない。(専 17)

6. 特許出願案件に対して明細書又は図式以外の事項を変更する場合、一件に NT\$300 政府料金が掛かる。同時に二項目以上を変更することを申請する場合でも同じである。(各項目 NT\$300 元) 但し、同時に第 9 号又は第 12 号の申請をする場合、同号の規定によって料金を徴収する。発明特許の明細書フロントページとアブストラクト(要約書)に英文翻訳を付した場合、前記第 1 号の出願料金に対して NT\$800 を減免する。但し出願日より英文明細書を使用する場合はその適用はない。(納費準則 2)

7. 実用新案特許案件に対して明細書又は図式以外の事項を変更する場合、一件に NT\$300 政府料金が掛かる。同時に二項目以上を変更することを申請する場合でも同じである。(各項目 NT\$300) 但し、同時に第 9 号又は第 12 号の申請をする場合、同号の規定によって料金を徴収する。

9-2 政府料金の返還

出願は実体審査に入る旨の通知書を受けてから、出願の取下げ手続きを提起すると同時に実体審査請求料金の返還を請求することができる。出願料金の返還は不可である。

9-3 ファイル閲覧

9-3-1 閲覧できる書類

出願人及び出願人以外の第三者から下記出願のファイル閲覧を請求できる。

- 一. 公開公報が発行された特許出願
- 二. 公告公報が発行された特許、実用新案及び意匠出願
- 三. 取下げられ、不受理処分を受け、又は審決を下された異議申立案件、無効審判案件、訂正審判案件、特許権の権利期間延長請求案件又は強制実施権の設定請求案件
- 四. 取下げられ、不受理処分を受け、又は結果を発行した実用新案登録出願の技術評価書発行請求案件

9-3-2 ファイル閲覧の注意事項

1. 次の出願のファイルは当事者だけが閲覧請求できる。
 - (1)審査中且つ公開公報が発行されていない特許出願
 - (2)審査中の実用新案及び意匠出願
 - (3)取下げられ、不受理処分を受け、又は拒絶査定を受け、且つ公開公報が発行されていない特許出願。
 - (4)取下げられ、不受理処分を受け又は拒絶査定を受けた実用新案及び意匠出願。
2. 次の案件のファイルは当事者又は利害関係者(この利害関係者とはこの特許権により自分の権利または法律上の利益に影響を受けるものを言う)に限ってファイル閲覧を請求できる。
 - (1)無効審判審査中の案件
 - (2)訂正審判審査中の案件
 - (3)特許権権利期間延長の審査中の案件
 - (4)強制実施権の請求の審査中の案件
 - (5)実用新案の技術評価書発行請求の審査中の案件
3. 裁判所の委託を受けた者、当事者又は利害関係者の委託を受けた鑑定人がファイル閲覧を請求することができる。
4. ファイルに保存されている書類は、ファイル閲覧を請求する者から提供された場合、その提供された書類の閲覧を当該書類提供者から請求することができる。
5. ファイルのデータには次の事項のいずれかに該当する場合、ファイル閲覧の請求は不可である。
 - (1)他人の営業秘密又は個人のプライバシーに係わるもの。
 - (2)知的財産局の内部の意見及び準備作業に係わる書類。但し、知的財産局の承諾を受けたものはこの限りでない。
 - (3)国の軍事、国の防衛、外交にかかわる一般の公務秘密であって、法律により秘密に維持すべきもの。
 - (4)他に法律で定められた公開してはならないもの。
6. 知的財産局はファイル閲覧の請求日より10日間以内に決定を作成して請求人に通知すべきであって、必要がある場合、10日間の延期できるが、1回に限る。ファイル閲覧を許可した際に、ファイル閲覧の期日及び場所をも併せて指定すべき。
7. 請求人は指定の期日に指定の場所に到着した後、ファイル閲覧の申請表には署名または捺印され、知的財産局の担当審査官から身分を確認した後、初めてファイルの閲覧を行うことができる。ファイル閲覧が完了した後、ファイルラバーを知的財産局の担当審査官が確認した上、その場を離れることができる。ファイル閲覧の請求を取り下げたい場合、又は請求人が指定期日に到着できない場合、遅くともファイル閲覧の期日の1日前に書面または電話にて知的財産局へ通知書すべきである。
8. ファイル閲覧は指定された場所で行うべき。ファイルラバーを指定場所以外の場所へ持ち出してはいけない。また、次のことに注意してはいけない。
 - (1)ファイルの書類に記号または文字をいれてはいけない。汚してはいけない。
 - (2)既に綴じた書類をばらしてはいけない。
 - (3)証拠または証書を元来の箇所に戻すべきである。
 - (4)ファイルに損傷または傷をつけてはいけない。

9-4 指定期間の変更、遅延の処分原状回復

9-4-1 指定期間の変更

特許法及び施行細則に基づいて指定された期間について、出願人は指定期間満了前に理由を述べて知的財産局へ期間延長の申請をすることができる。(専施6)

9-4-2 期間に遅れた場合の処分

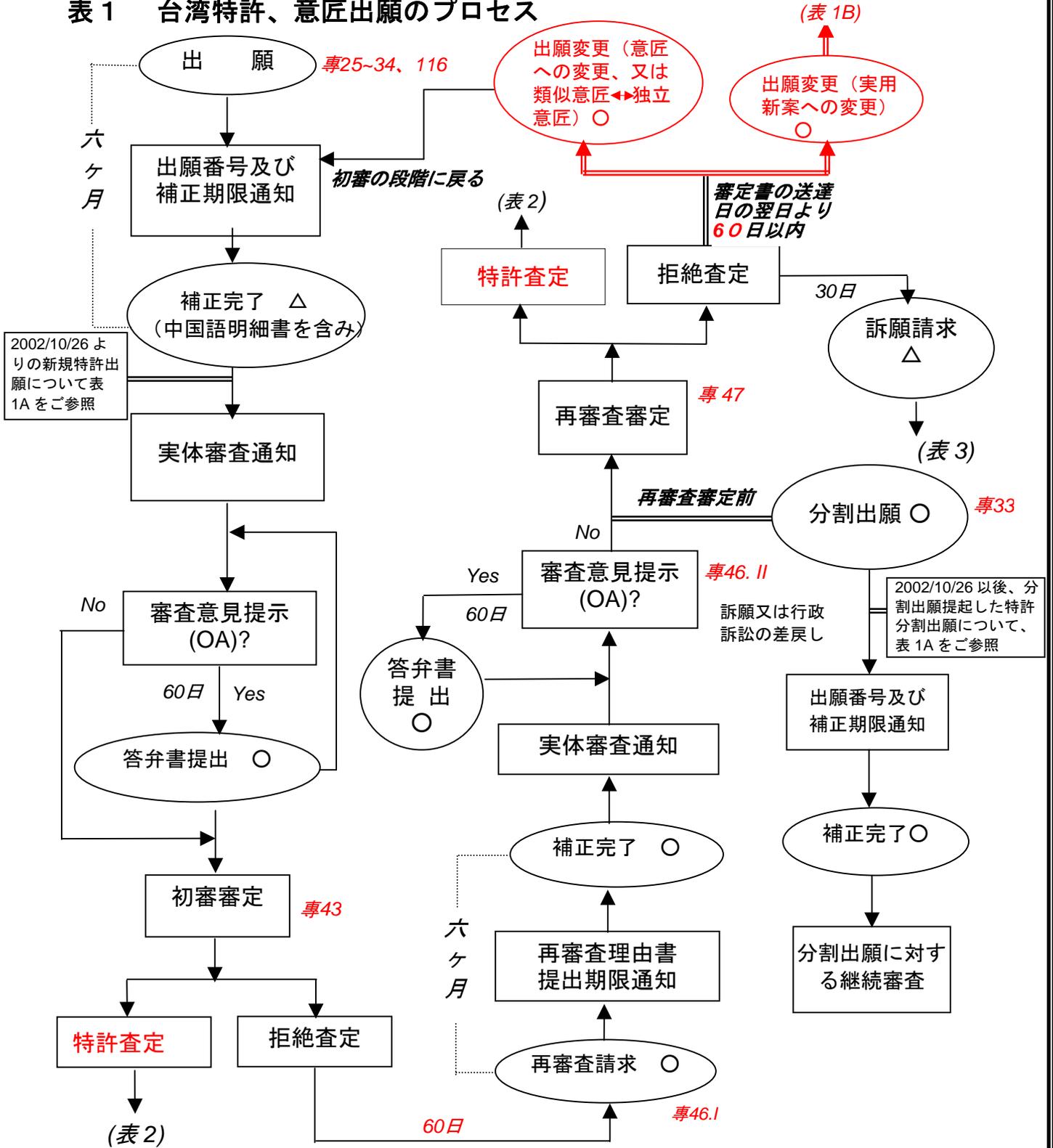
出願人が特許出願及びその他の手続について、法定若しくは指定の期間に遅れ、又は期限内に料金を納付しなかったときは、これを受理してはならない。但し、指定期間に遅れ、又は期限内に料金を納付しなかった場合において、処分前に補正をしたときは、なおこれを受理しなければならない。(専 17 一)

9-4-3 原状回復

1. 出願人が天災又は自己の責めに帰すことのできない事由により、法定期間に遅れたときは、その原因が消滅した後 30 日以内に書面をもって理由を説明し、特許所管機関に原状の回復を請求することができる。但し、法定期間に遅れて 1 年を経過したときは、この限りでない。(専 17 二)
2. 原状回復の申請をする者は、証明書類を添付して期間に遅れた理由、消滅の事由及び年月日を明確に述べて、特許主務官庁にこれをしなければならない。(専施 10)
3. 原状回復の請求とともに、期間内にすべきだった手続を追加して行わなければならない。(専 17 三)

III 台湾特許関連手続きフローチャート

表1 台湾特許、意匠出願のプロセス



註：專→専利法
施→専利法施行細則
訴→訴願法
行→行政訴訟法

□ → 官庁
○ → 出願人/特許権者
○ (with border) → 第三者 (異議申立人/無効審判請求人)
○ (with border) → 自発補正可能の時期
△ → 自発補正不可能ですが、許可されたケースがある

表 1 A 台湾特許出願における早期公開及び実体審査請求のプロセス

上記のプロセスは下記の出願に限って適用される：

1. 2002年10月26日より新規に出願した特許出願 (専 41)
2. 2002年10月26日より専 33-1に基づいて、
分割手続を行った特許出願 (専 37-2)
3. 2002年10月26日より専 102に基づいて、
特許出願へ出願変更した出願 (専 37-2)

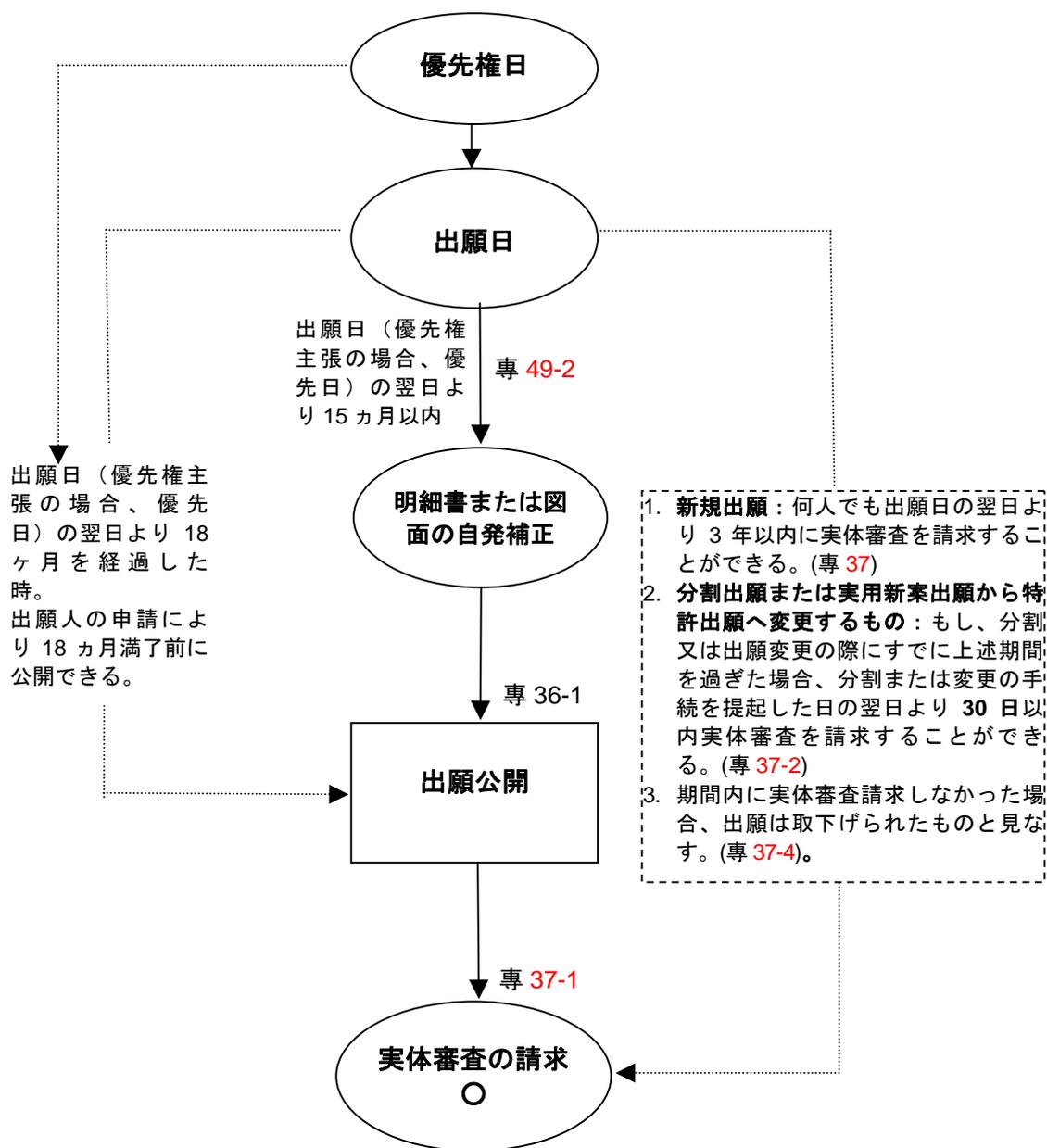


表 1 B 台灣實用新案出願のプロセス

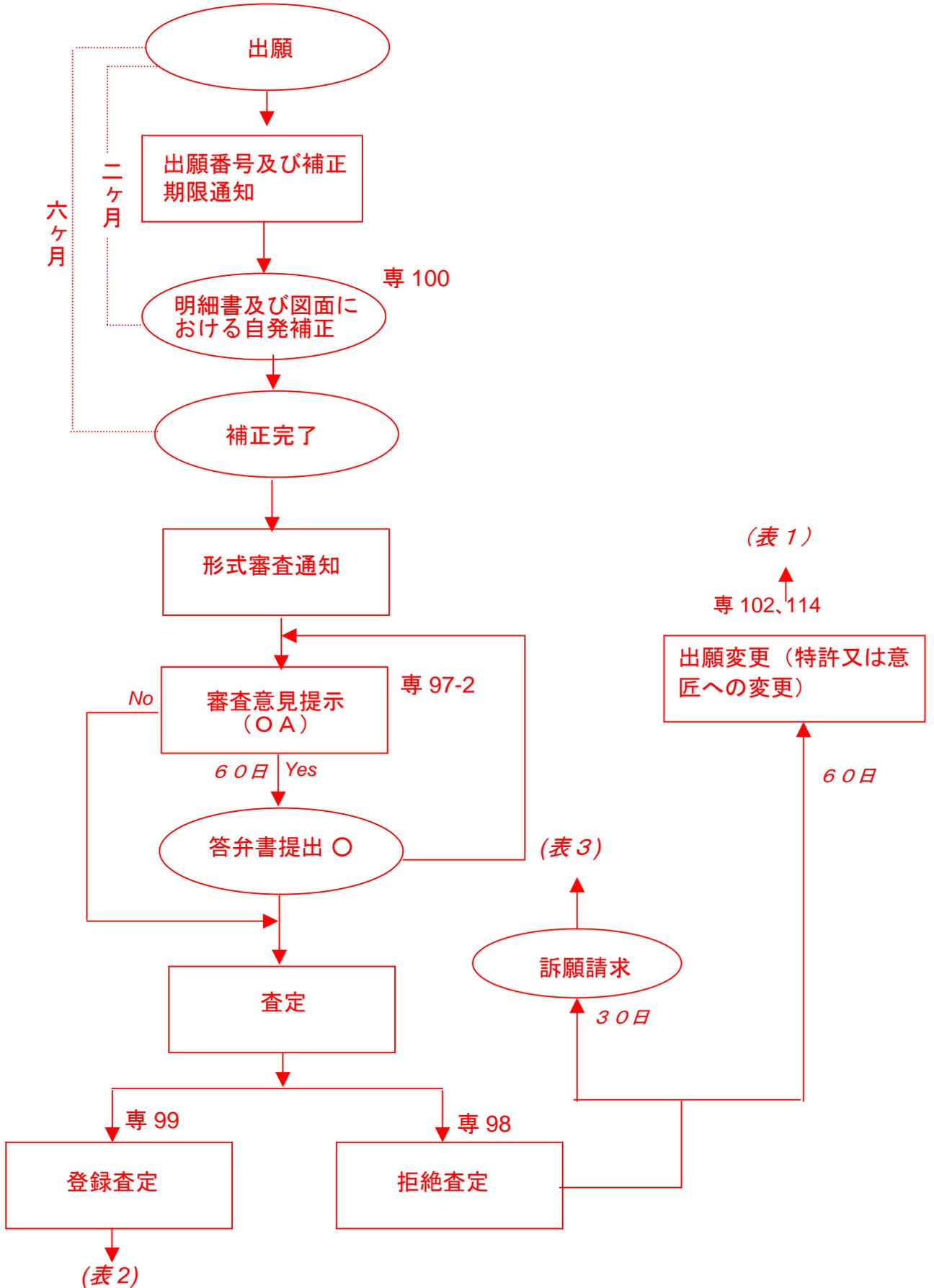


表2 台湾特許査定及び登録査定から権利期間満了まで

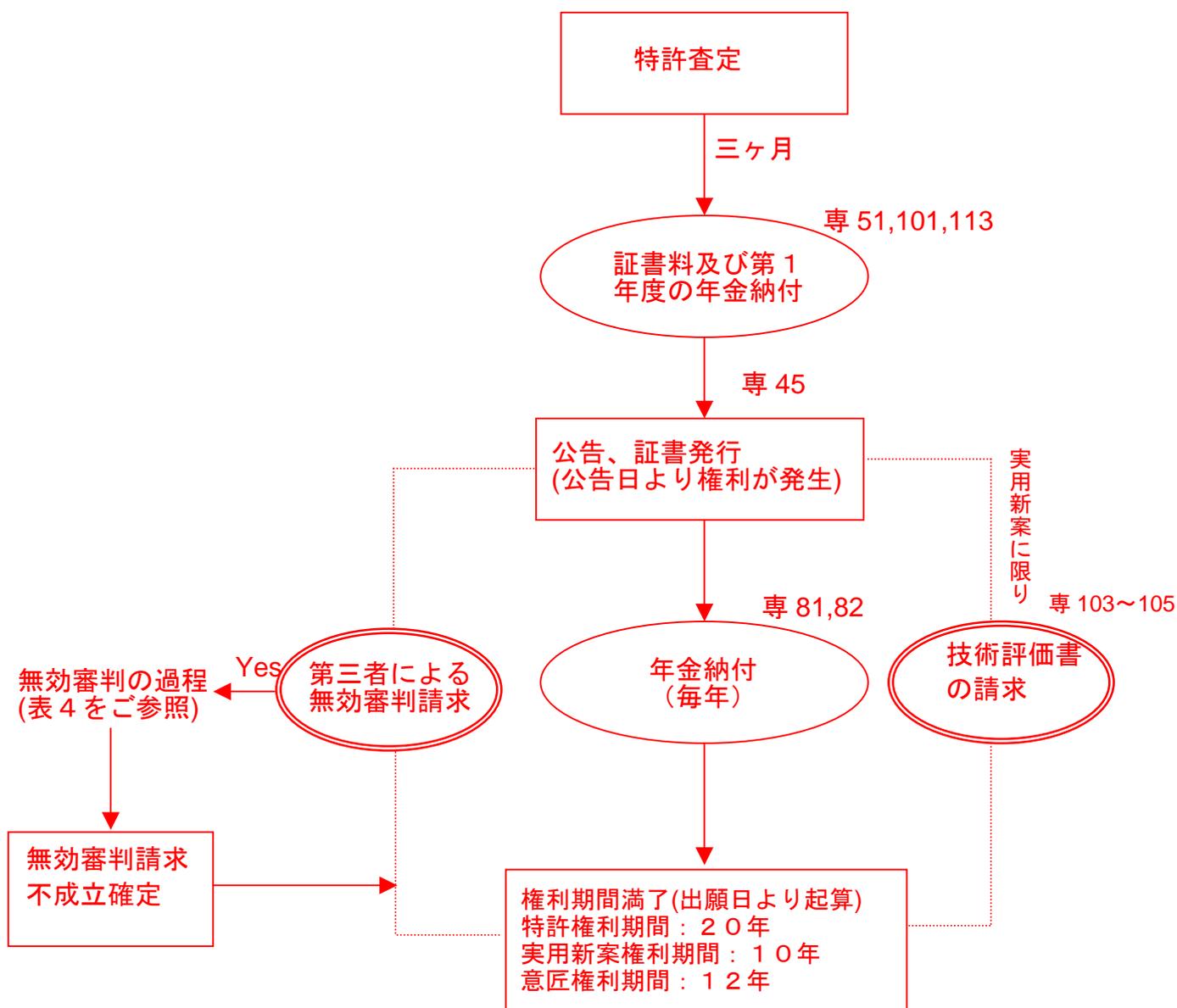


表3 台灣特許行政救済

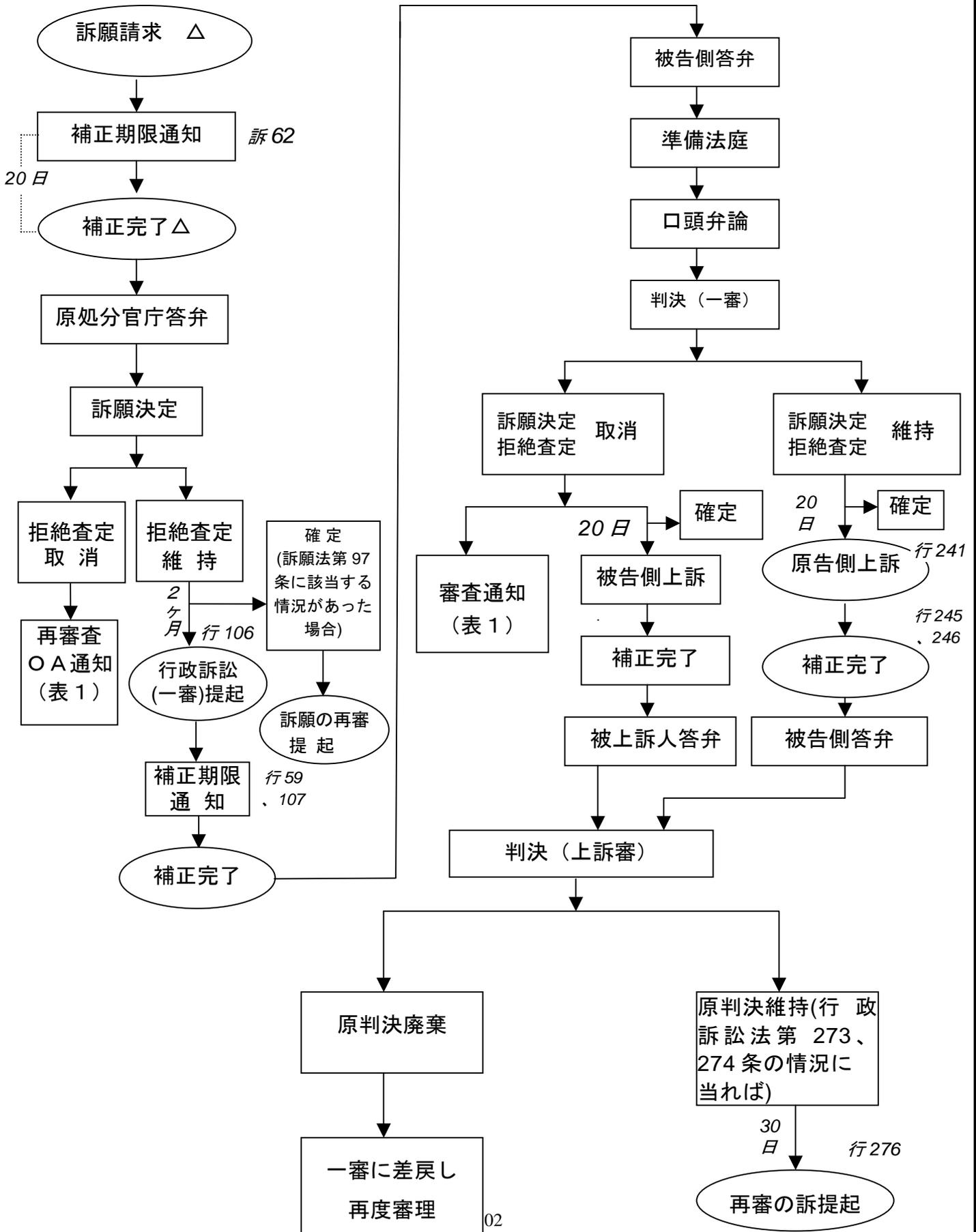


表4 台湾に於ける行政救済手続の流れ

201006

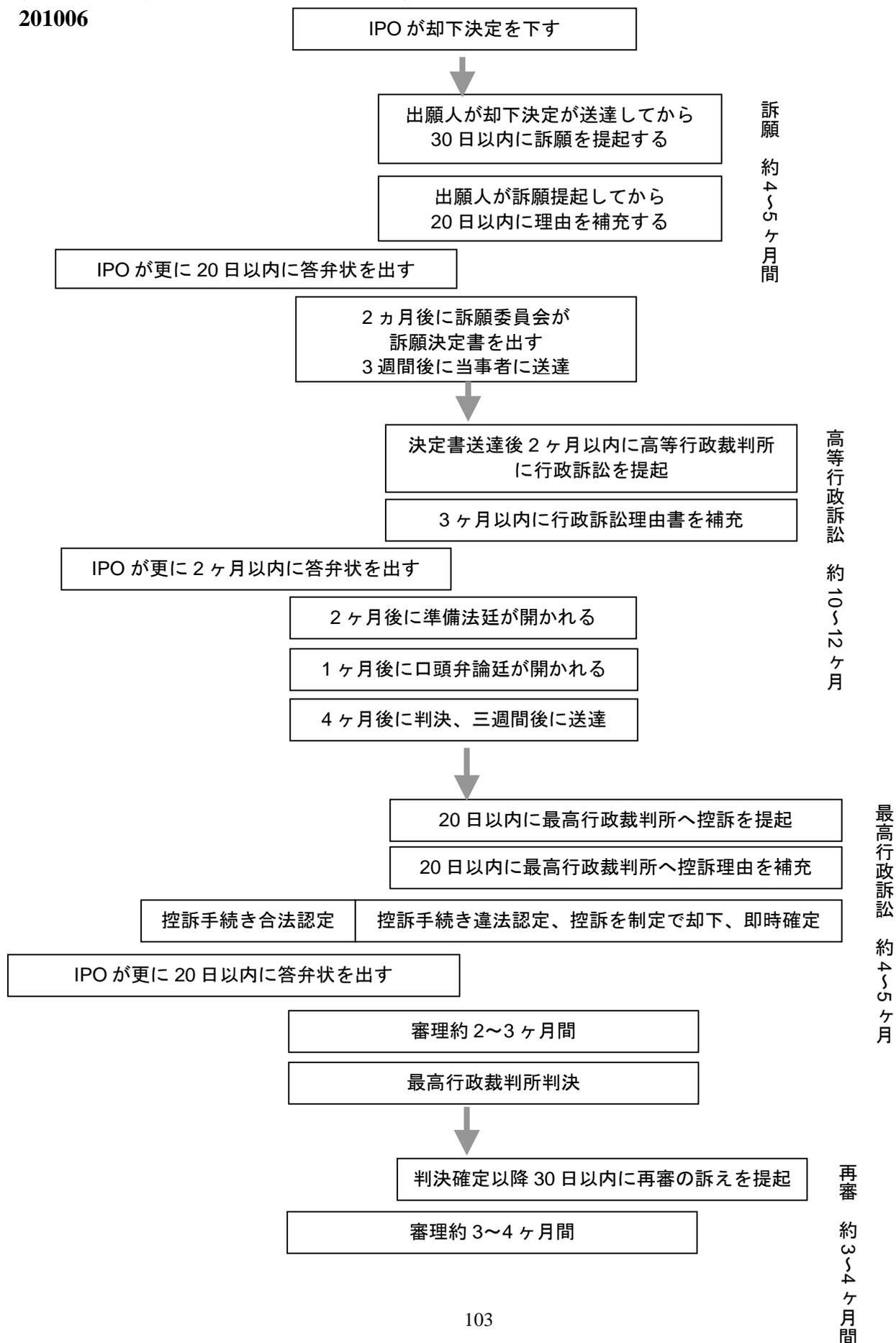


表 5 台灣特許無効審判

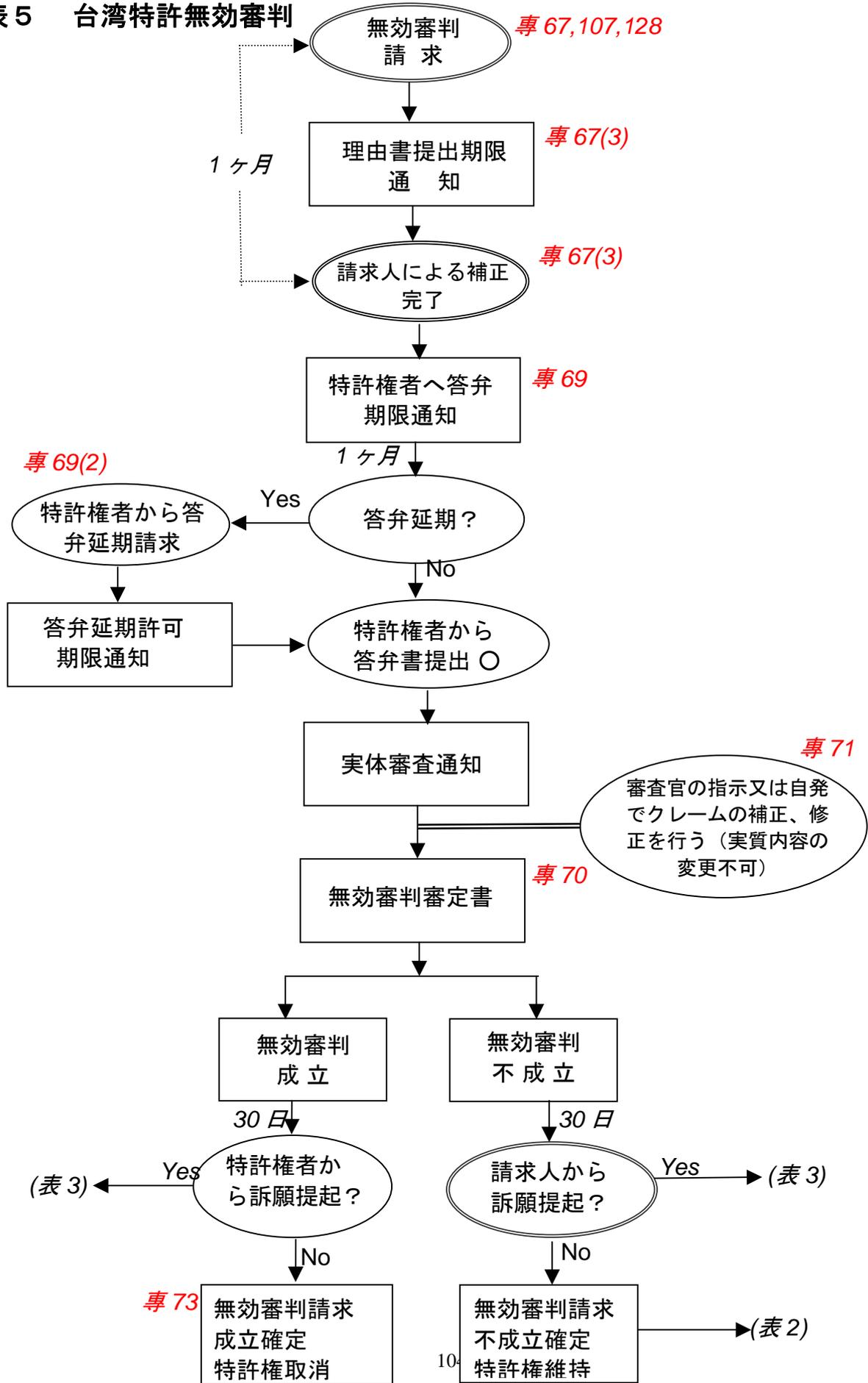


表 6 台湾特許国内優先権（特許、実案）

1. 先願は**専 27 条**又は**専 29 条**の規定による優先権を主張することができない。（**専 29-1-2**）
2. 先願が**専 33 条**第 1 項の規定による分割出願又は**専 102 条**の規定による出願変更を行ったもの国内優先権の基礎とされることができない。（**専 29-1-3**）

1. **専 29 条**第 1 項により優先権を主張するものは、先願の出願日の翌日より 12 ヶ月以内に出願すべく。（**専 29-1-1**）
2. **専 29 条**第 1 項により優先権を主張するものは、出願と同時に声明し、且つ願書に先願の出願日及び出願番号を明記しなければならない。出願時に声明せず、又は先願の出願日及び出願番号を明記しないと優先権を喪失する。（**専 29-7**）

1. 先願はその出願日の翌日より 15 ヶ月を経過した時に、取下げたものと見なす。（**専 29-2**）
2. 先願の出願日の翌日より 15 ヶ月を経過した後、優先権の主張を取下げることができない。（**専 29-3**）
3. 国内優先権を主張する後願が、先願の出願日の翌日より 15 ヶ月以内に取下げられた時は、同時に優先権の主張が取下げられたものと見なす。（**専 29-4**）

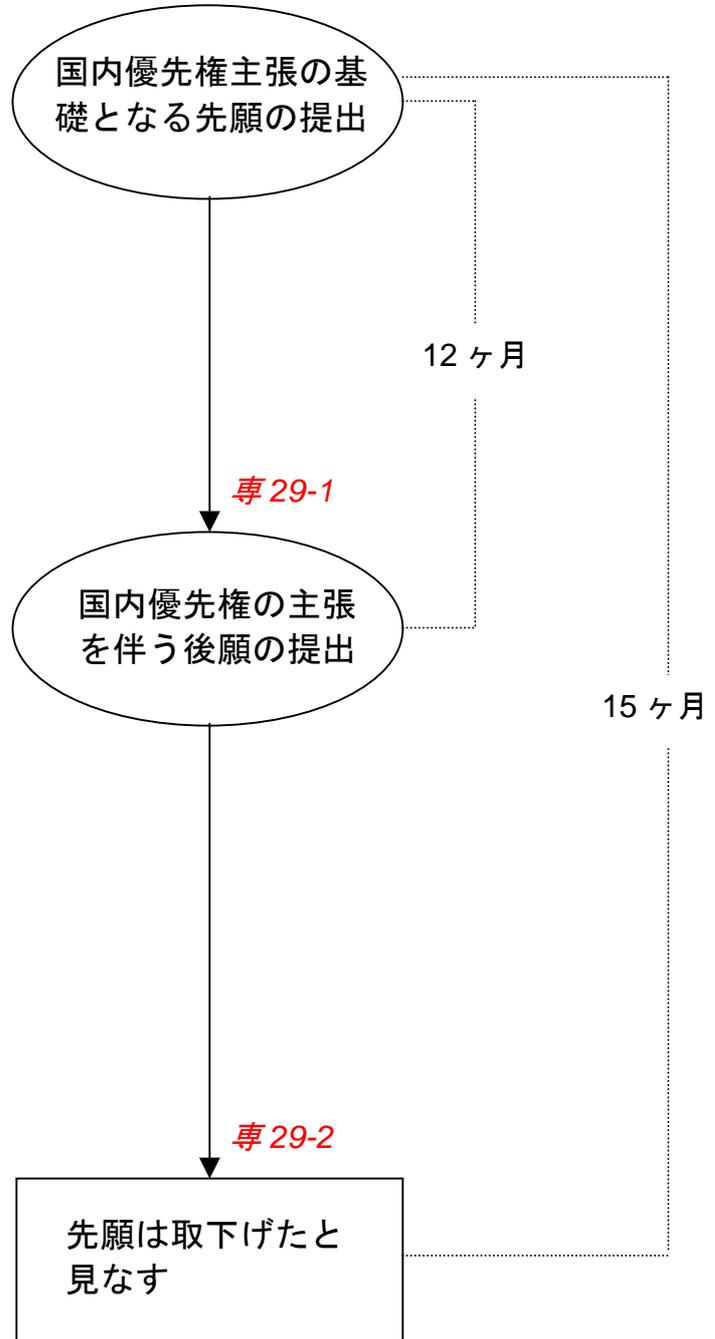
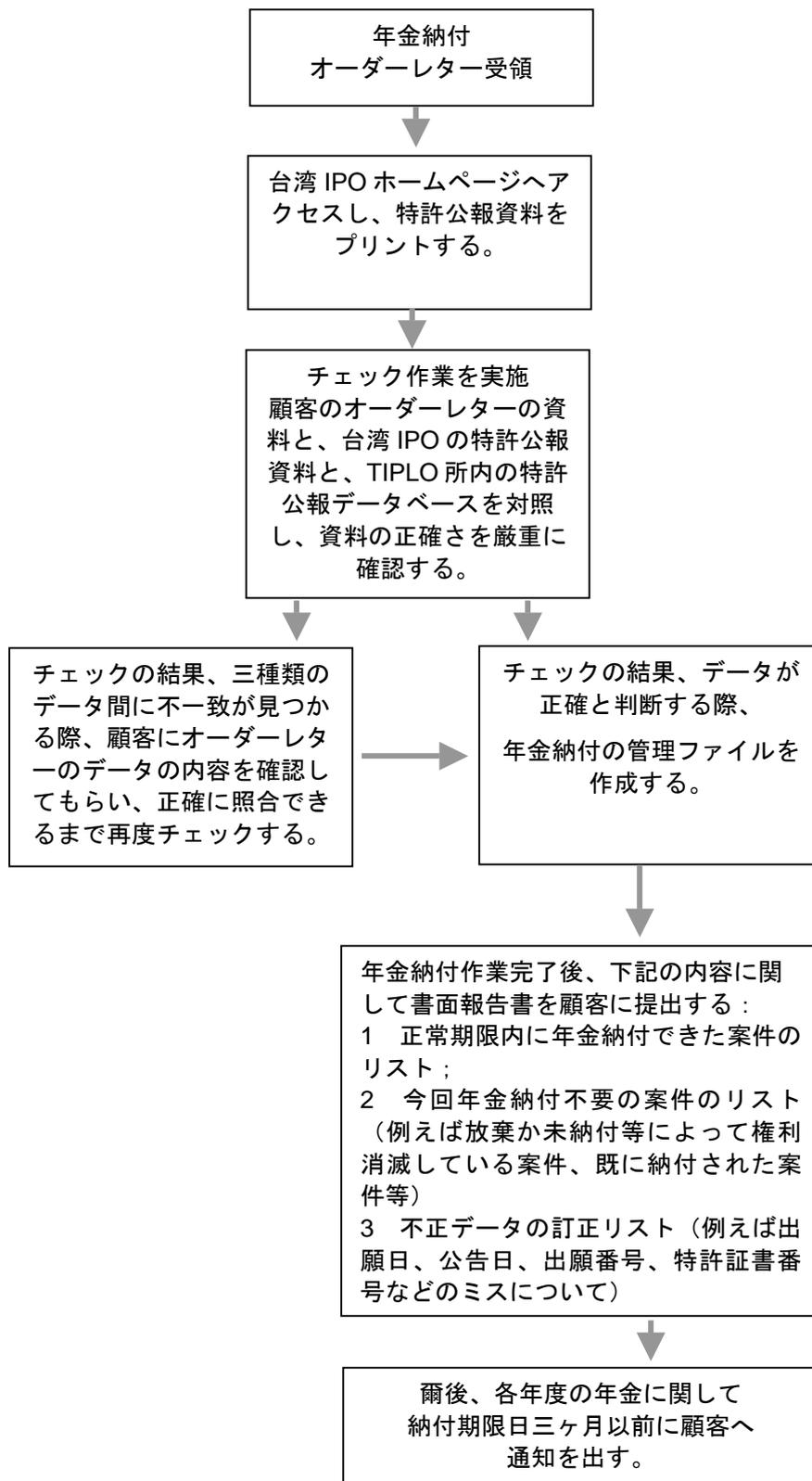


表 7 年金納付作業の流れ

201006



IV 2010 年度台湾特許法改正法案重点説明

専利法全般にわたる改正案の大綱（骨子） 2010.09

台湾の専利法（日本の特許法、実用新案法、意匠法三法を総合したものに相当）全般にわたる改正案は 2009 年 12 月 3 日に閣議決定され、同月 11 日に立法院に送られた。又、2010 年 6 月 6 日に、国会での第一回審議が原案通に終わり、次の二回ほどの形式審議が完了すれば、年内に同法案が法律として成立できると予想される。

今回の改正案は次の四つの方向性を指摘することができる。

1. 産業発展のニーズ：例えば動植物特許の解禁による農業科学技術の研究開発を促し、遺伝子組み換えされた動植物も特許が保護する対象になり得る。医薬品実験・研究の免責等々。
2. 国際調和（ハーモナイゼーション）：TRIPS 協定の改正に合わせて、公共衛生課題への取組み、優先権証明書類を補正する法定期限の修正、故意によらない法定期間の遅延の場合における回復請求のできる規定の追加、及び優遇期間主張の適用拡大等々。
3. 審査実務上のニーズに応じて審査体制の健全化を図る。
4. 特許権の保護を強化し、特許権侵害の関連規定を改正する。

現行条文 138 か条のうち、15 か条が削除、39 か条が新設、15 か条が未修正、108 か条が修正というほど幅の広い改正案（共 162 条）であるため、台湾における特許制度がまさに大きな変革を迎えようとしている。

■改正法案大綱（骨子）は次のとおり要約した。

1. 創作のコンセプトを明確にする
2. 意匠（新式様専利）という用語を「設計」（設計専利）に変更
2-1 意匠制度の変革
3. 発明、実用新案及び設計専利の「実施」の定義規定を新設
4. 優遇期間の適用範囲を修正し、並びにその事由追加する
5. 動植物特許出願の解禁
6. 復権規定の導入
7. 分割出願時点の規制緩和
8. 審査中の修正制度を完備させる
9. 医薬品又は農薬品に関する特許権の権利期間の延長
10. 特許権効力が及ばない事項を修正・追加する
11. 無効審判関連規定を修正する
12. 強制許諾の規定を修正する
13. 公共衛生課題への取組み
14. 特許権侵害関連規定を修正する
15. 実用新案制度
16. 明細書の様式（特許請求範囲及び要約を明細書以外に独立させる）
17. 明細書、特許請求の範囲及び図面を外国語で提出した場合の関連措置

1. 創作のコンセプトを明確にする

創作は発明、実用新案及び設計の上位概念であり、創作が「実用新案」或いは「設計」であるという誤解を招くを避け、また現行法における「創作」に対する広義、狭義の範囲が不一致するのを解決するため、発明、実用新案及び設計をともに創作の類型に定める。（改正条文第 1 条）

- ◆ 発明、実用新案と設計の創作の奨励、保護、及び利用を図ることにより、産業の発達に寄与する目的をもって、本法を制定する。

2. 意匠（新式様專利）という用語を「設計」（設計專利）に変更

産業界及び国際間の設計に対する保護の通常概念に合わせ、並びに設計への保護対象を明確にするため、国際間の立法例を参考に、現行「新式様」を「設計」に修正する。（改正条文第2条及び第123条、第129条及び第131条）

2-1 意匠制度の変革

2-1-1 改正草案では、現行の意匠（新式様專利）制度について大幅な改正が行われ、まずその用語を「設計專利」に変更した。

2-1-2 部分意匠登録制度の導入:

改正草案では部分意匠（partial design）を保護するために、部分意匠の登録を認め、物品の一部の意匠が登録対象に含まれることになった。

2-1-3 類似意匠制度の廃止及び関連設計（関連意匠 derived design）制度の創設:

同一の設計コンセプトの下での類似設計、又は、将来、類似設計を改良し、原設計（original design）と同等の保護価値を持つ設計に、同等の保護効果を与えるべきである故、改正草案では同一の者が類似する設計をもって、設計專利登録を行ったときは、その中から選択した一つの設計を原設計（original design）とし、その他の設計を関連設計として登録すべきことを明文化した。各関連設計は独自の権利が主張できるほか、いずれも同等の保護効果を持つことになり、且つ類似範囲に含まれることから、関連設計と現行の類似意匠との間に、保護範囲、権利主張、及び登録期限などの差異が著しく生じた。

また、関連設計の保護範囲を拡大した。関連設計は、独自の権利を主張できるほか、その権利が類似の範囲に及ぶので、原設計が取消しや年金の不納付により当然消滅する場合でも、関連設計はなお存続することができる。

2-1-4 Icons（コンピュータ画像）と GUI（図形化ユーザーインターフェース）の登録可能

コンピュータ画像（Computer-Generated Icons、Icons という）及び図形化・ユーザー・インターフェイス（Graphical User Interface, GUI）を導入した。これは一時的にディスプレイに出現し、且つ視覚効果を有する二次元画像（two-dimensional image）に該当するものを「設計專利」の保護対象としたものである。

2-1-5 組物意匠の登録可能

現行法では、組物が意匠登録を受ける規定を設けていない。改正草案では、同一の類別（国際工業分類表における同一の類別を指す）に属する二つ以上の物品が慣習上、組物として販売されたり、使用されたりした場合は、一つの設計として登録することができる。また、権利の行使について、組物の設計を全体としての権利行使と見なし、その中の一個又は数個の物品をもって権利を単独に行使することができないばかりでなく、組物の設計を分割して、権利を行使することもできない。

◆ 本法において專利とは、次の三つの種類に分ける。

- 一. 發明專利（特許）。
- 二. 新型專利（實用新案）。
- 三. 設計專利（意匠）。

◆ 設計とは物品の全部または一部の形状、模様若しくは色彩又はこれらの結合であって、視覚を通じて訴求する創作を指す。

◆ 物品に応用するコンピュータ画像（アイコン）及びグラフィックユーザーインターフェース（GUI）は、本法により設計專利（意匠）の登録を受けることができる。

◆ 同一人に二つ以上の類似の設計がある場合、設計專利（意匠）及びその関連設計の出願をすることができる。

関連設計の出願日は原設計の出願日をより先であってはならない。

関連設計の出願は、原設計の公告後、することができない。

同一の者人が原設計に類似せず、関連設計に類似する設計のみにして関連設計の出願をすることができない。

▶ 設計専利登録出願は設計ごとにしなければならない。

二以上の物品は、同一の類別に属し、且つ習慣上、物品をセットで販売、または使用するものは、一つの設計により出願することができる。

設計専利登録出願は、出願時にその設計が施される物品を指定しなければならない。

3. 発明、実用新案及び設計専利の「実施」の定義規定を新設

「実施」は「製造、販売の申し出、販売、使用又は上記目的のために輸入をする」等行為を含み、「使用」の上位概念に属する。現行法での「使用」と「実施」の用語の不一致による解釈上の問題を解決するため、「実施」の定義規定を追加するとともに、関連規定における「実施」と「使用」の用語を修正する。（改正条文第22条、第58条、第89条、第124条及び第138条）

▶ 産業上利用することができる発明は、次の各号に掲げる場合のいずれに該当しないとき、本法により特許を受けることができる。

- 一. 出願前、既に刊行物に記載されたもの。
- 二. 出願前、既に公然実施をされたもの。
- 三. 出願前、公知になったもの。

発明は、前項各号に掲げる場合のいずれに該当しないが、その発明の属する技術分野における通常の知識を有する者が出願前の先行技術に基づいて容易に完成することができたときは、本法により特許を受けることができない。

出願人は次に掲げる事情があってその事実が発生した後六ヶ月以内に出願し、当該事実が第一項各号又は前項でいう特許を受けることができない事情に該当しないものとする。

- 一. 実験のために公開されたもの。
- 二. 刊行物に発表されたもの。
- 三. 政府が主催又は認可した展覧会に陳列されたもの。
- 四. その本意に反して漏えいされたもの。

出願人が前項第1号乃至第3号の事情を主張するときは、出願時に年月日を記載してその事実を説明し、特許主務官庁が指定した期間内に証明書類を提出しなければならない。

▶ 発明特許権者は、本法に別段の定めがある場合を除き、他人が発明特許権者の同意を得なくては、該発明の実施を排除する権利を有する。

物品の発明の実施とは、製造、販売のための申し出、販売、使用、または上述の目的のために該物品を輸入する行為を指す。

方法発明の実施とは、次の各号の行為を指す。

- 一. 該方法を使用すること。
- 二. 使用、販売のための申し出、販売または上述の目的のために該方法を直接製造する物品を輸入すること。

特許権の範囲は、特許請求の範囲を基準とする。特許請求の範囲の解釈をするときは、明細書及び図面を参酌することができる。

摘要は特許請求の範囲を解釈するのに用いることができない。

▶ 国の緊急事態またはその他の重大緊急事態に対応するため、特許主務官庁は、緊急命令または中央目的事業所管官庁の通知に基づき、強制許諾が必要な特許権を特許権者に迅速に通知しなければならない。

次の事項の一があり、強制許諾権の必要がある場合、特許主務官庁は強制許諾を請求しなければならない。

- 一. 公益を増進する非営利的な実施。
- 二. 発明特許権または実用新案権の実施が前の発明特許権または実用新案権を侵害するのを免れず、且つ該前の発明特許権または実用新案権が相当な経済意義を備えた重要な技術改良であること。

三. 品種権（育成者権）所有者が、品種権を利用して他人の生物技術特許を実施し、且つ当該特許が相当な経済的意義を備えた重要な技術改良であること。

四. 特許権者に競争の制限または不平等競争の事情があり、裁判所の判決を経てまたは行政院公平取引委員会の処分を受けた時。

半導体技術にかかる特許について強制許諾権を請求する場合、前項第一号または第四号の事情に限る。

第二項第一号から第三号の規定に基づき、強制許諾権を請求する場合、請求人によって妥当な商業条件で相当期間を経て許諾についての協議が成立しない場合に限る。

特許権が、第二項第二号または第三号の規定に基づいて強制許諾を請求されたものは、その特許権者は妥当な条件を提出し、請求人の特許権または品種権の強制許諾を請求することができる。

◆ 産業上利用できる設計であって、次に掲げる場合の一に該当しないものは、本法により出願をして設計特許を受けることができる。

一. 出願前に同一又は類似の設計が、すでに刊行物に掲載されたもの。

二. 出願前に同一又は類似の設計が、公然実施されたもの。

三. 出願前に公知になったもの。

設計は、前項各号の事情がない場合であっても、その属する技芸分野における通常の知識を有する者が出願前の先行技芸により容易に考え付いたものであるときは、設計特許を受けることができない。

出願人に下記事情の一つがあることにより、且つその事実が発生した後の6ヶ月以内に出願し、その事実は第一項各号または前項の設計特許（意匠）を取得することができない事情ではないもの。

一. 刊行物に掲載されたもの。

二. 政府が主催し又は認可した展覧会に陳列されたもの。

三. その本意に反して漏えいされたもの。

出願人が前項第一号及び第二号の事情を主張するときは、出願時に事実及びその年、月、日を明記し、特許主務官庁が指定した期間内に証明書類を添付しなければならない。

◆ 設計特許権者は、本法に別段の定めがある場合を除き、他人がその同意を得ずに当該設計又は当該設計に類似するものを実施することを排除する権利を専有する。

設計特許権の範囲は、図面を基準とし、明細書を斟酌することができる。

4. 優遇期間の適用範囲を修正し、並びにその事由追加する

事実発生後6ヶ月以内に発明特許及び実用新案の登録出願をする優遇期間の適用範囲は現行法では、新規性にとどまるが、今回の改正で、新規性及び進歩性（設計特許の場合は創作性）を含むように修正し、適用範囲を拡大する。優遇期間を主張できる事由に、自己の意思により刊行物に発表した場合を新設する。（第22条及び第124条）

◆ 産業上利用することができる発明は、次の各号に掲げる場合のいずれに該当しないとき、本法により特許を受けることができる。

一. 出願前、既に刊行物に記載されたもの。

二. 出願前、既に公然実施をされたもの。

三. 出願前、公知になったもの。

発明は、前項各号に掲げる場合のいずれに該当しないが、その発明の属する技術分野における通常の知識を有する者が出願前の先行技術に基づいて容易に完成することができたときは、本法により特許を受けることができない。

出願人は次に掲げる事情があつてその事実が発生した後六ヶ月以内に出願し、当該事実が第一項各号又は前項でいう特許を受けることができない事情に該当しないものとする。

一. 実験のために公開されたもの。

二. 刊行物に発表されたもの。

三. 政府が主催又は認可した展覧会に陳列されたもの。

四. その本意に反して漏えいされたもの。

出願人が前項第1号乃至第3号の事情を主張するときは、出願時に年月日を記載してその事実を説

明し、特許主務官庁が指定した期間内に証明書類を提出しなければならない。

5. 動植物特許出願の解禁

国内のバイオテクノロジー産業の発展を促進するため、動物・植物に関する発明も特許のできる対象に加えられる。(改正条文第24条)

- ▶ 次に掲げる各号は、特許を受けることができない。
 - 一、人類又は動物の診断、治療又は外科手術の方法。
 - 二、公の秩序又は善良の風俗を害するもの。

5-1 動・植物に関する特許を受けることができる対象を全面的に開放し、同時に動・植物を生産する主要な生物学的方法の特許を受けることができないとの規定を削除した。

例えば、動・植物遺伝子のプラスミド、動・植物細胞、動・植物組織培養物、動・植物器官、動・植物自体、動・植物の主要ではない生物学的方法及び関連用途は、特許の保護を申請することができる。また動・植物を生産する主要な生物学的方法について、多くが任意の要素を決め手とし、人為的技術の介入は通常核心に影響しないので、その再現性が不良となり、これをもって実施することができなく、且つ常に進歩性がないこと等の問題があるので、特許を受けることができないとの明文を併せて削除した。しかしクローン人間の方法または人間全能性細胞作成キメラ体の方法は公共の秩序、善良の風俗を害するので、特許を受けることができないことになっている。

5-2 現行法において、特許権の効力が及ばない事情である「研究、教学、又は実験のため、その発明を実施し、営利行為に属さないもの」について、新設、削除、修正を行う。

現行法の特許権効力が及ばない事情である「研究、教学、又は実験のため、その発明を実施し、営利行為に属さないもの」を削除し、二号を新設した。即ち「非商業目的の私的行為」及び「研究もしくは実験が目的のための発明の実施に必要な行為」である。(1)非商業目的の私的行為は、非公開の行為状態で、個人の非公開の行為もしくは家庭における自用の行為を含むが、第三者を雇用して他人の特許を実施する行為は含まない。(2)研究もしくは実験が目的の発明の実施に必要な行為は、特許の標的を対象とした研究実験の行為を保障するため、改正後、当該行為は「非営利目的」要件の制限を受ける必要がないので、研究実験の行為及び直接関連するものに限られると規定された。植物品種及び種苗法において、育種家免責の規定があり、育種家の特許植物の使用もしくはその一部の育種行為について、具体的な案件ごとに研究実験の免責要件に符合するか否かを判断することになっている。

5-3 特許生物材料の使用により必然的に生物材料が繁殖するものは、権利消尽が適用されるべきであると明文で規定されている。

動・植物の繁殖の特性に基づき、販売後の生物材料を利用して繁殖した産物が必然の結果である場合、当該繁殖産物は権利消尽が適用されるべきである。しかし繁殖の目的に基づき、当該直接獲得した生物材料を再び使用したものは、法に違反する。例えば、ある特許権のクレームが：(1)遺伝子改良をしたパパイヤの種子；(2)遺伝子改良をしたパパイヤ植物；(3)遺伝子改良をしたパパイヤであるとき、合法的に購入した特許パパイヤ種子で育成したパパイヤ樹木及びパパイヤ果実には、ともに特許権の効力は及ばないが、購入したものが特許パパイヤである場合、その用途は食用であるので、派生したパパイヤ樹木及びパパイヤ果実は、共に権利消尽を主張することができないことになっている。

5-4 農民が自家用に種子をとっておく行為には植物の特許権効力が及ばない規定を新設した。

「自用に種子を残す行為」とは、農民が繁殖を目的とし、収穫物を使用する行為で、保留、使用、栽培等を含むが、種子の交換はこれに含まれない。且つ植物とは、植物品種及び種苗法公告の植物種に限られることになっている。

5-5 植物特許権者と品種権者が同一人ではないとき、まず実施許諾の協議を行うべきで、協議が成立しない場合に、強制許諾を請求できる旨を規定した。

改正草案は植物特許の規制緩和後、植物特許権者と品種権者が同一人ではないとき、権利が競合する可能性があることに基づき、強制許諾を申請する前提として、当該品種が当該植物に係る特許より優れた経済価値を有した重要な技術改良であるものは、これを行うことができるとした。また、品種権取得の強制許諾は、品種権と併せて譲渡、承継、実施許諾または質権の設定をすべきことを明文化した。

6. 復権規定の導入

イノベーション、研究開発の成果への保護を奨励するため、出願人又は特許権者が故意によらないで出願時に優先権を主張せず、主張しなかった、又は期間内に特許料（年金）を滞納したとみなされ、権利喪失の効果を生じた場合、その権利の回復を請求する規定を新設する。また、特許権を回復する効力は、原特許権消滅後から特許権回復許可の公告前に善意で実施し又は必要の準備を完了した場合に及ばない。（改正条文第29条、第52条、第59条及び第72条）

- ◆ 前条規定により優先権を主張するときは、特許出願と同時に次に掲げる事項を声明しなければならない。
 - 一. 外国での出願日。
 - 二. 当該出願を受理した国。
 - 三. 外国での出願番号。出願人は最先の優先日の後から16ヶ月以内に、前項当該国の政府が受理を証明した出願書類を提出しなければならない。
第一項第一号、第二号又は前項の規定に違反したものは優先権を主張していないとみなす。
出願人は故意によらず、特許出願と同時に優先権を主張していないとき、又は前項規定により主張していないとみなすときは、最先の優先日の後から16ヶ月以内に、優先権主張の回復を申請し、並びに出願料金を納付し、第一項及び第二項規定の行為を補正することができる。
- ◆ 特許出願をした発明について特許付与の査定を受けたものは、出願人は査定書が送達された日から3ヶ月以内に証書代及び第1年の特許料を納付してはじめて公告がなされ、期限内に納付しなかったものは公告しない。
特許出願に係る発明は公告の日から特許権を与え、証書を交付する。
特許権の存続期間は、出願日から起算して20年をもって満了する。
出願人は故意ではなく、第一項または前条第四項に定める納付期限を過ぎてしまった場合でも、納付期限満了6ヶ月以内に、証書代及び2倍の第1年目特許料を交付すれば、特許主務官庁はこれを公告する。
- ◆ 特許権の効力は次の各号に及ばない。
 - 一. 商業目的でない未公開の行為。
 - 二. 研究または実験が目的で、発明を実施する必要がある行為。
 - 三. 出願前、既に国内で実施されされていたもの、又は既に必要な準備を完了したもの。但し、特許出願人のところでその発明を知ってから6ヶ月未満で、且特許出願人がその特許権を保留することを声明した場合は、その限りでない。
 - 四. 単に国境を通過するに過ぎない交通機関又はその装置。
 - 五. 特許出願権者でない者が受けた特許権が特許権者の審判請求に因って取り消しにされたときは、その実施権者が無効審判請求前に、善意で国内で実施し、又は既に必要な準備を完了したもの。
 - 六. 特許権者が製造し、又はその同意を得て製造された特許物品の販売後、当該物品を使用し、又は再販売であること。上記の製造、販売行為は、国内に限らない。
 - 七. 特許権が第七十二条第一項第三号の規定に基づいて消滅した後、特許権者が第七十二条第二項に基づいて特許権効力を回復して公告するまでに善意で実施するか、または既に必要な準備が完了したもの。前項第三号、第五号及び第七号の実施者は、その元来の事業の目的範囲においてのみ引き続いて利用することができる。
第一項第五号の実施権者は実施許諾に係る特許権が無効審判により取り消された後、なお実施を継続するときは、特許権者の書面通知を受け取った日から、特許権者に対して合理的な実施料を支払わなければならない。
- ◆ 次に掲げる場合の一に該当するときは、特許権は当然消滅する。
 - 一. 特許権の存続期間が満了したときは、その満了の次の日から消滅する。
 - 二. 特許権者が死亡し、相続人がない。
 - 三. 第2年以降の特許料は追納期間が満了するまでに納付されなかったときは、原納付期間が満了

すると消滅する。

四. 特許権者が権利の放棄をするときは、書面にその旨が表示された日から消滅する。

特許権者が故意ではなく、第96条第1項に定める追納期限を超過した場合、追納期限が満了して1年以内に特許権の回復を請求できる。更に3倍の特許料金の納付した後、特許主務官庁はこれを公告する。

7. 分割出願時点の規制緩和

特許付与後分割制度を導入し、出願人が初審特許査定書送達後30日以内に分割出願を提出することができる規定を新設する。特許査定後に分割出願を提出する場合、その元出願案件が既に特許査定を受けているので、当然分割出願の影響を受けることはない。だが、元出願明細書に記載された技術内容から別途分割出願しかできず、当然既に特許査定された元出願案件の特許請求の範囲に記載された技術内容を分割することはできない。この為、元出願案件の明細書は、やはり元の特許査定時の特許請求の範囲及び図式に基づいて公告する。(改正条文第34条)

特許出願に係る発明が実質上二以上の発明であるときは、特許主務官庁の通知又は出願人の申請により分割出願をすることができる。

分割出願は、次に掲げる各号の期間に行わなければならない。

一. もとの出願の再審査の査定前。

二. もとの出願の特許査定書が送達後30日以内。但し、再審査の査定を受けたときは、出願を行うことができない。

分割後の出願は、なおもとの出願の日を出願日とする。優先権があるときは、なお優先権を主張することができる。

分割後の出願は、もとの出願が出願時に開示した明細書、特許請求の範囲又は図面の範囲を超えることができない。

第2項第一号の規定により分割後の出願は、もとの出願で既に完了した手続について審査を続行しなければならない。

第2項第二号規定により分割後の出願は、もとの出願が特許付与の査定の前審査手続を続行し、もとの出願は特許付与の査定時の特許請求の範囲及び図面で公告する。

8. 審査中の修正制度を完備させる

8-1 「補足、修正」を併せて「修正」とした。

8-2 現行法における出願人の修正の自主的提出に関する時間的制限が削除された。それ故、特許主務官庁が査定する前に修正の申請ができることになった。

8-3 誤訳の訂正も修正の事由にすることができるものとの規定が新設された。

現行法では、出願人は誤訳の訂正を修正提出の事由にしてはならないとなっているが、修正草案では誤訳の訂正を修正事由の一つに加えたので、これから修正事由の規制が緩和される。

8-4 「最後通知」の制度が導入された。

出願人が何回もの修正を提出し、審査の時間が延びるのを防ぐために、改正草案では特許主務官庁がもし改正草案第46条第2項規定によって出願人に答弁を通知した場合、出願人は審査意見通知書に記載された指定期間内しか修正を提出することができないこととなっているが、但し出願人が指定期間内に修正を提出する回数については制限がないことになっている。改正草案では特許請求の範囲の修正について、特許主務官庁からの最後通知を受けた後、出願人は通知の期間内しか請求項目の削除、特許請求範囲の削減、誤記の訂正、不明瞭記載の釈明など四つの事由を行うことができないことになっている。

「最後通知」を発行するか否かについては、特許主務官庁が個別案件によって裁量する。(改正条文第43条)

- ◆ 特許主務官庁は特許出願の審査をするときに、本法に別段の定めがある場合を除き、請求又はその職権により、期限を限定して明細書、特許請求の範囲又は図面の修正を出願人に通知することができる。

修正は誤訳の修正を除き、出願時に明細書、特許請求の範囲又は図面で開示した範囲を超えることができない。

特許主務官庁は第46条第二項により、通知をした後、出願人は通知期間内に限って修正することができる。

特許主務官庁は、前記の規定により通知をした後、必要があると認めるときは、最終通知をすることができる。その最終通知を受けたとき、特許請求の範囲の修正について、出願人は、通知期間内に限って次に掲げる事項を行うことができる。

- 一. 請求項の削除。
- 二. 特許請求の範囲の縮減。
- 三. 誤記の訂正。
- 四. 不明瞭な記載の釈明。

前二項の規定に違反したときは、特許主務官庁は、査定書でその事由を釈明し、直ちに査定することができる。

もとの出願又は分割後の出願は、次に掲げる事情の一に該当するときに、特許主務官庁は、直ちに最終通知をすることができる。

- 一. もとの出願に対する通知と、分割後の出願に為した通知の内容と同一であるとき。
- 二. 分割後の出願に対する通知と、もとの出願に為した通知の内容と同一であるとき。
- 三. 分割後の出願に対する通知は、分割後のその他の出願に為した通知の内容と同一であるとき。

9. 医薬品又は農薬品に関する特許権の権利期間の延長

医薬品・農薬品特許権の権利期間の延長に関連する規定を緩和し、許可証を取得するために発明を実施できない期間が公告後2年以上とする現行規定の制限を削除する。特許権の権利期間が満了するときになお（延長申請についての）査定がなされない場合、その権利期間は既に延長されたとみなす。特許権権利期間の延長を認める範囲は、許可証に記載された有効成分及び用途に限定する。（改正条文第53条、第54条及び第56条）

- ◆ 医薬品、農薬品、又はその製造方法に係る特許権の実施について、その他の法律の規定により、許可証を取得する必要があるものについて、出願の公告後に取得したときは、特許権者は1回限りで、第1回許可証で特許権期間の延長を申請することができ、且つその許可証による特許期間延長の申請は1回限りである。

前項の延長を許可する期間は中央目的事業所管官庁から許可証を取得するのに要した期間を超えることができない。許可証の取得期間が5年間を超える場合でも、その延長期間は5年に限る。

第1項に示す医薬品には動物用の薬品を含まない。

第1項の申請をするときは、証明書類を添付して、第1回許可証を取得後3ヶ月以内に特許主務官庁に申請書を提出しなければならない。但し、特許権存続期間満了前6ヶ月以内にこれを行うことができない。

主務官庁は、前項の申請について、延長期間の決定にあたり、国民の健康に対する影響を考慮し、かつ中央目的事業所管官庁とともに決定方法を定めなければならない。

- ◆ 前条規定に基づき特許権延長を申請する場合、その特許期間は元の特許権期間満了の翌日から延長する。但し、特許主務官庁が延長を許可しないと処分した場合、元の特許権期間満了で終了する。
- ◆ 特許主務官庁による発明特許期間の延長が認められた範囲は、許可証に記載されている有効成分及び用途に限定された範囲までとする。

10. 特許権効力が及ばない事項を修正・追加する

商業目的によらない未公開行為、特許権者が第72条第2項により特許権の効力を回復しかつ公告を経る前に善意で実施し又はすでに必要な準備を完了した場合、薬事法に定めた薬物検査登記許可又は外国の薬物販売許可を取得する目的で行った研究、試験及びその他の必要な行為は、全て特許権の効力が及ばない事項とする。また、権利消尽原則はいつい国際消尽或いは国内消尽原則に基づくかはそもそも立法政策であって、裁判所が事実により認定するべきがないため、今回の改正で明確に国際消尽原則によることを明確にする。（改正条文第59条及び第60条）

10-1 発明特許権効力が及ばない事項の追加

新設された発明特許権効力が及ばない事項には以下が含まれる。

- (1) 商業目的ではない未公開行為
- (2) 特許権消滅後に特許権者が特許法第72条第2項の規定に基づき特許権効力を回復して公告する前に、善意による実施又は既に必要な準備を完了したもの
- (3) 薬事法所定の薬物検査登記許可又は国外薬物発売許可の取得を目的とした研究、試験への従事及びそれに必要な行為
- (4) 発明特許権者が製造又はその同意を経て製造したバイオ材料の販売後、当該バイオ材料の繁殖により直接得られたバイオ材料にはその発明特許権効力が及ばない。但し、繁殖の目的でその直接得られたバイオ材料を再使用することはできない。
- (5) 発明特許権者が製造又はその同意を経て製造した特許植物繁殖材料の販売後、農民が繁殖目的で種を保留し自家用とする行為には特許権効力が及ばない。

10-2 実験研究免責事項からの「営利行為がない」という制限の削除

実験研究免責の目的は、発明特許対象についての実験研究行為を保障し、発明の改良またはイノベーションを促進することであり、これらの行為は「営利行為がない」という制限を受ける必要がない。

◆ 特許権の効力は、次の各号に及ばない。

- 一. 商業目的でない未公開の行為。
- 二. 研究または実験が目的で、発明を実施する必要がある行為。
- 三. 出願前、既に国内で実施されされていたもの、又は既に必要な準備を完了したもの。但し、特許出願人のところでその発明を知ってから6ヶ月未満で、特許出願人がその特許権を保留することを声明した場合は、その限りでない。
- 四. 単に国境を通過するに過ぎない交通工具又はその装置。
- 五. 特許出願権者でない者が受けた特許権が特許権者の審判請求に因って取り消しにされたときは、その実施権者が無効審判請求前に、善意で国内で実施し、又は既に必要な準備を完了したもの。
- 六. 特許権者が製造し、又はその同意を得て製造された特許物品の販売後、当該物品を使用し、又は再販売であること。上記の製造、販売行為は、国内に限らない。
- 七. 特許権が第七十二条第一項第三号の規定に基づいて消滅した後、特許権者が第72条第二項に基づいて特許権効力を回復して公告するまでに善意で実施するか、または既に必要な準備が完了したもの。

前項第三号、第五号及び第七号の実施者は、その元来の事業の目的範囲においてのみ引き続いて利用することができる。

第一項第五号の実施権者は実施許諾に係る特許権が無効審判により取り消された後、なお実施を継続するときは、特許権者の書面通知を受け取った日から、特許権者に対して合理的な実施料を支払わなければならない。

◆ 特許権の効力は、薬事法で定められた薬物検査登記許可または国外薬物発売許可を取得することを目的として行った研究、試験及びその必要な行為に及ばない。

11. 無効審判関連規定を修正する

職権による審査制度を廃止する。無効審判請求できる事由を修正し、その請求事由は特許付与査定時の規定によることを明確に定める。ただ、分割、出願変更若しくは訂正が出願時に開示された範囲を超え、又は訂正が公告時の特許請求の範囲を実質的に拡大し若しくは変更するときは、当該事由はいずれも本質的な事項に属するため、特許付与査定時に無効審判請求事由で定めていなくても、やはり無効審判を請求することができる。また手続規定について、一部の請求項について請求することができること、無効審判の審査は職権により斟酌、合併審査、合併審決及び審決前に取り下げができるなどの規定を追加し、並びに職権により訂正を通知する規定を削除する。（改正条文第73条、第75条、及び第80条～第84条）

11-1 職権による審査の制度を廃止し、並びに同一の特許権に数件の無効審判請求を納入し、併せて審査することができることにしたほか、職権による探知制度が新設された。

職権によって請求人が未提出の理由及び証拠を審査することができることになり、当事者主張の拘束を受けずに無効審判当事者の主張不足を補充するので、「職権による取消」の規定が削除された。

11-2 無効審判を請求した後は、無効審判声明の変更若しくは追加ができないことになり、並びに職権による訂正通知の規定も削除された。

その請求範囲を確定するために、無効審判の声明では請求人による特許権取消請求の請求項目を表明すべきであるとし、且つ無効審判を請求した後は、声明の変更若しくは追加ができないと明確に定められ、別途職権による訂正通知の規定が削除された。

11-3 無効審判請求の事由について、以下が新設された。

- (1) 同一人物が期限以内に一つを選ばずに、同日に同一技術において特許及び実用新案をそれぞれ出願したか、又はその実用新案が特許が付与査定される前、すでに存在しない。
- (2) 分割後の出願が元の出願の出願時の開示範囲を超えている。
- (3) 誤訳の訂正が出願時の外国語版の開示範囲を超えている。
- (4) 補正の中国語版が出願時の開示範囲を超えている。
- (5) 訂正が出願時の開示範囲を超えている。
- (6) 訂正する時の誤訳の訂正が出願時の外国語版の開示範囲を超えている。
- (7) 訂正が実質的に公告時の特許請求の範囲を拡大又は変更している。
- (8) 変更出願が元出願の出願時の開示範囲を超えているなど。

11-4 一部の請求項目について、無効審判を請求することができるほか、各請求項目についても、それぞれ特許権を取り消すことができるという規定が新設された。

無効審判は一部の請求項目について行うことができ、無効審判の事由を逐一審査した結果によって、一部が成立するが、一部は不成立の無効審判審決が生じる可能性があるため、無効審判の審査は各請求項目によってそれぞれ行い、無効審判の審決が成立した場合、その特許権の取消しは、各請求項目によってそれぞれ取り消すことができる。

11-5 一事不再理の事由が新設された。

特許主務官庁が特定の証拠主張について理由有無の答弁を行い、且つ知的財産権裁判所の斟酌判断を経た場合、何人も同一事実についてを同一証拠で二度無効審判を請求することができない。

- ◆ 発明特許権が次の一に該当する場合、本法に別段の定めがある場合、何人でも特許主務官庁に無効審判を請求することができる。
 - 一. 第21条から第24条、第26条、第31条、第32条第1項、第3項、第34条第4項、第43条第2項、第44条第2項、第3項、第69条第2項から第4項まで又は第110条第3項の規定に違反するとき。
 - 二. 特許権者の所属国家は中華民國の国民の特許出願を受理しないとき。
 - 三. 第12条第1項の規定に違反するとき又は特許権者が特許出願権者でないとき。
 前項第三号により、無効審判を請求する場合、利害関係者に限る。
 発明特許権が無効審判を提起された場合、査定が認可された時の規定に基づく。但し、第34条第4項、第69条第2項、第4項または第110条第3項規定に違反した場合、無効審判請求人は、無効審判時の規定に基づく。
- ◆ 無効審判を請求する場合、申請書を添え、無効審判の請求声明、理由を明記し、更に証拠添付しなければならない。

特許権に2項以上の請求項がある場合、部分請求項について無効審判請求ができる。
 無効審判を声明し、請求した後は、変更または追加できない。但し、縮小はできる。
 無効審判の請求人による理由又は証拠の補足は、無効審判の請求がなされた後から1ヶ月以内にこれをしなければならない。但し、無効審判審決前に提出されたものについては、なおこれを斟酌しなければならない。
- ◆ 特許主務官庁が無効審判審査をする時に、無効審判声明範囲内に於いて、職権に基づき、無効審判の請求人が提出しない理由及び証拠を斟酌することができ、並びに期限つきで、答弁に応じるよう特許権者に通知しなければならない。期限が満了しても答弁しない者は、直接審査を行う。

- ◆ 同一特許権に多数件の無効審判の請求がある場合、特許主務官庁が必要と認めた場合に於いて合併審査する。
前項規定に基づいて合併審査した無効審判案は、合併査定しなければならない。
- ◆ 特許主務官庁は無効審判に関して審査を行うときは、審査人員を指定して審査に当たらせ、かつ査定書を作成し、特許権者及び請求人に送達しなければならない。
無効審判の査定は、各請求項についてそれぞれ行う。
- ◆ 無効審判の請求人は、査定前に無効審判の請求を取り下げることができる。但し、特許権者が既に答弁を提出した場合、特許権者の同意を得なければならない。
特許主務官庁は、無効審判の取り下げの事実を特許権者に通知しなければならないが、通知送達後十日以内に特許権者の反対表示がない場合、取り下げに同意したと見なす。
- ◆ 次の事項の一がある場合、何人でも同一特許権について、同一の事実、同一の証拠を以て再び無効審判請求する事ができない。
 - 一. その無効審判請求案がかつて同一事実及び同一証拠を以て無効審判を請求し、審査で不成立したもの。
 - 二. 知的財産案件審理法第33条の規定に基づき、知的財産裁判所へ提出された新証拠が審理で理由がないと認定されたもの。
- ◆ 特許権が取消しされ、次の各号の事情の一に該当するときは、取消しが確定したものとする。
 - 一. 法により行政救済を提起しなかった場合。
 - 二. 行政救済を提起し、却下の決定が確定した場合。特許権の取消しが確定したときは、特許権の効力は初めから存在しなかったものとみなす。

12. 特許実施の規定を修正する

「特許実施」という用語を「強制授權（強制許諾）」に改めるとともに、請求事由、要件を含む関連規定を修正する。また、強制許諾の処分を下すと同時に、補償金を算定する。（改正条文第89条～第91条）

12-1 強制許諾事由の区分について

改正案で、強制許諾の事由が二種類に分けられた。第一類は、政府使用が主であり、緊急事態又は公益等重大な事態に対応するために、即時当該特許権を実施する必要がある場合、手続上の処理を迅速化すべきことから、特許主務官庁による実質的な審査を行わずに、直ちに総統が公布した緊急命令や、実施が急がれている各特許主務官庁の通知によるものである。第二類は一般の強制許諾の事態であり、申請により、特許主務官庁が強制許諾の必要があると認定した場合、はじめてその強制許諾の申請が許可されるものである。

12-2 一般の強制許諾事由の改正：

- (1) 改正草案では「出願者が合理的な商業条件を提示したにもかかわらず、相当期間内に実施許諾の協議が成立しなかった場合」及び「公益に基づく非営利的使用」、「再発明」等の事由を総合して、強制許諾の根拠とした。
- (2) また、現行法所定の強制許諾でもって、特許権者による不正競争を正すときは、裁判所の判決又は公平取引委員会の処分が「確定」するのを待たねばならないとの規定であったことから、改正案では「確定」を削除した。即ち、裁判所の判決又は公平取引委員会の処分を受けただけで事足りることであるが、特許主務官庁が強制許諾の必要があると認定した場合に、はじめてその強制許諾の申請が許可されることになる。

12-3 その他、現行法所定の三ヶ月以内という特許権者の答弁期間を適当な期間に改めた。強制許諾を許可すると同時に、適当な補償金を決定すること、及び強制許諾の廃止を申請できる事由等を明文化した。

- ◆ 国の緊急事態またはその他の重大緊急事態に対応するため、特許主務官庁は、緊急命令または中央目的事業所管官庁の通知に基づき、強制許諾が必要な特許権を特許権者に迅速に通知しなければならない。
次の事項の one があり、強制許諾の必要がある場合、特許主務官庁は強制許諾を請求しなければならない。
 - 一. 公益を増進する非営利的な実施。
 - 二. 発明特許権または実用新案権の実施が前の発明特許権または実用新案権を侵害するのを免れず、且つ該前の発明特許権または実用新案権が相当な経済意義を備えた重要な技術改良であること。
 - 三. 品種権所有者が、品種権を利用して他人の生物技術特許を実施し、且つ当該特許が相当な経済的意義を備えた重要な技術改良であること。
 - 四. 特許権者に競争の制限または不平等競争の事情があり、裁判所の判決を経てまたは行政院公平取引委員会の処分を受けた時。
 半導体技術にかかる特許について強制許諾を請求する場合、前項第一号または第四号の事情に限る。
第 2 項第一号から第三号の規定に基づき、強制許諾を請求する場合、出願人によって妥当な商業条件で相当期間を経て許諾についての協議が成立しない場合に限る。
特許権は、第 2 項第二号または第三号の規定に基づいて強制許諾を請求する。その特許権者は妥当な条件を提出し、出願人の特許権または品種権の強制許諾を請求しなければならない。
- ◆ 特許主務官庁は、前条第 2 項及び第 9 2 条の強制許諾請求を受けた時、特許権者に期限内での答弁に応じるよう通知しなければならない。期日までに答弁しないものは、直接審査をしなければならない。
強制許諾の実施は、国内市場の需要に供給することを主とする。但し、前条第二項第四号の規定に基づき、強制許諾する場合は、これに限らない。
強制許諾の査定は、書面で行い、その許諾の理由、範囲、期間及び支払う補償金を明記しなければならない。
強制許諾は、元の特許権者がその特許権を実施するのを妨げない。
強制許諾は、譲与、信託、相続、許諾または質権の設定をしてはいけない。但し、次の事情の one がある場合、その限りではない。
 - 一. 前条第二項第一号または第四号の規定に基づいた強制許諾と、該特許実施に関連した営業とともに譲与、信託、相続、許諾または質権の設定であるとき。
 - 二. 前条第二項第二号、第三号または第五項の規定に基づいた強制許諾と、被権限者の特許権または品種権とともに譲与、信託、相続、許諾または質権の設定であるとき。
- ◆ 第 8 9 条第 1 項の規定による強制許諾の場合、中央目的事業所管官庁は強制許諾の必要がないと認定した時、特許主務官庁は通知により強制許諾を廃止しなければならない。
次の各号に掲げる場合のいずれに該当するものは、特許主務官庁は申請により強制許諾を廃止することができる。
 - 一. 強制許諾の事実の変更により強制許諾の必要がなくなった場合。
 - 二. 実施権者は許諾の内容により適切に実施しない場合。
 - 三. 実施権者は特許主務官庁の決定による補償金を支払わない場合。

1 3. 公共衛生課題への取組み

WTO が開発途上国及び後発開発途上国（最貧国）に協力して、その国内の公共衛生危機を解決するのに必要な特許医薬品へのアクセスを容易にするために強制授権のもと、医薬品を生産することを可能にし、並びにこの場合において強制授権を請求することのできる適用対象を明確に定める。（改正条文第 9 2 条、第 9 3 条）

- ◆ 製薬能力がなく、または製薬能力が足りない国家に協力し、エイズ、肺結核、マラリアまたはその他の伝染病を治療するための必要な医薬品を取得するために、特許主務官庁は申請により、特許権の強制許諾を申請人に実施を許諾することができ、当該国家の輸入に必要な医薬品を提供する。

前項規定により強制許諾を申請するものは、申請人がかつて合理的な商業条件をもって相当な期間内に許諾を協議しないものに限る。但し必要な醫藥品は輸入国において強制許諾が許可されたものは、この限りではない。

輸入国は世界貿易機関の加盟国である場合、申請人は第一項により申請する時、輸入国が既に下記事項を履行した証明書類を提出しなければならない。

- 一. 当該国の必要な醫藥品の名称及び数量を貿易に関する知的財産権理事会に通知したものを。
- 二. 当該国に製薬能力がなく、または製薬能力が不足で輸入国とする意向があることを貿易に関する知的財産権理事会に通知した。但し輸入国が低開発国である場合は、申請人は証明書類を提出する必要がない。
- 三. 必要な醫藥品は当該国において特許権がなく、または特許権があるが、強制許諾が既に許可され、またはまもなく強制許諾が許可されるもの。

前項でい低開発国は、国際連合が頒布した開発国とする。

輸入国はもし世界貿易機関の加盟国ではなく、低開発国で、または製薬能力がなく、もしくは製薬能力が足りない国である場合、申請人は第一項により申請する時、輸入国が既に下記事項を履行した証明書類を提供しなければならない。

- 一. 書面で中華民國の外交機関に必要な醫藥品の名称及び数量を提出するもの。
- 二. 必要な醫藥品の再輸出の防止に同意するもの。

- ◆ 前条規定の強制許諾で製造された醫藥品は全部輸入国に輸入しなければならない、且つ許諾を得て製造された数量は輸入国が貿易に関する知的財産権理事会に通知した数量、または中華民國の外交機関の必要な醫藥品の数量をこえてはならない。

前条規定により強制許諾で製造された醫藥品は、その外包装に特許主務官庁指定の内容に従いその許諾の根拠を表示し、その包装及び色または形状は、特許権者もしくはその実施権者が製造した醫藥品と区別しなければならない。

強制許諾の実施権者は特許権者に妥当な補償金を支払わなければならない、補償金額は、特許主務官庁が、必要な醫藥品に関する醫藥品の特許権の輸入国における経済価値、及び国際連合が発表した人間開発指数を参考にして算定しなければならない。

強制許諾の実施権者は当該醫藥品を輸出する前に、ウェブサイト当該醫藥品の数量、名称、目的地及び区別できる表示を公開しなければならない。

前条規定により強制許諾で製造された醫藥品は、その検査と登記は薬事法第40条ノ二第二項規定の制限を受けない。

14. 特許権侵害関連規定を修正する

権利者民事救済請求権の性質からして損害賠償請求権および侵害排除防止請求権を明確に定める。損害賠償の請求は、権利侵害行為者主観的な故意又は過失があることを必要とする。合理的なロイヤリティを損害賠償の計算方法とすることができるようにし、権利者の損害について法律上の合理的な補償の下限を設け、並びに適度に立証責任の負担を免除する。また、特許表示に関する規定の趣旨を明らかにするために、表示を付加しなかったものは損害賠償請求ができない規定を削除する。(改正条文第98条～第100条)

- 14-1 改正草案において、侵害の排除、防止請求と救済方法について、行為者に主観的な故意や過失があることを必要としないことを明文化した。また、損害賠償の請求に関する条文を明確にし、争議を避けるために、行為者に主観的な故意や過失があることを要件とする。
- 14-2 特許侵害に関わる損害賠償金の額の算定について、「合理的なロイヤリティ」を賠償の金額とすることができる規定を新設した。すなわち、特許権者が当該特許の実施を許諾し、得られるロイヤリティの金額をもって、その損害の算定金額とすることを選択できることにした。現行法では、特許権が侵害されたときに、権利者がその受けた損害の額、例えば、減損した売上の利益やロイヤリティ等の証明をすることになっているが、挙証が困難なことがしばしばあることから、特許権者に対する保障が十分であるとはいえない。
- 14-3 現行専利法の「特許権者の業務上の信用が侵害行為により毀損されたときは別途相当金額の賠償を請求することができる」との規定を削除し、民法での侵害行為形態に関連する規定の適用に切り替え

ることとした。即ち、民法第 195 条第 1 項の規定に基づき、賠償として相当金額又は名誉を回復するその他の適当な処分を請求することができるが、法人の場合は、精神上的苦痛を受けることがないことから、裁判所では実務上、ともにその名誉が侵害されたとき、新聞紙に謝罪広告を掲載するだけでその名誉の回復に足りるとして、慰謝金を請求することができないと認定している。

14-4 現行専利法中の、侵害行為が故意になされたときは、特許権者が損害額の最高三倍の「懲罰的損害賠償金」を請求できるという規定を削除した。

- ◆ 特許権者はその特許権を侵害した者に対し、その侵害の排除を請求することができる。侵害のおそれがあるときは、その防止を請求することができる。

特許権者は故意または過失によってその特許権を侵害した者に対し、損害賠償を請求することができる。

特許権者は第一項の規定により請求をするときは、特許権の侵害に係る物又は侵害行為に係る原料若しくは器具について、廃棄又はその他必要な処置を請求することができる。

専属実施権者が実施範囲において、前三項の請求をすることができる。但し、契約に他の約定がある場合はその約定に従う。

発明者の氏名表示権が侵害を受けたときは、発明者氏名の表示、又はその他名誉回復に必要な処分を請求することができる。

第二項及び前項に定める請求権は、請求権者が損害及び賠償義務者を知ったときから二年間、行使しないと消滅する。行為があったときから 10 年間を超えたときも、同様とする。

- ◆ 前条規定により、損害賠償を請求するときは、次の各号のいずれを選んでその損害を算定することができる。

一. 民法第 216 条の規定による。但し、証拠方法を提供してその損害を証明することができないときは、特許権者はその特許権を実施して通常得られる利益より、損害を受けた後に同一特許権を実施して得られる利益を差引いた差額をその受けた損害の額とする。

二. 侵害者が侵害行為によって得た利益による。

三. 当該特許の実施許諾で得た実施料に相当する金額をその損害とする。

- ◆ 特許に係る物品に特許証書の番号を表示しなければならず、特許に係る物品に表示することができないものは、ラベル、包装またはその他他人の認識を引くに足りる顕著な方式で表示することができる。表示をしなかった者は、損害賠償を請求する時に、侵害者が特許に関わる物品であることを知っていて、又はそれを知り得ることを証明するに足りる事実があることを立証しなければならない。

15. 実用新案制度

同一の者が同日に同じ考案についてそれぞれ発明特許出願及び実用新案登録出願をした場合、特許査定前に二者択一を通知する規定を新たに設ける。即ち、発明特許出願を選ぶ場合、その実用新案登録権は初めから存在しなかったとし、実用新案登録出願を選ぶ場合、その発明特許出願について特許を付与しない。実用新案の修正が明らかに出願時の範囲を超える場合も登録できない事由の一つとする規定を新設する。実用新案権者による権利行使の際の注意義務を修正する。実用新案は形式審査（方式審査）制をとるが、無効審判と合併審査するときは実質審査を行い、並びに合併査定をする。（改正条文第 32 条、第 114 条、第 119 条及び第 120 条）

15-1 先願主義の類型化及び一案件二出願時の法的効果の明文化：

同一発明について、異なる人による二つ以上の特許出願があった時、最も先に出願をしたものに対してのみ特許を付与することができる。同一の創作について、それぞれ特許及び実用新案を出願したものは、先願主義の規定を準用する。しかし、同一人が同一の創作を同日に、特許および実用新案の両方に出願し、特許の査定がなされる前に、既に実用新案を取得した場合、特許主務官庁が限定期間中に一つを選ばなければならない、さもなければ特許を付与しないことを出願人に通知すべきであって、また、もし特許を選択したものは、その実用新案権が始めから存在しないものと看做し、且つ特許が査定される前に、実用新案権の当然消滅または取り消しが確定したものは、公衆が自由に運用できる技術が再び他人に帰するのを避けるために、特許を付与しないことになっている。

- 15-2 実用新案の対象について、物品の「形状、構造または装置」を「形状、構造または組合」に修正した。
例えば、装置、設備及び器具等は、装置に限られないので、文章の意味の精確さを求めるために、現行法の装置を組合に修正した。
- 15-3 実用新案の形式審査（訳注：日本の方式審査）が登録を受けることができない状況は出願時の明細書、特許請求の範囲または図が開示した範囲を明らかにこえたことを含むと修正した。
- 15-4 実用新案とその他の二特許との間の変更出願の制限要件を新設した。
(1) 元の出願が実用新案である場合、登録できないとの処分書の送達日から三十日を経過した後は、変更出願することができないという事由を新設した。
(2) 変更出願は、元の出願の出願時の明細書、特許請求の範囲または図が開示した範囲を明らかにこえてはいけない規定を新設した。
- 15-5 技術報告で斟酌されるべき内容を修正したが、出願前にすでに公開使用していた状況を含まない。
特許主務官庁はそのデータベースの資料のみに基づき技術報告を作成することになっている。
- 15-6 訂正案の審査は無効審判請求の訂正を除き、形式審査をすべきであると明文で規定されている。
処分書を作成し、出願人に送達する。しかし実用新案の無効審判請求案件が訂正案が係属した状況である場合、双方とも実用新案権の争議にかかわっているため、無効審判請求案件と併せて実質審査の方式で審査を行うことが別途規定されている。
- ◆ 同一の者は、同一の創作について、同日にそれぞれ発明特許及び実用新案登録の出願をするときは、その特許を受ける査定が下されるまでに、既に実用新案権を取得したとき、特許主務官庁は、期間を限定していずれかを選んで出願をする旨を出願人に通知しなければならない。期限が満了するまでに何れかを選ばなかったときは、特許を受けることができない。
出願人は、前項規定により、特許出願を選んだとき、その実用新案権がはじめから存在しないとみなす。
特許査定前に、実用新案権が当然消滅したとき、又は取消しが確定したときは、特許を受けることができないものとする。
 - ◆ 実用新案登録の出願案は、形式審査を経て次の各号に掲げる場合のいずれに該当するものと認めるときは、登録を受けることができない処分にしなければならない。
 - 一. 物品の形状、構造又は組合わせに属しない。
 - 二. 第107条規定に違反する。
 - 三. 第123条が準用する第26条第4項の方式の開示に関する規定に違反する。
 - 四. 第122条が準用する第33条規定に違反する。
 - 五. 明細書、実用新案登録請求の範囲または図面には必須事項が掲げられていない、もしくはその開示が明らかでない。
 - 六. 修正は、出願時の明細書、実用新案登録請求の範囲または図面が開示した範囲を明らかにこえた。
 - ◆ 実用新案権者の権利が取り消されたときは、その取消し前に、実用新案権の行使により他人に損害を与えた場合、賠償責任を負わなければならない。但し、実用新案技術報告の内容に基づき、且つ相当の注意を払って権利行使をしたときは、この限りではない。
 - ◆ 特許主務官庁は訂正案の審査に対し、第122条が準用する第79条第1項規定の外、形式審査をし、処分書を作成し、出願人に送達しなければならない。
訂正は、形式審査を経て次の各号に掲げる場合のいずれに該当するものと認めるときは、訂正できない処分にしなければならない。
 - 一. 第114条第一号から第五号までに規定された事情がある場合。
 - 二. 公告時の実用新案登録請求の範囲または図面が開示した範囲を明らかにこえた場合。

16. 明細書の様式（特許請求の範囲及び要約を明細書以外に独立させる）

三極特許庁が決議した特許出願の様式を参考に、現行明細書に「特許請求の範囲」及び「摘要」が含まれているが、それを明細書から外す。（改正条文第23条、第25条）

- ▶ 特許出願に係る発明は、出願が先になされ、公開若しくは公告がこの出願より後になった発明特許出願又実用新案出願に添付された明細書、特許請求の範囲若しくは図面に明記された内容と同じであるときは、特許を受けることができない。但し、その出願人は先になされた発明特許出願又は実用新案出願の出願人と同一の者であるときはこの限りでない。
- ▶ 特許出願は、特許出願権者が願書、明細書、特許請求の範囲、要約及び必要な図面をそろえて、特許主務官庁にこれをする。
特許出願は願書、明細書、特許請求範囲及び必要な図面が完備した日を出願日とする。
明細書、特許請求の範囲及び必要な図面は出願時に中国語で提出されなかったが、外国語で提出され、特許主務官庁の指定期間内に中国語の翻訳文を補正したときは、外国語で提出された日を出願日とする。
前項の指定期間を超えて補正されなかったときは、出願を受理しないものとする。但し、処分がなされる前に補正があったときは、補正の日を出願日とし、外国語で提出されなかったと見なす。

17. 明細書、特許請求の範囲及び図面を外国語で提出した場合の関連措置

外国語書面で出願をした場合、その外国語書面は修正してはならない。またその関連措置として誤訳訂正制度を取り入れる。外国語言語の種類を限定し、並びにそれに明記すべき事項に関する規則を定める権限を賦与する。（改正条文第25条、第44条、第69条、第108条、第112条、第127条、第135条、第141条及び第147条）

- ▶ 特許出願は、特許出願権者が願書、明細書、特許請求の範囲、要約及び必要な図面をそろえて、特許主務官庁にこれをする。
特許出願は願書、明細書、特許請求の範囲及び必要な図面が完備した日を出願日とする。
明細書、特許請求の範囲及び必要な図面は出願時に中国語で提出されなかったが、外国語書面で提出され、特許主務官庁の指定期間内に中国語の翻訳文を補正したときは、外国語書面で提出された日を出願日とする。
前項の指定期間を超えて補正されなかったときは、出願を受理しないものとする。但し、処分がなされる前に補正があったときは、補正の日を出願日とし、外国語で提出されなかったと見なす。
- ▶ 明細書、特許請求の範囲及び図面は、第25条第3項により、外国語書面で提出されたときは、その外国語書面で提出されたものを修正することができない。
第25条第3項により補正した中国語の翻訳文は、出願時に外国語書面での開示範囲を超えることはできない。
前項の中国語の翻訳文について、その誤訳の修正は、出願時に外国語書面での開示範囲を超えることができない。
- ▶ 発明特許権者が特許明細書の訂正請求、特許請求の範囲または図面の訂正請求をするときは、下記の事情のみに限られる。
 - 一. 請求項の削除。
 - 二. 特許請求の範囲請求の縮小。
 - 三. 誤記または誤訳の訂正。
 - 四. 不明瞭記載の釈明。訂正は、誤訳の訂正を除き、出願時の明細書、特許請求の範囲または図式が掲載した範囲を超えることはできない。
第25条第3項の規定に基づき、明細書、特許請求の範囲及び図面を外国語書面で提出した場合、その誤訳の訂正は、請求時の外国語書面で掲載した範囲を超えてはならない。
訂正は、公告時の特許請求の範囲を実質的に拡大し、又は変更することができない。

- ◆ 実用新案登録の出願は、出願者が願書、明細書、実用新案登録請求の範囲、要旨及び図面をそろえて、特許主務官庁に出願する。
実用新案登録出願は、願書、明細書、実用新案登録請求の範囲及び図面をそろえた日を出願日とする。
明細書、特許請求の範囲及び図面は出願時に中国語の翻訳文を提出せず、外国語書面で提出し、且つ特許主務官庁の指定期間内に中国語の翻訳文を補正したときは、外国語で提出した日を出願日とする。
前項指定期間内に中国語の翻訳文を補正しなかったときは、出願を受理しないものとする。但し処分がなされる前に補正があったときは、補正の日を出願日とする。外国語書面は未提出とみなす。
- ◆ 明細書、特許請求の範囲及び図面について、第108条第3項の規定により外国語書面で提出されたものは、その外国語書面を修正することができない。
第108条第3項の規定で補正された中国語の翻訳文は、出願時の外国語書面が開示した範囲をこえることができない。
- ◆ 設計専利（意匠）登録出願は出願権者が願書、明細書及び図面を備えて、特許主務官庁に提出しなければならない。
設計専利登録出願は願書、明細書及び図面が完備した日を出願日とする。
明細書及び図面が出願時に中国語の翻訳文を提出せず、外国語書面で提出し、且つ特許主務官庁が指定した期間に中国語の翻訳文を補正したときは、外国語書面の提出を出願日とする。
前項の指定期間内に中国語の翻訳文を補正しなかったときは、出願を受理しない。但し、処分前に補正したときは、補正日を出願日とし、外国語書面は未提出とみなす。
- ◆ 明細書及び図面について、第127条第3項規定により外国語で提出されたものは、その外国語書面を修正することができない。
第127条第3項の規定で補正した中国語の翻訳文は、出願時の外国語書面で開示した範囲をこえることができない。
- ◆ 設計専利（意匠）権者による説明書又は図面の訂正は、下記事項についてのみ行うことができる。
 - 一、誤記又は誤訳の訂正。
 - 二、不明瞭な記載の釈明。訂正は、誤訳の訂正を除き、出願時の説明書又は図面が開示する範囲を超えてはならない。
第127項規定に基づき、説明書及び図面を外国語書面で提出する場合、その誤訳の訂正は、出願時の外国語書面が開示する範囲を超えてはならない。
訂正は実質的に公告時の図面を拡大し又は変更してはならない。
- ◆ 第25条第3項、第108条第3項及び第127条第3項の規定により提出する外国語書面に關し、その外国語言語の限定及び明記すべき事項の規則は、特許主務官庁が定める。

V 台灣特許法現行法条文及び2010年度台灣特許法改正法案条文対照

改正条文 (20091203送立院版草案)	現行条文
第一章 総則	第一章 総則
第一条 発明、 <u>実用新案と設計</u> の創作の奨励、保護、及び利用を図ることにより、産業の発達に寄与する目的をもって、本法を制定する。	第一条 発明と創作の奨励、保護、及び利用を図ることにより、産業の発達に寄与する目的をもって、本法を制定する。
第二条 本法で専利とは、次の三つの種類に分ける。 一. 発明専利（特許）。 二. 新型専利（実用新案）。 三. <u>設計専利</u> (意匠)。	第二条 本法で特許とは、次の三つの種類に分ける。 一. 発明専利（特許）。 二. 新型専利（実用新案）。 三. <u>新式様専利</u> (意匠)。
第三条 本法の所管官庁は経済部とする。特許業務は、経済部が主務官庁を指定し処理する。	第三条 本法の所管官庁は経済部とする。特許業務は、経済部が主務官庁を指定し処理する。
第四条 外国人の所属する国と中華民国とが共同で特許の保護に同一の国際条約に加盟していないとき、又は特許を相互に保護する条約、協定、若しくは団体、機関によって締結され、所管官庁の許可を受けた特許保護に関する相互協議がないとき、又は中華民国国民の特許出願を受理しないときは、その特許出願を不受理とすることができる。	第四条 外国人の所属する国と中華民国とが共同で特許の保護に同一の国際条約に加盟していないとき、又は特許を相互に保護する条約、協定、若しくは団体、機関によって締結され、所管官庁の許可を受けた特許保護に関する相互協議がないとき、又は中華民国国民の特許出願を受理しないときは、その特許出願を不受理とすることができる。
第五条 特許出願権は、本法により特許を出願できる権利をいう。 特許出願権者は、本法に別段の定めがある場合、又は契約で別途約定をした場合を除き、発明者、 <u>実用新案者</u> 、 <u>設計者</u> 又はその譲受人、相続人をいう。	第五条 特許出願権は、本法により特許を出願できる権利をいう。 特許出願権者は、本法に別段の定めがある場合、又は契約で別途約定をした場合を除き、発明者、 <u>創作者</u> 又はその譲受人、相続人をいう。
第六条 特許出願権及び特許権は、いずれもこれを譲渡し、又は相続することができる。特許出願権は質権の目的とすることができない。特許権を目的として質権を設定したものは、契約で別段の定めがある場合を除き、質権者は当該特許権を実施することができない。	第六条 特許出願権及び特許権は、いずれもこれを譲渡し、又は相続することができる。特許出願権は質権の目的とすることができない。特許権を目的として質権を設定したものは、契約で別段の定めがある場合を除き、質権者は当該特許権を実施することができない。
第七条 被用者（従業員）が職務により完成した発明、 <u>実用新案</u> 、又は <u>設計</u> について、その特許出願権及び特許権は使用者に属し、使用者は被用者に適当な報酬を支払わなければならない。但し、契約に別段の約定がある場合はその約定に従う。前項の職務上の発明、 <u>実用新案</u> 、又は <u>設計</u> は、被用者が雇用関係中の職務の遂行において完成した発明、 <u>実用新案</u> 、又は <u>設計</u> をいう。一方が出資し、他人を招聘して研究開発に従事させるときは、その特許出願権及び特許権の帰属は双方の契約の約定に従う。契約に約定がない場合は、発明者、 <u>実用新案者</u> 又は <u>設計者</u> に属する。但し、出資者はその発明、 <u>実用新案</u> 、又は <u>設計</u> を実施することができる。 第一項、前項の規定により、特許出願権及び特許権が使用者又は出資者に帰属するときは、発明者、 <u>実用新案者</u> 又は <u>設計者</u> は氏名表示権を享有する。	第七条 被用者（従業員）が職務により完成した発明、 <u>実用新案</u> 、又は <u>意匠</u> について、その特許出願権及び特許権は使用者に属し、使用者は被用者に適当な報酬を支払わなければならない。但し、契約に別段の約定がある場合はその約定に従う。前項の職務上の発明、 <u>実用新案</u> 、又は <u>意匠</u> は、被用者が雇用関係中の職務の遂行において完成した発明、 <u>実用新案</u> 、又は <u>意匠</u> をいう。一方が出資し、他人を招聘して研究開発に従事させるときは、その特許出願権及び特許権の帰属は双方の契約の約定に従う。契約に約定がない場合は、発明者又は創作者に属する。但し、出資者はその発明、 <u>実用新案</u> 、又は <u>意匠</u> を実施することができる。 第一項、前項の規定により、特許出願権及び特許権が使用者又は出資者に帰属するときは、発明者又は創作者は氏名表示権を享有する。

改正条文 (20091203送立院版草案)	現行条文
<p>第八条 被用者が非職務上において完成した発明、實用新案、又は設計について、その特許出願権及び特許権は被用者に属する。但し、その発明、實用新案、又は設計は使用者（雇用主）の資源又は経験を利用したものであるときは、使用者は合理的報酬を支払ったうえで、当該事業において、その発明、實用新案、又は設計を実施することができる。</p> <p>被用者が非職務上において発明、實用新案、又は設計を完成したときは、直ちに書面をもって使用者に通知しなければならない。必要がある場合は、創作の過程についても告知しなければならない。</p> <p>使用者が前項の書面通知が送達された日から6ヶ月以内に被用者に対して反対の表示をしなかったときは当該発明、實用新案、又は設計を職務上の発明、實用新案、又は設計として主張することができない。</p>	<p>第八条 被用者が非職務上において完成した発明、實用新案、又は意匠について、その特許出願権及び特許権は被用者に属する。但し、その発明、實用新案、又は意匠は使用者（雇用主）の資源又は経験を利用したものであるときは、使用者は合理的報酬を支払ったうえで、当該事業において、その発明、實用新案、又は意匠を実施することができる。</p> <p>被用者が非職務上において発明、實用新案、又は意匠を完成したときは、直ちに書面をもって使用者に通知しなければならない。必要がある場合は、創作の過程についても告知しなければならない。</p> <p>使用者が前項の書面通知が送達された日から6ヶ月以内に被用者に対して反対の表示をしなかったときは当該発明、實用新案、又は意匠を職務上の発明、實用新案、又は意匠として主張することができない。</p>
<p>第九条 前条の使用人と被用者の間に結ばれた契約であって、被用者がその発明、實用新案又は設計による権益を享受できないようにしたものは、無効とする。</p>	<p>第九条 前条の使用人と被用者の間に結ばれた契約であって、被用者がその発明、實用新案又は意匠による権益を享受できないようにしたものは、無効とする。</p>
<p>第十条 使用者又は被用者が第7条及び第8条に定めた権利の帰属について争議があつて、協議を達成したときは、証明書類を添付して、特許主務官庁に権利者名義の変更を申請することができる。特許主務官庁は必要があると認めるときは、当事者にその他の法令により取得した調停、仲裁又は判決の書類を添付すべき旨を通知することができる。</p>	<p>第十条 使用者又は被用者が第7条及び第8条に定めた権利の帰属について争議があつて、協議を達成したときは、証明書類を添付して、特許主務官庁に権利者名義の変更を申請することができる。特許主務官庁は必要があると認めるときは、当事者にその他の法令により取得した調停、仲裁又は判決の書類を添付すべき旨を通知することができる。</p>
<p>第十一条 出願人は、特許出願及び特許に関する事項の処理について、代理人に委任して処理することができる。</p> <p>中華民國国境内において、住所又は営業所がない者は、特許出願及び特許に関する事項の処理については、代理人に委任しなければならない。代理人は、法律に別段の定めがある場合を除き、専利師（弁理士）に限る。</p> <p>専利師の資格及び管理は別途法律をもってこれを定める。</p>	<p>第十一条 出願人は、特許出願及び特許に関する事項の処理について、代理人に委任して処理することができる。</p> <p>中華民國国境内において、住所又は営業所がない者は、特許出願及び特許に関する事項の処理については、代理人に委任しなければならない。代理人は、法律に別段の定めがある場合を除き、専利師（弁理士）に限る。</p> <p>専利師の資格及び管理は別途法律をもってこれを定める。<u>法律が制定される前は代理人資格の取得、取り下げ、廃止及びその管理規則は所管官庁がこれを定める。</u></p>
<p>第十二条 特許出願権が共有に係るときは、共有者全員によって出願をしなければならない。二人以上の者が共同して特許出願以外の特許関連手続をするときは、取り下げ若しくは放棄の申請、分割出願、出願変更、又は本法に別段の定めがあるものについて共同で連署するほか、その他の手続は各人が単独で行うことができる。但し、代表者に関する約定があるときはその約定に従う。前二項の共同連署はそのうちの一人を送達を受けるべき者として指定しなければならない。送達を</p>	<p>第十二条 特許出願権が共有に係るときは、共有者全員によって出願をしなければならない。二人以上の者が共同して特許出願以外の特許関連手続をするときは、取り下げ若しくは放棄の申請、分割出願、出願変更、又は本法に別段の定めがあるものについて共同で連署するほか、その他の手続は各人が単独で行うことができる。但し、代表者に関する約定があるときはその約定に従う。前二項の共同連署はそのうちの一人を送達を受けるべき者として指定しなければならない。送達を</p>

改正条文 (20091203送立院版草案)	現行条文
<p>受けるべき者を指定していない場合、特許主務官庁は第一順位の出願人を送達を受けるべき者とし、かつ送達事項をその他の者にも通知しなければならない。</p>	<p>受けるべき者を指定していない場合、特許主務官庁は第一順位の出願人を送達を受けるべき者とし、かつ送達事項をその他の者にも通知しなければならない。</p>
<p>第十三条 <u>特許出願権が共有であるときは、共有者全員の同意を経なければ、譲渡又は放棄することができない。</u> <u>特許出願権の共有者はその他の共有者の同意を経なければ、その持分を他人に譲渡することができない。</u> <u>特許出願権の共有者は、その持分を放棄するときは、当該持分はその他の共有者に帰属する。</u></p>	<p>第十三条 特許出願権が共有であるときは、各共有者は、他の共有者の同意を得なければ、その持分を他人に譲渡することができない。</p>
<p>第十四条 特許出願権を継承した者は、出願時に継承人の名義で特許出願をしておらず、又は出願後、特許主務官庁に対して名義の変更を申請しなければ、これをもって第三者に対抗することができない。 前項の変更を申請した者は、譲渡又は相続を問わず、すべて証明書類を添付しなければならない。</p>	<p>第十四条 特許出願権を継承した者は、出願時に継承人の名義で特許出願をしておらず、又は出願後、特許主務官庁に対して名義の変更を申請しなければ、これをもって第三者に対抗することができない。 前項の変更を申請した者は、譲渡又は相続を問わず、すべて証明書類を添付しなければならない。</p>
<p>第十五条 特許主務官庁の職員及び特許審査人員は、その在職期間内に相続による場合を除き、特許出願をすることができず、且つ直接か間接を問わず、特許に関わる如何なる権益も受けられない。 <u>特許主務官庁の職員及び特許審査人員は、職務上知り得た、又は所持する特許に係る発明、実用新案若しくは設計、又は出願人の事業上の秘密について秘密保持の義務がある。</u> <u>特許審査人員の資格は法律でこれを定める。</u></p>	<p>第十五条 特許主務官庁の職員及び特許審査人員は、その在職期間内に相続による場合を除き、特許出願をすることができず、且つ直接か間接を問わず、特許に関わる如何なる権益も受けられない。 第十六条 特許主務官庁の職員及び特許審査人員は、職務上知り得た、又は所持する特許に係る発明、実用新案若しくは意匠、又は出願人の事業上の秘密について秘密保持の義務がある。 第三十五条第二項 特許審査人員の資格は法律でこれを定める。</p>
<p>第十六条 特許審査人員が次の各号の一に該当するときは、自ら回避しなければならない。 一、本人又はその配偶者が当該出願の出願人、特許権者、無効審判の請求人、代理人、代理人の共同事業者、又は代理人と雇用関係を有する者であるとき。 二、現在は当該出願の出願人、特許権者、無効審判の請求人若しくはその代理人の四親等内の血族若しくは三親等内の姻族であるとき。 三、本人又はその配偶者が当該特許出願について、出願人、特許権者、無効審判の請求人と共同権利者、共同義務者又は返済義務者の関係にあるとき。 四、現在は当該特許出願について出願人、特許権者、無効審判の請求人の法定代理人、家長若しくは家族であり、又はかつてそうであったとき。 五、現在は当該出願の出願人、特許権者、無効審判の請求人の訴訟代理人又は補佐人であり、又はかつてそうであったとき。 六、現在は当該出願の証人、鑑定人、異議申立人、又は無効審判の請求人であり、又はかつてそうであったとき。</p>	<p>第四十二条 特許審査人員が次の各号の一に該当するときは、自ら回避しなければならない。 一、本人又はその配偶者が当該出願の出願人、代理人、代理人の共同事業者、又は代理人と雇用関係を有する者であるとき。 二、現在は当該出願の出願人若しくはその代理人の四親等内の血族若しくは三親等内の姻族であるとき。 三、本人又はその配偶者が当該特許出願について、出願人と共同権利者、共同義務者又は返済義務者の関係にあるとき。 四、現在は当該特許出願について出願人の法定代理人、家長若しくは家族であり、又はかつてそうであったとき。 五、現在は当該出願の出願人の訴訟代理人又は補佐人であり、又はかつてそうであったとき。 六、現在は当該出願の証人、鑑定人、異議申立人、又は無効審判の請求人であり、又はかつてそうであったとき。 特許審査人員に回避すべき事由がありながら、回避しなかったときは、特許主務官庁は職権で又は請求により、同審査人員が為した処分を取り消し</p>

改正条文 (20091203送立院版草案)	現行条文
特許審査人員に回避すべき事由がありながら、回避しなかったときは、特許主務官庁は職権で又は請求により、同審査人員が為した処分を取り消した後、別途適当な処分をすることができる。	た後、別途適当な処分をすることができる。
<p>第十七条 出願人が特許出願及びその他の手続について、法定若しくは指定の期間に遅れたときは、本法に別段の定めがある場合を除き、これを受理してはならない。但し、指定期間に遅れ、処分前に補正をしたときは、なおこれを受理しなければならない。</p> <p>出願人が天災又は自己の責めに帰すことのできない事由により、法定期間に遅れたときは、その原因が消滅した後30日以内に、書面をもって理由を説明し、特許主務官庁に原状の回復を請求することができる。但し、法定期間に遅れて1年を経過したときは、<u>原状の回復を請求することができない。</u></p> <p>原状回復の請求とともに、期間内にすべきだった手続を追加して行わなければならない。</p> <p>前二項規定は、<u>第二十九条第四項、第五十二条第四項、第七十二条第二項、第二百二十二条準用第二十九条第四項、第二百二十二条準用第五十二条第四項、第二百二十二条準用第七十二条第二項、第四百四十四条第一項準用第二十九条第四項、第四百四十四条第一項準用第五十二条第四項、第四百四十四条第一項準用第七十二条第二項所定の期間に遅れたときは、これを適用しない。</u></p>	<p>第十七条 出願人が特許出願及びその他の手続について、法定若しくは指定の期間に遅れ、又は期限内に料金を納付しなかったときは、これを受理してはならない。但し、指定期間に遅れ、処分前に補正をしたときは、なおこれを受理しなければならない。</p> <p>出願人が天災又は自己の責めに帰すことのできない事由により、法定期間に遅れたときは、その原因が消滅した後30日以内に書面をもって理由を説明し、特許主務官庁に原状の回復を請求することができる。但し、法定期間に遅れて1年を経過したときは、この限りでない。</p> <p>原状回復の請求とともに、期間内にすべきだった手続を追加して行わなければならない。</p>
第十八条 査定書その他の書類を送達することができないときは、特許公報においてこれを公告し、 <u>且つ公報に掲載した後30日を経過したときは送達したもの</u> とみなす。	第十八条 査定書その他の書類を送達することができないときは、特許公報においてこれを公告し、公報に掲載した日から30日を経過したときは送達したものとみなす。
第十九条 特許出願及びその他の手続に関しては、電子方式で行うことができる。その実施方法は、所管官庁がこれを定める。	第十九条 特許出願及びその他の手続に関しては、電子方式で行うことができる。その実施期日及び方法は、所管官庁がこれを定める。
<p>第二十条 本法でいう期間は、最初の日を算入しない。</p> <p>第五十二条第三項、第一百六条及び第一百三十七条が規定する特許権期間は、出願日から起算する。</p>	<p>第二十条 本法でいう期間は、最初の日を算入しない。</p> <p>第五十一条第三項、第一百一条第三項及び第一百三十三条第三項が規定する特許権期間は、出願日から起算する。</p>
第二章 発明特許	第二章 発明特許
第一節 特許要件	第一節 特許要件
第二十一条 発明は、自然法則を利用した技術思想の創作をいう。	第二十一条 発明は、自然法則を利用した技術的思想の創作をいう。
<p>第二十二条 産業上利用することができる発明は、次の各号に掲げる場合のいずれに該当しないとき、本法により特許を受けることができる。</p> <p>一、出願前、既に刊行物に記載されたもの。</p> <p>二、<u>出願前、既に公然実施をされたもの。</u></p> <p>三、出願前、公知になったもの。</p> <p>発明は、前項各号に掲げる場合のいずれに該当しないが、その発明の属する技術分野における通常</p>	<p>第二十二条 産業上利用することができる発明は、次の各号に掲げる場合のいずれに該当しないとき、本法により特許を受けることができる。</p> <p>一、出願前、既に刊行物に記載され、又は公然実施をされたもの。</p> <p>二、出願前、公知になったもの。</p> <p>発明は、次に掲げる事情があつて前項各号の場合に該当し、その事実が発生した日から六ヶ月以内</p>

改正条文 (20091203送立院版草案)	現行条文
<p><u>の知識を有する者が出願前の先行技術に基づいて容易に完成することができたときは、本法により特許を受けることができない。</u> 出願人は次に掲げる事情があってその事実が発生した後六ヶ月以内に出願し、<u>当該事実が第一項各号又は前項でいう特許を受けることができない事情に該当しないものとする。</u></p> <p>一. <u>実験のために公開されたもの。</u> 二. <u>刊行物に発表されたもの。</u> 三. <u>政府が主催又は認可した展覧会に陳列されたもの。</u> 四. <u>その本意に反して漏えいされたもの。</u> 出願人が前項第一号乃至第三号の事情を主張するときは、出願時に年月日を記載してその事実を説明し、特許主務官庁が指定した期間内に証明書類を提出しなければならない。</p>	<p>に出願したものは、前項各号に制限されない。</p> <p>一. <u>研究</u> または <u>実験</u> のためであるもの。 二. 政府が主催又は認可した展覧会に陳列されたもの。 三. 出願人の本意に反して漏えいされたもの。 出願人が前項第一号、第2号の事情を主張するときは、出願時に年月日を記載してその事実を説明し、特許主務官庁が指定した期間内に証明書類を提出しなければならない。 発明は第1項に掲げた場合のいずれにも該当しないが、<u>その発明の属する技術分野における通常の知識を有する者が出願前の既存技術に基づいて容易に完成することができたときは、本法により特許を受けることができない。</u></p>
<p>第二十三条 特許を受けようとする発明は、出願が先になされ、公開若しくは公告がこの出願より後になった発明又実用新案出願に添付された明細書、特許請求の範囲若しくは図面に明記された内容と同じであるときは、特許を受けることができない。但し、その出願人は先になされた発明又は実用新案出願の出願人と同一の者であるときはこの限りでない。</p>	<p>第二十三条 特許出願に係る発明は、出願が先になされ、公開若しくは公告がこの出願より後になった発明又実用新案出願に添付された明細書若しくは図面に明記された内容と同じであるときは、特許を受けることができない。但し、その出願人は先になされた発明又は実用新案出願の出願人と同一の者であるときはこの限りでない。</p>
<p>第二十四条 次に掲げる各号は、特許を受けることができない。</p> <p>一. <u>人類又は動物の診断、治療又は外科手術の方法。</u> 二. <u>公の秩序又は善良の風俗を害するもの。</u></p>	<p>第二十四条 次に掲げる各号は、特許を受けることができない。</p> <p>一. <u>動植物及び動植物の生産のための生物学的方法。</u>但し、<u>微生物学的な生産方法は、この限りでない。</u> 二. 人体又は動物の<u>疾病の診断、治療又は外科手術の方法。</u> 三. 公の秩序、善良の風俗又は<u>衛生を害するもの。</u></p>
<p>第二節 出願</p>	<p>第二節 出願</p>
<p>第二十五条 発明特許の出願は、特許出願権者が願書、明細書、特許請求の範囲、要約及び必要な図面をそろえて、特許主務官庁にこれをする。 発明特許の出願は願書、明細書、特許請求の範囲及び必要な図面が完備した日を出願日とする。 明細書、特許請求の範囲及び必要な図面は出願時に中国語書面で提出されなかったが、<u>外国語書面で提出され、特許主務官庁の指定期間内に中国語書面を補正したときは、外国語書面で提出された日を出願日とする。</u> <u>前項の指定期間を超えて中国語書面を補正されなかったときは、その出願を受理しないものとする。但し、処分がなされる前に補正があったときは、補正の日を出願日とし、外国語書面が提出されなかったと見なす。</u></p>	<p>第二十五条 特許出願は、特許出願権者が願書、明細書及び必要図面をそろえて、特許主務官庁にこれをする。 出願権者は雇用主、譲受人又は相続人の場合、<u>発明者の氏名を明記し、雇用、譲受又は相続の証明書類を添付しなければならない。</u> 特許出願は願書、明細書及び必要図面が完備した日を出願日とする。 前項明細書及び必要図面は外国語で提出され、特許主務官庁の指定期間内に中国語の翻訳文を補正したときは、外国語で提出された日を出願日とする。指定期間内に補正されなかったときは、出願を受理しないものとする。但し、処分がなされる前に補正があったときは、補正の日を出願日とする。</p>
<p>第二十六条 明細書は、その発明の属する技術分野における通常の知識を有する者がその内容を理解し、それに基づいて<u>実現</u>をすることができるよ</p>	<p>第二十六条 前条の明細書には、<u>発明の名称、発明の説明、要約及び特許請求の範囲を明確に記載</u>しなければならない。</p>

改正条文 (20091203送立院版草案)	現行条文
<p>うに明確かつ十分に示されなければならない。 特許請求の範囲は特許を受けようとする発明を特定し、<u>一つ以上の請求項を含むことができ、請求項ごとに明確、簡潔の方式で記載し、かつ明細書によって支持されたものでなければならない。</u> <u>要約は開示される発明内容の概要を記述しなければならない；それを、開示が充分であるか、及び特許を受けようとする発明が特許要件に該当するかを決めることに用いてならない。</u> 明細書、特許請求の範囲、要約及び図面の開示方法は、本法施行細則でこれを定める。</p>	<p>発明の説明は、その発明の属する技術分野における通常の知識を有する者がその内容を理解し、それに基づいて実施をすることができるように明確かつ十分に示されなければならない。 特許請求の範囲は特許を受けようとする発明を明確に、請求項ごとに簡潔に記載し、かつ発明の説明及び図面によって根拠付けされたものでなければならない。 発明の説明、特許請求の範囲及び図面の開示方法は、本法施行細則の定めるところによる。</p>
<p>第二十七条 生物材料又はその利用に係る発明の特許出願に関し、出願人は遅くとも出願日に当該生物材料を特許主務官庁が指定する国内の寄託機構に寄託しなければならない。但し、当該生物材料はその属する技術の分野における通常の知識を有する者が容易に入手することのできるものであるときは、寄託を要しない。 出願人は出願日の後から4ヶ月以内に寄託に関する証明書類を提出し、<u>並びに寄託機構、寄託期日及び寄託番号を明記しなければならない。</u>期間が満了して提出がなかったときは、未寄託とみなす。 <u>前項期間は、第二十八条の規定に基づいて優先権を主張するときは、最先の優先日の後から16ヶ月以内とする。</u> 出願前にすでに特許主務官庁が認可した国外の寄託機構に寄託しており、並びに第二項又は前項規定の期限内に特許主務官庁が指定する国内の寄託機構に寄託した証明書類及び国外における寄託機構が発行した証明書類を提出したものは、遅くとも出願日に国内での寄託を要する第一項の制限を受けない。 <u>出願人は中華民国と相互に寄託効力を承認している外国でその指定する国内の寄託機構に寄託し、並びに第二項又は第三項の規定期間内に、当該寄託機構が発行した証明書類を提出したものは、国内での寄託を要する制限を受けない。</u> 第一項生物材料寄託の受理の要件、種類、形式、数量、費用徴収の料率その他寄託の実施方法に関しては、特許所管官庁がこれを定める。</p>	<p>第三十条 生物材料又はその利用に係る発明の特許出願に関し、出願人は遅くとも出願日に当該生物材料を特許主務官庁が指定する国内の寄託機構に寄託し、<u>並びに願書に寄託機構、寄託期日及び寄託番号を明記しなければならない。</u>但し、当該生物材料はその属する技術の分野における通常の知識を有する者が容易に入手することのできるものであるときは、寄託を要しない。 出願人は出願日から3ヶ月以内に寄託に関する証明書類を提出しなければならない。期間が満了して提出がなかったときは、未寄託とみなす。 出願前にすでに特許主務官庁が認可した国外の寄託機構に寄託しており、<u>出願時にその事実を声明し、並びに前項規定の期限内に特許主務官庁が指定する国内の寄託機構に寄託した証明書類及び国外における寄託機構が発行した証明書類を提出したものは、遅くとも出願日に国内での寄託を要する第一項の制限を受けない。</u> 第一項生物材料寄託の受理の要件、種類、形式、数量、費用徴収の料率その他寄託の実施方法に関しては、特許所管官庁がこれを定める。</p>
<p>第二十八条 出願人が同一の発明について世界貿易機関の加盟国又は中華民国と相互に優先権を認めている外国において、法により最初に特許出願をし、且つ最初の特許出願の日の後から12ヶ月以内に、中華民国に特許出願をしたときは、優先権を主張することができる。 出願人が一出願について二以上の優先権を主張するときは、<u>前項期間の起算は最先の優先日を基準とする。</u> 外国出願人が世界貿易機関の加盟国でない国の国民であり、その所属する国は中華民国と優先権を</p>	<p>第二十七条 出願人が同一の発明について世界貿易機関の加盟国又は中華民国と相互に優先権を認めている外国において、法により最初に特許出願をし、且つ最初の特許出願の日から12ヶ月以内に、中華民国に特許出願をしたときは、優先権を主張することができる。 <u>前項規定により、出願人が一出願について二以上の優先権を主張するときは、その優先権期間の起算日は最先の優先日の次の日とする。</u> 外国出願人が世界貿易機関の加盟国でない国の国民であり、その所属する国は我が国と優先権を相</p>

改正条文 (20091203送立院版草案)	現行条文
<p>相互に承認していない場合であっても、世界貿易機関の加盟国又は互惠国の領域内に住所又は営業所を設けているときは、第一項の規定により優先権を主張することができる。 優先権を主張するときは、その特許要件の審査は優先日を基準とする。</p>	<p>互に承認していない場合であっても、世界貿易機関の加盟国又は互惠国の領域内に住所又は営業所を設けているときは、第1項規定により優先権を主張することができる。 優先権を主張するときは、その特許要件の審査は優先日を基準とする。</p>
<p>第二十九条 前条規定により優先権を主張するときは、特許出願と同時に<u>次に掲げる事項</u>を声明しなければならない。 一. <u>外国での出願日。</u> 二. <u>当該出願を受理した国。</u> 三. <u>外国での出願番号。</u> 出願人は<u>最先の優先日の後から16ヶ月以内に</u>、前項当該国の政府が受理を証明した出願書類を提出しなければならない。 第一項第一号、第二号又は前項の規定に違反したものは優先権を主張していないとみなす。 出願人は故意によらず、特許出願と同時に優先権を主張していないとき、又は前項規定により主張していないとみなすときは、<u>最先の優先日の後から16ヶ月以内に、優先権主張の回復を申請し、並びに申請料金を納付し、第一項及び第二項規定の行為を補足することができる。</u></p>	<p>第二十八条 前条規定により優先権を主張するときは、特許出願と同時に声明を提出し、<u>並びに願書に外国において出願をした日及び同出願が受理された国の国名を明記</u>しなければならない。 出願人は出願日から四ヶ月以内に、前項当該国の政府が受理を証明した出願書類を提出しなければならない。 前二項規定に違反したものは優先権を失う。</p>
<p>第三十条 出願人は中華民国で為した先の出願に係る発明又は実用新案に基づいて、再び特許出願を提出したときは、先の出願の明細書、<u>特許請求の範囲</u>又は図面に記載された発明又は実用新案について優先権を主張することができる。但し、次の各号に掲げる場合のいずれに該当し、これを主張することができない。 一. 先の出願の出願日の<u>後</u>から12ヶ月を超えたとき。 二. 先の出願に記載された発明又は実用新案について、すでに第二十八条又は本条の規定により優先権を主張したとき。 三. 先の出願は第三十四条第一項、<u>若しくは第九十九条第一項の規定の分割出願、又は第一百零一条第一項の規定の変更出願</u>であるとき。 四. 先の出願が<u>発明</u>であり、既に<u>公告したとき、又は拒絶の処分が確定したとき。</u> 五. 先の出願が<u>実用新案</u>であり、既に<u>公告したとき、又は拒絶の処分が確定したとき。</u> 六. 先の出願は、既に<u>取り下げ又は不受理されたとき。</u> 前項の先の出願はその出願日の<u>後</u>から15ヶ月を満了したとき、<u>取り下げたもの</u>とみなす。 先の出願は出願日後15ヶ月を経過したものは、<u>優先権の主張を取り下げることができない。</u> 第一項により優先権を主張した後の出願は、先願がなされた日の<u>後</u>から15ヶ月内に<u>取り下げられた</u>ときは、<u>優先権の主張を同時に取り下げたもの</u>とみなす。</p>	<p>第二十九条 出願人は中華民国で為した先の出願に係る発明又は実用新案に基づいて、再び特許出願を提出したときは、先の出願の明細書又は図面に記載された発明又は創作について優先権を主張することができる。但し、次の各号に掲げる場合のいずれに該当するときは、これを主張することができない。 一. 先の出願の出願日から12ヶ月を超えたとき。 二. 先の出願に記載された発明又は創作についてすでに第27条又は本条の規定により優先権を主張したとき。 三. 先の出願は第33条第一項規定の分割出願、又は第一〇二条規定の出願変更であるとき。 四. 先の出願が<u>査定又は処分を受けたとき。</u> 前項先の出願はその出願日から15ヶ月を満了したときに取り下げたものとみなす。 先の出願は出願がなされた日から15ヶ月を経過した後、<u>優先権の主張を取り下げることができない。</u> 第一項により優先権を主張した後の出願は、先願がなされた日から15ヶ月内に<u>取り下げられた</u>ときは、<u>優先権の主張を同時に取り下げた</u>とみなす。 出願人が一の出願に二以上の優先権を主張するときは、その優先権期間の起算日は<u>最先の優先日の次の日</u>とする。 優先権の主張があったときは、その特許要件の審査は優先日を基準とする。 第一項により優先権を主張するときは、特許の出願と同時に声明を提出し、かつ願書に先の出願の</p>

改正条文 (20091203送立院版草案)	現行条文
<p>出願人が一の出願に二以上の優先権を主張するときは、その優先権期間の計算は<u>最先の優先日を基準とする</u>。 優先権の主張があったときは、その特許要件の審査は優先日を基準とする。第一項により優先権を主張するときは、特許を出願すると同時に先の出願の出願日及び出願番号の声明を提出し<u>なければならず、声明しなかったときは優先権を主張していないものとみなす</u>。</p>	<p>出願日及び出願番号を明記しなければならず、<u>出願人が出願時に声明を提出しなかったとき、又は先の出願の出願日及び出願番号を明記しなかったときは優先権を失う</u>。 本条により主張する優先日は、<u>中華民國90年（2001年）10月26日より先であってはならない</u>。</p>
<p>第三十一条 同一の発明について二以上の特許出願があるときは、最も先に出願をした者に対してのみ発明特許を付与することができる。但し、後に出願をした者が主張する優先日は先の出願の出願日より先であるものは、この限りでない。前項の出願日、優先日が同日である場合は、これを協議により定めるべき旨を出願人に通知しなければならない。協議が成立しないときは、いずれもその発明について特許を受けることができない。出願人が同一のものであるとき、期間を限定していずれかを選んで出願をすることを出願人に通知しなければならない。期限が満了するまでに何れかを択一に出願をしなかったときは、いずれもその発明について特許を受けることができない。各出願人が協議をするときは、特許主務官庁は相当の期間を指定して協議の結果を報告するよう出願人に通知しなければならない。期限が満了するまでに報告をしなかったときは、協議不成立とみなす。 同一の創作についてそれぞれ特許、実用新案登録の出願をするときは、<u>第三十二条に規定する事情がある場合を除き、前三項の規定を準用する</u>。</p>	<p>第三十一条 同一の発明について二以上の特許出願があるときは、最も先に出願をした者に対してのみ発明特許を付与することができる。但し、後に出願をした者が主張する優先日は先の出願の出願日より先であるものは、この限りでない。前項の出願日、優先日が同日である場合は、これを協議により定めるべき旨を出願人に通知しなければならない。協議が成立しないときは、いずれもその発明について特許を受けることができない。出願人が同一のものであるとき、期間を限定していずれかを選んで出願をすることを出願人に通知しなければならない。期限が満了するまでに何れかを択一に出願をしなかったときは、いずれもその発明について特許を受けることができない。各出願人が協議をするときは、特許主務官庁は相当の期間を指定して協議の結果を報告するよう出願人に通知しなければならない。期限が満了するまでに報告をしなかったときは、協議不成立とみなす。 同一の発明又は創作についてそれぞれ特許、実用新案登録の出願をするときは、前三項規定を準用する。</p>
<p>第三十二条 同一の者は、同一の創作について、同日にそれぞれ発明特許及び実用新案登録の出願をするときは、その特許を受ける査定が下されるまでに、既に実用新案権を取得したとき、特許主務官庁は、期間を限定していずれかを選んで出願をする旨を出願人に通知しなければならない。期限が満了するまでに何れかを選ばなかったときは、特許を受けることができない。 出願人は、前項規定により、発明特許を選んだとき、その実用新案権がはじめから存在しないとみなす。 特許査定前に、実用新案権が当然消滅したとき、又は取消しが確定したときは、特許を受けないものとする。</p>	
<p>第三十三条 発明特許の出願は、各発明ごとにこれをしなければならない。 二以上の発明が、一つの広義的発明概念に属するものは、一つの出願にまとめてこれをすることができる。</p>	<p>第三十二条 特許出願は、各発明ごとにこれをしなければならない。 二以上の発明が、一つの広義的発明概念に属するものは、一つの出願にまとめてこれをすることができる。</p>
<p>第三十四条 特許を受けようとする発明が実質上二以上の発明であるときは、特許主務官庁の通知</p>	<p>第三十三条 特許出願に係る発明が実質上二以上の発明であるときは、特許主務官庁の通知又は出</p>

改正条文 (20091203送立院版草案)	現行条文
<p>又は出願人の申請により分割出願をすることができる。 分割出願は、次に掲げる各号の期間に行わなければならない。</p> <p>一. もとの出願の再審査の査定前。 二. もとの出願の特許査定書が送達後30日以内。 但し、再審査の査定を受けたときは、出願を行うことができない。</p> <p>分割後の出願は、なおもとの出願の日を出願日とする。優先権があるときは、なお優先権を主張することができる。</p> <p>分割後の出願は、もとの出願が出願時に開示した明細書、特許請求の範囲又は図面の範囲を超えることができない。</p> <p>第二項第一号の規定により分割後の出願は、もとの出願で既に完了した手続について審査を続行しなければならない。</p> <p>第二項第二号規定により分割後の出願は、もとの出願の特許査定前の審査手続を続行し、もとの出願は特許査定時の特許請求の範囲及び図面で公告する。</p>	<p>願人の申請により分割出願をすることができる。 前項の分割出願は、もとの出願の再審査の査定前に行わなければならない、分割出願を許可されたときは、もとの出願の日を出願日とする。優先権があるときは、なお優先権を主張ことができ、またもとの出願で完了した手続について審査を続行しなければならない。</p>
<p>第三十五条 発明特許権が特許出願権者又は特許出願権の共有者によって、その特許出願の公告後二年以内に、第七十三条第一項第三号の規定により無効審判を請求し、且つ審決で取消しが確定した後の2ヶ月以内に同じ発明を特許出願したときは、取消しが確定した当該発明特許権の出願日をその出願日とする。 前項の規定により特許を出願した案件は、これを再び公告しない。</p>	<p>第三十四条 出願権者でない者によって出願され特許を受けた発明について、特許出願権者がその出願の公告日から二年以内に無効審判を請求し、且つ審決で取消しが確定した日から60日以内に出願をしたときは、出願権者でない者の出願日を出願権者の出願日とする。 特許出願権者が前項により特許を出願したときは、これを再び公告しない。</p>
<p>第三節 審査及び再審査</p>	<p>第3節 審査及び再審査</p>
<p>第三十六条 特許主務官庁は、発明特許出願の実体審査について、特許審査人員を指定して審査させなければならない。</p>	<p>第三十五条 特許主務官庁は、発明特許出願の実体審査について、特許審査人員を指定して審査させなければならない。 特許審査人員の資格は法律でこれを定める。</p>
<p>第三十七条 特許主務官庁が発明特許出願の書類を受け取った後、審査を経て規定に合わないところがなく、且つ公開すべきでない事情がないと認めるときは、出願日の後から18ヶ月を経過したときは、当該出願を公開しなければならない。 特許主務官庁は出願人の請求により、その出願を繰り上げて公開することができる。 発明特許出願が次に掲げる各号の一に該当するときは、公開をしないものとする。</p> <p>一. 出願日の後から15ヶ月以内に取り下げられたとき。 二. 国防機密その他国家安全の機密に関わる時。</p> <p>三. 公共の秩序又は善良な風俗を害するとき。 第一項、前項期間の計算は、優先権の主張があったときは、優先日を基準とする。二以上の優先権を主張するときは、最先の優先日を基準とする。</p>	<p>第三十六条 特許主務官庁が発明特許に係る出願の書類を受け取った後、審査を経て規定にそわないところがなく、且つ公開すべきでない事情がないと認めるときは、出願日から18ヶ月を経た後に、当該出願を公開しなければならない。 特許主務官庁は出願人の請求により、その出願を繰り上げて公開することができる。 特許出願が次に掲げる各号の一に該当するときは、公開をしないものとする。</p> <p>一. 出願日から15ヶ月以内に取り下げられたとき。 二. 国防機密その他国家安全の機密に関わる時。 三. 公共の秩序又は善良な風俗を害するとき。 第一項、前項期間は、優先権の主張があったときは、優先日の次の日から起算する。二以上の優先権を主張するときは、最先の優先日の次の日から</p>

改正条文 (20091203送立院版草案)	現行条文
<p>第三十八条 發明特許出願がなされた日の後の3年以内に、何人も特許主務官庁に実体審査を請求することができる。</p> <p>第三十四条第一項の規定により分割出願をし、又は第一百十条第一項の規定により發明特許出願に変更されたものが前項期間を超えたときは、分割出願又は出願変更後30日以内に特許主務官庁に実体審査の請求をすることができる。</p> <p>前二項の規定により為された審査の請求は取り下げることができない。</p> <p>第一項又は第二項が規定する期間内に実体審査の請求がなかったときは、当該發明特許出願は、取り下げたものとみなす。</p>	<p>起算する。</p> <p>第三十七条 特許出願がなされた日から3年以内に、何人も特許主務官庁に実体審査を請求することができる。</p> <p>第33条第1項により分割出願をし、又は第102条規定により特許出願に変更されたものが前項期間を超えたときは、分割出願又は出願変更の日から30日以内に特許主務官庁に実体審査の請求をすることができる。</p> <p>前二項規定による審査の請求は取り下げることができない。</p> <p>第1項又は第2項が規定する期間内に実体審査の請求がなかったときは、当該特許出願は、取り下げたものとみなす。</p>
<p>第三十九条 前条の審査を請求する者は、請求書を提出しなければならない。</p> <p>特許主務官庁は審査請求の事実を特許公報に掲載しなければならない。</p> <p>審査の請求は發明特許出願人以外の者によって提起されたときは、特許主務官庁はこの事実を發明特許出願人に通知しなければならない。</p>	<p>第三十八条 前条審査の請求をする者は、請求書を提出しなければならない。</p> <p>特許主務官庁は審査請求の事実を特許公報に掲載しなければならない。</p> <p>審査の請求は發明特許の出願人以外の者によってなされたときは、特許主務官庁はこの事実を發明特許の出願人に通知しなければならない。</p> <p><u>生物材料又は生物材料の利用に関する發明の特許出願の出願人が申請の請求をするときは、寄託機構が発行した生存証明を提出しなければならない。</u></p> <p><u>特許出願人以外の者が審査の請求をするときは、特許主務官庁は3ヶ月以内に生存証明を提出しよう特許出願人に通知しなければならない。</u></p>
<p>第四十条 發明特許出願が公開された後、特許出願人でない者による商業上の実施があったときは、特許主務官庁は請求によりこれを優先して審査することができる。</p> <p>前項の請求をするものは、関連証明書類を提出しなければならない。</p>	<p>第三十九条 發明特許出願が公開された後、特許出願人でない者による商業上の実施があったときは、特許主務官庁は請求によりこれを優先して審査することができる。</p> <p>前項請求は関連証明書類を提出しなければならない。</p>
<p>第四十一条 發明特許出願の出願人が出願公開後、書面をもって發明特許出願の内容を通知したにもかかわらず、通知を受けた後、公告がなされる前にその發明の商業上の実施を継続していた者に対し、發明特許出願が公告された後、適切な補償金を請求することができる。</p> <p>發明特許出願がすでに公開されたことを明らかに知っていながら、公告前に当該發明について商業上の実施を継続していた者に対しても前項の請求をすることができる。</p> <p>前二項の規定の請求権はその他の権利の行使を妨げない。</p> <p>第二項の補償金請求権は公告の日から起算して、二年の間に権利の行使がなかったときに消滅する。</p>	<p>第四十条 發明特許出願の出願人が出願公開後、書面をもって發明特許の内容を通知したにもかかわらず、通知を受けた後、公告がなされる前にその發明の商業上の実施を継続していた者に対し、發明特許出願の公告後、適當の補償金を請求することができる。</p> <p>發明特許出願がすでに公開されたことを明らかに知っていながら、公告前に当該發明について商業上の実施を継続していた者に対しても前項の請求をすることができる。</p> <p>前二項規定の請求権はその他の権利の行使を妨げない。</p> <p>第二項の補償金請求権は公告の日から起算して、二年の間に権利の行使がなかったときに消滅する。</p>
	<p>第四十一条 前五条規定は、中華民國91年（2002年）10月26日から為された發明特許出願について始めて適用する。</p>

改正条文 (20091203送立院版草案)	現行条文
<p>第四十二条 特許主務官庁は発明特許を審査するときに、請求又はその職権により、期間を限定して次の各号をすべき旨を出願人に通知することができる。</p> <p>一. 特許主務官庁に出向いて面接を受けること。</p> <p>二. 必要な実験を行い、模型又は見本を補足すること。</p> <p>前項第二号の実験、模型又は見本の補足について、特許主務官庁は必要があると認めたととき、現場に出向いて、又は場所を指定して検証を行うことができる。</p>	<p>第四十八条 特許主務官庁は特許出願の審査をするときに、請求又はその職権により、期間を限定して次の各号をすべき旨を出願人に通知することができる。</p> <p>一. 特許主務官庁に出向いて面接を受けること。</p> <p>二. 必要な実験を行い、模型又は見本を補足すること。</p> <p>前項第2号の実験、模型又は見本の補足について、特許主務官庁は必要なときに現場に出向いて、又は場所を指定して検証を実施することができる。</p>
<p>第四十三条 特許主務官庁は発明特許を審査するときに、<u>本法に別段の定めがある場合を除き、請求又はその職権により、期限を限定して明細書、特許請求の範囲又は図面の修正を出願人に通知することができる。</u></p> <p><u>修正は誤記の訂正を除き、出願時に明細書、特許請求の範囲又は図面で開示した範囲を超えてならない。</u></p> <p><u>特許主務官庁は第四十六条第二項により、通知をした後、出願人は通知期間内に限って修正することができる。</u></p> <p><u>特許主務官庁は、前項の規定により通知をした後、必要があると認めたとときは、最終通知をすることができる；その最終通知を受けたとき、特許請求の範囲の修正について、出願人は、通知期間内に限って次に掲げる事項を行うことができる。</u></p> <p>一. <u>請求項の削除。</u></p> <p>二. <u>特許請求の範囲の縮減。</u></p> <p>三. <u>誤記の訂正。</u></p> <p>四. <u>不明瞭な記載の釈明。</u></p> <p><u>前二項の規定に違反したときは、特許主務官庁は、査定書でその事由を釈明し、直ちに査定することができる。</u></p> <p><u>もとの出願又は分割後の出願は、次に掲げる事情の一に該当するときに、特許主務官庁は、直ちに最終通知をすることができる。</u></p> <p>一. <u>もとの出願に対してなした通知と、分割後の出願に為した通知の内容と同一であるとき。</u></p> <p>二. <u>分割後の出願に対してなした通知と、もとの出願に為した通知の内容と同一であるとき。</u></p> <p>三. <u>分割後の出願に対してなした通知は、分割後のその他の出願に為した通知の内容と同一であるとき。</u></p>	<p>第四十九条 特許主務官庁は特許出願の審査をするときに、職権により期限を限定して明細書又は図面の<u>補充、修正</u>を出願人に通知することができる。</p> <p>出願人は発明特許出願の日から15ヶ月以内に明細書又は図面の補充・修正をすることができ、15ヶ月後に明細書又は図面の補充・修正を申請する場合は、<u>もとの出願通りに公開する。</u></p> <p>出願人は発明特許出願の日から15ヶ月を経過した後に、次の各号の期日又は期間内に限って明細書又は図面の補充・修正をすることができる。</p> <p>一. <u>実体審査の請求と同時に。</u></p> <p>二. <u>出願人以外の者による実体審査の請求は出願について実体審査を行う旨の通知が送達された後3ヶ月以内に。</u></p> <p>三. <u>特許主務官庁が査定前に通知した意見書提出の期間内に。</u></p> <p>四. <u>再審査の申請と同時に、又は再審査の理由書の追加提出ができる期間内に。</u></p> <p>前三項によりなされる補充・修正はもとの明細書又は図面で開示した範囲を超えることができない。</p> <p>第2項、第3項の期間は、優先権の主張があったときは優先日の次の日から起算する。</p>
<p>第四十四条 明細書、特許請求の範囲及び図面は、第二十五条第三項により、外国語書面で提出されたものは、その外国語書面を修正してならない。</p> <p>第二十五条第三項により補正した中国語書面（翻訳文）は、出願時の外国語書面での開示範囲を超えてならない。</p> <p>前項の中国語書面（翻訳文）について、その誤記</p>	

改正条文 (20091203送立院版草案)	現行条文
<p>の訂正は、出願時の外国語書面での開示範囲を超えてならない。</p>	
<p>第四十五条 発明特許出願を審査した後、査定書を作成し出願人に送達しなければならない。審査を経て拒絶査定としたときは、その理由を査定書に付さなければならない。査定書は特許審査人員による署名がなければならない。再審査、訂正、無効審判、特許権存続期間の延長、及び特許権存続期間延長の無効審判に対する査定書も、同様とする。</p>	<p>第四十三条 特許出願についての審査が終了した後、査定書を作成し出願人又はその代理人に送達しなければならない。審査を経て拒絶査定としたときは、その理由を査定書に付さなければならない。査定書は特許審査人員による署名がなければならない。再審査、無効審判の審査、及び特許権存続の延長審査による査定書も、同様とする。</p>
<p>第四十六条 発明特許出願が第二十一条から第二十四条、第二十六条、第三十一条、第三十二条第一項、第三項、第三十三条、第三十四条第四項、第四十三条第二項、第三項、第四十四条第二項又は第一百条第三項の規定に違反するものは、拒絶査定をしなければならない。 特許主務官庁は前項を査定する前に、期限を定めて意見書の提出を出願人に通知しなければならない；期間が満了するまでに意見書を提出をしなかったものについては、直ちに拒絶査定をする。</p>	<p>第四十四条 発明特許出願が第二十一条から第二十四条、第二十六条、第三十条第一項、第二項、第三十一条、第三十二条又は第四十九条第四項の規定に反するものは、拒絶査定をしなければならない。 第四十六条第二項 再審査を経て拒絶すべき事由があると認めるときは、査定前に期限を定めて意見書の提出を出願人に通知しなければならない。</p>
<p>第四十七条 特許を受けようとする発明について、審査を経て特許を拒絶すべき理由がないと認めるときは、特許をすべき査定をし、特許請求の範囲及び図面を公告しなければならない。公告された特許案件について、何人もその査定書、明細書、特許請求の範囲、摘要、図面及びすべてのファイル資料の閲覧、抄録、撮影又はコピーを申請することができる。但し、特許主務官庁が法律の規定により秘密を保持しなければならないものについては、この限りでない。</p>	<p>第四十五条 特許出願に係る発明について、審査を経て特許を拒絶すべき理由がないと認めるときは、特許をすべき査定をし、特許請求の範囲及び図面を公告しなければならない。公告された出願について、何人もその査定書、明細書、図面及びすべてのファイル資料の閲覧、抄録、撮影又はコピーを申請することができる。但し、特許主務官庁が法律の規定により秘密を保持しなければならないものについては、この限りでない。</p>
<p>第四十八条 発明特許出願人は、拒絶査定に対して不服があるときは、査定書が送達後2ヶ月以内に理由書を備えて再審査を申請することができる。但し、出願手続の不適法、又は出願人不適格が原因で受理されず、又は却下されたものは、直ちに法により行政救済を提起することができる。</p>	<p>第四十六条 特許出願人は、拒絶査定に対して不服があるときは、査定書が送達された日から60日以内に理由書を備えて再審査を申請することができる。但し、出願手続の不適法、又は出願人不適格が原因で受理されず、又は却下されたものは、直ちに法により行政救済を提起することができる。 <u>再審査を経て拒絶すべき事由があると認めるときは、査定前に期限を定めて意見書の提出を出願人に通知しなければならない。</u></p>
<p>第四十九条 出願は第四十六条第二項の規定によって拒絶査定となったときは、再審査のときにやはり明細書、特許請求の範囲又は図面を修正することができる。出願は審査を経て最終通知が発行され、拒絶査定になったときは、再審査の時になした修正は、やはり第四十三条第四項各号の規定に制限される。但し、特許主務官庁の再審査によって原審査過程に発行された最終通知が不当であると認められたものはその限りでない。次に掲げる事情の一に該当するとき、特許主務官庁は直ちに最後通知をすることができる。</p>	

改正条文 (20091203送立院版草案)	現行条文
<p>一、再審査の理由にやはり拒絶すべき事情があるとき。 二、再審査時になした修正に、やはり拒絶すべき事情があるとき。 三、前項の規定に基づいて修正したものが第四十三条第四項の各号の規定に違反したとき。</p>	
<p><u>第五十条</u> 再審査のときに、特許主務官庁は原審査に関与しなかった特許審査人員を指定して審査に当たらせ、査定書を作成し、<u>出願人に送達しなければならない。</u></p>	<p>第四十七条 再審査のときに、特許主務官庁は原審査に関与しなかった特許審査人員を指定して審査に当たらせ、査定書を作成しなければならない。 <u>前項再審査の査定書は、出願人に送達しなければならない。</u></p>
<p><u>第五十一条</u> 発明が審査を経て国防機密又はその他国家安全の機密に関わりがあるときは、国防部又は国家安全関係機関に意見を諮問し、秘密保持の必要があると認められたときは、出願書類に封をして保存し、<u>実体審査の請求があつたものは、査定書を作成して出願人及び発明者に送達しなければならない。</u> 出願人、代理人及び発明者は、前項の発明に対して、秘密を保持しなければならない。違反したものは、その特許出願権を放棄したものと見なす。秘密保持の期間は、査定書を出願人に送達後1年間とし、毎回1年、引き続き秘密保持期間を延長することができる。期間満了1ヶ月前に特許主務官庁は国防部又は国家安全関係機関に諮問しなければならない。秘密保持の必要がなくなったときに、直ちに公開しなければならない。 <u>第一項の発明が特許査定を経て、秘密保持の必要がなくなったとき、特許主務官庁は3ヶ月以内に証書代及び第一年目の特許料を納付した後、始めて公告することを、出願人に通知しなければならない；期限内までに納付がなかった場合は、公告しない。</u> 秘密保持期間に出願人が受けた損失について、政府は相当の補償を与えなければならない。</p>	<p>第五十条 発明が審査を経て国家の安全に影響するおそれがあるときは、<u>その明細書を国防部又は国家安全関係機関に提示して意見を諮問し、秘密保持の必要があると認められるときは、当該発明を公告しないで出願書類に封をして保存し、<u>閲覧に供せず、並びに査定書を作成して出願人、代理人及び発明者に送達する。</u></u> 出願人、代理人及び発明者は、前項の発明に対して、秘密を保持しなければならない。違反したものは、その特許出願権を放棄したものと見なす。秘密保持の期間は、査定書を出願人に送達した日から1年間とし、毎回1年、引き続き秘密保持期間を延長することができる。期間満了1ヶ月前に特許主務官庁は国防部又は国家安全関係機関に諮問して、秘密保持の必要がないものについては、直ちに公告しなければならない。 秘密保持期間に出願人が受けた損失について、政府は相当の補償を与えなければならない</p>
<p>第四節 特許権</p>	<p>第四節 特許権</p>
<p><u>第五十二条</u> 特許を受けようとする発明について特許査定をされたものは、出願人は査定書が送達された後、3ヶ月以内に証書代及び第一年の特許料を納付した後、始めて公告がなされる；期限内に納付しなかったものは公告しない。 特許を受けようとする発明は公告の日から発明特許権を付与し、証書を交付する。 発明特許権の存続期間は、出願日から起算して20年をもって満了する。 <u>出願人は故意によらず、第一項または前条第四項に定める納付期限までに納付しなかったものは、<u>納付期限満了後の6ヶ月以内に、証書代及び2倍の第一年目特許料を納付した後、特許主務官庁はこれを公告することができる。</u></u></p>	<p>第五十一条 特許出願をした発明について特許付与の査定を受けたときは、出願人は査定書が送達された日から3ヶ月以内に証書代及び第一年の特許料を納付してはじめて公告がなされ、期限内に納付しなかったものは公告せず、<u>その特許権は初めから存在しなかったものとなみす。</u> 特許出願に係る発明は公告の日から特許権を与え、証書を交付する。 特許権の存続期間は、出願日から起算して20年をもって満了する。</p>
<p><u>第五十三条</u> 医薬品、農薬品、又はその製造方法</p>	<p>第五十二条 医薬品、農薬品、又はその製造方法</p>

改正条文 (20091203送立院版草案)	現行条文
<p>に係る発明特許権の実施について、その他の法律の規定により、許可証を取得する必要があるものについて、その許可証を出願の公告後に取得したときは、特許権者は1回限りで、<u>第一回の許可証で特許権期間の延長を申請することができ、且つその許可証による特許権期間延長の申請は1回限りである。</u></p> <p><u>前項の延長を許可する期間は中央目的事業所管官庁から許可証を取得するために発明を実施できなかった期間を超えてならない；許可証の取得期間が5年間を超えた場合でも、その延長期間は5年に限る。</u></p> <p><u>第一項で言う医薬品は動物用の薬品に及ばない。</u></p> <p>第一項の申請をするときは、申請書を備え、証明書類を添付し、第一回の許可証を取得した後3ヶ月以内に、特許主務官庁に提出しなければならない。但し、特許権期間満了前6ヵ月以内に、これを行うことができない。</p> <p>所管官庁は、延長期間の決定にあたり、国民の健康に対する影響を考慮し、かつ中央目的事業所管官庁とともに決定方法を定めなければならない。</p>	<p>に係る特許権の実施について、その他の法律の規定により、許可証を取得する必要がある場合において、その取得に出願の公告後2年以上の期間を要するときは、特許権者は1回限りで特許権を2年～5年間延長することを出願することができる。但し、<u>延長を許可する期間は中央目的事業の所管官庁より許可証を取得するのに要した期間を超えることができない。許可証の取得期間が5年間を超える場合でも、その延長期間は5年に限る。</u></p> <p>前項の出願をするときは、証明書類を添付して、第一回許可証を取得した日から3ヶ月以内に特許主務官庁に出願書を提出しなければならない。但し、特許権存続期間満了前6ヵ月以内にこれを行うことができない。</p> <p>所管官庁は、<u>前項の出願について、延長期間の決定にあたり、国民の健康に対する影響を考慮し、かつ中央目的事業所管官庁とともに決定方法を定めなければならない。</u></p>
<p>第五十四条 前条の規定に基づき特許権期間の延長を申請するものは、もし特許主務官庁は元の特許権期限満了時に未だに査定していないものであれば、その特許権期間はすでに延長すると見ます。但し、延長を許可しないと査定されたものは、元の特許権期間満了日で終了する。</p>	
<p>第五十五条 特許主務官庁は、発明特許権期間延長の申請案件について、特許審査人員を指定して審査させようえ、査定書を作成し、特許権者に送達しなければならない。</p>	<p>第五十三条 特許主務官庁は、特許権の延長登録出願について、特許審査人員を指定して審査させようえ、査定書を作成し、特許権者又はその代理人に送達しなければならない。</p>
<p>第五十六条 特許主務官庁により許可された発明特許権延長期間の範囲は、許可証に記載されている有効成分及び用途に限定された範囲までとする。</p>	
<p>第五十七条 何人も許可された発明特許権期間の延長について、次に掲げる事情の一に該当すると認めるときは、証拠を添付して、特許主務官庁に対して無効審判を請求することができる。</p> <p>一. 発明特許の実施について許可証を取得する必要がないとき。</p> <p>二. 特許権者又は被許諾者が許可証を取得していないとき。</p> <p>三. 延長を許可された期間が実施できなかった期間を越えているとき。</p> <p>四. 特許権期間延長の申請人は特許権者でないとき。</p> <p><u>五. 延長を申請する許可証が、第一回の許可証に属していないか、または該許可証は延長したことがあるとき。</u></p> <p>六. 許可証の取得において承認された外国での試験期間に基づいて特許権の延長を申請した場合、</p>	<p>第五十四条 何人も許可された特許権の存続期間の延長について、次に掲げる事情の一に該当すると認めるときは、証拠を添付して、特許主務官庁に対して無効審判を請求することができる。</p> <p>一. 発明特許の実施について許可証を取得する必要がないとき。</p> <p>二. 特許権者又は実施権者が許可証を取得していないとき。</p> <p>三. 延長を許可された期間が実施をすることができなかった期間を越えているとき。</p> <p>四. 特許権存続期間延長登録の出願人は特許権者でないとき。</p> <p><u>五. 特許権が共有であって、共有者全員の名義による出願ではないとき。</u></p> <p>六. 許可証の取得において承認された外国での試験期間に基づいて特許権の延長登録を出願した場合において、許可された期間がその外国の特許所</p>

改正条文 (20091203送立院版草案)	現行条文
<p>許可された期間がその外国の特許主務官庁の許可した期間を超えたとき。 <u>七. 特許権の延長が許可された医薬品が動物用薬品であるとき。</u> 延長される特許権に対する無効審判成立の審決が確定したものは、延長を許可された期間は初めから存在しなかったものとみなす。但し、前項第三号、第六号の規定に違反するために、無効審判成立の審決が確定したときは、当該超過期間について、延長されなかったものとみなす。</p>	<p>管官庁の許可した期間を超えたとき。 <u>七. 許可証取得に要する期間が2年未満のとき。</u> 延長される特許権に対する無効審判の審決が確定したときは、延長を許可された期間は初めから存在しなかったものとみなす。但し、前項第三号、第六号の規定違反に関する無効審判の審決が確定したときは、当該超過期間について、延長されなかったものとみなす。</p>
	<p>第五十五条 特許主務官庁は前条第一項各号の一に該当すると認めるときは、職権により延長した特許権の期間を取消することができる。 特許権の延長を取消すべき旨の審決が確定したときは、その許可された延長期間は初めから存在しなかったものとみなす。但し、前条第一項第三号、第六号の規定に違反する場合において、取消すべき旨の決定が確定したときは、当該超過した期間について、延長されなかったものとみなす。</p>
<p>第五十八条 発明特許権者は、本法に別段の定めがある場合を除き、他人がその同意を得ないで該発明を実施することを排除する権利を専有する。 <u>物の発明の実施とは、製造、販売のための申し出、販売、使用、または上述の目的のために該物品を輸入する行為を指す。</u> <u>方法発明の実施とは、次の各号の行為を指す。</u> <u>一、該方法を使用すること。</u> <u>二、使用、販売のための申し出、販売または上述の目的のために該方法で直接製造した物を輸入すること。</u> 発明特許権の範囲は、特許請求の範囲を基準とし、特許請求の範囲の解釈をするときは、<u>明細書及び図面を参酌することができる。</u> <u>摘要は特許請求の範囲を解釈するのに用いることができない。</u></p>	<p>第五十六条 物の特許権者は、本法に別段の定めがある場合を除き、他人がその同意を得ないでその物を製造し、販売の申し出をし、販売し、使用し又はこれらの目的のために輸入することを排除する権利を専有する。 方法の特許権者は、本法に別段の定めがある場合を除き、他人がその同意を得ないでその方法を使用し、及びその方法によって直接製造された物品の使用、販売の申し出、販売又はこれらの目的のための輸入をすることを排除する権利を専有する。 特許権の範囲は、<u>明細書に記載された特許請求の範囲を基準とする。</u>特許請求の範囲の解釈をするときは、<u>発明の明細及び図面を参酌することができる。</u></p>
<p>第五十九条 発明特許権の効力は次の各号に及ばない。 <u>一、商業目的でない未公開の行為。</u> <u>二、研究または実験が目的で、発明を実施する必要がある行為。</u> <u>三、出願前、既に国内で実施されていたもの、又は既に必要な準備を完了したもの。但し、特許出願人のところでその発明を知った後6ヶ月未満で、且つ特許出願人がその特許権を保留することを声明した場合は、この限りでない。</u> <u>四、単に国境を通過するに過ぎない交通機関又はその装置。</u> <u>五、特許出願権者でない者が取得した特許権が特許権者の無効審判請求によって取り消されたときは、その被許諾者が無効審判請求前に、善意で国内で実施し、又は既に必要な準備を完了したもの。</u></p>	<p>第五十七条 特許権の効力は次の各号に及ばない。 <u>一、研究、教学、又は実験のため、その発明を実施し、営利行為に属しないもの。</u> <u>二、出願前、既に国内で実施されていたもの、又は既に必要な準備を完了したもの。但し、出願前6カ月以内に特許出願人よりその製造方法を知悉し、並びに特許出願人がその特許権を留保する旨の表明があったときはこの限りでない。</u> <u>三、出願前、既に国内に存在していた物。</u> <u>四、単に国境を通過するに過ぎない交通機関又はその装置。</u> <u>五、特許出願権者でない者が受けた特許権が特許権者の審判請求に因って取り消しにされたときは、その実施権者が無効審判請求前に善意で国内で実施し、又は既に必要な準備を完了したもの。</u> <u>六、特許権者が製造し、又はその同意を得て製造</u></p>

改正条文 (20091203送立院版草案)	現行条文
<p>六、特許権者が製造し、又はその同意を得て製造された特許物品の販売後、当該物品を使用し、又は再販売であること。上記の製造、販売行為は、<u>国内に限らない。</u></p> <p>七、<u>特許権が第七十二条第一項第三号の規定に基づいて消滅した後、特許権者が第七十二条第二項に基づいて特許権効力を回復して公告するまでに善意で実施するか、または既に必要な準備が完了したもの。</u></p> <p>前項第三号、第五号及び第七号之実施者は、その元来の事業の<u>目的範囲内</u>においてのみ引き続き利用することができる。</p> <p>第一項第五号の被許諾者は、該特許権が無効審判により取り消された後、なお実施を継続するときは、特許権者の書面通知を受け取った日から、特許権者に対して合理的な実施料を支払わなければならない。</p>	<p>された特許物品の販売後、当該物品を使用し、又は再販売こと。上記の製造、販売行為は国内に限らない。</p> <p>前項第二号及び第五号の実施者は、その元来の事業においてのみ引き続き利用することができる。</p> <p><u>第六号の販売をすることができる区域は、裁判所が事実に基づいてこれを認定する。</u></p> <p>第一項第五号の実施権者は実施許諾に係る特許権が無効審判により取り消された後、なお実施を継続するときは、特許権者の書面通知を受け取った日から、特許権者に対して合理的な実施料を支払わなければならない。</p>
<p>第六十条 発明特許権の効力は、薬事法で定められた薬物検査登記許可または国外薬物販売許可を取得することを目的として従事した研究、実験及びその必要な行為に及ばない。</p>	
<p>第六十一条 二種類以上の医薬品を混合して製造した医薬品、若しくは方法は、その<u>発明特許権の効力は医師の処方箋による調剤行為及び処方箋により調剤される医薬品に及ばない。</u></p>	<p>第五十八条 二種類以上の医薬品を混合して製造した医薬品、若しくは方法は、その特許権の効力は<u>医師の処方箋又は処方箋により調剤される医薬品に及ばない。</u></p>
<p>第六十二条 発明特許権者が製造、またはその同意を経て製造した生物材料を販売した後、その発明特許権効力は、該生物材料が繁殖を経て直接に獲得した生物材料に及ばない。但し、繁殖を目的として、直接獲得した該生物材料を再び使用してならない。</p> <p>前項の販売後の生物材料は、必然的に生物材料の繁殖をもたらすものを使用することに限る。</p>	
<p>第六十三条 発明特許権者が製造、またはその同意を経て製造した特許植物繁殖材料を販売した後、その特許権効力は、農民が繁殖を目的とした種を残す行為に及ばない。</p> <p>前項で言う植物とは、植物品種及び種苗法第二十六条により公告される植物物種に限る。</p>	
<p>第六十四条 発明特許権者はその発明特許権を譲渡し、信託し、他人に実施を許諾し、又は質権を設定するときは、特許主務官庁に登録しなければ、第三者に対抗することができない。</p> <p><u>前項許諾は専属許諾または非専属許諾に分けられる。</u></p> <p><u>専属被許諾者は、被許諾の範囲内において、発明特許権者及び第三者が該発明を実施することを排除する。</u></p> <p><u>発明特許権者が、複数の債権を担保にするため、同一特許権について複数の質権を設定した場合、その順位は登記順に基づくものとする。</u></p>	<p>第五十九条 特許権者はその発明に係る特許権を譲渡し、信託し、他人に実施を許諾し、又は質権を設定するときは、特許主務官庁に登録しなければ、第三者に対抗することができない。</p>
<p>第六十五条 専属被許諾者は、許諾された権利を</p>	

改正条文 (20091203送立院版草案)	現行条文
<p>再び第三者の実施に許諾できる。但し、契約に別の約定があるときは、その約定に従う。 非専属被許諾者は、発明特許権者または専属被許諾者の同意を経していない場合、その許諾された権利を再び第三者の実施に許諾できない。 再許諾は、特許主務官庁に登録されなければ、第三者に対抗できない。</p>	
	<p>第六十条 特許権の譲渡又は実施許諾について、契約には次の事由の一に該当する約定があつて、これにより不正競争が生じたときは、その約定は無効とする。 一、譲受人に対し、特定の物品、又は譲渡人若しくは許諾者でない者が提供する方法を使用することを禁止又は制限するもの。 二、譲受人に対し、譲渡人より特許による保護を受けない製品又は原料の購入を要求するもの。</p>
<p>第六十六条 発明特許権が共有の場合、共有者自身が実施する以外は、共有者全員の同意を得ないで、譲渡、信託、他人への実施許諾、質権の設定または放棄することができない。</p>	<p>第六十一条 特許権が共有であるときは、共有者自身が実施する以外は、共有者全員の同意を得ないで譲渡又は他人に実施を許諾することができない。但し、契約に別の約定があるときは、その約定に従う。</p>
<p>第六十七条 発明特許権の共有者は、その他共有者の同意を経ないで、その持つべき部分を他人に譲渡、信託、または質権を設定してならない。 <u>発明特許権の共有者がその持つべき部分を放棄した時、該部分はその他の共有者に帰属する。</u></p>	<p>第六十二条 特許権の各共有者は他の共有者の同意を得なければ、その持分を他人に譲渡し、信託し又はその持分を目的として質権を設定することができない。</p>
<p>第六十八条 発明特許権者が中華民國と外国の間に発生した戦争により損失を受けたときは、特許権の存続期間を1回限りで5年～10年を延長することを申請することができる。但し、交戦国の国民に属する特許権は延長を申請することができない。</p>	<p>第六十三条 特許権者が中華民國と外国の間に発生した戦争により損失を受けたときは、特許権の存続期間を1回限りで5年～10年更新することを出願することができる。但し、交戦国の国民に属する特許権は更新を出願することができない。</p>
<p>第六十九条 発明特許権者が特許明細書、特許請求の範囲または図面の訂正を請求するときは、下記の事情のみに限られる。 一、請求項の削除。 二、特許範囲の請求の縮減。 三、誤記または誤訳の訂正。 四、不明瞭な記載の釈明。 訂正は、誤訳の訂正を除き、出願時の明細書、請求特許の範囲または図面が掲載した範囲を超えることはできない。 <u>第二十五条第三項の規定に基づき、明細書、特許請求の範囲及び図面を外国語書面で提出した場合、その誤訳の訂正は、出願時の外国語書面で掲載した範囲を超えてならない。</u> <u>訂正は、公告時の特許請求の範囲を実質拡大、又は変更してならない。</u></p>	<p>第六十四条 特許権者が明細書又は図面の補正を出願するときは、次に掲げる事項についてのみこれを行うことができる。 一、特許請求の範囲の縮減。 二、誤記事項の訂正。 三、不明瞭な記載の釈明。 前項の補正は、出願時の原明細書又は図面に揭示された範囲を超えることができず、また特許請求の範囲を実質的に拡大し、又は変更することもできない。 <u>特許主務官庁は補正を許可した後、その事由を特許公報に掲載しなければならない。</u> <u>明細書、図面が補正され、公告されたときは出願日に溯って効力を生じる。</u></p>
<p>第七十条 特許主務官庁は、訂正案件の審査に対して、第七十九条の規定による他に、特許審査人員を指定して審査に当たらせ、且つ査定書を作成して出願人に送達しなければならない。</p>	<p>第六十四条第三項、第四項特許主務官庁は補正を許可した後、その事由を特許公報に掲載しなければならない。 明細書、図面が補正され、公告されたときは出願</p>

改正条文 (20091203送立院版草案)	現行条文
<p>特許主務官庁は、訂正を認可した後、その事由を<u>公告しなければならない。</u> 明細書、特許請求の範囲及び図面が訂正され、公告されたものはその出願日に溯って効力を生じる。</p>	<p>日に溯って効力を生じる。</p>
<p><u>第七十一条</u> 発明特許権者は、被許諾者又は質権者の同意を経ないで、特許権を放棄し、又は<u>第六十九条第一項第一号又は第二号の事項について訂正を申請することができない。</u> <u>発明特許権が共有の場合、共有者全体の同意を経ないで、第六十九条第一項第一号、又は第二号の事項についての訂正を申請することができない。</u></p>	<p>第六十五条 特許権者は、実施権者又は質権者の同意を得ないで、特許権を放棄し又は前条の出願を<u>することができない。</u></p>
<p><u>第七十二条</u> 次に掲げる事情の一に該当するときは、発明特許権は当然消滅する。 一、特許権の存続期間が満了したときは、その満了後から消滅する。 二、特許権者が死亡し、<u>相続人がない。</u> 三、第2年以降の特許料は追納期間が満了するまでに納付されなかったときは、原納付期間が満了した後に消滅する。 四、特許権者が権利の放棄をするときは、書面にその旨が表示された日から消滅する。 <u>特許権者が故意によらず、第九十六条第一項に定める期限内に追納しなかった場合、追納期限満了後1年以内に特許権の回復を申請することができる；且つ3倍の特許料を納付した後、特許主務官庁はこれを公告する。</u></p>	<p>第六十六条 次に掲げる事情の一に該当するときは、特許権は当然消滅する。 一、特許権の存続期間が満了したときは、その満了の次の日から消滅する。 二、特許権は、特許権者が死亡し、相続人であることを<u>主張する者がいないときは、民法第千八百八十五条の規定により国庫に帰属する日から消滅する。</u> 三、第2年以降の特許料は追納期間が満了するまでに納付されなかったときは、原納付期間が満了する日の次の日から消滅する。<u>但し、第十七条第二項の規定により原状に回復したものはこの限りでない。</u> 四、特許権者が権利の放棄をするときは、書面にその旨が表示された日から消滅する。</p>
<p><u>第七十三条</u> 発明特許権が次の一に該当する場合、<u>何人でも特許主務官庁に無効審判を請求することができる。</u> 一、<u>第二十一条から第二十四条、第二十六条、第三十一条、第三十二条第一項、第三項、第三十四条第四項、第四十三条第二項、第四十四条第二項、第三項、第六十九条第二項から第四項又は第一百十一条第三項の規定に違反するとき。</u> 二、特許権者の所属国家は<u>中華民國の国民の特許出願を受理しないとき。</u> 三、<u>第十二条第一項の規定に違反するとき又は特許権者が特許出願権者でないとき。</u> 前項第三号の事由を以って、無効審判を請求する場合、利害関係者に限る。 <u>発明特許権に無効審判を提起できる事由は、その特許査定時の規定に基づく。但し、第三十四条第四項、第六十九条第二項、第四項または第一百条第三項規定に違反する事由を以って、無効審判を請求する場合、無効審判請求時の規定に基づく。</u></p>	<p>第六十七条 次の各号の一に該当するときは、特許主務官庁は無効審判請求又は職権によりその特許権を取消し、並びに期間を限定して証書を返還させなければならないが、返還されなかったときは、証書を取消す旨の公告をしなければならない。 一、<u>第十二条第一項、第二十一条から第二十四条まで、第二十六条、第三十一条又は第四十九条第四項の規定に違反するとき。</u> 二、特許権者の所属国家は<u>中華民國の国民の特許出願を受理しないとき。</u> 三、特許権者が特許出願権者でないとき。 <u>第十二条第一項に違反し、又は前項第三号に掲げる場合に該当することを理由に無効審判請求をする者は、利害関係者に限る。それ以外の場合は、何人も証拠を添付して特許主務官庁に対して無効審判の請求をすることができる。</u> <u>無効審判の請求人による理由及び証拠の補足は、無効審判の請求がなされた日から1ヶ月以内にこれをしなければならない。但し、無効審判審決前に提出されたものについては、なおこれを斟酌しなければならない。</u> <u>無効審判案件は審査を経て不成立とされたときは、何人も同一の事実及び同一の証拠をもって再び無効審判請求をすることができない。</u></p>

改正条文 (20091203送立院版草案)	現行条文
<p>第七十四条 利害関係者が特許権の取消しにより、回復されるべき法律上の利益があるときは、特許権が当然消滅後においても、無効審判を請求することができる。</p>	<p>第六十八条 利害関係者が特許権の取消しにより回復されるべき法律上の利益があるときは、特許権の存続期間満了後、又は当然消滅後においても、無効審判を請求することができる。</p>
<p>第七十五条 無効審判を請求する場合、請求書を添え、無効審判の請求声明、理由を明記し、更に証拠を添付しなければならない。 特許権に2項以上の請求項がある場合、部分請求項について無効審判請求ができる。 無効審判を声明し、請求した後は、変更または追加できない。但し、縮減はできる。 無効審判の請求人による理由又は証拠の補足は、無効審判の請求がなされた後から1ヶ月以内にこれをしなければならない。但し、無効審判審決前に提出されたものについては、なおこれを斟酌しなければならない。</p>	<p>第六十七条第三項 無効審判の請求人による理由及び証拠の補足は、無効審判の請求がなされた日から1ヶ月以内にこれをしなければならない。但し、無効審判審決前に提出されたものについては、なおこれを斟酌しなければならない。</p>
<p>第七十六条 特許主務官庁は前条の請求書を受け取った後、請求書の副本を特許権利者に送達しなければならない。 権利者は副本が送達された日から1ヶ月以内に答弁をしなければならず、先に理由を説明して延期を認められた場合を除き、期間が満了するまでに答弁をしなかったものについては、直ちに審査を行う。 <u>無効審判の請求人が補足した理由又は証拠は審査を遅延させるおそれがあり、又はその事証が既に明確になった場合、特許主務官庁は直ちに審査を行うことができる。</u></p>	<p>第六十九条 特許主務官庁は無効審判請求書を受け取った後、請求書の副本を特許権利者に送達しなければならない。 権利者は副本が送達された日から1ヶ月以内に答弁をしなければならず、先に理由を説明して延期を認められた場合を除き、期間が満了するまでに答弁をしなかったものについては、直接審査を行う。</p>
<p>第七十七条 特許主務官庁が無効審判の審査をするときは、無効審判声明範囲内において、職権に基づき、無効審判の請求人が提出していない理由及び証拠を斟酌することができ、並びに期限を限定して答弁に応じるよう特許権者に通知しなければならない；期限が満了しても答弁しないときは、直ちに審査を行うことができる。</p>	
<p>第七十八条 特許主務官庁は無効審判の審査をするときは、請求又はその職権により期間を限定して特許権者に次の各号の行為をするよう通知しなければならない。 一、特許主務官庁に出向いて面接を受けること。 二、必要な実験をし、模型又はサンプルを補足提出すること。 前項第二号の実験、模型又はサンプルの補足提出について、特許主務官庁は必要であると認めるときに現場又は指定場所へ赴き、検証を実施することができる。</p>	<p>第七十一条 特許主務官庁は無効審判の審査を行うときは、請求又はその職権により機関を限定して特許権者に次の各号の行為をするよう通知しなければならない。 一、特許主務官庁に出向いて面接を受けること。 二、必要な実験をし、模型又はサンプルを追加提出すること。 三、<u>第六十四条第一項及び第二項により、補正をすること。</u> 前項第二号の実験、模型又はサンプルの追加提出について、特許主務官庁は必要とときに現場又は指定場所へ赴き、検証を実施することができる。 <u>第一項第三号の規定による特許明細書又は図面の補正があったときは、主務官庁は無効審判請求人に通知しなければならない。</u></p>
<p>第七十九条 無効審判案件の審査期間に、訂正がある場合、合併審査及び合併査定をしなければならない</p>	

改正条文 (20091203送立院版草案)	現行条文
<p>らない；特許主務官庁の審査を経て訂正が認可された時、訂正後の明細書、特許請求の範囲または図面の副本を無効審判の請求人に送達しなければならない。</p> <p>同一無効審判案件の審査期間に、二以上の訂正請求案件があるものは先の訂正請求案件を撤回したものと見なす。</p>	
<p>第八十条 同一特許権に多数件の無効審判の請求案件がある場合、特許主務官庁が必要と認めた場合に合併審査することができる。</p> <p>前項規定に基づいて合併審査した無効審判案件は、合併査定することができる。</p>	
<p>第八十一条 特許主務官庁は無効審判の審査をするときは、特許審査人員を指定して審査に当たらせ、かつ査定書を作成し、特許権者及び請求人に送達しなければならない。</p> <p>無効審判の査定は、各請求項についてそれぞれしなければならない。</p>	<p>第七十条 特許主務官庁は無効審判に関して審査を行うときは、もとの出願審査に関わっていない審査人員を指定して審査に当たらせ、かつ査定書を作成し、特許権者及び請求人に送達しなければならない。</p>
<p>第八十二条 無効審判の請求人は、査定前に無効審判の請求を撤回することができる。但し、特許権者が既に答弁を提出した場合、特許権者の同意を得なければならない。</p> <p>特許主務官庁は、無効審判の撤回の事実を特許権者に通知しなければならない；通知送達後十日以内に特許権者の反対表示がない場合、撤回に同意したと見なす。</p>	
<p>第八十三条 次の事情の一がある場合、何人でも同一特許権について、同一の事実、同一の証拠を以って再び無効審判を請求することができない。</p> <p>一、その他の無効審判請求案件がかつて同一事実及び同一証拠を以って無効審判を請求され、審査を経て不成立したもの。</p> <p>二、知的財産案件審理法第三十三条の規定に基づき、知的財産裁判所へ提出された新証拠が審理を経て理由がないと認定されたもの。</p>	<p>第六十七条第四項 無効審判案件は審査を経て不成立とされたときは、何人も同一の事実及び同一の証拠をもって再び無効審判請求をすることができない。</p>
<p>第八十四条 発明特許権が無効審判の審査を経て成立した場合、その特許権は取消しされなければならない。その取消しは各請求項についてそれぞれ行うことができる。</p> <p>特許権が取消しされた後、次の各号の事情の一に該当するときは、取消しが確定したものとす。</p> <p>一、法により行政救済を提起しなかった場合。</p> <p>二、行政救済を提起し、却下の決定が確定した場合。</p> <p>発明特許権の取消しが確定したときは、特許権の効力は始めから存在しなかったものと見なす。</p>	<p>第七十三条 特許権が取消しされ、次の各号の一に該当するときは、取消しが確定したものとす。</p> <p>一、法により行政救済を提起しなかった場合。</p> <p>二、行政救済を提起し、却下の決定が確定した場合。</p> <p>特許権の取消しが確定したときは、特許権の効力は初めから存在しなかったものとみなす。</p>
<p>第八十五条 第五十七条第一項の発明特許権存続期間の延長に関する無効審判の処理は、本法の発明特許権無効審判に関する規定を準用する。</p>	<p>第七十二条 第五十四条の発明特許権に関する無効審判の処理は、第六十七条第三項、第四項及び前四条規定を準用する。</p> <p>第六十七条の職権による特許権取消しの処理は、前三条規定を準用する。</p>
<p>第八十六条 発明特許権の付与、変更、延長、延</p>	<p>第七十四条 特許主務官庁は、発明に係る特許権</p>

改正条文 (20091203送立院版草案)	現行条文
<p>展、譲渡、信託、許諾、<u>強制許諾</u>、取消、消滅、質権の設定、<u>無効審判の査定及びその他公告すべき事項を特許公報に公告</u>しなければならない。</p>	<p>の付与、変更、延長、譲渡、信託、<u>実施許諾</u>、特許の実施、取消、消滅、質権の設定その他公告すべき事項を特許公報に掲載しなければならない。</p>
<p>第八十七条 特許主務官庁は特許原簿を備え置き、特許付与、特許権の異動及び法令所定の事項をすべて記載しなければならない。 前項の特許原簿は電子方式によってこれをし、且つ国民の閲覧、抄録、撮影若しくはコピーに供することができる。</p>	<p>第七十五条 特許主務官庁は特許原簿を備え置き、特許付与、特許権の異動及び及び法令所定の事項をすべて記載しなければならない。 前項の特許原簿は電子方式によってこれをし、国民の閲覧、抄録、撮影若しくはコピーに供することができる。</p>
<p>第八十八条 特許主務官庁は、本法に基づき公開、公告しなければならない事項は、電子方式によって行うことができる；その実施日は、特許主務官庁がこれを定める。</p>	
<p>第五節 強制許諾</p>	<p>第五節 実施</p>
<p>第八十九条 国の緊急危難またはその他の重大緊急状況に対応するため、特許主務官庁は、<u>緊急命令または中央目的事業所管官庁の通知に基づき、必要な特許権を強制に許諾するとともに特許権者に迅速に通知しなければならない。</u> <u>次の事情の一があり、強制許諾の必要がある場合、特許主務官庁は申請により強制許諾をすることができる。</u> <u>一、公益を増進する非営利的な実施。</u> <u>二、発明特許権または実用新案権の実施が前の発明特許権または実用新案権を侵害するのを免れず、且つ該前の発明特許権または実用新案権よりも相当な経済意義を備えた重要な技術改良であること。</u> <u>三、品種権所有者が、品種権を利用する場合は他人の生物技術特許を実施しなければならず、且つ当該特許よりも相当な経済的意義を備えた重要な技術改良であること。</u> <u>四、特許権者が競争の制限または不平等競争の事情があり、裁判所による判決を経てまたは行政院公平取引委員会による処分を受けた時。</u> <u>半導体技術にかかる特許について強制許諾を請求する場合、前項第一号または第四号の事情に限る。</u> <u>第二項第一号から第三号の規定に基づき、強制許諾を請求する場合、請求人がかつて合理的な商業条件で相当期間を経ても許諾についての協議が成立しない場合に限る。</u> <u>特許権は、第二項第二号または第三号の規定に基づいて強制許諾を請求された場合、その特許権者は合理的な条件を提出し、請求人の特許権または品種権について、強制許諾を請求することができる。</u></p>	<p>第七十六条第一項、第二項 国家の緊急事態に対応し、若しくは公益を増進するための非営利目的の使用又は出願人が合理的な商業条件を提示したにもかかわらず、相当期間内に実施許諾について協議が達成できなかった場合、特許主務官庁は請求により、当該出願人に特許権の強制実施を許可することができる。その実施は国内市場の需要に供給することを主としなければならない。但し、半導体技術に係る特許について強制実施許諾を出願するときは公益の増進を目的とする非営利の使用に限る。 特許権者が競争制限又は不正競争により受けた裁判所の判決又は行政院公平交易委員会の処分が確定したときは、前項の事由がない場合であっても、特許主務官庁は請求により、当該出願人に特許権の強制実施を許可することができる。</p> <p>第七十八条第一項から第五項 <u>再発明とは、他人の発明又は実用新案の主な技術内容を利用して完成した発明をいう。</u> <u>特許権者はもとの特許権者の同意を得なければ、その発明を実施することができない。</u> <u>製造方法の特許権者がその製造方法により製造した物が、他人の特許に係るものであるときは、当の他人の同意を得なければ、当該発明を実施することができない。</u> <u>前二項の再発明の特許権者と元発明の特許権者、又は製造方法の特許権者と物の特許権者は協議により交互に実施許諾をすることができる。</u> <u>前項の協議が成立しない場合において、再発明の特許権者及びもとの発明の特許権者又は製造方法の特許権者及び物の特許権者は、第76条により強制実施を出願することができる。但し、再発明又は製造方法の発明に表現された技術については、元発明又は物の発明より、相当な経済的意義を有する重要な技術上の改良に限って、強制実施を請求することができる。</u></p>

改正条文 (20091203送立院版草案)	現行条文
<p>第九十条 特許主務官庁は、<u>前条第二項及び第九十二条の強制許諾請求を受けた時、特許権者に期間を限定し、答弁するよう通知しなければならない；期日までに答弁しなかったものは、直ちに審査することができる。</u></p> <p><u>強制許諾の実施は、国内市場の需要に供給することを主とする。但し、前条第二項第四号の規定に基づき、強制許諾する場合は、その限りでない。</u></p> <p><u>強制許諾の査定は、書面で行うと共に、その許諾の理由、範囲、期間及び支払うべき補償金を明記しなければならない。</u></p> <p><u>強制許諾は、元の特許権者がその特許権を実施するのを妨げない。</u></p> <p><u>強制許諾は、譲渡、信託、相続、許諾または質権の設定をしてならない。但し、次の事情の一がある場合、その限りでない。</u></p> <p><u>一、前条第二項第一号または第四号の規定に基づき、該特許の実施に関連する営業とともに譲渡、信託、相続、許諾または質権の設定を強制許諾するとき。</u></p> <p><u>二、前条第二項第二号、第三号または第五項の規定に基づき強制許諾されるものが、被許諾者の特許権または品種権とともに譲渡、信託、相続、許諾または質権の設定をするとき。</u></p>	<p>第七十六 条第一項、第三項、第四項、第五項、第六項 国家の緊急事態に対応し、若しくは公益を増進するための非営利目的の使用又は出願人が合理的商業条件を提示したにもかかわらず、相当期間内に実施許諾について協議が達成できなかった場合、特許主務官庁は請求により、当該出願人に特許権の強制実施を許可することができる。その実施は国内市場の需要に供給することを主としなければならない。但し、半導体技術に係る特許について強制実施許諾を出願するときは公益の増進を目的とする非営利的使用に限る。</p> <p>特許主務官庁が強制実施の請求書を受理した後、当該請求書の副本をその請求に係る特許権者に送達し、3ヶ月以内に答弁をさせなければならない。期限が満了して答弁をしなかったときは、直ちにこれを処理することができる。</p> <p>特許権の強制実施は他人が同一の発明に係る特許権について実施権を取得することを妨げない。</p> <p>強制実施権者は特許権者に適当な補償金を支払わなければならない。争議があるときは、特許主務官庁がこれを裁定する。</p> <p>強制実施権は強制実施に関する営業と共に移転し、譲渡し、信託し、相続し、許諾し又は質権の設定をしなければならない。</p> <p>第七十八条第六項 再発明の特許権者又は製造方法の特許権者が取得した強制実施権は、その特許権と共に譲渡し、信託し、相続し、実施を許諾し又は質権の設定をしなければならない。</p>
<p>第九十一条 <u>第八十九条第一項の規定により強制許諾されるものは、中央目的事業所管官庁により強制許諾の必要がないと認定された時、特許主務官庁はその通知により強制許諾を廃止しなければならない。</u></p> <p><u>次の各号に掲げる事情のいずれに該当するものは、特許主務官庁は申請により強制許諾を廃止することができる。</u></p> <p><u>一、強制許諾をもたらす事実の変更により強制許諾の必要がなくなったもの。</u></p> <p><u>二、被許諾者は許諾の内容に基づき、適切に実施しないもの。</u></p> <p><u>三、被許諾者は特許主務官庁の査定による補償金を支払わないもの。</u></p>	<p>第七十六条第七項 強制実施の原因が消滅したときは、特許主務官庁は請求により強制実施を廃止することができる。</p> <p>第七十七条 前条規定により特許の強制実施権を取得した者が強制実施の目的に反したときは、特許主務官庁は特許権者の請求又はその職権によりその強制実施を廃止することができる。</p>
<p>第九十二条 製薬能力がなく、または製薬能力が足りない国家に協力し、エイズ、肺結核、マラリアまたはその他の伝染病を治療するための必要な医薬品を取得するために、特許主務官庁は申請により、特許権の実施を申請人に強制許諾することができ、以って当該国家の輸入に必要な医薬品を提供する。</p> <p>前項規定により強制許諾を申請するものは、申請人がかつて合理的な商業条件をもって相当な期間</p>	

改正条文 (20091203送立院版草案)	現行条文
<p>内に許諾を協議できないものに限る。但し必要な醫藥品は輸入国において既に強制許諾が許可されたものは、この限りでない。</p> <p>輸入国は世界貿易機関の加盟国である場合、申請人は第一項により申請する時、輸入国が既に下記事項を履行している証明書類を提出しなければならない。</p> <p>一、当該国の必要な醫藥品の名称及び数量をすでに貿易に関する知的財産権理事会に通知したこと。</p> <p>二、当該国に製薬能力がなく、または製薬能力が不足で輸入国とする意向があることをすでに貿易に関する知的財産権理事会に通知したこと。但し、輸入国が低開発国である場合は、申請人は証明書類を提出する必要がない。</p> <p>三、必要な醫藥品は当該国において特許権がなく、または特許権があるが、強制許諾が既に許可され、またはまもなく強制許諾が許可されるもの。</p> <p>前項で言う低開発国は、国際連合が頒布した低開発国とする。</p> <p>輸入国はもし世界貿易機関の加盟国ではなく、低開発国で、または製薬能力がなく、もしくは製薬能力が足りない国である場合、申請人は第一項により申請する時、輸入国が既に下記事項を履行している証明書類を提供しなければならない。</p> <p>一、書面で中華民國の外交機関に必要な醫藥品の名称及び数量を提出したこと。</p> <p>二、必要な醫藥品の再輸出の防止に同意したこと。</p>	
<p>第九十三条 前条規定の強制許諾により製造された醫藥品は全部輸入国に輸出しなければならない、且つ許諾を得て製造された数量は輸入国が貿易に関する知的財産権理事会または中華民國の外交機関に通知した必要な醫藥品の数量を越えてならない。</p> <p>前条規定の強制許諾により製造された醫藥品は、その外包装に特許主務官庁指定の内容に従いその許諾の根拠を表示すべき、その包装及び色または形状は、特許権者もしくはその被許諾者が製造した醫藥品と区別できるようにしなければならない。</p> <p>強制許諾の被許諾者は特許権者に妥当な補償金を支払わなければならない、補償金の数額は、特許主務官庁が、必要な醫藥品に関する醫藥品の特許権の輸入国における経済価値、及び国際連合が発表した人力開発指数を参考にして決定しなければならない。</p> <p>強制許諾の被許諾者は当該醫藥品を輸出する前に、ウェブサイト当該醫藥品の数量、名称、目的地及び区別できる特徴を公開しなければならない。</p>	

改正条文 (20091203送立院版草案)	現行条文
前条規定の強制許諾により製造された醫藥品は、その検査と登記は藥事法第四十条の二第二項規定による制限を受けない。	
第六節 料金の納付	第六節 料金の納付
<p>第九十四条 発明特許に係る各項の申請に関し、申請人は申請時に、申請手数料を納付しなければならない。</p> <p>特許を査定されたときは、発明特許権者は証書代及び特許料を納付しなければならない。特許権期間の延長、延展を許可されたときは、延長又は延展の期間内においても、やはり特許料を納付しなければならない。</p>	<p>第八十条 特許に係る各出願に関し、出願人は出願時に、出願手数料を納付しなければならない。特許を付与された者は、特許権者は証書代及び特許料を納付しなければならない。特許の延長、更新を許可されたときは、延長又は更新の期間内においても、なお特許料を納付しなければならない。<u>出願の手数料、証書代及び特許料の金額は所管官庁がこれを定める。</u></p>
<p>第九十五条 発明特許料は公告の日から起算する。第一年の特許料は、第五十二条第一項の規定により納付しなければならない。第二年以降の各年分の特許料は期限満了までに納付しなければならない。</p> <p>前項特許料は、数年分を一括して納付することができ、特許料の調整があったときは、その差額の追納を要しない。</p>	<p>第八十一条 特許料は公告の日から起算する。第一年の特許料は、第五十一条第一項の規定により納付しなければならない。第二年以降の各年分の特許料は期限満了までに納付しなければならない。</p> <p>前項特許料は、数年分を一括して納付することができ、特許料の調整があったときは、その差額の追納を要しない。</p>
<p>第九十六条 第2年以降の特許料は、納付すべき期間内に納付をしなかったものは、期間満了後の6ヶ月以内に追納することができる。但し、その特許料の納付は、<u>本来納付すべき特許料の外、比例方式で特許料を別途追加納付しなければならない。</u></p> <p><u>前項の比例方式で特許料を別途追加納付するものは、特許料を納付すべき期間を経過した後、月ごとに別途追加納付し、1ヶ月を経過するものは、20%を別途追加納付し、最高は規定による特許料の倍の数額まで追加納付する。その経過した期間は1日以上、1ヶ月以内であるものは、1ヶ月で論じる</u></p>	<p>第八十二条 第2年以降の特許料は、納付すべき期間内に納付をしなかったものは、期間満了の日から6ヶ月以内に追納することができる。但し、その特許料は所定料金の倍額を納付しなければならない。</p>
<p>第九十七条 特許権者は自然人、学校又は中小企業であるときは、特許主務官庁に特許料の減免を申請することができる。</p>	<p>第八十三条 特許権者は自然人、学校又は中小企業であるときは、特許主務官庁に特許料の減免を出願することができる。<u>減免の条件、年限、金額その他従うべき規則は、主管官庁がこれを定める。</u></p>
第七節 損害賠償及び訴訟	第七節 損害賠償及び訴訟
<p>第九十八条 発明特許権者は<u>その特許権を侵害した者に対し、その侵害の排除を請求することができる。侵害のおそれがあるときは、その防止を請求することができる。</u></p> <p><u>発明特許権者は故意または過失によってその特許権を侵害した者に対し、損害賠償を請求することができる。</u></p> <p>発明特許権者は第一項の規定により請求をするときは、特許権の侵害に係る物又は侵害行為に係る原料若しくは器具について、廃棄又はその他必要な処置を請求することができる。</p> <p>専属被許諾者が被許諾範囲において、前三項の請求をすることができる。但し、契約に他の約定が</p>	<p>第八十四条 特許権が侵害されたときは、特許権者は損害賠償を請求し、<u>並びにその侵害を排除することを請求することができる。侵害のおそれがあるときは、その防止を請求することができる。</u></p> <p>専属実施権者も前項の請求をすることができる。但し、契約に他の約定がある場合はその約定に従う。</p> <p>発明の特許権者又は専属実施権者が前二項の規定により請求をするときは、特許権の侵害に係る物品又は侵害行為に係る原料若しくは器具について、廃棄又はその他必要な処置を請求することができる。</p> <p>発明者の氏名表示権が侵害を受けたときは、発明</p>

改正条文 (20091203送立院版草案)	現行条文
<p>ある場合はその約定に従う。 発明者の氏名表示権が侵害を受けたときは、発明者氏名の表示、又はその他名誉回復に必要処分を請求することができる。 第二項及び前項に定める請求権は、請求権者が損害及び賠償義務者を知ったときから二年間、行使しないときに消滅する。行為があったときから10年間を超えたときも、同様とする。</p>	<p>者氏名の表示、又はその他名誉回復に必要処分を請求することができる。 本条に定める請求権は、請求権者が行為及び賠償義務者を知ったときから二年間、行使しないときに消滅する。行為があったときから10年間を超えたときも、同様とする。</p>
<p>第九十九条 前条規定により、損害賠償を請求するときは、次の各号のいずれを選んでその損害を算定することができる。 一、民法第二百十六条の規定による。但し、証拠方法を提供してその損害を証明することができないときは、発明特許権者はその特許権を実施して通常得られる利益より、損害を受けた後に同一特許権を実施して得られる利益を差引いた差額をその受けた損害の額とする。 二、侵害者が侵害行為によって得た利益による。 三、当該発明特許の実施許諾で得られるロイヤリティーに相当する金額をその損害とする。</p>	<p>第八十五条 前条規定により、損害賠償を請求するときは、次の各号のいずれを選んでその損害を算定することができる。 一、民法第二百十六条の規定による。但し、証拠方法を提供してその損害を証明することができないときは、特許権者はその特許権を実施して通常得られる利益より、損害を受けた後に同一特許権を実施して得られる利益を差引いた差額をその受けた損害の額とする。 二、侵害者が侵害行為によって得た利益による。 <u>侵害者がそのコスト、又は必要な経費について立証できないときは、当該物品を販売して得た収入の全部をその所得利益とする。</u> <u>前項規定のほか、特許権者の業務上の信用が侵害行為により毀損されたときは、別途相当金額の賠償を請求することができる。</u> <u>前二項規定により侵害行為が故意になされたときは、裁判所は侵害の状況を斟酌して損害額以上の賠償額を決定することができる。但し、損害額の三倍を超えることはできない。</u></p>
<p>第一百条 特許に係る物に特許証書の番号を表示しなければならず、特許に係る物に表示することができないものは、ラベル、包装またはその他の他人の認識を引くに足りる顕著な方式で表示することができる。表示をしなかったものは、損害賠償を請求する時に、侵害者が特許に係る物であることを知っていて、又はそれを知り得ることを証明するに足りる事実があることを立証しなければならない。</p>	<p>第七十九条 特許権者は、特許に係る物品又はその包装に特許証書の番号を表示しなければならず、また実施権者又は強制実施権者にも番号の表示を要求することができる。表示をしなかった者は損害賠償を請求することができない。但し、権利侵害者が特許に関わる物品であることを知っていて、又はそれを知り得ることを証明するに足りる事実があるときはこの限りでない。</p>
<p></p>	<p>第八十六条 他人の特許権を侵害するために使用された物、又はその行為により生じた物については、侵害された者の請求により、仮差押えを行い、賠償すべき判決があった後に、賠償金の全部又は一部にこれを充当することができる。 当事者が前条の起訴及び本条の仮差押えの申立をしたときは、裁判所は民事訴訟法の規定により訴訟による救済を許可しなければならない。</p>
<p>第一百一条 製造方法に係る特許により製造された物が、その製造方法の特許出願前に国内外において見られなかったものであるときは、他人が製造した同一物はその特許方法によって製造されたものと推定する。 前項の推定は、反証を提出してこれを翻すことができる。被告が当該同一物の製造に使用された方</p>	<p>第八十七条 製造方法に係る特許により製造された物品が、その製造方法の特許出願前に国内外において見られなかったものであるときは、他人が製造した同一物品はその方法特許によって製造されたものと推定する。 前項の推定は、反証を提出してこれを翻すことができる。被告が当該同一物品の製造に使用された</p>

改正条文 (20091203送立院版草案)	現行条文
法は特許製造方法と異なることを立証したときは、反証が提出されたものとする。被告が立証をするときに掲示した製造上及び営業上の秘密の合法的權益は、十分に保障されなければならない。	方法は製造方法特許と異なることを立証したときは、反証が提出されたものとする。被告が立証をするときに掲示した製造上及び営業上の秘密の合法的權益は、十分に保障されなければならない。
第一百二条 發明特許に係る訴訟案件について、裁判所は判決書の正本一部を特許主務官庁に送付しなければならない。	第八十八條 特許に係る訴訟案件について、裁判所は判決書の正本を一部特許主務官庁に送付しなければならない。
	第八十九條 被侵害者は、勝訴判決が確定した後、裁判所に対して敗訴者の費用負担において判決書の全部又は一部を新聞紙に掲載するよう裁定の申立をすることができる。
第一百三條 無効審判請求が、権利侵害訴訟事件の審理に関わるときは、特許主務官庁は優先してこれを審査することができる。	第九十條 特許権に関する民事訴訟は、出願、無効審判請求、取消し請求が確定するまで裁判を停止させることができる。 裁判所は前項の規定により裁判停止を決定したときは、無効審判請求の正当性に注意しなければならない。 無効審判請求が、権利侵害訴訟事件の審理に関わるときは、特許主務官庁は優先してこれを審査することができる。
第一百四條 認許を経していない外国法人又は団体は、本法が規定する事項について民事訴訟を提起することができる。	第九十一條 認許を経していない外国法人又は団体は、本法が規定する事項について民事訴訟を提起することができる。但し、条約又はその本国の法令、慣例により、中華民國国民又は団体が同国において同等な権利を受けられる場合に限る。団体又は機構で結ばれた特許保護に関する協議が、主務官庁の許可を受けた場合も、同様とする。
第一百五條 裁判所は、發明特許に係る訴訟案件を処理するために専門の法廷を設け、又は専門の担当者を指定してこれを行うことができる。司法院は特許侵害鑑定専門機関を指定することができる。裁判所は、發明特許訴訟案件を受理したときは、前項の機構に囑託して鑑定を行わせることができる。	第九十二條 裁判所は、發明特許に係る訴訟案件を処理するために専門の法廷を設け、又は専門の担当者を指定してこれを行うことができる。司法院は特許侵害鑑定専門機関を指定することができる。裁判所は、特許訴訟案件を受理したときは、前項の機構に囑託して鑑定を行わせることができる。
第三章 實用新案	第三章 實用新案
第一百六條 實用新案とは、自然法則を利用した技術思想で、物品の形状、構造又は組合せに関する創作をいう。	第九十三條 實用新案とは、自然法則を利用した技術的思想の創作のうち、物品の形状、構造又は装置に関するものをいう。
	第九十四條 産業上利用することのできる實用新案であつて、次に掲げる事項の一に該当しないものは、本法により出願し、實用新案登録を受けることができる。 一、出願前に既に刊行物に記載され、又は公然実施をされたもの。 二、出願前に既に公知になったもの。 實用新案は下記の事由により前項に掲げる各号の場合に該当し、またその事実が発生した日から六ヶ月以内に出願をするときは、前項各号に規定する制限を受けない。 一、研究、実験のためであった場合。

改正条文 (20091203送立院版草案)	現行条文
	<p>二、政府が主催し又は認可した展覧会に陳列した場合。</p> <p>三、出願人の本意に反して漏えいされた場合。 出願人が前項第一号、第二号の事由を主張するときは、出願時に事実を年月日を記して疎明し、かつ特許主務官庁が指定した期間内に証明書類を提出しなければならない。 実用新案は第一項に掲げる事由がない場合であっても、その属する技術分野における通常の知識を有する者が出願前の先行技術に基づいて、容易に完成することができたときは、本法により出願し実用新案登録を受けることができない。</p>
	<p>第九十五条 出願がなされようとする実用新案は、出願が先で公開又は公告がその出願より後の発明又は実用新案に係る出願に添付された明細書又は図面に記載された内容と一致したときは、実用新案権を取得することができない。但し、その出願人は、先に出願がなされた発明又は実用新案登録出願の出願人と同一人物であるときは、この限りでない。</p>
<p>第一百七条 公の秩序又は善良の風俗を害する実用新案については、実用新案登録を受けることができない。</p>	<p>第九十六条 公の秩序、善良の風俗、又は衛生を害する実用新案については、実用新案登録を受けることができない。</p>
<p>第一百八条 実用新案登録の出願は、実用新案出願権者が願書、明細書、実用新案登録請求の範囲、摘要及び図面をそろえて、特許主務官庁に出願する。 実用新案登録の出願は、願書、明細書、実用新案登録請求の範囲及び図面をそろえた日を出願日とする。 明細書、実用新案登録請求の範囲及び図面は出願時に中国語書面を提出せず、外国語書面で提出し、且つ特許主務官庁の指定期間内に中国語書面（翻訳文）を補正（補足）したときは、外国語書面で提出した日を出願日とする。 前項指定期間内に中国語書面を補正（補足）しなかったときは、出願を受理しないものとする。但し処分がなされる前に補正があったときは、補正の日を出願日とする。外国語書面は未提出と見なす。</p>	
<p>第一百九条 実用新案登録の出願は、実質上、二つ以上の実用新案があった時は、特許主務官庁による通知、または出願人による申請により、分割出願をすることができる。 分割出願はもとの出願の処分が為される前にしなければならない。</p>	
<p>第一百十条 特許又は設計（意匠）登録の出願をした後、これを変更して実用新案登録出願をするとき、又は実用新案登録を出願した後、これを変更して特許出願をするときは、元の出願の出願日その変更出願の出願日とする。 出願の変更は、次の各号に掲げる事情のいずれに</p>	<p>第一百二条 特許又は意匠登録の出願をした後、これを変更して実用新案登録出願をし、又は実用新案登録を出願した後、これを変更して特許出願をするときは、元の出願の出願日その変更出願の出願日とする。但し、元の出願の特許査定書、処分書の送達後、又は元の出願の拒絶査定書、処分</p>

改正条文 (20091203送立院版草案)	現行条文
<p><u>該当するものは、行うことができない。</u> <u>一、元の出願の公告決定査定書、処分書の送達後であるもの。</u> <u>二、もとの出願が特許または設計（意匠）で、拒絶査定書の送達後、2ヶ月を経過したもの。</u> <u>三、もとの出願が実用新案で、実用登録を受けることのできない処分書の送達後、30日を経過したもの。</u> <u>出願の変更は、もとの出願時の明細書、実用新案登録請求の範囲または図面が開示した範囲を超えてならない。</u></p>	<p><u>書の送達の日から60日を経過した後は、変更することができない。</u></p>
<p><u>第百十一条 特許主務官庁は実用新案の形式審査を行った時、出願または職権により期限を限定し、明細書、実用新案登録請求の範囲または図面を修正するように出願者に通知することができる。</u></p>	<p>第百条 出願人が明細書又は図面の補正を請求するときは、出願の日から2ヶ月以内にこれをしなければならない。 <u>前項による補正は、出願時の原明細書又は図面に掲げられた範囲を超えてはならない。</u></p>
<p>第百十二条 明細書、実用新案登録請求の範囲及図面について、第百八条第三項の規定により外国語書面で提出されたものは、その外国語書面を修正することができない。 第百八条第三項の規定で補正（補足）された中国語書面（翻訳文）は、出願時の外国語書面が開示した範囲を超えてならない。</p>	
<p><u>第百十三条 実用新案登録の出願案件は形式審査を経た後、処分書を作成して、出願人に送達しなければならない。</u> <u>形式審査を経て実用登録を受けることができないものは、処分書に理由を記載しなければならない。</u></p>	<p>第九十八条 登録を受けようとする実用新案について、形式審査を経て前条規定に該当すると認めるときは、<u>理由を示した処分書を作成して、出願人又はその代理人に送達しなければならない。</u></p>
<p>第百十四条 実用新案の出願案件は、形式審査を経て次の各号に掲げる事情のいずれに該当するものと認められるときは、実用登録を受けることができない処分にしなければならない。 一、物品の形状、構造又は<u>組合わせ</u>に属しないとき。 二、第百七条規定に違反するとき。 三、第百二十二条が準用する第二十六条第四項の開示方式に関する規定に違反するとき。 四、第百二十二条が準用する第三十三条規定に違反するとき。 五、<u>明細書、実用新案登録請求の範囲または図面には必須事項が開示されていない、もしくはその開示が明らかに明瞭でないとき。</u> 六、<u>修正は、出願時の明細書、実用新案登録請求の範囲または図面が開示した範囲を明らかに超えたとき。</u></p>	<p>第九十七条 実用新案登録出願に係る実用新案は、形式審査（訳注：日本の方式審査）を経て次の各号に掲げる場合のいずれに該当するものと認めるときは、特許を付与しない処分にしなければならない。 一、物品の形状、構造又は装置に属しない。 二、前条規定に違反する。 三、第百十八条が準用する第二十六条第一項、第四項の形式（方式）の開示に関する規定に違反する。 四、第百八条が準用する第三十二条規定に違反する。 五、明細書及び図面には必須事項が掲げられていない、又はその開示が明らかでない。 <u>前項処分をする前に、期間を限定して意見の陳述又は明細書若しくは図面の補正をするよう出願人に通知しなければならない。</u></p>
<p>第百十五条 登録を受けようとする実用新案について、形式審査を経て登録できない事由がないと認められるときは、実用新案登録を許可し、かつ実用新案登録請求の範囲及び図面を公告しなければならない。</p>	<p>第九十九条 登録を受けようとする実用新案について、形式審査を経て第九十七条に規定する登録拒否事由に該当しないと認めるときは、実用新案登録を認め、かつ実用新案請求の範囲及び図面を公告しなければならない。</p>
<p>第百十六条 実用新案権の存続期間は出願日から</p>	<p>第百一条 登録を受けようとする実用新案は、出</p>

改正条文 (20091203送立院版草案)	現行条文
<p>起算して10年をもって満了する。</p>	<p>願人が登録を認められた処分書が送達された日から3ヶ月以内に証書代及び第一年目の特許料を納付するのをまって公告をする。納付期限を超えても納付しなかったものは公告をせず、その特許権は初めから存在しなかったものとする。 登録を受ける実用新案について、公告の日から実用新案権を付与し、証書を交付する。 実用新案権の存続期間は出願日から起算して10年をもって満了する。</p>
<p>第一百七十七条 登録を受けようとする実用新案が公告された後、何人でも、特許主務官庁に、実用新案の技術報告を請求することができる。 特許主務官庁は、実用新案の技術報告が請求された事実を特許公報に掲載しなければならない。 特許主務官庁は、特許審査人員を指定して実用新案の技術報告を作成させ、かつ報告書には特許審査人員が署名しなければならない。 特許主務官庁は第一項の請求に対し、<u>第二百二十二条が準用する第二十二條第一項第一号、第二項、第二百二十二条が準用する第二十三條、第二百二十二条が準用する第三十一條規定の事情について、実用新案の技術報告を作成しなければならない。</u> 第一項の規定により実用新案の技術報告を請求するときは、実用新案権者でない者が商業目的の実施をしていると説明し、かつ関連証明書類が添付してある場合は、特許主務官庁は六ヶ月以内に実用新案の技術報告を完成しなければならない。 実用新案についての技術報告請求は、<u>実用新案権が当然消滅した後においても、これをすることができる。</u> 第一項によりなされた請求は、撤回することができない。</p>	<p>第三条 登録を受ける実用新案が公告された後、何人でも、<u>第九十四條第一項第一号、第二号、第四号、第九十五條又は第八條が準用する第三十一條の規定</u>について、特許主務官庁に、実用新案の技術報告を請求することができる。 特許主務官庁は、前項実用新案の技術報告が請求された事実を特許公報に掲載しなければならない。 。特許主務官庁は、第一号の請求について、特許審査官を指定して実用新案の技術報告を作成させ、かつ報告書には審査官が署名しなければならない。 。第一項の規定により実用新案の技術報告を請求するときは、実用新案権者でない者が商業目的の実施をしていると説明し、かつ関連証明書類が添付してある場合は、特許主務官庁は6ヶ月以内に実用新案の技術報告を完成しなければならない。 実用新案についての技術報告請求は、<u>実用新案権が当然消滅した後においても、これをすることができる。</u> 第一項規定によりなされた請求は、撤回することができない。</p>
<p>第一百八条 実用新案権者が、実用新案権を行使するときは、実用新案の技術報告を提示して警告しなければならない。</p>	<p>第一百四条 実用新案権者が、実用新案権を行使するときは、実用新案の許技術報告を提示して警告しなければならない。</p>
<p>第一百九条 実用新案権者の権利が取り消されたときは、その取消し前に、<u>実用新案権の行使により他人に損害を与えた場合、賠償責任を負わなければならない。但し、実用新案技術報告の内容に基づき、且つ相当の注意を払って権利行使をしたときは、この限りでない。</u></p>	<p>第一百五條 実用新案権者の権利が取り消されたときは、その取消し前に実用新案権の行使により他人に与えた損害については、賠償責任を負わなければならない。 <u>前項の場合において、実用新案技術報告に基づき、又は相当の注意を払って権利行使をしたときは、無過失と推定する。</u></p>
	<p>第一百六條 実用新案権者は、本法に別段の定めがある場合を除き、他人がその同意を得ないで当該実用新案に係る物品の製造、販売のための申出、販売、使用又は上記目的のための輸入をする行為を排除する権利を専有する。 実用新案権の範囲は、明細書に記載された実用新案登録請求の範囲を基準とする。実用新案登録請求の範囲を解釈するときは、創作明細書及び図面を参酌することもできる。</p>
<p>第一百二十条 特許主務官庁は訂正案の審査に対し</p>	

改正条文 (20091203送立院版草案)	現行条文
<p>、第二百二十二条が準用する第七十九条第一項規定の外、形式審査をし、処分書を作成し、出願人に送達しなければならない。</p> <p>訂正は、形式審査を経て次の各号に掲げる事情のいずれに該当するものと認めるときは、訂正できない処分しなければならない。</p> <p>一、第十四条第一号から第五号までに規定された事情があるもの。</p> <p>二、公告時の実用新案登録請求の範囲または図面が開示した範囲を明らかに超えたもの。</p>	
<p>第二百二十一条 実用新案権は次の各号の一に該当するときは、何人でも特許主務官庁に、無効審判請求を提起することができる。</p> <p>一、<u>第六十六条、第七十条、第一百十条第三項、第一百十二条第二項、第二百二十二条が準用する第二十二條、第二百二十二条が準用する第二十三條、第二百二十二条が準用する第二十六條、第二百二十二条が準用する第三十一條、第二百二十二条が準用する第三十四條第四項、第二百二十二条が準用する第四十三條第二項、第二百二十二条が準用する第四十四條第三項、第二百二十二条が準用する第六十九條第二項から第四項までの規定に違反するとき。</u></p> <p>二、実用新案権者の属する国が中華民國国民による特許出願について、受理しないとき。</p> <p>三、第十二条第一項規定に違反し、または実用新案権者が実用新案の出願権者でないとき。</p> <p>前項第三号の事情を以って、無効審判を請求する者は、利害関係人が請求することに限る。</p> <p>実用新案権の無効審判請求を提起することができる事情は、公告決定の処分を付与された時の規定による。但し、<u>第一百十条第三項、第二百二十二条が準用する第三十四條第四項または第二百二十二条が準用する第六十九條第二項、第四項規定の事情に違反することを以って、無効審判請求を提起した場合、無効審判請求時の規定による。</u></p> <p>無効審判審決書には、特許審査人員が署名をしなければならない。</p>	<p>第七十条 次の各号の一に該当するときは、特許主務官庁は無効審判により、<u>その実用新案権を取消し、並びに期間を限定して証書を返還させなければならない。返還させることができなかつたときは、取消す旨の公告をしなければならない。</u></p> <p>一、第十二条第一項、第九十三條から第九十六條まで、第一百条第二項、第一百八條が準用する第二十六條、又は第一百八條が準用の第三十一條の規定に違反するとき。</p> <p>二、実用新案権者の属する国が中華民國国民による実用新案登録出願について、受理しないとき。</p> <p>三、実用新案権者が実用新案の出願権者でないとき。</p> <p>第十二条第一項の規定に違反し、又は前項第三号の事由があることにより、無効審判請求を請求する者は、利害関係人に限る。<u>その他の事由については、何人も、証拠を添付して特許主務官庁に無効審判を請求することができる。</u></p> <p>無効審判審決書には、特許審査官の署名がなければならない。</p>
<p>第二百二十二条 <u>第二十二條、第二十三條、第二十六條、第二十八條から第三十一條まで、第三十三條、第三十四條第三項、第四項、第三十五條、第四十三條第二項、第三項、第四十四條第三項、第四十六條第二項、第四十七條第二項、第五十一條、第五十二條第一項、第二項、第四項、第五十八條第一項、第二項、第四項、第五項、第五十九條、第六十四條から第六十七條まで、第六十九條、第七十條第二項、第三項、第七十一條、第七十二條、第七十四條から第八十四條まで、第八十六條から第一百条まで、第二百二條から第二百五條までの規定は、実用新案に準用する。</u></p>	<p>第一百八條 <u>第二十五條から第二十九條まで、第三十一條から第三十四條まで、第三十五條第二項、第四十二條、第四十五條第二項、第五十條、第五十七條、第五十九條から第六十二條まで、第六十四條から第六十六條まで、第六十七條第三項、第四項、第六十八條から第七十一條まで、第七十三條から第七十五條まで、第七十八條第一項、第二項、第四項、第七十九條から第八十六條まで、第八十八條から第九十二條までの規定は、実用新案に準用する。</u></p>
<p>第四章 設計專利 (意匠)</p>	<p>第四章 意匠</p>
<p>第二百二十三條 設計とは物品の全部または一部の形状、模様若しくは色彩又はこれらの結合であつ</p>	<p>第一百九條 意匠とは物品の形状、模様若しくは色彩又はこれらの結合であつて、視覚を通じて美感</p>

改正条文 (20091203送立院版草案)	現行条文
<p>て、視覚を通じて訴求する創作を指す。 <u>物品に応用するコンピュータ画像及びグラフィックユーザーインターフェースは、本法により設計専利（意匠）の登録を受けることができる。</u></p>	<p>を起こさせる創作を指す。 <u>類似意匠とは、同一の者がその本意匠に基づいて創作し、且つ当該意匠に類似するものを指す。</u></p>
<p>第二百二十四条 産業上利用できる設計であつて、次に掲げる事情の一に該当しないものは、本法により出願をして設計専利の登録を受けることができる。</p> <p>一、出願前に同一又は類似の設計が、すでに刊行物に掲載されたもの。</p> <p>二、<u>出願前に同一又は類似の設計が、公然実施されたもの。</u></p> <p>三、出願前に公知になったもの。</p> <p><u>設計は、前項各号の事情がない場合であっても、その属する技芸分野における通常の知識を有する者が出願前の先行技芸により容易に考え付いたものであるときは、設計専利登録を受けることができない。</u></p> <p><u>出願人に下記事情の一つがあることにより、且つその事実が発生した後の6ヶ月以内に出願し、その事実は第一項各号または前項の設計専利を取得することができない事情ではないもの。</u></p> <p>一、刊行物に掲載されたもの。</p> <p>二、政府が主催し又は認可した展覧会に陳列されたもの。</p> <p>三、<u>その本意に反して漏洩されたもの。</u></p> <p>出願人が前項第一号及び第二号の事情を主張するときは、出願時に事実及びその年、月、日を明記し、特許主務官庁が指定した期間内に証明書類を添付しなければならない。</p>	<p>第一百十条 産業上利用できる意匠であつて、次に掲げる事情の一に該当しないものは、本法により出願をして意匠登録を受けることができる。</p> <p>一、出願前に同一又は類似の意匠がすでに刊行物に掲載され、又は公然実施されたもの。</p> <p>二、出願前に公知になったもの。</p> <p>意匠であつて、下記事情の一つがあることにより、前項各号の事情が生じた場合、その事実が発生した日から6ヶ月以内に出願したものは、前項各号規定の制限を受けない。</p> <p>一、政府が主催し又は認可した展覧会に陳列されたもの。</p> <p>二、出願人の本意に反して漏洩されたもの。</p> <p>出願人が前項第一号の事情を主張するときは、出願時に事実及びその年、月、日を明記し、特許主務官庁が指定した期間内に証明書類を添付しなければならない。</p> <p>意匠は、第一項の事情がない場合であっても、その属する技芸分野における通常の知識を有する者が出願前の以前の技芸により容易に考え付いたものであるときは、本法により出願をして意匠登録を受けることができない。</p> <p><u>同一の者が類似の意匠について登録出願をするときは、類似意匠の登録出願をしなければならず、第一項及び前項規定の制限を受けない。但し、本意匠の登録出願前にすでに類似意匠と同一又は類似の意匠が刊行物に掲載され、公然実施され又は公知になったときは、本法により類似意匠の出願をし、意匠登録を受けることができない。</u></p> <p><u>同一の者は類似意匠に類似する意匠について類似意匠の出願をし、登録を受けることができない。</u></p>
<p>第二百二十五条 設計専利登録出願に係る設計が、出願がこれより先で、公告がこれより後の設計専利登録出願に添付された明細書または図面の内容と同一、又は類似であるときは、設計専利登録を受けることができない。但し、その出願人と先に出願した設計専利登録出願の出願人が同一の者であるときはこの限りでない。</p>	<p>第一百十一条 意匠登録出願に係る意匠が、出願がこれより先で、公告がこれより後の意匠登録出願に添付された図面説明の内容と同一、又は類似であるときは、意匠登録を受けることができない。但し、その出願人と先に出願した意匠登録出願の出願人が同一の者であるときはこの限りでない。</p>
<p>第二百二十六条 次の各号に該当するものは設計専利登録を受けることができない。</p> <p>一、純粋に機能的な物品造形。</p> <p>二、純粋な芸術創作又は美術工芸品。</p> <p>三、集積回路の回路配置及び電子回路の回路配置（レイアウト）。</p> <p>四、物品が公共の秩序、または善良の風俗を害するもの。</p>	<p>第一百十二条 次の各号に該当するものは意匠登録を受けることができない。</p> <p>一、純粋に機能的に設計された物品造形。</p> <p>二、単なる芸術創作又は美術工芸品。</p> <p>三、集積回路の回路配置及び電子回路の回路配置（レイアウト）。</p> <p>四、物品が公共の秩序、善良の風俗、又は衛生を害するもの。</p> <p><u>五、物品が党旗、国旗、国父の肖像、国の紋章、軍旗、印章、勳章と同一又は類似であるもの。</u></p>

改正条文 (20091203送立院版草案)	現行条文
<p>第二百二十七条 <u>設計專利登録の出願は出願権者が願書、明細書及び図面を備えて、特許主務官庁に出願しなければならない。</u> 設計專利登録出願は願書、明細書及び図面が完備した日を出願日とする。 明細書及び図面が出願時に中国語書面を提出せず、外国語書面で提出し、且つ特許主務官庁が指定した期間に中国語書面を補正（補足）したときは、外国語書面の提出を出願日とする。 前項の指定期間内に中国語書面を補正（補足）しなかったときは、出願を受理しない。但し、処分前に補正したときは、補正日を出願日とし、外国語書面は未提出と見なす。</p>	<p>第一百十六条 意匠登録出願は出願権者が願書、図面明細書を備えて、特許主務官庁に提出しなければならない。 出願権者が雇用者、譲受人又は相続人であるときは、<u>創作者の氏名を明記し、雇用、譲受又は相続の証明書類を添付しなければならない。</u> 意匠の登録出願は願書、図面明細書が完備した日を出願日とする。 前項の図面説明書を外国語書面で提出し、且つ特許主務官庁が指定した期間に中国語の翻訳文を補正したときは、外国語書面の提出日を出願日とする。指定期間内に補正しなかったときは、出願を受理しない。但し、処分前に補正したときは、補正日を出願日とする。</p>
<p>第二百二十八条 明細書及び図面は当該設計の属する技芸分野における通常の知識を有する者がその内容を理解し、それに基づいて実現することができるように明確で十分に示されていなければならない。 明細書及び図面の開示方法は本法の施行細則で定める。</p>	<p>第一百七条 前条の図面明細書は意匠に係る物品の名称、創作説明、図面説明及び図面を記載しなければならない。 図面明細書は、当該意匠の属する技芸分野における通常の知識を有する者がその内容を理解し、それに基づいて実施することができるように明確で十分に示されていなければならない。 意匠の図面説明方法は本法の施行細則で定める。</p>
<p>第二百二十九条 同一人に二つ以上の類似の設計がある場合、設計專利及びその関連設計專利の出願をすることができる。 関連設計の出願日は原設計の出願日をより先であってならない。 関連設計專利の出願は、原設計專利の公告後、することができない。 同一人が原設計と類似せず、関連設計のみに類似の設計を、関連設計專利の出願をすることができない。</p>	
<p>第二百三十条 同一又は類似の設計について二つ以上の設計專利登録出願があったときは、最先の設計專利登録出願人のみが設計專利登録を受けることができる。但し、後から出願した者が主張する優先権日が先に出願した者の出願日より早いときはこの限りでない。 前項の出願日、優先権日が同日であるときは、協議のうえ決めるように出願人に通知しなければならない。協議が成立しないときは、いずれも設計專利登録を受けることができない。その出願人が同一人物であるときは、期限を定めて択一出願することを出願人に通知し、期限内に択一出願しなかったときは、いずれも設計專利登録を受けることができない。 各出願人が協議をするとき、特許主務官庁は相当の期間を指定して協議結果を届け出る旨を出願人に通知しなければならない。期限内に届出がないときは、協議が成立しなかったものと見なす。 前三項の規定は、次の各号に適用しない。 一、原設計專利登録の出願と関連設計專利登録の</p>	<p>第一百八条 同一又は類似の意匠について二以上の意匠登録出願があったときは、最先の意匠登録出願人のみがその意匠について意匠登録を受けることができる。但し、後から出願した者が主張する優先権日が先に出願した者の出願日より早いときはこの限りでない。 前項の出願日、優先権日が同日であるときは、協議のうえ決めるように出願人に通知しなければならない。協議が成立しないときは、いずれも意匠登録を受けることができない。その出願人が同一人物であるときは、期限を定めて択一出願することを出願人に通知し、期限内に択一出願しなかったときは、いずれも意匠登録を受けることができない。 各出願人が協議をするとき、特許主務官庁は相当の期間を指定して協議結果を届け出る旨を出願人に通知しなければならない。期限内に届出がないときは、協議が成立しなかったものとみなす。</p>

改正条文 (20091203送立院版草案)	現行条文
<p><u>出願との間。</u> 二、同一の設計專利登録の出願に二つ以上の関連設計專利登録の出願があるものは、当該二つ以上の関連設計專利登録との間。</p>	
<p>第一百三十一条 設計專利登録出願は設計ごとに行ななければならない。 二つ以上の物品は、同一の類別に属し、且つ習慣上、物品をセットで販売、または使用するものは、一つの設計により出願することができる。 設計專利登録出願は、施す物品を指定しなければならない。</p>	<p>第一百九条 意匠登録出願は意匠ごとに行ななければならない。 意匠登録の出願には、<u>意匠</u>を施す物品を指定しなければならない。</p>
<p>第一百三十二条 設計專利登録の出願は、実質上、二つ以上の設計があった時は、特許主務官庁の通知、または出願人の申請により、分割出願をすることができる。 分割出願はもとの出願の再審査の査定前に行ななければならない。 分割後の出願、もとの出願で完了した手続きについて、引続き審査しなければならない。</p>	
<p>第一百三十三条 設計專利登録を出願した後に、これを関連設計專利的登録出願に変更するとき、又は関連設計專利的登録出願をした後に、これを設計專利の登録出願に変更するときは、もとの出願の出願日を変更出願の出願日とする。 <u>出願変更は、次の各号に掲げる事情のいずれかに該当するものは、行うことができない。</u> 一、もとの出願の公告決定の査定書の送達後。 二、もとの出願の拒絶査定書の送達後、2ヶ月を経過したもの。 <u>出願変更の設計または関連設計は、もとの出願の出願時の明細書、または図面が開示した範囲を超えてならない。</u></p>	<p>第一百五条 独立の意匠登録を出願した後に、これを類似意匠の登録出願に変更するとき、又は類似意匠の登録出願をした後に、これを独立意匠の登録出願に変更するときは、もとの出願の出願日を変更出願の出願日とする。但し、もとの出願を許可した査定書が送達された後、又はもとの出願を拒絶した査定書が送達された日から60日を経過した後は変更することができない。</p>
<p>第一百三十四条 特許又は実用新案登録を出願した後に、これを設計專利登録出願に変更するときは、もとの出願の出願日を変更出願の出願日とする。 <u>出願変更は、次の各号に掲げる事情のいずれかに該当するものは、行うことができない。</u> 一、もとの出願の公告決定の査定書、処分書の送達後。 二、もとの出願が発明で、拒絶査定書の送達後、2ヶ月を経過したもの。 三、もとの出願が実用新案で、実用新案登録を受けることができない処分書の送達後、30日を経過したもの。 <u>出願変更後の出願は、もとの出願の出願時の明細書、特許請求の範囲または図面が開示した範囲を超えてならない。</u></p>	<p>第一百四条 特許又は実用新案登録を出願した後に、これを意匠登録出願に変更するときは、もとの出願の出願日を変更出願の出願日とする。但し、<u>もとの出願を認可した査定書、処分書が送達された後、又はもとの出願を拒絶した査定書、処分書が送達された日から60日を経過した後は変更することができない。</u></p>
<p>第一百三十五条 明細書及び図面について、第二百七条第三項の規定により外国語書面で提出されたものは、その外国語書面を修正することができない。</p>	

改正条文 (20091203送立院版草案)	現行条文
<p>第二百二十七条第三項の規定で補正（補足）した中国語書面は、出願時の外国語書面で開示した範囲を超えてならない。</p>	
<p><u>第一百三十六条 設計專利登録出願が第二百二十三条から第二百二十六条、第二百二十八条、第二百二十九条、第二百三十条第一項至第三項、第二百三十一条第一項、第二項、第二百三十三条第三項、第二百三十四条第三項、第二百三十五条第二項、第二百四十四条第一項準用第四十三条第二項、第二百四十四条第一項準用第四十四条第三項の規定に違反するときは、拒絶査定をしなければならない。</u></p>	<p>第二百二十条 意匠登録出願が第九十九条至第一百二十二条、第一百七十七条、第一百八十条、第一百九条第一項又は第二百二十二条第三項の規定に違反するときは、拒絶査定をしなければならない。</p>
<p>第一百三十七条 設計專利權の存続期間は、出願日より起算して12年をもって満了する。関連設計專利權の存続期間は原設計專利權の存続期間と同時に満了する。</p>	<p>第一百三十三条 <u>出願した意匠が査定された後、出願人は査定書の送達後3ヵ月以内に証書費及び一年分の登録料を納付しなければならず、それで始めて公告される。期限内に納付しないときは、公告されず、その意匠權は初めから存在しなかったものとする。</u> <u>出願意匠は公告の日から意匠權を付与し、証書を交付する。</u> 意匠權の存続期間は、出願日より起算して12年をもって満了する。類似意匠の存続期間は本意匠の存続期間と同時に満了する。</p>
	<p>第二百一十一条 出願した意匠を審査して、拒絶の理由がないと認めるときは、意匠を付与して図面を公告しなければならない。</p>
	<p>第二百二十二条 特許主務官庁は意匠を審査するとき、申請又は職権により、期間を指定して、下記各号の行為をすることを出願人に通知することができる。</p> <ol style="list-style-type: none"> 一. 特許主務官庁に出向いて、面接を受ける。 二. 模型又は見本を補足する。 三. 図面説明を補充、修正する。 <p>前項第2号の模型又は見本の補足は、特許主務官庁が必要なときに現場又は指定場所へ行って検証をすることができる。 第一項第三号の補充、修正は、出願時の原図面説明の範囲を越えてはならない。</p>
<p>第一百三十八条 設計專利權者は、本法に別段の定めがある場合を除き、他人がその同意を経ないで当該設計又は当該設計に類似するものを実施することを排除する權利を専有する。 <u>設計專利權の範囲は、<u>図面</u>を基準とし、<u>説明書</u>を斟酌することができる。</u></p>	<p>第二百二十三条 <u>意匠權者は意匠を施すことを指定した物品について、本法に別段の定めがある場合を除き、他人がその同意を得ずに、当該意匠に係る物品及びそれに類似した物品を製造し、販売の申出をし、販売し、使用し、若しくは上記目的のために輸入する行為を排除する權利を専有する。</u> <u>意匠權の權利範圍は図面を基準とし、創作説明を斟酌することができる。</u></p>
<p>第一百三十九条 関連設計專利權は単独で主張することができ、且つ及類似する範囲にも及ぶ。</p>	<p>第二百二十四条 類似意匠に係る意匠權は、<u>本意匠權に從属し、単独で主張することはできず、且つ類似する範囲にも及ばない。</u> <u>本意匠權が取消され、又は消滅したときは、類似意匠に係る意匠權も共に取消され、又は消滅する。</u></p>
	<p>第二百五条 意匠權の効力は次の各号に掲げる</p>

改正条文 (20091203送立院版草案)	現行条文
	<p>事項に及ばない。</p> <p>一. 研究、教学又は試験のために意匠を実施し、営利行為ではないもの。</p> <p>二. 出願前にすでに国内で実施され、又は必要な準備を完了させたもの。但し、出願前6カ月以内に出願人のところでその意匠を知り、出願人がその意匠権の留保を声明したときはこの限りでない。</p> <p>三. 出願前に国内に存在した物品。</p> <p>四. 単に国境を通過する交通機関、又はその装置。</p> <p>五. 意匠登録出願権者でない者が登録を受けた意匠権が、意匠権者の無効審判請求により取消された時、その実施権者が無効審判前に善意で国内において使用し、又は必要な準備を完了したもの。</p> <p>六. 意匠権者が製造し、又はその同意を得て製造した意匠に係る物品の販売後、当該物品を使用し、又は再販売する行為。上記の製造、販売は国内限らない。</p> <p>前項第二号及び第五号の使用人は、その既存の事業範囲内に限って利用を継続することができる。第六号の販売できる区域は裁判所が事実に基づいて認定する。</p> <p>第一項第五号の実施権者は、当該意匠権が無効審判により取消された後もよ然として実施していたときは、意匠権者の書面通知を受け取った日から、意匠権者に合理的な実施料を支払わなければならない。</p>
	<p>第二百二十六条 意匠権者は、意匠を施すことを指定した物品について、その意匠権を他人に譲渡し、信託し、実施許諾し、又は質権を設定ことができ、特許主務官庁に登録しなければ、第三者に対抗することができない。但し、類似意匠に係る権利は単独で譲渡、信託、実施許諾、又は質権の設定をすることができない。</p>
<p>第四百十条 関連設計専利権は、その原設計専利権と共に譲渡、信託、相続、許諾または質権の設定をしなければならない。</p> <p>原設計専利権が第四百四十四条第一項準用第七十二条第一項第三号又は第四号に基づき既に当然消滅又は取消しが確定したが、その関連設計専利権が二つ以上依然として存続する場合、単独で譲渡、信託、相続、許諾又は質権の設定をすることはできない。</p>	
<p>第四百一一条 <u>設計専利権者による説明書又は図面の訂正は、下記事項についてのみ行うことができる。：</u></p> <p><u>一、誤記又は誤訳の訂正。</u></p> <p><u>二、不明瞭な記載の釈明。</u></p> <p><u>訂正は、誤訳の訂正を除き、出願時の説明書又は図面が開示する範囲を超えてならない。</u></p> <p><u>第二百二十七条第三項規定に基づき、説明書及び図</u></p>	<p>第二百二十七条 意匠権者は、意匠の図面説明に対し、誤記又は不明瞭な事項についてのみ特許主務官庁に補正を申請することができる。特許主務官庁は補正を許可した後、その事由を特許公報に掲載しなければならない。</p> <p><u>図面説明は補正、公告された後、出願日に遡って効力を生じる。</u></p>

改正条文 (20091203送立院版草案)	現行条文
<p><u>面を外国語書面で提出された場合、その誤訳の訂正は、出願時の外国語書面が開示する範囲を超えてならない。</u> <u>訂正は実質的に公告時の図面を拡大又は変更してならない。</u></p>	
<p>第四百二十二条 設計専利権者は被許諾者又は質権者の同意を経ないで、専利権を放棄してならない。</p>	
<p>第四百二十三条 設計専利権が次に掲げる事情の一に該当するときは、何人でも特許主務官庁に無効審判を請求することができる。：</p> <p>一、<u>第二百二十三條至第二百二十六條、第二百二十八條、第二百二十九條、第二百三十條第一項から第三項まで、第二百三十三條第三項、第二百三十四條第三項、第二百三十五條第二項、第二百四十一條第二項から第四項まで、第二百四十四條第一項準用第三十四條第四項、第二百四十四條第一項準用第四十三條第二項、第二百四十四條第一項準用第四十四條第三項の規定に違反するとき。</u></p> <p>二、<u>専利権者の属する国が中華民國国民による特許出願を受理しないとき。</u></p> <p>三、<u>第十二條第一項の規定に違反するか、又は設計専利権者が設計専利出願権者ではないとき。</u> <u>前項第三号を事情を以って無効審判を請求する者は、利害關係人に限り、これを行うことができる。</u></p> <p><u>設計専利権の無効審判請求は、その公告決定された時の規定による。但し、第二百三十三條第三項、第二百三十四條第三項、第二百四十一條第二項、第四項、第二百四十四條第一項準用第三十四條第四項又は第二百四十四條第一項準用第四十三條第二項の規定に違反する事情を以って無効審判請求するものは、無効審判請求時の規定による。</u></p>	<p>第二百二十八条 次に掲げる各号の一に該当するときは、特許主務官庁は無効審判又は職権により、<u>その意匠権を取消し、期間を限定して証書を返還させなければならない。返還されなかったときは、取消す旨の公告をしなければならない。</u></p> <p>一、第十二條第一項、第九條から第十二條まで、第十七條、第十八條又は第二十二條第三項の規定に違反するとき。</p> <p>二、意匠権者の属する国が中華民國国民の意匠登録出願を受理しないとき。</p> <p>三、意匠権者が意匠登録出願権者でないとき。 <u>第十二條第一項の規定に違反し、又は前項第三号の事由があることにより、無効審判を請求する者は、利害關係人に限られる。その他の事由は、何人でも証拠を添付すれば、特許主務官庁に無効審判を請求することができる。</u></p>
<p>第四百二十四条 <u>第二十八條、第二十九條、第三十四條第三項、第四項、第三十五條、第三十六條、第四十二條、第四十三條第一項から第三項まで、第四十四條第三項、第四十五條、第四十六條第二項、第四十七條、第四十八條、第五十條、第五十二條第一項、第二項、第四項、第五十八條第二項、第五十九條、第六十四條から第六十七條まで、第七十條、第七十二條、第七十四條、第七十五條第一項、第三項、第四項、第七十六條から第八十條まで、第八十一條第一項、第八十二條から第八十四條、第八十六條から第八十八條、第九十四條から第百條まで、第二百二條から第二百五條までの規定は、設計専利において準用する。</u> <u>第二十八條第一項に定める期間は設計専利出願案件においては6ヶ月とする。</u> <u>第二十九條第二項及び第四項に定める期間は、設計専利出願案件においては10ヶ月とする</u></p>	<p>第二百二十九条 第二十七條、第二十八條、第三十三條から第三十五條まで、<u>第四十二條、第四十三條、第四十五條第二項、第四十六條、第四十七條、第六十條から第六十二條まで、第六十五條、第六十六條、第六十七條第三項、第四項、第六十八條から第七十一條まで、第七十三條から第七十五條まで、第七十九條から第八十六條まで、第八十八條から第九十二條までの規定は、意匠において準用する。</u> 第二十七條第一項に定める期間は意匠権においては6ヶ月とする。</p>
<p>第五章 附則</p>	<p>第五章 附則</p>
<p>第四百五十五條 特許ファイルにおいての出願書</p>	<p>第三百十條 特許の出願書類、明細書、図面及び</p>

改正条文 (20091203送立院版草案)	現行条文
<p>類、明細書、特許請求の範囲、摘要、図面及び図面説明は、特許主務官庁が永久に保存し、その他の書類は、<u>最長で 30 年間</u>保存しなければならない。</p> <p>前項の特許ファイルは、マイクロフィルム、磁気ディスク、磁気テープ、光ディスクなどの方式で保存することができる。保存記録は、特許主務官庁が確認した後は、原ファイルと同一と見なし、原紙面特許ファイルは廃棄処分することができる。保存記録の複製物は特許主務官庁により確認されたものは、<u>真正のもの</u>と推定する。前項保存代替物の確認、管理、及び使用規則は、所管官庁によりこれを定める。</p>	<p>図面説明は、特許主務官庁が永久に保存し、その他の書類は、少なくとも 30 年間保存しなければならない。</p> <p>前項の特許書類は、マイクロフィルム、磁気ディスク、磁気テープ、光ディスクで保存することができる。保存記録は、特許主務官庁が確認した後は、原書類と同一とみなし、原紙面書類は焼却することができる。保存記録の複製物は特許主務官庁が確認したときは、<u>真正のもの</u>と推定する。前項代替物の確認、管理、及び使用規則は、所管官庁が定める。</p>
<p>第百四十六条 所管官庁は、発明、実用新案、又は設計の創作を奨励するために奨励助成方法を制定することができる。</p>	<p>第百三十一条 所管官庁は、発明、創作を奨励するために奨励補助方法を制定することができる。</p>
<p>第百四十七条 第二十五条第三項、第八十条第三項及び第二百二十七条第三項の規定により提出する外国語書面は、その外国語種類の限定及び明記すべき事項の規則について、所管官庁によりこれを定める。</p>	
<p>第百四十八条 第九十四条、第二百二十二条準用第九十四条、第百四十四条第一項準用第九十四条規定の出願料、証書代及び特許料の金額、その納付方法は所管官庁によりこれを定める。</p> <p>第九十七条、第二百二十二条準用第九十七条、第百四十四条第一項準用第九十七条規定の特許料減免については、その減免条件、年限、金額及びその他従うべき事項についての規則は、主管官庁によりこれを定める。</p>	<p>第八十条第三項 出願の手数料、証書代及び特許料の金額は所管官庁がこれを定める。</p> <p>第八十三条 特許権者は自然人、学校又は中小企業であるときは、特許主務官庁に特許料の減免を出願することができる。減免の条件、年限、金額その他従うべき規則は、主管官庁がこれを定める。</p>
<p>第百四十九条 1994年1月23日以前に提出された出願は、第五十三条の規定により、存続期間の延長を申請することができない。</p>	<p>第百三十二条 1994年1月23日以前に提出された出願は、第五十二条の規定により、存続期間の延長登録を出願することができない。</p>
	<p>第百三十三条 2001年10月24日の本法改正施行前に提出された追加特許出願は審査が確定していないとき、又はその追加特許権が存続しているときは、改正前の追加特許関連規定に従って処理する。</p>
<p>第百五十条 1994年1月21日の本法改正施行前に査定公告された特許案件の特許権の存続期間は、改正前の規定を適用する。但し、発明特許案件は世界貿易機関協定が中華民国管轄区域内で発効した日に、特許権が存続しているときは、その特許権の存続期間は改正施行後の規定を適用する。</p> <p>2003年1月3日の本法改正の条文施行前に査定公告された実用新案権の存続期間は改正前の規定を適用する。</p> <p>意匠登録案件に関し、世界貿易機関協定が中華民国管轄区域内で発効した日に、意匠権が存続しているときは、その存続期間は1997年5月7日の本法改正の条文施行後の規定を適用する。</p>	<p>第百三十四条 1994年1月21日の本法改正施行前に査定公告された特許権の存続期間は、改正施行前の規定を適用する。但し、世界貿易機関協定が中華民国管轄区域内で発効した日に、特許権が存続しているときは、その存続期間は改正施行後の規定を適用する。</p> <p>2003年1月3日の本法改正施行前に査定公告された実用新案権の存続期間は改正施行前の規定を適用する。</p> <p>意匠に関し、世界貿易機関協定が中華民国管轄区域内で発効した日に、意匠権が存続しているときは、その存続期間は1997年5月7日の本法改正施行後の規定を適用する。</p>
<p>第百五十一条 ○年○月○日の本法改正の条文施</p>	<p>第百三十五条 2003年1月3日の本法改正施行前に</p>

改正条文 (20091203送立院版草案)	現行条文
<p>行前に査定していない特許出願は、<u>本法に別段の定めがある場合を除き、改正施行後の規定を適用する。</u></p> <p><u>○年○月○日改正の条文施行前に査定していない訂正案件及び無効審判請求案件は、改正施行後の規定を適用する。</u></p>	<p>査定していない特許出願は、改正施行後の規定を適用する。</p>
<p>第一百五十二条 ○年○月○日の本法改正の条文施行前に提出し、且つ改正前第二十九条の規定によって優先権を主張する特許又は実用新案は、その先出願案件がまだ未公告か、又は特許拒絶の査定又は処分が確定していないときは、第三十条第一項の規定を適用する。</p> <p>○年○月○日の本法改正の条文施行前に査定され発明特許出願が、第三十四条第二項第二号規定の期間を過ぎていないときは、第三十四条第二項第二号及び第六項規定を適用する。</p>	
<p>第一百五十三条 第二十二條第三項第二号、第二十二條準用第二十二條第三項第二号、第二十三條第一項に係る物品の部分設計、第二十三條第二項、第二十四條第三項第一号、第二十九條、第三十一條第二項の規定は、○年○月○日本法改正の条文施行後に提出される出願より適用する。</p>	
<p>第一百五十四条 ○年○月○日の本法改正の条文施行前に提出された動、植物及び動、植物生産の主要生物学方法の発明特許出願は、改正前の規定を適用する。</p>	
<p>第一百五十五条 ○年○月○日の本法改正の条文施行前に改正前第三十条第二項の規定に違反したときは、未寄託の発明特許出願と見なし、改正施行後まだ査定してない場合、第二十七条第二項の規定を適用する。その優先権の主張が最も先の優先権日からまだ 16 ヶ月以内である場合は、第二十七条第三項の規定を適用する。</p>	
<p>第一百五十六条 ○年○月○日本法改正の条文施行前に改正前第二十八条第三項、第八條準用第二十八條第三項、第二十九條第一項準用第二十八條第三項の規定により、改正前第二十八条第一項、第八條準用第二十八條第一項、第二十九條第一項準用第二十八條第一項の規定に違反するために優先権を喪失した専利出願案件が、改正施行後にまだ査定又は処分されておらず、且つ最も先の優先権日より特許、実用新案出願がまだ 16 ヶ月以内、設計専利登録出願がまだ 10 ヶ月以内である場合、第二十九條第四項、第二十二條準用第二十九條第四項、第四十四條第一項準用第二十九條第四項の規定を適用する。</p> <p>○年○月○日の本法改正の条文施行前に改正前第二十八条第三項、第八條準用第二十八條第三項、第二十九條第一項準用第二十八條第三項規定により、改正前第二十八条第二項、第八條準用第二十八條第二項、第二十九條第一項準用第</p>	

改正条文 (20091203送立院版草案)	現行条文
<p>二十八条第二項の規定に違反するために優先権を喪失した専出願案件が、改正施行後にまだ査定又は処分されておらず、且つ最も先の優先権日より特許、実用新案出願がまだ 16 ヶ月以内、設計専出願がまだ 10 ヶ月以内である場合、第二十九条第二項、第二百二十二条準用第二十九条第二項、第四百四十四条第一項準用第二十九条第二項の規定を適用する。</p>	
<p>第一百五十七条 ○年○月○日の本法改正の条文施行前に提出された発明特許権存続期間延長の申請案件が、改正施行後まだ査定されておらず、且つその特許権が存続している場合、改正施行後の規定を適用する。</p>	
<p>第一百五十八条 ○年○月○日の本法改正の条文施行前に次に掲げる事情の一に該当するときは、第五十二条第四項、第七十二条第二項、第二百二十二条準用第五十二条第四項、第二百二十二条準用第七十二条第二項、第四百四十四条第一項準用第五十二条第四項、第四百四十四条第一項準用第七十二条第二項の規定を適用しない。</p> <p>一、改正前の第五十一条第一項、第一百一条第一項又は第一百三十一条第一項の規定により、期限を過ぎても費用を納付しなかったため、特許権が始めから存在しないもの。</p> <p>二、改正前の第六十六条第三号、第八十条準用第六十六条第三号又は第二百二十九条第一項準用第六十六条第三号の規定により、本法改正施行前に、特許権が当然消滅しているもの。</p>	
<p>第一百五十九条 ○年○月○日本法改正の条文施行前にまだ査定されていない意匠登録出願について、出願人は改正施行後3ヶ月以内に、物品の部分設計専出願へ出願を変更することができる。</p>	
<p>第一百六十条 ○年○月○日の本法改正の条文施行前にまだ査定されていない類似意匠登録出願は、改正前の類似意匠に関する規定を適用する。</p> <p>○年○月○日の本法改正の条文施行前にまだ査定されていない類似意匠登録出願で、且つ本意匠公告前に出願したものについて、出願人は改正施行後三ヶ月以内に関連設計専出願へ出願を変更することができる。</p>	
	<p>第三百三十六条 2003年1月3日の本法改正施行前になされた異議申立は、改正施行前の規定を適用する。</p> <p>2003年1月3日の本法改正施行前に査定公告された特許出願は、改正施行後も改正施行前の規定により異議申立をすることができる。</p>
<p>第一百六十一条 本法の施行細則は、所管官庁によりこれを定める。</p>	<p>第三百三十七条 本法の施行細則は、所管官庁が定める。</p>
<p>第一百六十二条 本法の施行期日は行政院によりこれを定める。</p>	<p>第三百三十八条 本法の施行期日は第十一条が公布日に施行開始となる他、行政院がそれを定める。</p>